吉田虎雄著

支那貿易事情

東京 民友社發行

支那貿易事情序

商工局員吉田虎雄其著支那貿易事情を示し予に序を徵す夫れ淸國は疆土の廣衍蒼生の繁庶亞洲に冠絕し世界の大市場として夙に列國の心營目注する所と爲る特に拳匪の亂後漸く世界の大勢に警醒し變絃更調以て其開新を籌る列國貿易の

關係此より將に大變せんとす然るに我邦は毗隣の地に居て古來交通の關係最も厚きにも拘らす對清貿易は遲々として進ます列國の競爭に對して殆と一著を輸す殊に慨嘆に勝へたり蓋已を知り彼を知るは獨り用兵に貴ふのみならす亦商事の要訣なり我對清貿易の進まさる

は畢竟我商民の空疎なる彼の事情を詳悉せさるに坐す、吉田氏清國の事情を探求する茲に年あり頃其所見を彙めて此書を爲す商業に關する制度及地理並國際貿易の概勢より運輸及金融機關の情況に至るまて事苟も商業に關するものは細大盡く擧く素より殫慮して討思する

者に非されは焉そ能く此に至らん對淸貿易に志す者此書を以て南車の用と爲さは豈に小補なしとせんや乃ち一言して序と爲す

明治三十五年十一月

農商務大臣 男爵平田東助

我邦と清國との貿易は年を逐ふて益隆昌に趨くと雖も而も兩國間の貿易は從來殆んと全く本邦居留淸人の經營に任せ邦人の直接に之を營む者甚た鮮きは洵に遺憾に堪へさる所なり是蓋彼地の制度慣習其他一般經濟事情錯雜紛糾容易に之を識り難きに由らすんはあらす是時に當り彼地の貿易事情を審にし以て邦人の直接貿易に資するは最も必要の事なりと謂ふへし余客秋以來支那貿易に關する事務に執掌し適〻此に感する所あり乃ち諸書を涉獵し及領事官視察員等の報文其他巡游者の紀行等を參考し捃摭摘收筆に信せて之を記し平素耳目の及ふ所の者亦其中に雜綴し計十章を得聊鈔胥に命して之を世に公

にす惟鄙人學殖無似見聞多からす茲編率意成る所孟浪杜撰の譏を招かんことを恐るゝのみ幸に支那貿易に從事する者之に由りて得る所あり魚を得て筌を忘るゝに至らは我志亦空からさるなり

明治三十五年八月　　　著　者　自　識

此書本と重なる開港に就いては別に章を設け物貨集散の狀況運輸交通の關係より經濟機關の設備其他商業上諸般の事項に至るまて之を詳記すへき意なりしも著者頃日俗事蝟集永く此著に筆を執ること能はさるのみならす紙數亦自ら制限あり遂に其意を果さす是を以て貿易地理中有名なる開港を叙する比較上反て詳ならさる所あり讀者焉を恕せよ

著者又識

凡例

一書中地理尺を記するに單に〔里〕〔町〕〔尺〕等の字を用ゐるものは皆本邦尺度を以て算し〔浬〕〔哩〕〔呎〕等の字を用ゐるものは英國尺度を以て算するものなり其他支那里は〔淸里〕露西亞里は〔露里〕と書し以て之を區別す

一金額を記するに〔兩〕〔錢〕〔匁〕〔分〕〔釐〕〔串〕〔吊〕〔文〕等の字を用ゐるものは皆支那貨幣〔元〕〔角〕等の字を用ゐるものは墨西哥弗の價位を表するものなり而して單に若干〔兩〕と書するものは皆海關兩を指すなり

一本邦尺度と英露淸各國尺度との比較を示せは左の如し

英
哩（一七六〇碼）　凡我十四町四十九間
碼（三呎）　同　三尺
呎（十二吋）　同　一尺
吋　同　八分四厘

露
ウエルスト	同 九町四十六間四尺
サーゼン	同 七尺四分九毛
フート	同 一尺五厘八毛
ドイム	同 八分三厘八毛
リニア	同 七厘

清
里（一八〇〇尺）	同 五町五十一間
丈（十尺）	同 一丈一尺七寸
引（十寸）	同 一尺一寸七分
寸（十分）	同 一寸一分七厘
分	同 一分一厘

一本邦衡量と清國衡量との比較を示せは左の如し

清
擔（百斤）	凡我十六貫目
斤（十六兩）	同 百六十目
兩	同 十匁

一清國貨幣と本邦貨幣との換算價格は左の如し（本年九月發行外務省編纂通商彙纂に據る）

清			
兩　十錢	上海兩	凡我	一圓十八錢一厘
	天津兩	同	一圓二十三錢一厘
	漢口兩	同	一圓二十一錢
錢（十分）	上海兩	同	十二錢五厘
分（十釐）		同	一錢二厘五毛
釐		同	一厘二毛
海關兩	百兩		上海兩百十一兩四錢

支那貿易事情

目次

附錄

改定清國輸入稅率

凡例
都會
開港場
省府
航路
鐵道
山西省
陝西省
甘肅省
河南省
山東省
安徽省
湖北省
四川省
浙江省
江西省
湖南省
貴州省
福建省
雲南省
廣西省
廣東省
韓國
黃海
東海
琉球諸島
舟山列島
臺灣
支那海
海南島
東京灣
青海
緬甸
暹羅
安南
呂宋
100°
110°
120°
30°
20°

支那交通貿易全圖

90°
100°
110°
120°
130°
50°
40°
西伯利
滿洲
黑龍江省
吉林省
奉天省
蒙古
戈壁沙漠
新疆省
直隸省
山西省
陝西省
山東省
甘肅省
青海
河南省
韓國
黃海
渤海
北京
天津

支那貿易事情

吉田虎雄著

第一章　貿易地理

第一節　概　説

支那疆域の遼邈廣大なる殆んと亞細亞洲東南全部を包有し其面積八十五萬方里即ち我邦の三十一倍餘に當り假に蒙古の沙漠と西藏の高原とを除き所謂支那本部及滿洲に就き之を見るも其面積は幾んと歐洲の一半に當り人口は遙に其右に出つへし。

今山河の形勢氣候殊に外國貿易上より觀察し之を三大部と爲すことを得へし曰く北部支那曰く中部支那曰く南部支那是なり

(一)　北部支那

北部支那とは滿洲並支那本部の北部即ち直隸省及黃河流域各省を指すものにして該地域たる山嶽曠野、高原稀に一帶の地質は古期地層より成り河流少く航行に便ならす而も又恐るへき洪水の害あり冬は冱寒にして夏は炎熱穀類其他天產物に富むと雖とも工藝技術未た興らす人民文化の度低卑にして且中等以下の民多く鉅富豪族に乏しく習尙質朴生活最も單純なり故に該地域の銷售貨物は多く粗製なる實用品にして精巧なる奢侈品の需用少しとす然れとも該部は其區域廣濶無涯にして黃河流域のみにても甘肅、陝西、山西、河南、山東各省を跨有するのみならす仍直隸省を越えて內外蒙古に銷售するの便あり又滿洲に於ては奉天省を越えて吉林、黑龍江省地方に銷售するのみならす尙ほ進んて西伯利亞地方に輸出するの便あり其販路の浩濶なる涯限なしと謂ふへし且北部支那の狀況を察するに田野能く開墾せられ耕種の業盛にして之を十數年前荒廢に委せしの比にあらす民力も亦舊時に比すれは頗る殷裕なるを示し習俗稍奢侈に傾き外國品を需用する年々多きを加ふるに至れり殊に滿洲地方の如き東淸鐵道の開通、關外鐵道の延長と共に漸次民俗の改善通商の擴張を致すは自然の理數なるを以て地勢相偪近密

通し通商上最も便益を有する我邦商賈は宜しく奮勵興起して貿易の基礎を鞏固にし將來該市場を壟斷するの概なかるへからす

（二）中部支那

中部支那とは江蘇浙江沿海一帶及長江沿岸各省を指すものにして到處青山起伏し且無數の河川縱横貫通し舟楫の便備はらさるなく氣候概ね温和にして植物繁茂し支那本部中殷富沃饒の上區に居る而して該地域たる農工商の事業は發達し物産の饒多なる財力の充溢せる運輸の利便を有する支那の富庫財源の稱に負かす生産力購買力共に綽々として餘裕あり且文化教育の躋進せる習俗の華美なる民智の發達せる倶に支那精華の萃る所と稱して可なり殊に揚子江の本支流支那本部の腹心を經過する狀は恰も血管の人身營養の源と爲り生機の淵たるか如く支那帝國は揚子江を以て通商の一大幹線殖産の一大機關となせり故に支那貿易を經營せんとせは長江一帶に注目せさるへからさるは必然の理數なりとす而して此地區に輸入銷售する貨物は粗製品よりも寧ろ精製品を尙ひ唯實用品に止まらす粧飾品亦漸次銷路を開くに至れり帝國商賈たるもの充分該地方に對して商

權を擴張し以て永遠の利を博するの企圖なかるへからす

(三) 南部支那

南部支那とは閩江流域及珠江(西江東江北江)流域諸省を指すものにして該地域たる氣候概ね炎熱草木叢茂し殊に諸省中廣東は物産富饒民力殷裕にして習尚の活潑敢爲なる風俗の奢侈豪華なる殆んと支那全國に其比を見さる所にして且該省は商業の隆盛なる支那に冠たるのみならす製造工藝の欝勃として隆昌なる亦他に其儔ある鮮し我邦の貨物を輸入する洵に尠からさるのみならす我邦の雜貨を摸造することの夥多なるは吾人の詳悉する所なり要するに廣東省は人口、物産、財力上支那富庶殷繁の首等を占むる地區にして將來國運の革新に隨ひ新事業陸續興起すへきは明なるを以て務めて帝國の商業を此に擴展せさるへからす但該省に於ては財力富饒にして外國貿易に熟練せる廣東人と競爭せさるへからさるを以て資本宏厚にして耐久の精神に富む者にあらされは成効を奏し難しとす廣西は廣東に毗隣すと雖も土地瘠角民度貧劣にして富庶豪戸に乏しき廣東と霄壤の差あり惟梧州府は開港以來頗る外國貿易增進の景況あり我邦の商權を漸次此に

擴張することを怠るへからす福建は廣東、浙江兩省間に介立する地區なれとも物産、財力共に遙に二省の下に在り地味貧瘠人民蓄積に乏しく生産力購買力倶に豊裕ならす且境内山岳重疊し河流亦難險多くして運輸の便否塞し通商上深遠の希望を屬すへからさるなり

第二節　北部支那

第一欵　滿　洲　面積六萬八百九十二方里 人口五百七十五萬一方里に付九十四人

滿洲の地は現時奉天、吉林、黑龍江の三省に區分せられ支那全國の東隅に位するを以て東三省の名あり

長白山、興安嶺の兩山脈及其支脈域内に連亙し平地は比較上少し但奉天省の南部遼河の沿岸は地勢平坦にして所謂遼東の平野を爲せり

松花江及遼河は域内を貫流し黑龍江、烏蘇里河、圖們江及鴨綠江の河身は西伯利亞及韓國との境界をなせり松花江は源を長白山に發し吉林を過き(此處寬六町)嫩江を合せて黑龍江に入る長四百里

烏蘇里河亦黒龍江の一支流にして河身上流まて汽船を通し浦潮斯徳に至るの要路とす該河の水源なる興凱(カンカ)湖は長二十里寛十五里深五六尺より十四五尺に過きされとも魚類群集し汽船の通航に際し之に觸れて死するもの多く或は躍つて甲板上に落つることあり就中最も大なるものは鱘魚及潜龍魚と稱するものにして重量百二十貫長一丈五尺に達するものありと云ふ

滿洲は地味肥沃にして農産に富み豆、黍其他穀類の産出甚た多く就中豆類を第一とす豆油、豆餅も隨て亦多額の輸出あり阿片、煙草、藍、野蠶糸、人參等の産出亦頗る多し興安嶺、長白山及其支脈には森林鬱蒼として繁茂し年々鴨綠江、松花江に由り流下する木材其數少からす又金、銀、鉛、鐵、石炭、硫黄等の礦山に富み就中金最も名あり又牧畜、獵獸の業盛に行はれ獸皮の輸出多額に上れり

露國の經營に成る東清鐵道は昨卅四年十一月既に全部開通し露都聖彼得堡より旅順口迄は僅に廿一日にして至ると云ふ此鐵道は哈爾賓を中心として三大幹線あり即ち哈爾賓より齊々哈爾、興安、海拉爾、滿洲(停車場名)を經て露領に入り後貝加爾線に連接する者、哈爾賓より昭賴桃、寛城子、昌圖府、鐵嶺、奉天、陽臺、遼陽、海城、大石橋、

蓋州、瓦房店、岑過難等を經て旅順口に至るもの及哈爾賓より一面坡、牡丹江を經てニコリスクに至り沿海州線に合する者是なり此他支線は哈爾賓より松花江に沿ひ西して松花江第一停車場に至る一線、昭頼桃より松花江第二停車場に至る一線、陽臺より煙臺炭坑に至る一線、大石橋より營口に至る一線、瓦房店より瓦房店炭坑に至る一線及岑過難よりダリニーに至る一線あり尚聞く所に依れは露國は愛琿より海拉爾に至り海拉爾より東蒙古を南下しダライノルを經て直隷省張家口に至る線路の敷設工事中にして海拉爾、張家口線は既に去秋十五哩間竣工せりと傳ふ

露國は東清鐵道護衛として該線路に沿ふて西伯利亞護境兵七千人を配置し尚ほ北清事變以後滿洲各地に駐屯せしむる歩兵一萬八千人工兵六百人騎兵三千二百人要塞兵二千四百人砲兵二千五百五十人あり而して是等駐屯兵は本年四月八日露清兩國間に調印せられたる滿洲還附條約に依り調印後六箇月以內(即本年十月)に先つ盛京省の西南部遼河に至る地方に駐屯せるものを撤退し次の六箇月以內(即明年四月)に盛京省の殘部及吉林省に駐屯せるものを撤退し次の六箇月以內に黑龍江省に駐屯せる殘部を撤退することゝなれりと雖も滿洲に於ける事局の發展をして無事ならしめは露國は其約を履行すへきも否らされは或は駐兵の時期を遷延するに至るやも知るへからす

(一) 奉天省

奉天府(土音穆克德音)一に盛京と稱す奉天省の省城にして北緯四十一度五十分東經百二十三度三十五分に位し山海關を距ること百二十四淸里牛莊港(營口)を距ること三百五十淸里東淸鐵道奉天停車塲(即ち卜三家)を距ること四十五淸里の地に在り殆んと奉天省の中央に位し人口二十五萬を有する滿洲第一の大都會にして大小の商店櫛比し豪賈巨商多く種々の商業機關盡く備はり滿洲に於ける貨物集散の要衝たり故に牛莊港より供給する輸入貨物は多く該府の商賈を經て吉林、長春、愛琿等の各地に分配せられ滿洲中央部一帶に產出する土貨亦重に該府に聚集せられて後牛莊港に輸送せらるゝものにして該府は實に牛莊港と密接の關係を有する大市塲なりとす其外國よりの輸入品は綿布、綿糸、石油、鐵類、粗製陶磁器、海產物、紙捲煙草及雜貨等にして其輸出品は大豆、豆餠、雜穀を大宗とし獸皮(細貨は貂鼠、栗鼠、銀鼠、灰鼠、獺等にして粗貨は狐、狸、山羊皮、犬皮其他敷皮類とす)猪棕(猪毛なり直隸省產に比し遙に優等なり)馬棕等之に次く昨年來本邦人の此地に來るもの多く目下在留者四十餘名(本年五月調)に上れり然れとも過半は婦女子なり
此地より牛莊への貨物の運送は主に水路の便を假り惟毎年十一月頃より翌年三

月中旬頃までは河水氷結するを以て陸運に由り來りしか東淸鐵道開通以來其便に由るもの亦尠からすと云ふ

此附近には石炭及鐵の礦脈あり現に該府の東に在る千山臺炭坑は露淸銀行に於て借坑主たる淸人某と結托し之か開堀の計畫中なりと云ふ

遼陽州（リャチャン） 奉天府を南に距ること六十露里太子河の濱に在り東淸鐵道の通路に當り又鳳凰城より營口に通する大道の衝に當る人口凡七萬家具、棺柩の製作を以て名あり

海城縣（ハイチエン） 營口を距ること北東五十露里市街の規模遼陽に比し稍小なりと雖も商業頗る繁盛なり附近には棉樹多く又鑛泉各處に湧出せり此地亦東淸鐵道の停車場あり

牛莊港（即ち營口（インカオ）） 遼河の左岸に在り河に沿ふて延袤し狹長なる街衢を爲せり蓋條約上は牛莊城（ニユウチユアン）を以て開港場となすと雖も同處は遼河の流淺くして汽船を通すへからさるのみならす支那船と雖も稍大なるものは航行に困難にして到底互市場と爲す能はさるを以て當初は河口を溯る三十浬なる白華溝を以て通商市區と

なしたりしも河底漸次壅塞するを以て田莊臺に移り遂に河口を距る十四浬なる營口市に遷るに至れり

營口市は分つて東西の二區とし二區の中間に關帝廟あり廟以東は海城縣に屬し以西は蓋平縣に屬す關帝廟西より市西天后宮に至る間は街衢整頓し熱鬧の區とす巨商富賈多く此間に在り人口約五萬廣東、福建、山東人多く市內は山東勞働者群を爲し冬季に至り勞働者歸鄕すれば人口の半を減ず

該港の貿易區域は遼河一帶の地より吉林、寬城、伯都訥、哈爾賓の各地方に及び其物產は冬期結氷間に於て車運を藉り遼河の沿岸各市鎭に輻輳し春末開氷の候を待ちて河流に由り該港に輸送し輸入貨物も亦該港より河を泝りて內地に輸送し河流の船送する能はさる地區に抵る後更に車運して遠く吉林、黑龍江各市に配分せらるゝものにして東淸鐵道開通後は汽車の便に由るもの亦漸く多きを加ふるに至れり故に該港は滿洲中央を南北に貫く所の各市の咽喉を扼し貿易の要衝に當るものとす然れとも該港の貿易は國內各港との貿易にして外國貿易に直接の關繫を有すること甚だ少し惟日本との貿易は近年著しく進步し來り該港より我邦

に輸出する荳、荳餅の額非常に多く試に明治三十三年中の輸出額に就きて之を見るも外國へ土産輸出總額三百九十萬五千三百六十四兩の中其日本への輸出額は實に三百三十八萬八千七十二兩の多きに上り又日本より輸入する燐寸、綿布、雜貨類も漸次其額を增加するに至れり

該港の重要輸出品は荳類、荳餅、荳油、蓖麻油、瓜種、人參、野蠶糸、毛皮等にして輸入品は綿糸、綿布、毛織物、石油、燐寸、砂糖、金屬類を大宗とす今明治三十四年中に於ける貿易額を擧ぐれは外國品輸入一千七百五萬六千八百十三兩、内國品輸入六百四十六萬三千百七十六兩、內國品輸出一千八百七十四萬二千二百二十兩合計四千二百二十六萬二千二百九兩なりとす

營口に通する鐵路は現在二線あり一は營口より錦州を經て山海關に至り關內鐵道に接續するものの一は營口の上流五哩なる牛家屯より大石橋に至り旅順、哈爾賓線に合するもの即ち東淸鐵道南部支線是なり(青泥窪の部參照)

旅順口 日淸戰爭の爲有名なる地なり目下露國の租借中に在る軍港にして通商港にあらされども東淸鐵道開通し內地輸送の便開けし以來商品の輸入多し本邦

人の在留するもの四百人以上に及ふと雖とも過半は醜業婦にして餘は職工其他勞働者に過きすと云ふ今や露國は舊市を距る遠からさる地に新市街を建設せんとし其準備に忙し

青泥窪(ダーリニー) 金州地峽の南方數里にして大連灣あり灣首三小澳を成す其北に在るを船澳(ジヤンクベイ)と曰ひ南に在るを勿多里亞澳(ヴヰクトリアベイ)と曰ふ共に不凍港なり船澳の東南に陸岸あり前伸舌の如し舌東を手澳と爲す此陸岸中に柳樹屯あり是れ曾て淸國政府か軍港として經營したる所にして俗に之を大連灣と稱す此より灣を横きり南西に向へは勿多里亞澳に達すへし澳内海水の深く陸地に灣入したる處あり是即ち青泥窪(チンニーワー)にして露國此地を租借し<u>ダーリニー</u>と名け目下新市港の築設中にして他日方に一大自由港と爲すへき計劃なりと云ふ我長崎より到るには營口より近きこと海路一日程なり東淸鐵道は岑過難より分岐し以て此地に達せり

<u>ダーリニー</u>の經營は其規模實に宏大にして其市街敷地の如き約百平方露里(凡我二里四方)に亙り目下浚渫船二隻小汽船十五隻機關車二輛を使用し工夫凡一萬人を使役して其工事に從ひ居れり而して該工事は今後三年を出てすして完成すへ

く其完成の曉には從來の北淸通商港就中芝罘、牛莊兩港の如きは爲めに少からさる影響を被ふるに至るへしと云ふ

ダーリニー港設計に依り假に該港の完成したるものと看做し其牛莊港に勝れる所を列擧すれは(一)牛莊は十一月下旬より結氷すれともダーリニーは不凍港なり(二)牛莊は潮汐滿干の差十六呎に及ひ吃水十八呎前後の船舶にても其滿潮を河口に待たさるへからす然るにダーリニーは落潮の時にても優に吃水二十八呎の大船を直に波止場に横附することを得へし(三)牛莊には波止場と稱すへきものなく唯稅關附近の河岸に船舶を繫留するに過きす隨て貨物の積卸に何等の設備あるなく水陸の連絡上不便なるのみならす時間と勞力とを費すこと多くして一千噸の大豆を積載するにも尙ほ三日を要すと云ふ然るにダーリニーは三個の大波止場ありて鐵路を其上に敷設し倉庫を建設し起重機を据附けあるを以て貨物の積卸には時間と勞力とを省くことを得へく隨て亦費用を減することを得へし(四)牛莊の東淸鐵道停車場即牛家屯驛は市を距ること三露里の遠きに在り又關外鐵道の營口驛は河を隔てゝ北岸に在り何れも遼河の汽船と連絡を缺くもダーリニーは市內に二個の停車場あり且其線路は波止場に延長し汽船と直に相連接し得るか故に貨物の運輸上非常に便なるのみならす起重機ありて貨物の上下に便するか故に大に時間と費用とを省くことを得へし又牛莊は牛家屯驛より牛莊市まて貨物の運賃大豆は每一石九十哥豆粕は每十枚一留を要するもダーリニ

ー」は水陸交通の連絡便利なるを以て是の如き失費を要せす(五)牛莊は有税港なれとも「ダーリニー」は自由港なる等の諸點に在り唯現今に於ては滿洲より輸出する貨物は奉天、鐵嶺、長春、哈爾賓等其何れよりするも牛莊を經由する方比較上距離近くして運賃低廉なるの利ありと雖も若し他日露國にして「ダーリニー」繁榮の一策として東清鐵道に特別賃錢を設け「ダーリニー」と重なる各驛間とに運賃減率を適用するに至らは松花江流域は勿論遼河流域の貨物も漸次同港に輻輳するに至るへしと云ふ

皮子窩　遼東半島の東岸に在る良港の一にして三方に崖巖あり以て風波を防き四時結氷を見すと雖も惟海水淺くして干潮の際は支那「ジャンク」と雖も膠砂することあり山繭の聚散地にして貿易稍繁盛なり

岫巖州(シウヤン)　山繭の産出地にして大孤山との貿易盛なり

大孤山　は海口を距ること二十露里大洋河に瀕する一大市にして商業繁盛なり其輸出品の重なるものは豆糟、豆油、山繭、酒、人參、阿片等とす

大東溝(ターツンコウ)　清韓兩國の境を流るゝ鴨綠江の下流に在り人口凡五萬(内四萬は山東よりの移住民なり)芝罘を距ること約百九十三浬木材の集散地にして陸上に積上けたる巨多の木材は遠く之を望めば恰も一種の家屋の如し其種類は杉、松、紅松、油松、

黃花松等にして重に建築用材とし又檞楸、七柏松、崩松と稱するものは各種の器具を造るに用ゆ産地は重に鴨綠江中流以下(上流は水淺く流下する能はず)にして即ち通化、懷仁、十三里道溝及十八里道溝等とす材の長は三丈に及ふものあるも通常大桴子と稱し二丈六尺を極度とす毎年出水季即ち七八月の交に筏にして流下するものにして之が仕向地は靑泥窪、旅順口、天津、龍口、登州府、芝罘、威海衛、靑島(膠州灣)等とす此他重なる產物は豆類、素麵、麻繩、人參、海參、高粱、赤米、小鰕等にして主として芝罘に輸送す其芝罘よりの輸入品は綿布、綿糸、石油、マッチ、雜貨等なり

從來該地と芝罘との貿易は一に民船(支那ジャンク)に依りしか明治三十三年春頃より本邦汽船始めて兩地間の航海を開始し爾來北淸事變中を除き英國汽船も屢往來し又淸國人及他の外國人にて兩地間の航運を爲す者あり汽船の錨地は鴨綠江口大和島前三浬を離る處にして潮汐干滿の差時に或は十八呎を超ゆることあり且降雨出水の際は每に河底の深淺を變し航行危險なるを以て貨物及船客は更に之を民船に移載し此より大東溝まて三四浬の間漲潮に乘し溯航せしむと云ふ

安東縣(アントン) は大東溝の上游約我十里の地に在り大東溝よりは舟行陸行共に一日に

して達す人口凡三萬(内二萬は山東よりの移住民なり)江を隔てゝ韓國千家堡に對し兩國人の往來頗る頻繁なり市街は家屋櫛比し江上には民船輻輳して帆檣林立し貿易最も繁盛なり此地に集る物産は安東、寛甸、懷仁、通化の四縣下に産するものにして其種類は煙草、麻、豆類、雜穀、山繭、豆餅、豆油、野繭糸、人參、元米(チカホ)、木耳等にして又綿布「マッチ」、石鹼、雜貨等本邦品の輸入頗る多し

鳳凰城(フンフワンチエン) は靉河の附近鳳凰山の麓に位し千八百七十八年以前は清韓兩國の貿易場にして城の附近なる高麗門には毎年互市を開き兩國の商人多く群集したりと云ふ山繭の産地なり

寛甸縣 鳳凰城の東約五十露里の地に在り從來禁制地たりし茫漠たる南部滿洲塞外の地に支那移住民群集したりし爲め千八百七十七年通化、懷仁、安東と共に新に縣を置かれし處なり

賽馬集(サマジー) 一に撒馬集と曰ふ鳳凰城の北東約七十露里海拔九百呎の溪谷中に在り奉天府より鳳凰城、寛甸縣等に出つる要路に當り商業繁盛なり附近には炭礦及鐵礦あり

鐵嶺（ティーリン） 北緯四十二度東經百二十三度五十五分に位し遼河の右岸に在り奉天を距ること百三十清里營口を距ること四百九十清里齊々哈爾、三姓、哈爾賓等より奉天に出つるの要路に當り商業繁盛なり人口凡三萬二十年前通江子の航通を准可してより土產輸送の幾分を侵占せられし觀ありと雖も大豆の輸出洋貨の輸入頗る盛にして殊に大豆の集散地としては滿洲中有數の區たり附近には鐵礦多く又往昔は銀の產出多かりし爲め銀州の稱ありしと云ふ

輸入品の重なるものは綿布、綿糸、石油、本邦燐寸、海產物、本邦紙卷煙草、綿毛布、時計、洋燈、鏡其他雜貨（大坂製多し）等にして輸出品は大豆、豆餅及燒酒等とす

此地東清鐵道の通路に當れるのみならず營口、奉天、遼陽、通江子等には又水路の便あり鐵嶺停車場は縣城の西門外に在り露國政府は該地を以て二等停車場となし其規模を宏大にし該市の輸出物產は總て之をダーリニー港に吸取せんとの計畫を爲し經營怠りなしと雖も目下商貨の鐵路に由り輸送せらるゝものは比較的僅少にして依然遼河の水運に依るもの反て多數を占むと云ふ

開原縣（カンユエン） 奉天を距ること約百露里遼河の一支流に臨み奉天より吉林に通する大

道を離ること約六露里滿洲の一古城なり

昌圖府（チャンツ） 開原縣の北西二十露里の地に在り人口約十五萬煙草及麻の産出多し

通江子 鐵嶺の北百淸里餘東西遼河の會合點に位し營口を距ること水路約六百淸里豆類輸出の一大市場なり淸國政府は奉天の繁榮を減せんことを恐れ從來此地の航行を禁したりしか內地豆類の産出益增加し北方各地より輸出するものは此地より水運を利用すること最も便なるを以て十數年前より船隻の開航を准可するに至れり

法庫門 滿洲蒙古交界邊柵十一門の一にして蒙古と陸路貿易の要地なり其蒙古よりの輸入品は馬匹、獸畜、豆、雜穀を主とし彼地への輸出品は棉布、棉糸、雜貨等とす

錦州府（キンチャウ） 小稜河の河口を溯ること三十露里北京より奉天に至る大道の衝に當り商業繁盛なり本府の物産は毛織敷物、支那靴、豆、豆餠、獸皮等にして本邦品は洋燈、時計、玻璃器其他雜貨等營口及芝罘を經て輸入す

此地より營口及天津へは汽車の便あり

寧遠州（ニンユエン） 錦州府を距ること約六十五露里石造の城壁高く聳へ北京より山海關を

經て奉天に至るの要路たり關外鐵道の通路に當り商業繁盛なり

義州（イチャウ） 錦州府の北に在り豆類其他穀物の一大市場たり人口約三萬冬期には車馬を以て豆を錦州に輸送すること少からす

（二） 吉林省

吉林府 又船廠と曰ふ吉林省の省城にして北緯四十三度四十八分東經百二十六度四十九分に位し松花江の右岸に在り長春を距ること二百四十淸里營口を距ること一千二百七十淸里黑龍江、奉天二省を聯絡する要衝の區たり一千六百七十三年の創設にして幾もなく寧古塔に代りて地方行政の中心と爲れり是蓋當時黑龍江省を蠶食し來りし露人に對し該地を經て兵を動かすこと最も便利なりしに由るなり該地は松花江に臨み水利の便あるを以て淸國政府は昔時より此に船廠を設け以て造船を營めり一に船廠の稱ある所以なり省城は東西十淸里南北六淸里に亙り一面は松花江に臨み三面は磚壁を以て圍繞す街路縱横鋪くに木材を以てし家屋の宏壯なる蓋滿洲第一たり城内巨商大賈多く商况頗る殷闐なり人口十五萬（或曰二十萬）

吉林は北部滿洲二省中人口最も稠密商業繁盛の要區にして伯都訥、哈爾賓、齊々哈爾、三姓等には水路の便を有し西南部一帶の地亦車馬若は汽車の便に由り交通することを得故に各地の物産は多く該地に雲集し其返荷として雜貨を仕入れ行くを以て東淸鐵道附近の各要市とも自ら其關係深きを知るへし

輸入品は綿糸、綿布、鐵、石油、紙、砂糖、洋傘、綿毛布、時計、粗製陶磁器、紙卷煙草、海産物、玻璃鏡其他諸雜貨とし輸出品は煙草を大宗とし麻、人參、烏拉草(靴の底に入るゝもの)皮革類、木材等之に次く煙草は該市附近及寗古塔より之を出し毎年の輸出額數十萬元に達し麻は吉林省一帶の地に産し又邊外より來るものあり一年の産額九百萬斤に上り人參は烏蘇里地方及關東地方に産するもの多く皮革類は三姓、寗古塔、阿什河地方より集り其種類は貂、灰鼠、銀鼠、獺、山羊皮、狐、狸等にして上等品は官吏の衣料に供せらるゝもの多く一般に需用せらるゝは山羊、狐、狸等の毛皮なりとす木材は長白山より出し筏に組みて流下するものにして造船用材及建築用材の豐富なる一たひ足を吉林に入るゝ者の爲に一驚を喫する所なりとす

該地と營口との交通は一に車運に由らさるへからさるに夏時は道路險惡なると

馬賊の出沒多きとに因り其貿易は冬時凍氷の節のみに限られたるの觀ありしか東清鐵道長春府を通過するに至りてより同地より汽車の便を假るもの漸次多きを加ふるに至れり而して該地より營口其他鐵路沿道の要衝に輸送する貨物は一旦之を長春に運出し同地に於て汽車に轉載するを常とす

一昨年來露人の此地に入込むもの續々として增加し大工、左官、其他勞働者一時三四百人に上りしか其後漸次減少し本年三月の調査に依れは殘留するもの二百餘名にして雜貨店は僅に五六戶に過きすと云ふ露清銀行支店あり本邦人は未た一人も在らすと云ふ

伊通州附近及吉林の東六十露里の地に石炭礦あり吉林機器局及彈藥局の燃料に供せらる

長春府　一に寬城子と曰ふ北緯四十三度五十三分東經百二十五度二十一分松花江の支流伊通河の左岸に位し沃饒なる平原中に在り營口を距ること千三十清里鐵嶺を距ること五百三十清里吉林を距ること約百二十露里滿洲蒙古交界邊柵伊通門外なる蒙古地區即ち蒙古郭羅斯前旗の所管地に屬し土地の所有權は蒙古酋

長の手に在り市民は永代借地權を獲て居住するを以て俗に借地養民の稱あり人口十餘萬吉林將軍の管轄に屬し市政は知府を置き之を治せしむ市街は繞らすに城壁及城濠を以てし衢路井然寛濶廣大にして洵に寛城の名に負かす其道路の長きものは四露里半に亙ると云ふ東淸鐵道の寛城子停車場は城の東南八淸里二道溝と稱する處に在り

此地滿洲內地の中央に位し各地への運輸交通の要衝に當り且內蒙古各部落と貿易の便を有するを以て商業頗る殷盛を極め殊に吉林と營口との貿易に最も密接の關係を有し吉林より營口へ營口より吉林へ輸送する貨物は凡て該市商賈の手を經さるなく長春は實に吉林營口貿易の仲繼場たるなり故に巨商大賈多く該地に出張所若は代理店を置き以て其聯絡を便にせさるはなし今や東淸鐵道の全通と共に該市の商勢益隆盛ならんとすると同時に吉林との干繫亦愈頻繁なるへきを以て鐵路開通後の長春は數年ならすして一新生面を滿洲內地に開き滿洲に於ける物貨集散の一大中央市場たるに至るへきや疑を容れさるなり

輸入品の重なるものは紡績糸、綿布、鐵、石油、紙、砂糖、粗製陶磁器、綿毛布、紙捲煙草、燐寸、

海産物其他諸雜貨とし輸出品の重なるものは豆類、豆油、獸皮（細貨は灰鼠、銀鼠、獺貂、栗鼠、粗貨は山羊、牛、馬、犬、狐、狸等）雜穀、人參、麻、煙草、燒酒、蘇酒等にして殊に豆油の輸出最も多し

本年三月の調査に依れは本邦人の長春に在留する者三十餘人あり多くは浦潮斯德より移住せしものにして而も賣淫婦多數を占むと云ふ

寧古塔（ニンクタ）　一千六百七十六年まで北部滿洲の行政の中心たりし地にして牡丹江の左岸に在り海面を拔くこと一千三百九十呎市街は屈曲狹隘にして不潔なり惟中に直線を爲せる一大街あり鋪くに木材を以てし商家軒を列ね城内の商業茲に集中せり土地肥沃人口稠密にして城内及城の附近には皮革製造所、麻繩製造所、豆餅製造所、製粉所、素麵製造所あり豆餅は家畜の飼料に供するの外露領烏蘇里地方にも之を輸出し小麥粉も亦品質良好にして露領に多く之を輸出す又紙人形の製造所あり人形の大さ通常人間と等しく彩色を施し步するものと騎するものとの二種あり盛大なる葬式に之を用ゐ式畢りて墓上に之を燒くを例とす此他煉瓦、陶器燒酎等の製造所あり

琿春 露領南部烏蘇里地方接境の地に殖民の必要上近年起りたる城にして圖們江に注く琿春河右岸の溪谷一露里半の間に跨り露領琿春關を距ること二十五露里なり此地は南部烏蘇里地方に於て海苔及海參の採取業を營む人夫供給地の中心たり

哈爾賓 露國の創設經營中に在る一大都會にして東淸鐵道中央停車場の所在地なり阿勒楚喀を距ること西北七十淸里長春府を距ること北九百六十淸里松花江の南岸十餘淸里間を總稱す市は之を三區に分ち舊哈爾賓區、新市區、松花江岸區とし舊哈爾賓より松花江岸區までの距離は約十露里に亙れり新市區は東淸鐵道の交叉點に當り該區に限り露人の外日淸人其他外國人の居住を許さず亦露人と雖も通常人民の家屋は殆んど稀にして主として官吏の住宅を見るのみ目下煉瓦造の家屋三百餘に上れり就中重なる建築物は寺院、鐵道附屬中央病院、郵便局、電信局鐵道工場、兵營、裁判所、陸軍倶樂部、學校、警察分署等にして沿海州總督グロデコフ中將の如き亦此新市區に常住することゝなれりと云ふ舊哈爾賓區は土人の所謂哈爾賓にして新市區の南東に當り戸數二百餘あり家屋は重に木造なり本邦人の此

處に營業するもの數十人あり淸人も亦少からず該區に於ける主要の建物は寺院兵營、警察署、劇場等とす、松花江岸區は松花江に臨める一區畫にして戶數千餘未だ宏壯なる建築物を見ずと雖も露、淸、日人等來往織るが如く其般闇三區中の第一に居る本邦人の大部分は卽ち此區畫內に居住營業せり該區の西端に工場地とも稱すべき一區畫あり現に東淸鐵道會社附屬工場(客車製造所及木挽場)の建設せられたるあり尙此附近の地は同鐵道の工夫、人夫の定住地に充つべき豫定なりと云ふ松花江岸區に於ける重なる建築物は警察本署、製粉所、電信支局、東淸鐵道築橋部事務局、同汽船部事務局、私立汽船會社、劇場等にして外に店舖數百あり

舊哈爾賓區及松花江岸區には電燈の設けあり各官衙及官邸間には三區を通じて電話を架設せり又特に三區間の交通を便にせんが爲め一日三回江岸區と舊哈爾賓との間に汽車を往返せしめ一切無賃にて便乘を許せり

哈爾賓の行政長官は東淸鐵道技監にして技監は中將相當官なり部下に區監若干あり所管區の行政事務に任ず商工業上の營業願より土地の賣買に至るまで一に

皆技監の處理に屬するものとす又警察權の如きは鐵道技監監督の下に悉く軍人に委せられ警察署長は陸軍大尉を以て之に充て巡査は盡く哥薩克兵なり要するに哈爾賓は尚ほ建設中に屬するを以て市街未だ整頓せず加之東清鐵道開通せりと雖も運輸機關未だ悉く整備せざるを以て其商業の如き該地並其附近の需用を充たすに止り卸賣行はれず殆んど皆零賣に止まるの有樣なりと雖も其發達異常に速なるの光景を呈するを以て恭年ならずして其市面活況を現すに至るべく隨て北部滿洲に於ける商業に一大變化を與ふるに至るべきや疑を容れざるなり

此地に於ける輸入品の重なるものは石炭、枕木、セメント、鐵、麥粉、砂糖等にして茶、酒類、食料品、羅紗、更紗、陶磁器、布疋類及雜貨の輸入亦尠からず而して輸入品は露、獨兩國品多數を占むるも磁陶器、フランネル、麥酒、裝飾品、シャツ類、毛布類、日用雜貨等は本邦よりの輸入品亦尠からず雜貨は皆露人向にして淸人向は僅少なり商品の輸入地は重に浦潮斯德及旅順口にして本邦品は旅順よりするもの多しと云ふ從來該地の貿易は浦潮斯德と密接の關係を有し商品は多く同港を經由して輸入せら

れたりしを以て其交通極めて頻繁なりしが同港に於ける輸入税率の變更ありてより外國品の同港を經由するもの漸く減少し本邦品の如きは殆んど皆旅順口及營口より輸入せらるゝに至れりと云ふ

本邦人の在留するもの約五百餘名に及ぶも婦女子過半數を占む其正業に從事する者は雜貨店三四戶其他ラムチ製造、錺屋、寫眞屋、理髮店、洗濯屋等にして重に浦潮斯德より轉住せしものなり

此地の流通貨幣は凡て露貨にして淸貨は僅少の吉林銀貨の通用を見るのみ

該地の運輸は主に汽車の便に由ると雖も松花江附近の都邑は同江の水運を利用するもの多く冬季江水氷結するに及んで始めて馬車若は汽車に依るを常とす

東淸鐵道は哈爾賓より浦潮への直行列車は每日一回發車し浦潮より哈爾賓への直行は午前午後二回の發車あり現時は浦潮より哈爾賓まで通例五十餘時間を要す又哈爾賓より歐露への直行は每日一回歐露より哈爾賓への直行は隔日一回發車し現時哈爾賓より滿洲停車場に至るに通例四晝夜を要す又哈爾賓旅順間は兩地より每日各一回發車し目下哈爾賓より旅順に至るに通例三晝夜を要すと云ふ

此地水路の便は松花江は伯都訥ミハイロ、セメノフスカヤ(松花江の黒龍江に會流する處)間約八百五十餘吉米は吃水三呎の小汽船を通し「シルカ」河はストンチエンスク以下長約四百〇二吉米は吃水三呎以下の小汽船を通し黒龍江は上流長約八百八十一吉米の間は吃水三呎半同中流約九百八十二吉米の間は吃水五呎同下流長約千〇五十吉米の間は吃水五呎以上の小汽船を通することを得へしと云ふ目下哈爾賓を中心として是等の河流に航業を營む會社は東清鐵道會社、黒龍江商船會社、黒龍江汽船會社の三會社にして東清鐵道會社に在りては伯都訥より哈爾賓を經てミハイロ、セメノフスカヤに至る一線と第二松花江驛より吉林に至る一線との定期航行を營み黒龍江商船會社はストンチエンスクよりブラゴウエシチエンスク、ミハイロ、セメノフスカヤ及びハバロフスクを經てニコライフスクに至るものと烏蘇里航路即ちハバロフスクよりカメニ、ルヰボロフに至るものとの定期航路を開始し尚松花江をも不定期に通航し黒龍江汽船會社は黒龍江線、烏蘇里線ゼナ河線、愛琿河線等の定期航行を爲せり以上諸線の通航期間は概ね四月下旬より九月上旬に至る百四五十日間とす而して目下黒龍江全河域を航行する小汽船

の數は約百二十隻にして此他「バルジ」(平底船にして人馬及貨物を積載す)百五十餘隻ありと云ふ

日本人にして二百坪以上の土地を得て相當の家屋を建築したるもの三區を通して既に八人に達せり而して是等の土地たる元來完全なる所有權を獲得したるものにあらすと雖も東清鐵道敷設工事の着手と同時に露國か哈爾賓の經營を始むるや該地警察署長を經て土地所望の露清人及本邦人に對し若干期限内に建物を建築すへき條件の下に各區畫を定めて之を下付したるものなりと云ふ然るに技監事務局は本年六月一日を以て土地の競賣を開始すると同時に日本人の土地占有を否認するに至り且新市區、プリスタン區舊哈爾賓區第一回競賣規程第二條を見るに「該土地は露清兩國民に限り賣渡すものとす」とありて永く本邦人の土地所有を許さゝる者に似たり聞く所に依れは目下我政府は右本邦人土地占有否認問題に關し取調中にて追て相當の交涉を爲すに至るへしと云ふ又從來警察署長の免許の下に商工業を營み來りたる本邦人は何故か本年四月末突然營業鑑札を引上けられ皆一時閉店を命せられたるも其後事の決定に至るまて無鑑札にて營業を許可せられ居るも尙未た決定に至らす結局從來營業を爲し居たりし者のみは之か繼續を許し爾後新に之を許すことなかるへしとの說あり本邦人を酷待することも亦極まれりと云ふへし

以上記する所に依り露國か哈爾賓經營の規模の廣大なるを知るに足らん而も是れ同

國か停車場所在地として清國より租借したる地にして此他倚斯の如き停車場八十餘個所あり其面積或は方一里に亙り或は方二里に亙り皆露國の新市街建設せられつゝあるなり邦人之を見て果して如何なる感をか爲す筆を拋つて禁ぜす慷慨之を久うす

伯都訥（ベトナ） 一名新城と曰ふ松花江と嫩江との會流點より南に距ること三十露里松花江の左岸なる沙原中に在り海面を抜くこと四百八十呎城の周回六露里あり一千八百九十五年の調査に依れは一年中の取引高百萬兩に達する商館九戸、質店八戸、大商店四十、小商店四百此他製紙所四、毛氈製造所四、毛織物製造所十五、毛皮匠十製革所三、製繩所三、搾油所十五、製粉所百五十、造酒所十戸ありしと曰ふ秋季に至れは蒙古より獸肉、毛織物を輸送し來り又羊、馬等を牧送し來るもの頗る多し哈爾賓へは水路の便あり

阿什河（アセヘ） 一名阿勒楚喀（アルツチユク）は松花江の南六十露里（白彦蘇々に至る道路に由り算す）阿勒楚喀河の畔に在り城は一千七百二十九年の築造に係り繞らすに土壁を以てす此地松花江流域中土地沃饒の中に在るを以て五穀豐熟し農産物の貿易盛大にして年々營口に輸出するもの甚た多し故に人民富裕にして外國貨物の購買力歲こ

とに增進し綿布、洋燈、石油、玻璃器其他雜貨の輸入頗る多しと云ふ

三姓(サンシン) 松花江の江口を距ること三百五十露里同江と牡丹江との會流點なる卑濕の地に在り城の規模甚た小に人民は多く城外に居住す該地は松花江流域の沃饒なる地區即ち阿什河、呼蘭城、伯都訥地方と露領黒龍江沿岸との貿易の媒介所として重要なる地なり

(三) 黒龍江省

齊々哈爾(チチハル) 一名卜魁と稱す黒龍江省の省城にして黒龍江將軍此に駐在す城は嫩江の右岸茫漠たる沙原中に在り康熙帝の時北部滿洲防禦の要鎮として築かれたる所にして城壁は內外二重より成り外壁は土壁內壁は黒煉瓦を以て之を築く城門六あり市街頗る繁盛にして海拉爾、呼蘭城、白彥蘇々等との貿易盛なり外國品は多く營口より輸入す此地東清鐵道の停車場あり

墨爾根 嫩江の河身を距ること半露里同江左岸の丘上に在る一小市にして額爾克納河より愛琿に家畜を牧送する要地なり

愛琿(アイグン) 一に薩哈連烏拉と云ひ又黒龍江城と稱す黒龍江の右岸に位し露領ブラゴ

ウエシチエンスクの南三十露里の地に在り長三露里を超ゆる大市なり

聞く所に依れば露國はブラゴウエシチエンスクとの聯絡を便にせんか爲め海拉爾より分岐し該地に至る東淸鐵道の支線敷設中なりと云ふ

大薩哈連烏拉　一名黑龍堡（ヘランポ）と曰ふ愛琿を距ること四十露里ブラゴウエシチエンスクの對岸に在り露淸陸路貿易の一捷路たり冬期(黑龍江の氷結せる時)此方面及松花江流域地方より橇車にてブラゴウエシチエンスクへ輸送する穀物、油及家畜の價額は百萬留乃至百五十萬留に達すと云ふ

興安（ヒンカン）　又新安と云ふ墨爾根より愛琿への通路に當り愛琿を距ること五十露里興安嶺の游牧狩獵民の中心たり

呼蘭城（フールン）　呼蘭河の左岸廣漠たる平原中に在り人口約三萬五千大街は長五露里に亙り商店、質店、旅店及各種の工匠櫛比せり又該地は釀酒及製油の業盛なり

白彥蘇々（バヤンスース）　松花江岸を距ること十五露里同江口を距ること四百五十五露里の地に在り「チーッー」河其側を流れ遂に松花江に會す該市の埠頭は其河口に在り此埠頭より數村落を經て城門に達す

白彥蘇々は釀酒業の中心にして該管下には規模廣大なる燒鍋(釀酒所)十八あり其一年中の釀酒額は二千九百十六斤(露量百二十九萬七千「プード」)に達し又油房五六十戸あり其一年中に於ける豆油、胡麻油、蓖麻油等の搾取高は百七十五萬斤乃至二百萬斤に上ると云ふ

海拉爾(ハイラル) 呼倫貝爾(フールンブイル)州の行政上の中心たる小都會にして土人並に露清國境沿道に住する露人は之をアムバニ、ホトと稱す城は「イブセンゴール」河の廣漠たる溪谷中に在り「イブセンゴール」河分れて二流と爲り城下を流れ城外に至り再ひ相合す河岸低くして殆んと河水面と等きを以て屢河水漲溢することあり城外に副都統の官衙あり此地東淸鐵道三等停車場の所在地なり

聞く所に依れは露國は日下東淸鐵道海拉爾驛より分岐し一は愛琿に至り黑龍江を隔てゝブラゴウエシチエンスクと聯絡し一は東部蒙古を橫斷して萬里長城中に在る張家口に至る鐵道線路の敷設中なりと云ふ

第二款　直隸省

面積九千九百〇七方里
人口二千九百四十萬一方里に付二千九百六十七人

北西は陰山山脈相連り東南は平原廣濶にして所謂中原の一部を爲せり該省は北

部諸省中に在りて水利稍便なるの區域なれとも舟楫を通するは北運河、白河及灤河あるのみにして交通は主として陸路に由る地味肥沃農産に富み就中白河及北運河の灌域地方の如きは極めて富饒にして耕作餘地を殘さす然れとも氣候は不良にして大陸性氣候を呈し冬時寒氣最も凜烈にして河水盡く氷結し白河の如きは三月以後に至りて始めて融解し其間全く舟行を絶つ該省の北部には石炭多し白河は元來四流より成り天津及其附近に於て相合して一となり太沽に至り遂に海に注く河道の屈曲甚しく河口なる太沽より天津に至るの距離陸路は約十二里なるも水路は之に倍せり河身は天津に於て寛二百呎あり滿潮の時は吃水十呎乃至十一呎の船は天津近傍に達するとを得へし白河及大運河の漕運は從來南方省會と北京朝廷と密接なる經濟上の關係を有し歳々外省より北京及通州に在る倉庫に向け進貢する米粟及雲貴の銅塊は該河の漕運に由らさるなく故に歷代の君主皆之か保護に勗め直隷の溝洫を害するをも厭はすして其水量を增大ならしめんとせり而も今や大運河の如き淤塞復航行すへからさる處あり貢米の運送は總て上海より汽船を以てするに至れり

白河は當初千噸內外の汽船は居留地に横附にすることを得たるも近年浚渫を怠りし爲め汽船は塘沽以上に溯上することを得す故に水路に由る貨物は艀船を以て之を運送するの有樣なり是を以て北淸事變の爲め各國聯合軍か天津を占領するや北京駐劄各國公使と聯合軍總指揮官と數次交涉の末白河保存及改良委員を設置するに至りしか該委員は昨三十四年五月の會議に於て(一)白河現狀の維持(二)白河改良(三)改良事業完成の後に於ける白河保存の三部に分ち其事業を遂行するに決し天津都統衙門に於ては第一部の事業に對し每月五千兩の補助金を出し且第二部の事業に要する總費用五十萬兩の半額を負擔し他の半額は各國商業、航運業、居留地及其他の利益を享くへき者之を負擔し第三部の事業に關しては他日更に之を協議することゝし同年十一月より各國商業、航運業、居留地及其他の利益を享ぐへき者の負擔に歸する二十五萬兩の債務を償ふ爲め從來輸出入商品に對し百分一と定まりたる白河々税を二倍となし且其徵收期限を千九百二十三年までと定めたり

灤河は源を陰山の南麓に發し熱河を過き永平府の南方に於て海に入る

鐵道は關內線は天津より起り一は北京に達し一は山海關に至りて關外線に合し支那本部横貫鐵道の一部たる京漢鐵道(先に蘆漢鐵道と稱せしもの)は北は北京の正門より正定府に至る百六十五哩の間南は漢口より河南省信陽州に至る約百三十二哩の間既に開通せり

順天府（シュンテン） 又京師と云ひ通常北京と稱す京城は大興宛平二縣に跨り天津を距ること鐵路七十九哩餘城廓は長方形を爲し內城外城に分ち外城は內城の南方に連り內城は皇城を包み皇城は大內を圍む周回約二十四哩外城に八門內城に九門皇城に六門大內に四門あり大內は皇居の在る所にして之に屬する各種宮殿數百あり皇城には祭祀勸農に關する諸壇賜宴に關する諸亭山水庭園親閱に屬する遊技的練武場等あり內城は諸官衙及八旗兵の營所外城は商賈屯集の區となす人口約二百萬外國公使館は內城正陽門內東交民巷に在り

北京は清國の首都にして邦制上全國頭腦機關の萃聚する所なりと雖も商業上に於ては單に貨物の銷售區として都內居民の需用を充すに止まり百貨を呑吐し各地と聯絡して商界の主權を制する地區にあらす是北京の地勢たる一方に僻在し交通の便充分に發達せさると直隷省の民度低卑にして儲蓄に乏しきとに因るものにして從來直隷貿易は天津の專握する所に係り該地は唯貨物の銷費市場たるに過きさるなり

順天府管下密雲縣には金、銀、鐵の礦山あり宛平縣には鐵及石炭、房山縣には無煙炭

の礦山あり

天津　直隷(チリー)灣に於ける唯一の港口にして北部支那貿易の中心たり北京を距ること二百三十五清里人口約七十萬あり港の位置たる水陸の要衝に據り白河は北方より奔注して該港に至り運河は江蘇、山東、直隷の三省を横斷して來會し又鐵道は秦皇島及營口に通し倶に運輸の利を與ふる洪大なるのみならす車道も亦直隷、山西、山東、河南の各省に通し運送の便少からす是を以て該港の輸入貨物は内地各處に分配せられ内地の貨物亦該港に集合するもの頗る多く其貿易區域は東は山海關に至り南は山東の北半部、西は山西、北は直隷全省及蒙古に至り之を他港に比すれは極めて廣濶なりとす其明治三十二年中に於ける外國貿易額は七千七百六十萬兩餘の巨額に達せり

天津は北清事變以來各國軍隊の占領中に在りしか本年七月十四日日、英、獨、佛、伊の五ヶ國公使より(一)天津の城壁は再築すへからさること(二)太沽山海關及同線路間には防禦工事を禁すること(三)外國軍隊に雇用せられたる清國人を虐待すへからさること(四)鐵道線路の左右二哩以内天津城の廿清里以内に支那兵を配置すへからさること等の條件を附し之を還付すへき旨を通知し清國政府に於ても此條件を承諾したるを以て遂

に本年八月十五日之を還付したり

塘沽（タンクー） 天津府天津縣に屬し渤海灣北西隅白河の河口より溯ること九浬にして河の右岸に在り白河浚渫の計畫にして其効を奏せは該地は重きを措くに足らすと雖も倘其目的を達すること能はすとせは商人殊に運送業者に取り決して遐視すへからさる地なり必すや陸上及灣內の設備を完全ならしめさるへからす此地關內鐵道の通路に當り天津、北京並秦皇島、營口等へは汽車の便あり

唐山（タンシャン） 永平府灤州に屬し開平鑛務局の所在地なり楡津鐵道の北側に位し北京を距ること百六十二哩天津を距ること八十哩塘沽を距ること四十七哩秦皇島を距ること八十五哩の地に在り

所謂開平炭田は唐山、開平、林西、西山、開不店等一帶の地を總稱するものにして其鑛區は楡津鐵道線路に傍ひ廣袤二十哩に亘り炭層十七層あり而して其最良層に在る石炭の品質は英國若は米國快燃炭に比し劣る所なく一千八百八十三年より九十九年に至る十七ヶ年間の採掘總額は六百萬噸にして平均一ヶ年の採掘額約三十五萬三千噸なるも現時の採掘額は一ヶ年七十萬噸乃至八十萬噸に上ると云ふ

而も假令一ヶ年に六百萬噸を採掘するも尚ほ六十ヶ年以上繼續することを得へく目下從來の三坑の外第四の縱坑開鑿中にして之が完成後は優に一ヶ年二百萬噸を產出するに至るへしと云ふ

開平鑛務局は從來招商局と提携して一は專ら石炭の採掘に從事し一は沿岸航路の擴張を圖り淸國政府の營利事業として規模宏大なりしが昨三十四年三月頃資本金百五十萬磅を有する支那土木鑛業會社に讓渡を爲すに至れり該會社は明治三十三年十二月株式會社として英國倫敦に於て登記を受けたるものなり

秦皇島　永平府撫寧縣に屬し渤海灣に突出せる一小半島にして西方約七哩なる北戴河の金山嘴と名つくる突出地に面し其間稍灣形を爲せり關內鐵道の湯河驛を距ること約四哩此間亦鐵道の支線を敷設し本年一月より開通せり

該港は灣內水深く且冬季結氷せさるを以て太沽洋面の封氷したるときは船を此に回航し鐵道に連絡することを得開平鑛務局は淸國郵政局の請求に依り明治三十年以來每冬季間一隻又は二隻の汽船を以て芝罘との定期航海を開き郵便物及旅客の運送をなし來りしか昨三十四年十二月より獨逸汽船富平號及「ブログレス」

號亦た航路を開始し大約一週一回の往復を爲したり

秦皇島か北清唯一の不凍港として世人に着目せらるゝや淸國政府は明治三十一年四月自ら進んて各國との通商港と爲すへき旨を公示し昨三十四年十二月十五日より天津稅關規則及假特別規則に依り其開港を實行せり該港の築港其他諸般の設備は其計畫頗る宏大にして二箇の大棧橋は既に工を竣り目下主力を注けるは防波堤にして沿岸の埋築海底の浚渫等亦盛に施工中にして而して石炭積込用としては前記二大棧橋の外小形の棧橋數箇を築造し船舶の大小に依り夫々碇泊せしむるの設計にして其設備の完全にして規模の廣大なる東洋稀に見る所なりと云ふ

永平府撫寧縣には銀及石炭の礦山あり又遷安縣には金、銀、鐵、錫の諸礦山あり、盧龍縣には金、銀、鐵の礦山あり

保定府（パオチン）　北京を距ること西南三百五十淸里北京より山西、河南に出つるの要路に當り京漢鐵道の通路たり人口十餘萬輸出品は山羊皮、牛骨、豚毛等にして輸入品は洋布、印花布、石油、雜貨等とす

該府は直隷の省城なれども總督天津に移駐してより昔時の繁華を減し頗る萎靡不振の狀に陷りしが鐵道既に北京及正定に開通し運輸交通の便益增加すると共に漸次回復の勢を呈せり

該府には銅礦あり又滿城縣には鐵礦あり

承德府（チンテー）　一に熱河と曰ふ北京の東北四百餘淸里灤河の上流に位し塞外の地に在り咸豐十年英佛同盟軍北京に逼りしとき淸帝蒙塵の地たりしを以て其名高し該府管下には金、銀礦多し

張家口（チャンチャコウ）　宣化府に屬し塞外蒙古に通ずるの要口にして北京を距ること西北四百二十淸里長城の中に在り其位置たるや支那本部と蒙古とを分界する一大長脈の山嶺間に在るを以て東、西、北の三面は山岳圍繞し唯南部に於て山勢展開し原野平曠宣化府に接するを見るのみ市街は一大長街を爲し東西は僅に七八丁に過ぎざるも南北は殆んど一里に亙れり分つて上堡下堡の二大區とす下堡最も殷富にして銀行、茶商、布莊、雜貨店、皮貨店、各外商行棧（天津在留外商の支店）等皆此區內に在り店肆宏壯なるもの多し上堡は街衢の熱鬧ある下堡の上に出つと雖とも大抵小賣

商にして巨大なる貿易を營む者少し唯大靖門左側に於て山西茶商及露領恰克圖(キャクタ)(蒙古の賣買城と僅に一木柵を隔つるの地)運販茶業を營む者一團聚を爲し土壁を環らし一區を劃して圈內と稱するあり又大靖門を距ること七八丁の處に於て露商數店あり專ら恰克圖行茶販運を業とす之を元寶山露商の一群とす

張家口は支那北部に於て蒙古地方に對する運輸交通の衝を扼する一大要緊の地にして內は天津、北京と交通の便を有し外は內外蒙古各要地と聯絡し區域の廣濶なる長城一帶に於ける他市の企及し得へき所にあらず且陝西甘肅の北境と交通の便を有し又天津及露領恰克圖間の交通は該市を以て續換必經の路と爲すを以て該市は實に支那蒙古間、直隷、陝西、甘肅間及清、露間交通の要衝に居ると稱して可なり

就中清露貿易は該市に於ける貿易の大宗にして其商品は磚茶、紅茶を以て主とす其貿易額は千八百九十七年には二千〇六十七萬六千留千八百九十八年には二千百二十九萬八千留に上れり

元來恰克圖の輸送茶業は清商の專占する所なりしか近年露商は漢口、九江及福州

等の附近に於て茶田を買收し叉磚茶製造所を設けて磚茶を製造し天津を經て該市に輸送し該市に於ける露商の手を經て恰克圖に輸送するより茶業貿易は漸次清商の手を離れて露商の專有に歸せんとする勢あり現に恰克圖輸送茶の四分の三は露商の運搬に係り清商は僅に四分の一を輸送するに過ぎす且清商は近年大抵損失を被らさるなく毎年多きは三四萬兩より少きは一二萬兩を損失すと云ふ此の如く清商の失敗する所以は露商は資本富裕にして漢口、天津、張家口及恰克圖に於て「エゼント」を派置し彼此聯絡するに反し清商は製茶產地及該市に於て各自營業するを以て假令聯絡を通するも其運搬する茶價は露商に比し自然騰貴するの止むを得さると支那內地に於ける厘金及關稅の爲に壓抑せらるゝことを以て自ら露商と頡頏し難きに由るなり

之に反し支那蒙古間の貿易は該市清商の獨擅にして綢緞類、綿布、印花布、絲線、棉線及鐵器、家具、飮食品、雜貨等悉く之を清商に仰く清商にして資本富裕なるものは該市の外庫倫、多倫諾爾、歸化城及恰克圖に支店を設けて販賣し小資本なるものは多く牛車に雜貨を裝載して蒙古地方に行商す而して蒙古人か該市に輸入する獸畜、

毛皮は其數を詳知する能はすと雖も大約羊三十萬頭、牛一二千萬頭、馬一二萬頭なりと云ふ

又天津在留外商等支那人の名義を以て張家口に支店を設け手代を派して羊毛駝毛及皮褥の類を買收せしめ天津に輸出する者あり此種の貿易は年を逐ふて發達し外商の毎年買收する額は羊毛二百餘萬斤、駝毛二百餘萬斤、山羊皮褥一萬餘包に上ると云ふ而して羊毛は蒙古地方より買收し駝毛は陝西、甘肅の北境殊に甘肅の甘州、凉州、寧夏府、蘭州府地方より買收す其買收方法は各商は支那人手代を該地に派出して牧羊者、牧駝者に就き豫め明年の產額を算して賣買約定を爲し手附金を與へて他に賣渡さゝらしむ運搬は蒙古地方の羊毛は駱駝或は牛車を以て張家口に致し甘肅地方の駝毛は甘州、凉州、蘭州、寧夏地方倶に黃河の船舶に依り山西省包頭に至り同地より更に牛車又は駱駝を以て張家口に達するものとす

該市商業の繁閑時期は他の淸國內地の市場と異なり天津白河の開閉及獸畜即ち駱駝、騾、牛の牧養時期は該市の貿易に至重の關係を有し白河開河後即淸曆二月より四月に至る三ヶ月間は恰克圖行茶の運搬盛況を極め五月以降夏期は駱駝、騾、牛

等皆暑熱に困み蒙古地方に放牧するを以て該市の商況も隨て閑靜に至り秋冷後白河閉河前九、十、十一の三ヶ月間は商況再ひ繁劇を呈し白河閉河後は又閑靜に就く其商況繁劇なる際には一日の中該市を通過する駱駝は一萬頭に上り毎日該市より發送する駱駝は一千頭騾は五百頭に上ると云ふ

張家口は支那本部と蒙古及露領間商業上樞要の地區にして其貿易の殷盛なる前に叙する所の如し然れとも東清鐵道既に全通せる今日に於ては恰克圖運販支那茶の如き漢口又は福州等より汽船にてダリニー港に至り同港より鐵路直にイルクツク市に輸送すること最も便利たるへきを以て以後は漸次此路を取るに至るへく果して然らは張家口の貿易に至大の影響を及ほすへしと雖とも該市を經て輸入する蒙古各地の物産及該市を經て蒙古各地へ輸送する清國貨物亦少からさるを以て假令製茶の輸出此處を經由せすとするも該市は決して衰微に至らさるへしと云ふ

今や露國は東清鐵道海拉爾驛より分岐しダライノル即ち喇嘛廟府に出てハルカを經由して舊蒙古街道と平行せるヒンガリ山道を迂回し此北京北門の鎖鑰たる張家口に至

ろ鐵道の敷設中にして客秋既に十五哩間を竣工せりとの說あり若此說にして事實ならんか該鐵路成るの日一朝事あるに際せは滿洲より蒙古より一呼して百萬の貔貅立ところに突入し北淸の野を震撼せしむるに至らん果して然らは北京の事亦知るへきのみ況又露國は張家口北京間の鐵路敷設權を得んとすると傳ふるをや

宣化府管下西寧縣、保安州、萬全縣には無煙炭あり又龍門縣には鐵礦、蔚州には銀礦あり

第三款　黃河流域

面積六萬二千百五十一方里
人口八千七百七十二萬一方里に付千四百十一人

此流域に五省あり山東、山西、河南、陝西、甘肅是なり

黃河は源を中崑崙のバヤンカラ山脈の北東バルガンブーダ山脈の高地に發し其上流を阿爾坦（アルダン）河と云ひオドンタラ平原の札陵（チャリン）湖及鄂陵（オリン）湖を流過し蘭州府に至り此より賀蘭山の東麓及陰山の南麓に沿ひ一たひ塞外に出て二たひ南下して潼關に至り東折し龍門口附近に於て舊河床なる淤黃河を殘して直隷灣に奔注す長凡一千三百里支流極めて少く僅に甘肅の汾水、陝西の渭水、河南の洛水あるのみ該河は其河床屢變するを以て頗る航行の難あり其舟楫を通するは龍門口附近より孟

津に至る間蒲州附近より西安近傍に至る間及オルドス(河套)西邊を流るゝ處に止まり餘は急流險灘舟を行り難しとす
黃河流域は黃土の漸積層より成り時に或は厚六百米突に及ふ處あり地味最も沃饒なり而して該河の流過する各省は到處田及石炭ならさるなく殊に幾多の礦脈は河岸に在るか故に其採取したる礦物は直に黃河又は大運河に依り海港に輸すの便あり若其れ河南一省の炭田のみにても其區域五萬三千平方基魯に亙り英國の石炭脈と雖も或は之と匹敵することを得ざるへしと云ふ
黃河下流の三角洲をなせる地方は沃饒非常にして農產物の天府なり惟此地方は不幸にして時々長流の其河床を變することあり爲に洪水汎濫の慘害を免るゝ能はさるを恐るゝのみ想ふに他日鐵路山西、河南の礦脈地方を聯絡するに至らは必すや盛大なる工業國たるに至るへきなり

(一) 山東省

面積九千三十六方里
人口一千百五萬一方里に付一千百六十八人

山東省は春秋齊魯の故地にして南は江蘇省に接し西は直隸省に境し北は渤海及黃海に濱し直隸海峽を隔てゝ遼東半島と相對し東は山東半島遠く海中に突出し

沿岸には芝罘、威海衛、榮城灣等の良港灣あり五岳の一なる泰山は西方に聳へ大運河は其西及南を通過せり氣候稍順頁にして地味概ね中庸を得たりと雖も物產は裕かならす大豆、小麥、麥稈眞田、絹紬等を以て其主なるものとす然れとも石炭、鐵、金銀、銅等の諸礦物多く就中石炭は實に無量なるを見る

該省人民中には滿洲及露領各地に出稼するもの非常に多く每年山東內地より以上地方に往來する苦力の數は約二十萬を下らさるへしと云ふ

濟南府（チナン） 本省の省城にして北京を距ること南九百淸里他日山東鐵道の中心たるへき地なり附近には石炭あり

淄川縣には鐵及銀の礦脈あり新城縣には鐵礦あり

靑島（チンタウ） 萊州府膠州に屬し膠州灣口に在り獨逸の租借地にして明治三十二年始めて之を自由港として開放し爾來市街の經營設備漸く進捗し今や儼然たる一都市を成すに至れり獨華銀行、香港上海銀行等の支店あり當地に於ける商人は獨逸人最も多く上海商人亦續々支店を設けて通商に從事せり輸出入の重なるものは綿布、綿糸、石炭、石油、鐵道材料、日用雜貨等にして其日本よりの輸入品は石炭、燐寸、綿糸

綿布、西洋手拭、手巾、綿毛布、セメント、雜貨等とし其他內外品は多く上海より輸入せらる又輸出品は落花生、落花生油、豆油、瓜子(西瓜、瓠、南瓜等の乾核)麥稈眞田等にして是亦多く上海に輸送するなり其昨三十四年中に於ける輸出入總額は八百七十三萬餘兩とす

該港に出入する船舶は上海、青島、芝罘、天津間の定期航海をなす獨逸汽船を主なるものとし本邦船は神戸、門司、長崎等より來る者多し明治三十三年に於ける出入船舶は合計四百四隻四十五萬六千二百六十噸にして其中獨逸船二百九十二隻英國船六十九隻日本船十七隻なり又昨三十四年一月より九月までの出入船數は入港百六十八隻出港百七十二隻合計三百四十隻にして其中本邦より入港せしもの二十二隻本邦に向け出港せしもの二十六隻に過きす亦以て該港に於ける我貿易の未た甚た振はさるを知るへきなり

清國稅關は明治三十二年一月より青島と內地との間に設置せられ名けて膠海關と曰ふ其輸入貨物にして一旦青島に陸揚したる後更に內地に輸送せんとするには此海關を通過せさるへからす而も其通關の手續甚た煩雜なるを以て從來是等

手續に慣熟せさる該地方商人は甚た之を不便とし騾驢等にて遠く芝罘に出て已に輸入手續を了りたる貨物を仕入れ來る者多し是れ芝罘は開港既に久しく各種の商業機關整備せるのみならす店舗亦多數にして且數十年來の取引先多く互に信用堅固にして貨物も亦比較上廉價に仕入れらるゝか爲なるへし是故に今後鐵道深く內地に開通せられ靑島に於ける各種の便益增進するに非されは其芝罘の貿易に及ほす影響は尙ほ甚た少かるへしと云ふ

獨逸の經營に係る山東鐵道は靑島より膠州、高密縣を經て濰縣まて開通せり

濰縣　山東內地に於ける一大市場にして絹紬の原產地たる昌邑縣麥稈眞田の集散地たる沙河等を距ること遠からす又煙草、石炭、鐵、硝石等の集散地にして商業繁盛なり人口凡二十五萬十兩以上の資本を有する店舖三十餘戶あり輸入品の重なるものは綿糸、燐寸、綿布、石油、紙、砂糖等なり

目下獨逸人の開掘せる炭坑は縣城の南二十七淸里なる坊子村に在り地積凡一萬餘坪獨逸人二十餘名之れを管理し淸國坑夫一千餘名を使役して採掘に從事せり坑夫賃錢一人一日平均二百五十文(凡我三十錢)機械は洋式を用ゐる一日の採炭額は

平均二百餘噸なりと云ふ炭質は良好ならす概して脆弱にして粉炭多く火力亦た大ならす獨逸技師の説に依れは今後二ヶ年を經過せは良質の炭層に達すへしと云ふ該坑は開掘日尚ほ淺く採炭額も多からすと雖も將來有望なるを以て鐵道會社は濰縣停車場より該地まて支線を敷設し以て石炭運搬の便に供する計畫なりと云ふ

又平度州には金礦多し

芝罘 又煙臺と曰ふ開港以前は蕭然たる濱海の一市聚に過ぎざりしが開港以後内外商賈漸次來集して現今の市狀を爲すに至れり人口約六萬居民の十中八九は商估にして官吏世族の此に居住するもの極めて寡し市内を貫通する板橋大街並其左右の横路は工商豪賈の巣窟にして行棧、油房、綢緞布店、雜貨商等皆此に聚居す商店中山東商其大部分に居り廣東、福州、寧波の三幇に屬するもの二三割を占め其餘は各地より遷居せしものとす該港の位置たる渤海灣端に踞し港灣佳良船舶の停繋に便なるに因り北部支那各港及露領浦潮斯德、朝鮮仁川港に航行する船舶は往復の途次大抵皆此に寄港し多少貨物の積卸を爲し北部支那に於ける寄泊港と

して好位置を占むと雖も通商上に於ては該港は山東半島の一角に偏在し地形促偪せるのみならす半島內山岳蜿蜒岡陵起伏して道路險惡僅に牛馬を通するのみ加ふるに水路の便亦阻塞して運輸不便を極むるを以て輸出入貨物の聚散區域極めて狹隘にして唯山東省內登州萊州二府と聲氣を聯絡し貨物を吐納するに止まり毫も青州以西に及ばず即ち青州以北は天津の輸送貨物以南は鎭江の輸送貨物之を占領し山東省腹地は擧て天津鎭江二港輸送貨物の蹂躪に任せ又半島南部に於ても榮城灣一帶は貨物の輸入を上海に仰げり故に該港は單に山東省に於て掌大の貿易區域を有するに過ぎざるなり然るに該港の貨物輸出入が毎年巨額に上り(昨三十四年の輸出入總額は三千七百餘萬兩に達せり)以て市勢を維持する所以のものは該港は山東省に於ける貿易地區の外遼東の市場を有するを以てなり蓋芝罘港附近の人民は昔時より遼東地方に交通し船舶の往復頻繁にして自から該地方を以て其外府となせり惟牛莊開港以來滿洲中央部一帶は貨物の輸出入を牛莊港に仰ぐに至り隨て其貿易區域を縮少せりと雖も尙ほ山海關內外、錦州一帶及鴨綠江一帶即ち安東縣、大孤山等は依然として貨物の輸出及供給を芝罘に仰ぐを

以て芝罘は山東に於ける貿易地區の狹隘なるに拘らず其遼東に於ける貿易地區は頗る廣大にして事實上より之を言へば該港は遼東の飛地たる一港と稱して可なり然れども既に大連灣の開放、秦皇島の開市あり東部遼東の貿易は遂に大連灣に歸し山海關附近錦州一帶西部遼東の貿易は秦皇島に歸すべく芝罘の外府は漸次此二港の爲に侵奪せらるゝに至るべきのみならず又一方には自由港たる青島あり鐵路は既に同地より半島に於ける貨物の一大集散地たる濰縣に通じ尙ほ進んで濟南府に至らんとす該港貿易の前途充分の望を屬すべからざるは固より言を須たざる所なるべし

該港の重要輸出品は麥稈眞田、山繭、絹紬、豆、豆油、豆餅等とす而も豆は皆滿洲より輸入したるものを轉輸するものにして豆油、豆餅も亦此輸入豆を壓搾して之を製し南部支那に輸出するに過ぎず山繭も其大部分は滿洲より輸入し該港附近に於て絹紬原料に供したる餘を再輸するに過ぎざるなり又輸入外國品の重なるものは綿布、綿糸、燐寸、石油、石炭、麥粉、砂糖、紙類、紙捲煙草、昆布、石鹼及雜貨等とす今明治三十三、三十四兩年中に於ける外國貿易額を示せば三十三年に於ては外國品純輸入一

千一百八萬四千七百五十八兩內國品輸出一千四十萬二千七百七兩三十四年に於ては外國品純輸入一千九百二十五萬六千四百六十六兩內國品輸出一千一百八十七萬一千一兩なりとす又昨三十四年中に於ける船舶(汽船)の入港數は二千四百九十八隻百七十四萬四千四百七十七噸にして此內本邦汽船は八百四十九隻四十四萬二千七百七十一噸に上れり

芝罘遼東間及芝罘より山東內地に至る貨物の運搬は從來一に民船に由り來りしが兩三年前より小汽船を以て運搬するもの漸次多きを加へ昨三十四年中に於て山東省內河及遼東大東溝、大莊河等に向つて出港せし小汽船の數は四百十二隻にして此內本邦汽船三百二十三隻に及べり

芝罘を距ること遠からざる棲霞縣柳光庵山の山麓には砂金を出し清國人の採取に從事する者多し

招遠縣の金礦は縣城を距ること東北二十五淸里なる洛山に在り昨三十四年春頃より清人某坑夫四五百名を使役して採掘に從事せり礦層は上中下三層ありて一日の採掘額七十匁より百匁內外にして多きときは二百匁に達することありと云

ふ該坑は未だ洋式の機械を用ゐざれども礦脈豊富なるを以て相應の收益ありと云ふ

青州府屬臨朐縣には金、銀、鐵、銅、鉛、錫、水銀等の礦物多く益都縣には鐵、石炭、石膏等の礦山あり臨淄、樂安二縣には鐵礦あり又博山縣は該地方石炭の中心にして年々約十五萬噸を採掘し其炭田の面積は大約四十四方里即ち二億坪に餘れりと云ふ

沂州には面積大約二百六十方里即ち十二億二千萬坪に亙る一大炭田あり

(二) 山西省

面積九千四百五十七方里
人口一千百五萬一方里に付一千百六十八人

北部には陰山山脈中央には大行山脈連亙し平地少く水利は黄河あるも急流にして舟を行り難し地味概して瘠确農産に乏しく人民生活の資に苦み海外及外省に移住する者多し然れども地下に埋藏する石炭、鐵、銅等の礦物頗る多く就中石炭最も豊富にして省内到處煤田ならさるなく其分量の多きと炭質の良好なるとは倶に國内第一たり獨人リヒトホーヘン氏の報告に依れば山西東部(平定州、潞安府、澤州府、平陽府等一帶の地)炭田の區域は一萬三千五百平方哩に亙り且其間炭脈の割裂切斷あることなく其炭層は二十五呎乃至五十呎にして平均四十呎に當り其炭

質は總て無烟炭なりと云ふ今炭層の厚さを平均四十呎とし無烟炭の比重を一、五とせは其含量は六千三百億噸に達すへく現時世界の一年の消費額を約六億噸とせは優に一千年以上全世界に對して其供給を持續することを得へく且其炭脈の傾斜は頗る僅少なるを以て之か採掘も亦極めて容易なりと云ふ
省の西部には又有煙炭多く其面積一萬二千方哩に亙れり又陝西省との疆界に沿へる地方は石油脈に富めりと云ふ

英伊兩國人の共同に成る北京「シンヂケート」は千八百九十八年總理衙門より前記各地方並陝西省東部即ち山西との接境地方及河南省中黄河の南北に跨る或る地方合せて約七萬一千方哩に亙る石炭、鐵、石油等の礦山採堀の特許を得たり而して右「シンヂケート」は此特許の利益を實にせんか爲太原府（京漢鐵道の正定附近より分岐し太原府に至る鐵道敷設は佛國「シンヂケート」の權利に屬せり）より陝西省の首府西安に至る鐵道及澤州府より河南省の懷慶に至る鐵道を敷設するの豫定にして尚澤州懷慶間線路は澤州を起點とし一は太原西安線の平陽府に一は潞安を經て中央線（京漢鐵道）の彰郿に接續せしむるの計畫なりと云ふ

該省の氣候は大陸性氣候にして南部は稍温和なり風俗は一般に儉素にして頗る商業殊に銀行業に巧みに國內到處山西票號を見さるなく廣東商賈と相竝ひて其名最も高し

太原府（タイユエン） 山西省の省城にして北京を距ること一千二百清里黄河の支流たる汾水の東岸に在り毛氈の產地なり附近には石炭の礦脈あり

太原府屬太原縣、楡次縣には鐵礦あり

（三） 河南省

面積一萬一千二百四十六方里
人口二千百〇一萬一方里に付一千八百六十八人

地勢二部に分れ東部は平野西部は山地にして伏牛山脈の走る所就中中岳嵩山最も高し黄河は省の北部を流れ洛水之に會流せり其河床は近傍の地盤より高く堤防を嚴にして以て水害に備ふ孟津以東は水流稍緩にして龍門口附近まて民船を通すへし地味膏腴氣候温和にして風俗朴素人民耕種に勤む

該省にも石炭、鐵甚た多し

河南府（ホナン） 古の洛陽にして洛水の北に在り管下各縣には鐵、銅、鉛、錫、石炭等の礦物多し

開封府（カイフン） 本省の省城にして北京を距ること千五百八十淸里古の汴梁にして山地より中原に出つるの要地なり有名なる黄河の金堤は其東に起り延長百五十淸里之を決すれは淮南千里の地盡く魚鼈の區と爲ると云ふ

（四）陝西省

面積一萬一千三百二十八方里
人口八百四十七萬一方里に付七百四十八人

該省の地勢は秦嶺山脈に由りて二分せられ西岳華山は此山脈中に在り北は渭水の流域にして所謂關中の平野を爲し南は漢江の流域に係る氣候は北部のみ不良なりと雖も他は概して温和にして地味肥沃物產豐饒なり重要物產は羊毛及苧麻等とす習俗朴素人民勇敢にして遠く出てゝ商業に從事する者多し

西安府（シアン） 渭水の南に在り該省の省城にして唐に之を長安と稱せり北淸事變の際淸帝蒙塵の地なり近傍には銅及銀の礦脈あり

漢中府（ハンチユン） 西安及四川に入るの咽喉にして最も要地と稱す湖北省漢口より老河口を經て支那船を通すへし附近には銅、鐵、石炭、琥珀、玉等の礦物多し

潼關（ツングワン） 該省と山西、河南二省の境に位し黄河の一大曲折を爲す所にして最も要衝の地たり

（五）甘肅省

面積二萬一千八十四方里
人口九百七十五萬一方里に付四百六十二人

黄河の本支流省內を貫通し地味肥沃物產豐饒にして金、銀、銅、鐵、石炭、硝石等の礦脈多し然れとも氣候は不順にして殊に塞外の地は最も大陸性氣候を呈す且該省は水利の便否塞し黄河ありと雖も寗夏、蘭州間僅に筏の下るを得るに過きす

蘭州府（ランチヤウ） 該省の省城にして北京を距ること四千〇六十淸里陝甘總督此に駐在す民俗武勇を好む附近には金及石炭の鑛脈あり

凉州府（リアンチヤウ） 蘭州府の西北約二十里の地に在り

甘州及肅州の二府亦其西十餘里の處に在り肅州は長城の起點なる嘉裕關に接す以上は皆塞外に對し重要なる都府なりとす

第三節　中部支那（揚子江流域）

揚子江流域に九省あり江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、貴州、雲南是なり

揚子江は長江又大江と曰ひ亞細亞第一の大河にして其灌域面積十二萬五千方里其長凡二千四百里一秒時間の排水量は河口に於て七十三萬立方尺に達す宜昌以

下は水流緩にして通常汽船を行るへく以上亦急流險灘ありと雖も舟檝を通するに難からす漢口は海口より五百八十二哩の上流に在るも增水季には尙吃水二十呎の船を通すへし宜昌より四百四十浬重慶に至るまては當時支那「ジャンク」を用ゆと雖も既に小汽船にて重慶に抵りたる者あり故に吃水淺ければ宜昌以上の急流を溯ること能はさるにあらす現に英人リットル氏等之か計畫中に在り又支那「ジャンク」は更に重慶の上流二百五十浬敍州の西なる屛山に至ることを得へく小舟は尙二百浬を溯ることを得へしと云ふ故に該江は其本流のみにても二千浬の間貿易轉運の通路たるなり

揚子江は其流域此の如く廣大なるを以て河川の來りて之に朝宗するもの勝けて數ふへからす其支流亦一として商品を四近に運送するの便を與へさるなし而して其間急流の航し難きに遇へは船を捨て人肩に依りて貨物を運搬し緩流に達して復船に移す實に支那舟夫の大膽なる如何なる急灘と雖も毫も之を意とせさるか如く操船以て業と爲せり

長江に會流する諸川の中漢江は一年中十ヶ月は小汽船にて襄陽府老河口まて溯

航することを得へし一月、二月は水最も少く五呎以下に及ふと云ふ
揚子江の流域たる沃野千里産物饒多にして長江は之か呑吐口たり其貿易の殷繁想ふへきなり而も雲南を除くの外は主として英國の商業區域に屬せり

嘗て我長崎水產試驗場の船にて朝鮮濟州島附近を根據とし同地より南西百二三十浬即ち楊子江大砂堆邊に試漁したることあり爾時鱶類、鯛、グチ、ニベ、イタヤ、タイラギ、大刀魚等を釣獲したりと雖も對岸に入るへき地なき爲收益を見るに至らさりしと云ふ楊子江砂堆の漁業は將來有望にして舟山列島邊まて漁場を擴め其漁獲物を沿岸に於て製造し寧波邊に販賣せは利益多かるへし殊に砂堆は大分、山口地方鱶釣船の夙に着眼する所なれとも本邦よりの距離頗る遠く且鱶漁季の如きは風向等の關係あり捕獲物を搭載して歸航すること困難なるを以て未た該洋海に漁業を開始するを得す故に將來洋上漁業の際風向等に依りては清國沿岸に上陸し漁獲物を販賣し或は乾製する等適當の方法を取る爲め清國政府に要求し寄港及上陸の便宜を得へきこと最も必要なるへしと云ふ

（二）江蘇省

面積七千四百七十九方里
人口二千四百六十萬一方里に付三千二百八十九人

地勢最も平坦にして長江は其南部を流れ高郵湖、洪澤湖、運河及之に通する河渠縱橫に省中を貫通し水利最も便なり但沿海は多くは遠淺にして良港を見す氣候中

和地味膏腴物産豊裕にして殊に蠶糸、米、棉花、菜種、絹織物等を多く産す習俗奢侈を好み人民輕佻なり

蘇州府(スーチャウ)　馬關條約に依り開かれたる四港の一にして上海を距ること二十八里餘府城は呉淞江の東岸に在り太湖に臨めり此地呉の故都にして風景の美國中に冠たり風俗は一般に華美を好み新奇を競ひ隨て外國品を尙ふの風最も多し蓋江蘇全省及浙江省に通して大抵皆然らさるなしと雖も殊に蘇州府に於て其甚しきを見るか如し又此地方の人情は古來文藝を尊崇し碩儒輩出し現今に至るも尙身を讀書に委する者頗る多く咿唔の聲閭里に絶えすして昔日の齊魯今之を江浙の地に見るの感あり故に人氣自ら柔弱にして剛毅の風に乏しと雖も品位優良にして風采の高雅なるは蓋淸國内他に之を見さる所とす

蘇州府は商業地と言はんより寧ろ工業地と言ふへく其産物の重なるものを擧くれは繭、生糸、絹織物、鐵器、木石玉角等の各種細工物、團扇、首飾、刺繡等にして又多く米及棉花を産す就中絹織物を以て其名最著はれ産出の多き全國に其比を見さる所にして機數は殆んと一萬に達すと云へり

該港は一方に於て上海に接近し一方に於て鎮江に接近し殊に上海は支那貿易總滙の地にして百貨般集するを以て蘇州か其輸出入品を一に此に仰くは必然の勢なり而して該港貿易の播施する處は該府附近に止まり其區域寛濶ならす今明治三十三、三十四兩年中における外國貿易額を擧くれは三十三年に於ては外國品純輸入十七萬四千六百六十二兩內國品輸出六十七萬一千九百九十六兩三十四年に於ては外國品純輸入三十八萬三千〇八十八兩內國品輸出四十八萬九千三百〇八兩なりとす

該港と上海並杭州との間は我大東汽船會社の小汽船日々往復せり

常熟（チャンシュー） 蘇州府城を距ること約九十清里常熟、昭文の二縣署あり人口四十餘萬上海及蘇州へは水路の便あり物産は米、麥、大豆、菜種、蠶豆及土布等にして就中米を以て第一とし其産額常、昭二縣を合せて一ヶ年凡四百二十四萬石（一石は我五斗七升五合）と稱す抑兩江（江蘇、浙江）は清國中主要の米産地にして古より兩江實つて天下饑ゑすと言ひ此二省の豊凶は清國中の物價を左右するに足る而して常熟は其産額品質共に兩江中の首位に在り其農産物の各一ヶ年産額は小麥、約六十八萬石、菜種

約三十萬石、蠶豆約五萬石、大豆約十六萬石なりと云ふ

又土布は一ヶ年凡三百萬反を出し內凡百萬反は當地方人民の需用に供し餘は山東、安徽及福建地方に輸出す

無錫　常州府に屬し蘇州を距ること九十淸里府城を距ること九十淸里蘇州より鎭江に達する大運河の畔に在り市の地勢は蘇州と同しく平原沃野の間に位し一望廣漠目を遮るものなく河流縱橫船舶輻輳し殷賑なる一都會なり人口凡十萬蘇州より無錫を經て鎭江に到るの航路は小汽船あり往復せり

該市は繭、生糸、米の一大市塲にして其每歲の輸入額は米凡五百萬圓繭凡三百萬圓生糸凡二百萬圓合計一千萬圓內外とす以て其商業繁盛の一班を徵すへし

荊溪縣蜀山鎭　は支那に於ける最古の陶業地にして茶壺、茶瓶、茶碗等朱泥、紫泥、白泥の精巧なる小器物の製造盛なり該地舊と宜興縣に屬せしを以て今尙ほ宜興窯の名あり

蘇州府の東に在る太倉州は棉花の產地なり又松江府は多く米を產す

江寧府　所謂南京にして明に應天府と稱せり金陵即ち是なり江蘇の省城にして

長江の南岸に在り兩江總督の駐在する處城廓は二縣の地に跨り周回九十六哩十三門あり其市街の規模甚た宏壯にして北京を凌ぎたりしも髮賊の亂に大に毀壞せられ爾來頗る衰微に陷りしか近年稍面目を回復し來れり人口約十五萬(或曰四十萬)東亞同文會の設立に係る南京同文書院あり此地亦開口場の一なれとも其貿易は言ふに足らす昨三十四年中に於ける輸出入額は僅に外國品純輸入百七十九萬九千六百四十六兩、內國品輸入六十二萬八千八百三十四兩、內國品輸出二百十九萬一千五百九十七兩合計四百六十二萬〇〇七十七兩に過きす重なる輸入品は綿布、綿糸、石油、砂糖、海產物等にして輸出品は綢緞、天鵞絨、藥材、皮革類、羊毛、鴨毛、麥、胡麻等とす

上海 一に申江と曰ひ又滬江と稱す南京條約に依り開放せられたる五大貿易港の一にして省の東南隅北緯三十一度十五分東經百二十一度二十九分に位し呉淞江の黄浦江に會流する處に在り附近は一帶の平野にして唯西方に丘陵透迤として約三十哩に連るを見るのみ地味膏腴氣候溫和にして植物繁茂し支那の花園の稱あり人口最も稠密にして一平方哩に八千の住民ありと云ふ附近地方には米、棉

花、小麥、大麥、秣草、甘藍、蕪菁、人參、瓜、馬鈴薯等を多く產す又該地は各種良菓實を產するを以て名あり

市の面する河流は今より二十五年前までは其幅一千八百呎に及ひしか現時は一千二百呎を出てす吳淞江(蘇州河)も往時は其幅三哩に達したりしも現時は僅に約百「ヤード」に過ぎず河床も亦歲と共に高まり高潮の時と雖も二十三呎を出てす航海業者の最も不便とする所なり是を以て當局者も屢次之か浚渫計畫を爲し一千八百九十八年一萬兩の資金を投し蘭人某に託し調査せしめたることありしも其目的を達するには巨資を要するを以て遂に之に着手するを得さりしか昨三十四年各國は北淸事變平和談判の際黃浦江の改良を約し上海に黃浦江水路局を設置し各國より委員を選定し以て着々其事業の實行に努力せり

黃浦江水路局は上海道臺、上海稅關長、上海領事團の選出に係る委員二名、上海各國商業會議所の選出に係る委員二名、年額五萬噸以上の船舶を出入せしむる航運業者の代表者二名、上海各國居留地會議員一名、上海佛蘭西居留地會議員一名、年額二十萬噸以上の船舶を出入せしむる各國の代表者各一名を以て組織し黃浦江の改良、保存及監督を目的とするものにして其經費は居留地に於ける建物又は地所に對する賦課金、上海より

河口に至る間の沿岸の土地に對する賦課金、上海、呉淞又は其他の黄浦江諸港に出入する船舶に對する賦課金、上海、呉淞又は其他の黄浦江諸港に於て稅關に屆出てたる各商品に對する賦課金、各關係外國人の醵出金額に均しき淸國政府の年醵金等を以て之に充つるの定なり而して我日本郵船會社上海支店長林民雄氏は各國航運業者の代表者として選出せられ小田切總領事は二十萬噸以上の船舶を出入せしむる我國の代表者として委員中に加はれり

上海は支那各港貿易の中心にして其の貿易區域の遼濶なる支那沿岸福州以北の諸港及ひ長江一帶諸港の輸出入貨物は皆該港を經過せざるもの稀なり故に該港貿易の消長は支那貿易の隆替を表示するものにして該港が支那貿易上要樞の位置を占むることは今更說明を要せざる所なりとす今明治三十四年中に於ける該港の貿易額を査するに外國品輸入四千百六十六萬三千三百八十七兩、內國品輸入一千四百二十一萬六千三百七十七兩、內國品輸出外國へ三千六百五十萬一千九百四十三兩支那各港へ二千六百四萬四千六十九兩合計一億一千八百四十二萬五千七百七十七兩にして全國貿易額の三分の一以上に上り之に再輸出を爲せし額を加ふるときは實に二億九千八百四十五萬四千七百八十兩の巨額に達するを見る

べし

呉淞(ウースン)は黄浦江の長江に注ぐ處に在り亦開港場の一なり

通州(ツンチャウ)は直隷州にして長江航路の停船場なり揚州を距ること六十里棉花の産地として其名著る

鎮江(チンキャン)府　一千八百五十八年天津條約に依り開かれたる互市場にして北緯三十二度十二分東經百十九度二十七分に位し長江の南岸に在り人口二十三萬餘を有する大都會なり此地長江沿岸各省並山東省等に通するの要衝に當り殊に杭州より揚州を經て天津に通する大運河と長江との會流點に在るを以て水利四通運送最も便なり其明治三十四年中に於ける貿易額は外國品輸入一千六百六十三萬七千百五十六兩内國品輸入五百七十萬八千五百十九兩内國品輸出五百四萬三千五百四十一兩合計二千七百三十八萬九千二百十六兩とす

我大東汽船會社は本年七月より小汽船二隻を以て始めて蘇州鎮江間の航路を開始したり

蘇州鎮江間の水路(大運河)は從來秋冬雨季に於ては減水甚しき爲め一歳中六ケ月は殆んと汽船往來の望なかりしか本年江蘇巡撫公款二十萬兩を投し常州鎮江間を浚渫せ

しめたる爲め減水季と雖も水量四呎を下らさるへく隨て終年營業を繼續し得へき見込なりと云ふ

（二）浙江省

面積六千五百八十方里
人口一千百八十四萬一方里に付一千八百人

域內水利至便にして就中浙江其最たり南嶺の山脈は該省に至りて陵夷し遂に舟山列島に終る氣候温和地味肥沃物産頗る饒裕にして就中繭糸、絹布、米、棉花、茶を以て大宗とす

浙江は源を安徽省歙縣の玉山に發し東流して海に入る河口は開いて三角形を爲す之を錢塘江と曰ふ河口には海嘯（つなみニアラズ）の奇觀あり該江は安徽省徽州府までは民船を通ずべし

杭州府（ハンチヤウ）　浙江省の省城にして馬關條約に依り開口せられたる四港の一なり府城は西は西湖に枕み南は錢塘江環注し北は大運河及無數の支河連續貫絡し宛然蛛網を織るが如し市街は嘗て屢長髮賊の焚掠に罹り慘狀を止めしが今や漸く舊觀に復し其繁榮蘇州の上に出つ人口約七十萬

該府は水利至便なるを以て船舶の往來頻繁にして隨て杭州附近全部及錢塘江南

紹興、嚴州、衢州、金華各府並徽州府の輸出入品は孰れも該府を經過せざるもの少く百貨輻輳頗る繁劇の狀を呈す而して錢塘江の南北殊に該府附近一帶は清國財源の稱ある浙江省精華の萃る所にして物產富饒民力豐厚生產力購買力倶に旺盛にして加之民俗奢侈外國品を嗜好し珍奇を慕尚すると他省の遠く及ばざる所是該府開市以來輸出入貨物漸次增加し駸々として日進の狀ある所以なり該港輸出品の重なるものは茶、絹織物、繭、生糸、杭扇、棉花、菜餅等にして輸入品の重なるものは阿片、石油、砂糖、鐵、石炭、燐寸等とす其明治三十四年中に於ける輸出入總額は一千二百十萬五千六百六十七兩に達せり

杭州城侯潮門外錢塘江岸に沿ひ江干と稱する地あり浙江上流各地方貨物の集合地にして拱震橋と共に最も重要なる地とす此處より運河に直通の便あるも何れの水路も皆二三の壩(ゐせき)あり壩毎に貨物の積換を爲さゞるべからざるの煩あり加之城内に入るや河幅狹隘にして船舶の輻輳するもの非常に多く通行困難にして爲に多く時間を費し該地より拱震橋に至る僅に二十清里の間を二日乃至三日甚しきは五六日を要することあり商賈の大に不便とする所なり尙ほ一の重要

なる貨物集散地は武林門外より拱宸橋に至る間の地にして新碼頭又は湖野と稱す大運河の起點にして上海蘇州等より來航する船舶毎年一萬隻に上り貨船客船常に輻輳して復水面を見るべからざるの光景なり杭州開港後拱宸橋外に外國人居留地を置きてより遂に新碼頭は居留地に接續するに至り拱宸橋の兩岸人家櫛比し紡績工場、製糸工場、麥粉工場等あり頗る盛況を呈せり

該府水路の便は北は大運河に由りて蘇州、鎭江等に達すべく南は錢塘江あり下流は海口に通じ上流は嚴州を經て一は安徽省徽州府に達し一は衢州府及金華府に達す又江を横ぎり運河に由り紹興府及寧波港に距ることを得べし大運河の來源たる西湖は城西に在り周回二十一清里風景絶佳湖畔に名所舊跡少からず

目下拱宸橋と上海及蘇州との間に小汽船を駛行せしめ運送業を營める者は我大東汽船會社の外戴生昌、利用の二公司あり大東、戴生昌の二會社は上海線、蘇州線とも日發にして利用公司は上海線を日發蘇州線を隔日とせり而して三會社とも蘇州線は旅客のみの運送を爲せども上海線は貨物をも搭載せり

湖州府（フーチャウ）　浙江省の西北部に位し杭州を距ること水路三十八浬蘇州を距ること同

五十三浬の地に在り人口凡十萬江蘇、浙江兩省に於ける製糸の中心地區と稱せらる物產は生糸を第一とし湖縐(所謂湖州縮緬)米之に次ぐ生糸の產額は府屬全部を通じて年々約三萬包(一包八十斤入)に達し其割合は菱湖四分、湖州三分、南潯、双林及其他の地方を合せて三分を出でずと云ふ蠶種は紹興府屬新昌縣、嵊縣及杭州府屬餘杭縣より購入する者多く自製のものを用ゐる亦尠からず養蠶を終れば製糸に從事し之を絲行に賣却す其細糸は大部分を上海に販出し粗糸を以て湖縐を織る湖縐の產額は髮賊の亂前には一日一千疋に上りたれとも現今は五百疋內外に過きす而して其一年(正月其他の休日を除き十ヶ月)の產額は約十五萬疋にして每疋長四丈八尺價格平均十二三弗なりと云ふ湖縐の販路は廣く支那內地各省に涉り其仕向先に隨ひ品質を異にし製造元亦同しからす機房は城の北門外陌路地方に最も多く機臺の數は城の內外を通して約一千五百臺に上ると云ふ機房には皆組合あり、絹紬も亦每年四萬疋內外を產す繭の賣買は殆んと之れ無きか如し米は府屬全部を通して一年約百三十萬擔(一擔百四十斤)の產出あり就中烏程、歸安兩縣下に產するもの最も佳良なり、竹の產出亦多く春季漲水の際筏を組み搬出し來るも

の年々其價額一萬弗以上に達すと云ふ其主なる產地は安吉縣、梅溪鎭地方にして武康縣、孝豐縣亦之に次く、鷹毛扇は湖州の特產物にして城內に製造戶約二十戶あり每年の製造額約四萬弗にして上等品は其一柄の價七八弗に及ふものあり

輸入品の重なるものは金巾、石油、洋傘、置時計及雜貨とす

此地水路の便四達し舟楫自在に通し就中湖州より菱湖を經て杭州に至る間及湖州より南潯、震澤、平望、吳江を經て蘇州に至る間は我大東汽船會社の小汽船日々往復し又湖州上海間には戴生昌、泰昌兩公司の小汽船隔日に往復せり

南潯(ナンシユン)　湖州府烏程縣に屬し府城を距ること水路約十九哩江蘇、浙江兩省の界に在り人口約二萬(或曰七八萬)市鎭は湖州より來る運河及烏鎭より來る運河に跨り街衢繁盛富商豪戶の多き江浙に冠たり市內は南柵、北柵、東柵、西柵に分ち就中北柵最も殷闐にして店肆櫛比美麗宏壯なる蘇杭省垣と比すへく行人の雜沓府城の上に出て西洋雜貨店、綢緞店、紙舖、木材商最も多し地勢は四面皆平坦にして水路縱橫の間唯桑園と水田との相牙錯するを見るのみ

物產は蠶糸を以て主とし一年の產額約二三千包の間に在り糸の種類は經糸(撚糸)

七分緯糸三分にして之を上海に致し大經糸は佛國に花經糸は米國に緯糸は英佛兩國に輸出せらる又粗糸は湖州に送り湖縐の原料に供するもの少からす總て當地方の糸は菱湖、湖州地方の產に比し其質純良にして價格亦隨て貴しと云ふ

當地土民は湖州地方と同しく皆養蠶製糸に上半年を送り下半年は桑園の栽培をなし優游閑日を樂み耕種の業は多く之を湖南の客民に委せり習俗稍奢侈を好む

輸入品の重なるものは石油、金巾、燐寸、阿片、雜貨等とす

菱湖　湖州府歸安縣に屬し府城の東南三十六淸里の地に在り人口約一萬市鎭は運河の支流に跨り街路狹隘屈曲南潯の如く整理せさるも生糸市場としては遙に南潯を凌駕し其產額の多き湖州府下第一たり此地一帶低地にして池澤相接し其間大小河流交錯して蛛網の如く田園至つて少し池塘には概ね桑樹を植ゑ養魚飼蠶を兼營す又街衢の間も水路縱橫に通し戶々門前舟舸を繫き水路即ち街道なるやの觀あり

生糸は其產額約一萬包(每包百封度)以上に達し其取引の時期は例年五月前後とす糸行は大なるもの五戶小なるもの十餘戶あり生糸は總て洋布の袋にて包裝し民

船にて直接上海に輸送す
又此地は養魚採菱の業盛にして俚俗魚十萬菱十萬と稱するは共に十萬兩以上の產額あるを謂ふなり魚種は包頭魚、白鰱魚、草魚、青魚等にして二月頃より四月前後までに九江及青江浦より魚兒を買入れ來り之を養魚池に放育す(或は直に紹興及湖州地方に轉賣する者あり)魚行の生意は每年二三十萬元に上ると云ふ
菱は菱湖の北方なる荻港鎭地方產出最も多く其主なる販路は湖州及德清地方とす
輸入品の主なるものは日本及廣東雜貨、金巾、石油の類にして日本製燐寸、玻璃器、双子縞の類も多少店頭に陳列せらる其仕入地は上海を主とし湖州、杭州之に次く
此地亦大東汽船會社蘇杭線航路の寄航地なり又支那民船ありて每日若は隔日に杭州、蘇州、南潯等に向け旅客の運送を爲せり
嘉興府(キャシン)　上海を距ること約二百三十淸里杭州城の東北約二百四十淸里殆んと上海及湖州と杭州との中央に在り杭州府と相駢んで商業上最も重要の區と爲す人口約六萬

此地水路の便四通八達し殊に生糸の名産地たる湖州、南潯、震澤、蘇州、硤石鎮、海寗及平湖等に通ずる水路は水深くして小汽船を通ずることを得べし現に我大東汽船會社及其他二三の會社ありて以上各地及杭州上海間、嘉興上海間及平湖松江間等の汽船航運業を營めり

嘉興附近は地勢平坦地味膏腴にして農産に豊に米、蠶豆、胡麻、菜種の産出多く就中米の産額は浙江第一たり其良米は多く紹興に送り老酒の原料に供す又生糸、芝麻油、菜油、豆油、棉種油等を出し殊に生糸は杭州産と相伯仲し年々南潯、震澤地方に輸出するもの頗る多額に上り又海寗州、硤石鎮より出す有名なる海寗糸の中には嘉興府屬平湖、桐郷、石門各鎮産のもの亦尠からすと云ふ此地方桑樹の發育亦頗る良好にして殊に石門縣下の桑苗の如き國中有數の良種と稱せられ毎年養蠶地方に向つて輸出せらるゝもの鮮からす嘉興地方は又養鷄養鴨の業頗る盛にして其大なるものは一家一年五萬以上を孵化せしむるものあり而して或は雛兒のまゝ之を各地に輸出し或は之を飼養して産卵の利を收むるものあり隨て糟蛋、皮蛋の産出亦多く殊に嘉興の糟蛋は著名なり又附近沿河の農家は運河の一半を劃して菱

を蕃殖せしめ毎年菱子を各地に輸出す
嘉興に輸入する本邦品の重なるものは燐寸、手巾、玻璃器、石鹼、石炭、綿布等なり商品の輸出通路は一は杭州、蘇州及湖州よりし一は硤石鎮を經て海寧に出て錢塘江を上下する大船に移載し以て浙江上流各地に致す而して各地より出入する貨物も亦多く此水路を取れり

温州府（ウエンチヤウ）　千八百七十六年芝罘條約に依り開放せられたる互市場にして寧波を距ること水路二百十哩上海を距ること同三百四十五哩甌江河口を溯ること二十浬にして其右岸に在り東、南、西の三面は沃野相連り北方は甌江を隔てゝ對岸峯巒を望み宛然小福州の觀あり城垣周回四哩溝渠四通以て城外との通運に便にす人口約十萬府屬各縣には鐵鑛多し

該港は其貿易區域頗る狹隘にして僅に溫州府、處州府二管下に止まり加之人民貧窶にして外國品の需要少く將來重きを措くに足らす明治三十四年中に於ける輸出入額は外國品輸入七十萬五千三百兩內國品輸出三十六萬六千九百兩に過きす其輸出重要品は木材、雨傘、蜜柑等とし輸入重要品は棉布、鐵、石油、阿片、砂糖、「アニリン」

染料等にして主として上海及寧波より輸入す

甌江は源を處州府下龍泉、遂昌、縉雲の三縣に發し處州府の西方に至り三流相會し南流して青田縣を過き温州府を經て海に注く温州より二百五十清里處州に至る間は吃水五呎の船舶を溯上せしむることを得へし

寧波府　南京條約に依り開口せられたる互市場にして上海を距ること水路百三十四哩福州を距ること同二百九十哩海口より甬江を泝ること約十三浬にして其北岸に在り姚江、奉化江の會流點に位す地勢平坦廣濶にして耕種に適し又運河あり灌漑漕運に便なり此地は昔時より葡萄牙人及日本人の互市を通したる所にして我邦往時の遣唐使は多く此處より上陸せしなり府城は江に沿ひ周回約五哩新江橋より老江橋に通する街路商業最も繁盛なり

該港の輸出入品は一に上海を經過し且上海に於て取引せられ該港に於ては唯た貨物の出入を爲すに過きす是該港は上海を距ること遠からす船便の繁劇なると上海支那商は寧波商其一半を占め常に市場に跋扈するとに由るなり故に該港か將來直接外國貿易港たる能はさるは勿論其輸出入を増加するに至るも市場の繁

劇は比較上增進すへきものにあらさるや明白なり又該港輸入貨物の銷售區域は重に錢塘以南なる浙江省南部一半にして該地區たる沿海及中央は山岳重疊し岡陵起伏して道路險惡運輸の便否塞し水路も紹興との間には百官鎭と曹娥鎭との間に斷絕する所あるのみならす中途に壩ありて船舶の通過甚た困難なるを免れす又錢塘江は富陽縣以上は灘流急激水勢時に涸漲ありて舟行難澁なるものあり然り而して錢塘以南の地區たるや民土富饒の程度其以北の地區に比し遙に劣下にして同一視すへからさるに杭州の開港以來安徽省徽州一帶の輸出入品にして從來該港を經由したりしもの杭州を經由するに至り爲に多少其貿易區域を縮少するに至れり是に由りて該港の貿易を概觀せは蓋思ひ半に過くるものあらん

該港の重要輸入品は外國品は綿布、錫、石油、砂糖、石炭、燐寸、內國品は藥材、木油、落花生油、麻、綢緞、刻煙草等とし輸出重要品は棉花、蓆、明甫(鯗)茶、藥材、雨傘等とす從來該港には綿糸の輸入盛なりしか通久源紡績工場設立以來其製品市場を專占し大に外國綿糸の輸入を減殺するに至れり

內地水路の便は南西は奉化江に由りて奉化縣に通し北西は姚江に由りて餘姚縣

に通し餘姚縣より百官鎭、曹蛾鎭を經復運河に依り紹興府及蕭山縣を經て杭州の對岸に當る西興鎭に達す然れとも餘姚、百官間には三個の壩あり每壩に備へたる器具に依り一々船を陸上に挽上し之を上河に移さゝるへからす而も貨物船は重量大にして之を挽上すること能はさるを以て船の壩下に達するや挑夫をして一々其貨物を荷擔せしめ以て壩上なる別船に移載するなり爲に貨物の停滯破損する實に驚くへきものあり又百官、曹蛾間には曹蛾江の運河を横斷するあり其水面は運河の水面より低きこと殆んと二丈に及ふを以て此處にて船は人力に依り之を陸上に挽上げ百官の街上を貫き之を曹蛾江に下し（地理の關係上壩に挽上するより容易なるを以て船を陸上に行ることを得）對岸拖舟壩と稱する處に達し再ひ之を運河に挽上し以て曹蛾鎭に達するなり爲に勞力と時間とを徒費し貨物を停滯せしむること少からす而も紹興地方商民の此不便煩勞を忍ひ尚且貨物の輸出入を寧波に仰き杭州に由らさる所以のものは該港には舊來の取引關係あり且要所には皆信用ある仲繼業者あり安心以て貨物を委託することを得れはなり」

寧波より餘姚、鎭海、定海、象山、石浦等各地間には小汽船往復し又寧波より鎭海、定海、

普陀山、石浦、海門間には通常汽船往復せり

紹興府（シャオシン） 甯波を距ること約三百清里府城は西興より餘姚に通する運河の畔に在り人口約二十萬商業繁盛なり重要物産は米、棉花、繭、生糸、茶、紙扇、祭紙、老酒等とし輸入外國品は綿布、石油、錫、砂糖棉糸、燐寸、洋傘其他雜貨とす

（二） 安徽省

面積八千百四十五方里
人口三千五百八十一萬一方里に付四千三百九十八人

長江及漢江は省中を貫流し最も舟運の便に富む南方に山岳重疊せらるの外大抵平野多く地味中庸を得氣候温和なり

安慶府（アンキン） 北京を距ること四千百八十五清里上海を距ること三百五十五哩長江の左岸に在り丘陵を負ひ江流に臨み運輸至便にして江邊の重鎭たるに負かす貿易上最も重要の地なり

蕪湖（ウーフー） 太平府に屬し千八百七十六年芝罘條約に依り開口せられたる互市場にして上海を距ること二百五十哩長江の右岸に在り人口凡六萬甯國府に通する運河あり運輸甚だ便なり重要輸出品は米、豆、生糸、絹織物、煙草、麻、棉花、鷄卵、鳥毛等にして其明治三十四年中に於ける貿易額は外國品純輸入五百八十五萬一千二百四十兩、内

國品純輸入百九十二萬一千六百九十七兩、內國品輸出五百五十一萬六千八百十五兩合計一千三百二十八萬九千七百五十二兩とす

廬州府(ルーチヤウ) 巢江の西北に位し諸省に通するの要路に當り市街繁盛なり

宣城炭田は寧國府宣城縣に在り其面積數百方淸里に亙り炭質甚た佳良なりと云ふ我土倉庄三郎氏は宣城鐵道公司と協同し資本金を五百萬元とし各其一半を負擔し之か開掘に從事せんとし目下盛宣懷氏と協議中に在り遠からす其契約の成立を見るに至るへしと云ふ

(四) 江西省

面積一萬二千百三十方里
人口二千百九十七萬一方里に付一千八百十一人

三面山を以て圍繞せられ唯北の一方のみ開き長江此處を通過せり省の北部に鄱陽湖(彭蠡)あり其水長江に通す鄱陽湖は江西全省の水を受け其之に入るの諸河中最大なるものを贛江とす該省は長江、鄱陽湖、贛江の水利に依り運輸至便なり贛江は南昌までは小汽船を通すへく民船は遠く贛州府まて溯ることを得へしと云ふ

南昌府(ナンチヤン) 江西の省城にして贛江の右岸に在り北京を距ること四千百七十五淸里

九江(キウキヤン) 昔時所謂潯陽湖にして鄱陽湖の水長江に通する所の左岸に近く横はる開

口塲の一にして人口五萬三千あり府城を繞りて端昌に通する運河あり且鄱陽湖口を距ること遠からさるを以て運輸の便四通し帆檣林立船舶常に輻輳せり該地は漢口、福州と相竝んて支那茶の三大市塲と稱せらる其他紙、麻、麻布、水藍の如き又景德鎭より出す磁器の如き有名なる輸出品なり今明治三十三、三十四兩年中に於ける該港の外國貿易額を擧くれは三十三年に於ては外國品純輸入七百二萬百一兩、內國品輸出八百一萬九千百六十一兩三十四年に於ては外國品純輸入八百三十九萬六千八百五十六兩、內國品輸出七百五萬八千六百五十二兩なりとす

九江南昌月間の航路は從來和濟と稱する小汽船會社あり四隻の小汽船を以て旅客及貨物の運送を營み來りしか今回江西官塲にて右四隻の小汽船を買上け江西官輪船總局なるものを設立し本年七月より開業せり

景德鎭（キンテーチエン） 饒州府浮梁縣に在り所謂天下四大鎭の一にして淸國第一の磁器製造地なり其一ヶ年の磁器產額は約二百萬元に達すと云ふ

南昌府管下には鐵、金、銅、石炭の礦脈あり饒州府管下には金、銀、銅の礦物あり

袁州府萍鄉炭坑は明治三十二年春鐵路總辦盛宣懷新に資本銀百餘萬兩を籌備し

機械を購入し技師を聘し一切西式の設備を爲し以て大規模の開掘を行へり該炭坑より湖南省醴陵縣淥口に通すへき萍郷鐵道は安原より長潭に至る十五淸里間は既に落成し盛に石炭の運搬を爲せり萍郷の産炭は之を漢陽に送り以て鐵政局の燃料に供するなり又府城附近にも炭鑛多し

（五）湖北省

面積一萬一千八百四十方里
人口三千四百三十三萬一方里に付二千九百人

省の四境は山岳を以て限らるゝも中央は平野廣大にして長江、漢江の二大流及數多の湖沼ありて運輸の便を極む氣候温和にして地味沃饒なり

該省は又礦山に富み鐵、銅、安質母尼、鉛、金、銀、石炭、硫黄、硝石等の諸礦物多し

漢口（ハンカオ）　漢陽府に屬し古の夏口の地たり千八百五十八年天津條約に依り開口せられたる互市場にして北京を距ること三千百九十六淸里海口を距ること六百哩上海を距ること五百八十六哩九江の上游百三十四哩漢江の長江に會流する一角に在り水を隔てゝ武昌府及漢陽府に對し二府一鎭恰も鼎足の勢を爲す此地所謂四大鎭の一にして中部支那商業の中心たり蓋長江の本支流を溯れは四川、甘肅、雲南、貴州に達すへく漢江を溯れは河南、陝西に到るへく湖南、江西、安徽にも亦舟楫の便

あり所謂九省の通衢水陸の要會にして彼の北京と廣東とを聯絡せしむへき支那鐵道の大幹線亦此地を以て其中央大停車場たらしめんとす

市街は一面は長江の左岸に沿ひ約一哩の間に平列し一面は漢江に臨み約二哩半の間に綫列す相並行する三條の大道ありて市中を縱斷し又數條の横街ありて以て江岸に通す毎衢巨商大估軒を列ね商業極めて繁盛なり

漢口は支那中原の樞軸に位し且江河大小水路の滙會する所漕運の便四通八達到らさる所なく加之南は將に粤漢鐵道に由りて廣東及香港との交通を直接敏活ならしめんとし北は亦將に京漢鐵道に由りて北京及天津との聯絡を密接ならしめんとし以て内地最富庶なる各地方の商業上の中心となりつゝあるを以て該港は長江沿岸中將來最も有望なる貿易港なりと謂ふへし今試に明治三十四年中の貿易額を擧くれは外國品輸入二千五百六十八萬五千九百五十四兩、内國品輸入七百十六萬一千百二兩、内國品輸出二千九百三十七萬二千六百四十二兩合計六千二百二十一萬九千六百九十八兩の巨額に達せり

京漢鐵道は佛國居留地の後邊(漢口ヴヰルル停車場)より河南省信陽州に至る約百三

十二哩の間開通せり

漢陽府　城垣は大別山嶺に建つ規模小なりと雖も高きに居て臨下すれは山巓より武昌漢口一帶を俯視すへし人口十五萬城外に鐵政局(製鐵所)機器局(軍器製造所)等あり

武昌府　舊と鄂州又は江夏と稱せり湖北の省城にして湖廣總督の駐在する處なり人口二十五萬織布局、紡紗局(紡績場)製麻局(麻紡績場)繅絲局(製糸場)等あり

大冶縣には有名なる大冶鐵山あり其礦石は我若松製鐵所の原料として輸入せらるゝことは人の知る所なり現時の產額は磁鐵礦二千七百噸褐鐵礦六百噸なるか今日の設計及今日の運搬力にても尙每月磁鐵礦一萬五千噸褐鐵礦一千二百噸を採掘運搬するを得へしと云ふ礦山事務所所在の鐵山舗と長江江岸の黃石港(上海漢口航路の寄航地)との間には鐵道を敷設し以て礦物を運搬せり而して此に致したる貨物は更に之を船に轉載し漢陽鐵政局に輸送するなり該地方には又石灰山あり其量非常に多く右鐵路沿道の諸山到處石灰石を產せさるなく目下ペーシーシャン山麓に採掘所を置き採掘しつゝあり漢陽にて要する石灰石は凡て供給を

該地に仰けり又石灰窰(長江岸)の下流約二哩なる磯頭の下方道士洑には一大石炭田あり其採炭は現に鐵政局の燃料に供せり馬鞍山、王三石産と共に漢口附近の良炭と稱せらる大冶煤礦總局を置き株式組織と爲し以て之か開鑿に從事せり

武昌の南馬鞍山には有名なる炭田あり去る明治三十三年一たひ火災に罹りてより其採炭額多からさるも相當の設備を爲さは毎年凡四萬噸を採掘し得へしと云ふ其他尚武昌府管下には鐵、銀、銅、錫等の礦山多し

沙市 一名沙頭と云ひ又荊沙と稱す荊州府江陵縣に屬し長江の北岸に位す漢口より溯ると二百八十七浬宜昌の下流八十三浬に在り荊州府屬の諸縣其外を繞り長江を阻てゝ湖南を擁し背後に荊門州、郢陽府屬の諸縣を負ひ古來江表の重鎭たり地勢平衍にして低濕に到處沮洳を見る江岸には大隄を築き以て江水の泛漲を防く蜿蜒七百淸里名けて金堤と曰ふ堤上一長街あり堤街と稱す其他の市屋は盡く隄下に排列す人口約八萬此地千八百九十五年馬關條約に依り開口せられたる互市場なりと雖も貿易未た盛ならす蓋該港の貿易區域は湖北、湖南四川の三省にあれとも湖北は漢江一帶の地は皆漢口に由りて貨物を吐納し宜昌附近は同港を

經沙市を經由するは唯其中間の諸州縣に止まり湖南の貨物も下流地方に出つるものは洞庭湖より長江に出て漢口に逐り其下流より仰くもの亦此線路に由り唯上游四川より輸入するもの多少沙市を經由するに過きす又四川出入の貨物も長江汽船航路の終點たる宜昌を經由するもの多きに居るか爲なり今開港以來未曾有の盛況を呈せし明治三十四年中に於ける外國貿易額を擧くれは外國品純輸入六十五萬七千二百五十三兩內國品輸出三十三萬一千九百四十八兩にして合計僅に九十八萬九千二百一兩に過きす其出入船舶の如きも同年中貨物を積載して入港したるものは僅に百二十五隻、十萬三千三百九十九噸に止まるのみ要するに該港は外國貿易上將來に十分の望を屬すへき地にあらさるか如し

該港輸入品は棉布、棉糸、砂糖を大宗とし輸出品は黃繭糸、桐油及棉布、棉花を主とす

該港より漢口に到る堤內一運河あり能く六七十擔を積載する民船を通すへし長江は沙市より漢口に至る九百四十清里なるも運河は六百三十清里にして冬季と雖も乾涸せす舟行隨意風波の難なしと云ふ

荊州府（キンチヤウ） 沙市を距ること西北十五清里人口約三萬春秋楚の郢都にして現時の城

垣は蜀漢關羽の築く所最も軍務の要衝に當る南京、成都と共に滿州將軍を置て之を鎭し荊州、宜昌、施南三府を管掌する兵備道亦此に駐せり然れとも商業は沙市の占有に歸し毫も繁盛の狀あるを見す

宜昌府（イーチャン）　重慶を距ること約四百哩沙市の上流八十三哩の地に位し長江の北岸に在り人口五萬此地開港塲の一なれとも貿易地區狹隘にして商業繁盛ならす惟該港は巴蜀に入るの門戶に當り長江汽船航路の終點なるを以て漢口と往復の汽船は槪ね隔日に出入し又汽船より貨物を轉載し四川に輸送する爲此に輻輳し來りて碇繫する民船の數は常に約千隻に及ひ頗る繁劇の狀を呈せり要するに該港は四川に對する中繼貿易港として重要の位置に在るものと云ふへし今明治三十四年中に於ける純輸出入額を擧くれは外國品輸入百十一萬十六兩內國品輸出八十五萬六千二百三十八兩にして合計百九十六萬六千二百五十四兩に過きす

宜昌府屬歸州、巴東縣、長陽縣等には炭礦多し

襄陽府（シャンヤン）　老河口と相竝ひて漢水河畔の二大市塲と稱せられ內地貿易上重要の區なり老河港及漢口との間は現時支那民船を以て貨物を運送すと雖とも此間小汽

船の通航は容易なりと云ふ襄陽漢口間は我湖南汽船會社に於て第二期線として定期航路を開くへき計畫なりと謂ふ又襄陽より河南省の南陽、陝西省の漢中へは何れも民船を通するを得へし

漢水には從來淸人吳某二隻の小蒸汽船を以て漢口より三百六十淸里の上流なる仙桃鎭に至る間の旅客運送業を營み來りしか聞く所に依れは漢口の富豪にして同地佛蘭西銀行の買辦たる劉某亦五萬兩の小汽船會社を設立し漢口襄陽間の航運業を開始するの計畫ありとの說あり

黄州府管下には鐵及金の礦脈多し

徳安府應城縣は陶器の模型に使用する石膏の產地として有名なり

施南府建始縣には金、銅及硫黄の礦山あり

(十八) 湖南省

面積一萬一千八百四十方里
人口三千四百三十四萬一方里に付二千九百人

四方連山圍繞し中央に南岳衡山あり省中の河水は洞庭に入り以て長江に通する河の大なるものを澧江、資江、沅江、湘江とし其他小河縱横貫流水運の便甚た富む氣候温和地味肥沃にして物產饒足し地下礦物亦少からす長江沿岸中四川に次きて最も富庶肥沃なる一省とす而も該港は支那帝國中最も排外熱の盛なる地方なる

を以て未た多く外人に知られす其重なる物産は米、石炭、木材、安質母尼、獸皮、桐油、茶藍、漆及藥材等とし輸入品は棉糸、棉布、燐寸、海產物、雜貨等とす

長沙府　該省の省城にして漢口を距ること二百九十五哩岳州を距ること百四十五哩湘江の東岸に在り商業上重要の區たり其半稅單に由る外國品輸入額は千八百九十三年に於て六十四萬四千兩に達せり長沙府管下には金、銀、鐵、銅、水銀、鉛、錫、安質母尼、明礬等の鑛物多し

湘潭　洞庭の南湘江の右岸に在り長沙を距ること三十哩恰も湖南省の中央に位し省內貿易最も繁盛の區と爲す人口約七十萬武昌紡紗局の分局あり日本綿糸の輸入亦頗る多し

岳州、長沙、湘潭間(百七十五浬)は湘江の增水季に在りては優に漢口宜昌間に用ゐる千噸內外の汽船を通するを以て一年中九ヶ月間は噸數六七百噸吃水七八呎の汽船を駛行せしむることを得へく又其最減水の季と雖も小汽船の航行は敢て困難ならすと云ふ此より上流百九十浬衡州府に至る間を支那船の航路とす今春創立せられたる我湖南汽船株式會社は七百噸の汽船三隻を新造し漢口を起點とし岳

州長沙を經て湘潭に至る航路を開始せんとせり

漢口湘潭間の航路は先年英商太平公司利江、利漢の二小汽船を以て運送業を開始せしも湖南人排外氣焔の激烈なる爲種々の妨害を受け遂に廢業の已むを得さるに至れり其後又英商利記輪船公司なるもの同一の航路を開始せんとせしが亦妨害を受け開業に至らすして止みぬ目下は支那人長清、兩湖兩輪船公司の小汽船三隻を以て專ら旅客のみの運送を爲すの外英商怡和洋行の本年六月より漢口長沙間の航行を開始せしのみなるか聞く所に依れは長沙の紳董朱某亦新に小汽艇二隻を購入し漢湘間の航運業を營まんとし且一方には株式組織に依り吃水最淺の汽艇を新造し湘潭以上の航路及沅、資二水の航路を開始するの計畫ありと云ふ

衡州府屬衡陽縣には最も良質なる炭田あり毎日の掘採額約三百石に達し湘潭、長沙を經て漢口に輸送す又衡山來陽二縣にも炭脈あり

常德府(チャンテ)　漢口を距ること四百哩沅江の北岸に在り貴州、雲南、廣東及廣西に出つるの通路に當り湘潭と倶に湖南の二大市場と稱せらる人口三十餘萬市場に集まる重なる物産は桐油、木油、米、木材、藍、棉花、茶、石炭、獸皮、土布等とし輸入外國品は綿糸、綿布、燐寸、石油、昆布、雜貨等とす

漢口、常德間の水路は一年中九ヶ月間は噸數六七百噸吃水七呎の汽船を通すること

とを得へく其最減水の季と雖も小汽船の航行は容易なりと云ふ我湖南汽船會社は他日第二期線として本航路を開始する計畫なり又常德より長沙、湘潭に到るには沅水を下り洞庭湖に出て資水に入り湘水を溯らさるへからす此間亦小汽船を通することを得へしと云ふ尚常德より貴州省都匀府及鎮遠府まては支那船を以て航行することを得

岳州府　洞庭江の東口東岸に在り岳陽樓は其城門なり人口二萬商業甚た振はす

岳州港（ヨーチャウ）　府城を距ること五哩洞庭湖長江に入るの處に城陵磯あり開口塲たる岳州港即ち是なり漢口を距ること百十九哩地勢一方に偏し貿易未た盛ならす昨三十四年中に於ける輸出入總額は僅に四十萬餘兩に過きす

岳州府管下には鐵、金、銀及安質母尼等の礦物あり

湖南省は從來其人民の排外思想熾盛なりし爲め彼支那各地に政治上商業上の勢力範圍を擴張するに急なる西洋諸國も尚ほ未た此一大富源に一指たも着することを得さるか如し此時に當り我湖南汽船會社の設立あり洞庭湖及湘江、沅江の一大新航路を開始せんとし亦清國政府も遠からす湖南三大市塲(長沙、湘潭、常德)を開放するの意ありと云ふ我國商業家たる者宜しく此機會を利用し湖南貿易に先鞭を着し漸次此一大富源

（七）四川省

面積二萬八千三十四方里
人口七千九百四十九萬一方里に付二千八百三十六人

四川省は支那本部中最も殷富なる一省にして面積人口亦倶に第一たり其面積は我國より少しく大に人口は殆んと我國の二倍に近し域內は橫斷山脈及南嶺北嶺の山脈連亙すれとも幾多の水流貫通し沿岸には平地少からす揚子江は省の南部を流れ珉江、鴉瓏江、嘉陵江、烏江は皆之に入るの支流なり楊子江の上流を金砂江と曰ふ金砂江、珉江、鴉瓏江、嘉陵江は省中の四大川にして省名の由つて起る所以なり地味肥沃氣候稍溫和にして物產最も饒多なり

此地不幸にして峯巒四周他省より孤立し加之海口を離ること甚た遠く交通頗る困難を極む即ち陝西より入るには所謂蜀の棧道の險あり叉雲南より來るには拔海三千米突以上の嶮山峻嶺を越えさるへからす惟此滾々たる長江無比の交通路なりと雖も其湖北省との境には巫山の峽あり急流奔湍舟を行ること易からす是れ外國貿易上の一大障碍にして他日汽船若は鐵道の便開くるにあらされは其充分なる進步は得て期し難かるへし

然れとも該省天與の富は驚くへきものあり其重要物產としては繭糸、藥材、白蠟、阿片、豚毛、高粱、玉蜀黍、茶、甘蔗、棉花、大麻、麥、烟草、米、果實等あり西藏より出つる山羊皮及水牛皮も專ら此に輸入せり若夫れ絹織物に至りては古より大に發達し成都には西漢時代に於て既に千人の職工を使役せし織造所ありたりと傳ふ佛國里昂商業會議所支那調査員は此地に到り里昂市場に未た曾て見さる絹織物の見本三十種を獲たりと云ふ古來我邦にて珍重せし蜀江錦の如き即ち此地の產なり

該省には又礦山頗る多く金、銀、銅、鐵、錫、水銀、石炭等の諸礦物無量にして山鹽及石油も到處に之を見さるなし

成都府（チエンツ） 四川の省城にして北京を距ること陸路五千八百七十淸里珉江の濱に在り四川總督の駐在する處なり人口約四十萬地方より集る絹織物の一大消費地にして甘蔗の產出多く殷富の府なり附近には金を出せり

珉江水路は下流叙洲、嘉定より上流灌縣に至るまては支那船の通行容易なり去る明治三十三年英商リツトル氏等か設立したる珉江輪船公司は噸數二百噸吃水四呎の小汽船を以て重慶、叙洲、嘉定間を航行せしむるの計畫にして其汽船は目下上海に於て製造中に在り尙增水季に至り航行し得へくんは更に成都への航路をも開始すへしと云ふ

嘉定府(チャチン)　成都を距ること百三十三哩珉江、雅江、大渡河の合流點に位し四川西部、甘肅及塞外に對する貿易上の要地なり白蠟樹多く金を出せり又石油脈あり

叙州府(スーチャウ)　叙州を距ること百五十五哩珉江と長江との會流點に在り人口十五萬雲南貿易貨物の集散地なり

重慶府(チュンキン)　古の巴の地にして隋唐に之を渝州と稱せり四川省東部に於ける一大舊都會にして宜昌を距ること四百哩嘉陵江の楊子江に注ぐ處に在り人口三十萬古來巴蜀の一大阻と稱せられ呉楚の上游に據り雲貴の形勝を占め西部支那地方通商の關門として商業隆盛なる一開港場なり

重慶府は面積廣濶民口衆多にして産物豐富なる四川省の外國貿易上唯一の門戸にして楊子江の上流諸川會合の中心に位し衆山擁蔽の中に在て優に灌漑漕運の利を享け四川省内豐富の産物を吸收するのみならず、又雲南、貴州兩省の貨物及甘肅、陝西の土貨をも吸收し下流諸開港場及其他の諸市邑と相呼應じ以て貿易を盛大にす實に該港は西部支那に於ける貨物の一大集散地にして長江沿岸中漢口と共に將來益多望なる通商港なりと謂ふべし昨三十四年に於ける輸出入總額は二

千四百二十六萬八千七百二十八兩にして此中外國品輸入千二百五十九萬八千四百十九兩、內國品輸入二百五十五萬五千三百三十三兩、內國品輸出九百十一萬四千九百七十六兩とす

重慶附近には鹽井及油井あり對岸眞武山地方には炭礦甚だ多し

涪州（フーチャウ）　宜昌を距ること千四百六十六淸里萬縣の上流百二十五哩長江の右岸に位し涪陵江（烏江）の長江に會流する處に在り漢口との貿易盛なり此地より漢口に到るには急湍の通過に容易なる特造の民船に由り涪陵江を南々東に溯ること約百哩貴州との省界に近き龔灘に至り此より更に陸路東行すること約百十哩湖南省辰州府に出で沅江に由り常德を經て洞庭に入り以て漢口に達す尙龔灘河は貴州省思南府までは民船を通ずることを得べし

萬縣（ワン）　夔州府に屬し宜昌の上流約二百浬重慶の下流約二百浬最險なる急灘の上流左岸に在り人口約十五萬四川省中美麗なる一城市とす成都に通ずる街道に當り貿易繁盛にして巨商大賈少からず此地民船の大製作所にして其製造中に在るもの常に數百隻に上ると云ふ

宜昌より萬縣に至る三百浬の水路は三峽の險灘ありて到底汽船航行の成功し難きを論し宜昌より萬縣まで鐵路を敷設し萬縣より重慶、叙州及嘉定間五百五十浬の汽船航路を開くへしとの說を唱ふる者あり其說に依れは萬縣、嘉定間の汽船航運業を開始し萬縣を開港場と爲すときは貨物輸送時日重慶に於て二十日叙州に於て四十日嘉定に於て六十日を減縮することを得へく且是等の諸市は貨物集散の大市場なるを以て其影響は施いて四川省極西の地若は其以外の地に及ひ爲に益貿易を擴大すへし且從來重慶に輸入する貨物の一部は再ひ東部諸市に送還し來り復半稅單の効果を受けさるか故に若し萬縣を開港場とせは現今より低價にて貨物を重慶東部の諸市に輸入することを得へしと因に記す冬期減水の季と雖も叙州附近の水深は六呎を下らす嘉定附近は三呎を下らすと云ふ

打箭爐(ターチエンル) 雅州府に屬し西藏との貿易場なり其西藏への輸出品は茶を以て大宗とし其額年々約二百萬兩に上り周年殆んど運茶の來往絕えずと云ふ其他の輸出品は哈打(羅の粗なるものにして醫家に用ゐる「ガアゼ」に似たる雪白の木綿布なり)、辮線、靴、鞋、支那帽子、白木棉、烟草等とす打箭爐、拉隧間は通常人凡六七日程なり

打箭爐附近は金の產出多く就中萬石坪最も名あり

龍安府松潘(スンパン)廳も亦西藏との貿易場なり

（八）貴州省

面積一萬八百四十九方里
人口四百八十四萬一方里に付四百四十六人

域內山岳重疊平地極めて少し河川は沅江、烏江及西江上流の一なる盤江等ありて水利乏からずと雖も地味瘠确にして產物少し然れども礦物は稍豐富にして就中水銀最も多し此地苗族多く人民慓悍にして御し難し氣候亦不順にして俚諺に三人善人なく三日晴天なしとの語あり

（九）雲南省

面積一萬八千百四十六方里
人口六百十一萬一方里に付三百三十七人

地勢山岳多く亦西部には河川多し而も金砂江、怒江、瀾滄江、盤江等皆急流にして舟運の便あるもの殆んど稀なり土地豐饒にして鴉片、茶、甘蔗、漆、麝香等の產出多く殊に礦脈の豐富なる全國に冠たり凡そ支那各地に在る礦物は概ね鐵、石炭多きを占むと雖も該省は鐵、銅、含銀硫化鉛、錫及鉛に富み且金及寶石（紅玉、黃玉、靑玉、碧玉）をも產出せり

該省の物產は北海、梧州、廣東、重慶、緬甸及海防に見はる又該省は棉布の一大消費地にして其大部分は廣東より輸入せらる

雲南府（ユンナン）　滇池の岸に在り該省の省城にして雲貴總督の駐在する處商業繁盛なり

蒙自縣　臨安府に屬し省の東南隅に在り盤江の上流に位す千八百八十六年追加天津條約に依り開かれたる互市場にして佛領東京に對する陸路貿易上の要地なり人口約一萬餘廣大なる平野の中央に在り氣候稍温和なるも瘴癘の氣多く熱病大に流行す其明治三十四年中に於ける貿易額は輸入三百七十四萬八千三百三十九兩、輸出三百六萬六千九百三十四兩にして合計六百八十一萬五千二百七十三兩とす

河口　蒙自を距ること四百二十淸里紅河の「ナンシ」河と會流する處其左岸に在り佛領老開と相對せり人口凡四千人千八百九十五年淸佛追加條約に依り開かれたる東京との陸路互市場にして佛國領事館分館あり千八百九十七年七月より十二月までの貿易額は四萬三千八百七兩なり「ナンシ」河架橋工事は千九百年完成し老開との聯絡成れり老開は東京境上の要地にして佛國の軍隊駐屯せり

思茅　普洱府に屬し千八百九十五年東京條約並千八百九十六年緬甸條約に依り東京及緬甸との陸路貿易の爲め開かれたる互市場にして北緯二十三度三十分東經百一度四十分に位し雲南省の西南部に在り人口約一萬五千雲南府及蒙自より

は十八日佛領老檛よりは六日にして到ることを得へし此地海面を抜くこと約四千七百呎氣候温和にして雲南地方に通有なる疫病の如き毫も流行を見ることなしと云ふ重要商品は棉花を大宗とし英領シャン國殊にクンツン地方より來るもの多し該地は未た外國人の來り住する者なく其貿易微々として甚た振はす其輸出入總額は昨三十四年に於て僅に二十四萬四千六百四十兩に過きす然れとも他日若緬何鐵道延長しマンダレイよりクンツンに通するに至らは其繁盛期して待つへきなり

電線は臨安府通海縣より來る者と蒙化より來る者と二線あり何れも東京に通す

第四節　南部支那

第一欵　閩江流域

面積六千四百七十一方里
人口二千五百二十三萬一方里に付三千九百人

福建省は此流域を占む境內山岳重疊平地少く河流縱橫すと雖も急流又は沙灘多く大船を泝上せしむる能はす陸路亦狹隘險仄にして廣逕寬路に乏しく運輸の便爲に壅塞し貨物は肩擔背載の外牛馬車運に藉る能はさるの狀況なり重要產物は

茶及木材とす

然れとも該省は鐵、石炭、銀、銅、鉛、錫等の鑛物に富み就中鐵、石炭最も多し

閩江は上流邵武、建寧、延平より支流沙縣に至るまて舟楫の便あり而して福州より水口に至るの間は小汽船を通すへきも其上流は間々奔流激湍ありて民船を除くの外航行し難しと云ふ

福州（フーチャウ）　南京條約に依り開口せられたる通商港の一にして閩江の江口を距る三十四浬の處に在り人口凡百萬漢口、九江と共に茶の三大市場と稱せらる其他の重要なる輸出品は木材、紙、笋、香菌等にして其明治三十四年中に於ける貿易額は外國品輸入六百三十六萬一千九百十四兩、内國品輸入二百十一萬五千二百三十九兩、内國輸出五百九十五萬五千三百六十三兩なりとす

延平府（エンピン）　水口を距ること二百淸里民船の往來頻繁なり戸數約一萬閩江上流中屈指の地なり茶、木材、香菌、笋等を産す附近地方には鐵、銀、鉛の礦山多し

建寧府（キエンニン）　延平府を距ること水路百二十餘淸里閩江の上流に於ける貨物集散地なり戸數凡一萬産物は茶、木材、穀物、紙、竹材等にして就中茶最も多く福州より輸出す

る總額の十分の六は此地方より出すと云ふ

建安縣梨山炭坑は建寧府城を距ること十五清里の地に在り炭質は無煙炭にして上層三尺中層一尺下層八尺强の三層を有す又建安縣には鐵及銀の礦山あり

建寧延平間は民船を通すと雖とも河底陡界多く且水面處々に岩石横はり航行甚た困難なりと云ふ

福寧府（フーニン）　千八百九十八年開放せられたる互市場にして人口一萬五千茶の産地なり附近には鐵、銀、鉛、銅等の礦山多し

三都（サンツ）　一に三沙と曰ひ又福海島と稱す福寧府寧海縣に屬し三都澳の中央に在る周回十二哩の小島にして福州を距ること約五十清里錨地は島の南側と大陸との間に在り水深く波穩にして四時安全の良港と稱せらる人口凡八千、千八百九十九年清國政府自ら開放せし互市場にして附近には福寧、福安、寧海、飛鸞等の都會あり三都は元來蕞爾たる一小島に止まり島内復産物と稱すへきものなく隨て其貿易は全く是等附近の都會に在りと云ふへし

該港附近の産物は茶を以て大宗とし其産額一ヶ年約十七八萬箱（二箱にて一擔弱）に上

り福州を經て輸出せらるゝものなり然るに該港開口以前は之を福州へ輸送するに悉く人肩に依り人夫一名に付二箱を運送し日數三日運賃約二弗を要せしが明治三十二年在福州の廣東商始めて汽船を借入れ水路の運送を試みたりしが其運送時間僅に十時間運賃亦二箱に付一弗二三十仙にして足りしと云ふ我大阪商船會社は明治三十三年五月より始めて三都福州間の航路を開始し貨物及旅客の運送を取扱ひ居れり其運賃は二五箱茶一箱六十四仙袋茶、袋片茶一担一弗五十五仙なりと云ふ而して該港稅關に於ては從來茶一担に付二兩五錢の輸出稅を徴收し居たりしが滿洲將軍及稅務司に交渉の末同港より福州へ輸送する茶は同年七月より總て輸出稅を免除することゝなれり、三都に於ける明治三十三、三十四兩年中に於ける貿易額を擧くれは三十三年には外國品輸入千三百六十兩、內國品輸出六十四萬八千九百十一兩合計六十萬〇二百七十一兩、三十四年には外國品輸入二萬五千五百四十二兩、內國品輸出百二十一萬六千百八十三兩合計百二十四萬一千七百二十五兩なりと云ふ

興化府（ヒンファ） 仙遊運河の左岸に在り三江口より溯ること約二十七淸里商業稍繁盛なり人口凡五六萬物產は砂糖、煙草、落花生、種油、乾薯、龍眼肉、茘枝等にして輸入品は米、豆、豆餅、綿糸、燐寸、石油等とす

仙遊運河は埔尾より仙遊に至る約八十淸里の間民船を通すへし

泉州府（チュエンチャウ） 晉江に沿ひ泉州灣を控へ廣濶なる平野の中に在り舊時は船舶業を以て

殷富を誇稱せし繁盛なる一都府なりしか今や萎靡不振通商上充分の價値を有せざるに至れり城內荒廢空地多く人口の如き五十萬より減して十五萬に下れり輸出品は紙、麻袋、麻囊、龍眼肉、荔枝、陶器等にして輸入品は綿布、洋傘、時計、鏡、紙捲煙草及雜貨等とす

晋江は上流永春までは民船を通することを得

泉州より厦門に至る間の沿岸なる深滬、蚶江の二邑は臺灣沿岸の密貿易を行ふ支那船の巢窟と稱せらる

厦門港　泉州府同安縣に屬する開港塲にして金門島より鷺江に入ること十一浬厦門島の西端に在り人口凡十萬居留地及市街は海を隔てゝ鼓浪嶼に對す港は內外を區別し內港の錨地は鼓浪嶼と厦門島との中間に在り頗る良好なり厦門島は周回四十哩に過ぎざる小島にして全島殆んど巖石より成り耕耘を施す所甚た少く市街附近は概ね墳墓を以て繞らし新に市街を擴張すへき餘地を存せす對岸なる鼓浪嶼は周回漸く三哩に過きされとも不潔なる支那市街と隔絕し風景佳なるを以て外國人は多く商店を厦門居留地に置き住宅を鼓浪嶼に置けり

廈門港は福建省の東南隅に在り外は海を隔てゝ臺灣と對峙し內は泉漳各府に通し地形頗る便利なるのみならす港灣深くして風波を避くるに便なり加之該地方は昔時より航海業發達し沿海貿易に從事する人民は夐に他省より多く且該港を經て南洋に移住出稼するもの年々八萬を下らす臺灣に出稼するもの亦福州廈門二港に於て每年二萬を下らす如是該地方の人民は支那境外に蔓延滋植するを以て境外各地と通商上の關係隨て繁密に涉り該港をして支那東南の鎖鑰支那南洋群島通商の樞紐たらしめたり故に該港は其內地貿易は地區狹隘にして充分の好望を有せざるも海外貿易即ち一方に於ては臺灣に對して貨物を收聚吞吐し一方に於ては南洋群島に對して貨物及人民を輸送して銀貨を輸入するものにして之を括言せば該港は支那の臺灣及南洋に對する門戶と稱して可なり

該港の輸出品は福建と同しく茶を以て大宗とし茶業貿易の隆替は該港盛衰の關する所なり然れとも該港の輸出茶は殆んと全く臺灣茶を再輸出するものにして福建內地產は極めて些少なり其他の重要輸出品は砂糖、紙、煙草等に過きす又輸入外國品は綿布、綿糸、石油、麥粉、米、石炭、燐寸、海參、乾鹽魚等を其主なるものとす今明治

三十四年中に於ける貿易額を擧くれは外國品輸入七百五十五萬五千二百五十五兩、內國品輸入五百十三萬八千六百二十四兩、內國品輸出二百二萬五千百七十九兩合計一千四百七十一萬九千五十八兩なりとす

漳州府（チヤンチヤウ）　泉州府と相並んで福建南部に於ける殷盛なる都會と稱せられしか髮賊の亂後市街衰廢に歸し復昔時の觀を止めす人口約十萬

九鵬溪は遙に城の東方を流れ雙溪は城壁の西方に沿ふて流下し三叉に至り相會合して始めて龍溪の名あり此より石碼、海澄を經て海に注く廈門より石碼に至る十四浬の間は小汽船日々往復し石碼より府城に至る約三十淸里の間は河船に由り往返す尙ほ府城より雙溪を溯ること約三十五哩の地に龍山あり亦河船に依り到ることを得へし又陸路の交通は北東に同安、安溪、永春、泉州府、南に漳浦、西に平和、北西に永定及龍巖州に達する道路あり石碼より漳州に至る沿岸は煉瓦製造業者多く煙突參差頗る盛觀を呈す

漳州附近は地勢平坦地味膏腴にして田野廣濶蔗樹繁茂し又茶、蔴及水仙の種植盛にして之を泉州、興化に比すれは民度頗る躋進し生意亦大なるを見る砂糖製造所

は城內外を通して三十一戶あり其製品は厦門を經て各地に輸出するものにして其額每年一戶大概氷砂糖四五千籠白砂糖二三百籠（一籠凡百十斤入）以上に及ふと云ふ此地方に於ける重なる輸出品は砂糖、麻、紅茶、鐵器、竹器、煙草、紙、龍眼肉、筍、杉材、花根（水仙）等にして皆厦門を經由して輸出せらるゝなり

汀州府（チンチヤウ） 省の西北部高原の地に位し福州を距ること一千六十淸里廣東省潮州府を距ること六十淸里鄞江（韓江の上流）の畔に在り人口約二十餘萬商業の盛なる泉漳二府に劣らす物產は煙草を以て最とし木材、竹細工、紙等之に次く輸入品は鹽魚、乾魚、砂糖石油、綿布等にして其輸出入は一に韓江の便に由り潮州との間に行はると云ふ

鄞江は源を長汀縣英竹山に發し潮州府大浦縣に至りて韓江の名あり其嘉應州より來る支流との會合點までは支那「ジヤンク」を通し得へきも以下潮州府に至る間は僅に河舟を通するのみ

福建省厦門、海壇島、廣東省汕頭並に香港附近洋海は琉球糸滿漁民及臺灣に移住し若は出漁する漁民の將來の好漁場にして其漁獲物は長崎水產試驗場の報告に依れは厦門

は鯛、鱶、海壇島邊は大刀魚、汕頭は鯛、大刀魚、鱶、ぐち、いか、香港は鯛、ぐち、はも等にして福建省より南方は漁期冬を可とし鯛、大刀魚等盛に漁獲あるも此時期に當り臺灣より出漁するは風向宜しからす故に厦門、汕頭等に根據を有するを以て便とす又澎湖島を根據として出漁し隨時支那沿岸の地に上陸し生魚又は鹽、乾魚を販賣するの便を得は大に漁業の發達を促すに至るへしと云ふ

第二款　西江流域

西江流域を廣東、廣西の二省とす

西江は南部支那第一の大河にして源を雲南省の東部に發し兩省を過きて南海に朝す上流を盤江と云ひ廣西省の潯州府附近にて潯江の支流を合し此より水勢頗る大に梧州以下は吃水八呎の船を通す廣東の近傍にて北江東江を合し此より以下珠江又は粤江の名あり該江は潮汐を感すること七十五里其河口に近く五百方里の三角洲をなせる外に一大三角江をなす河の下流四近殊に三角洲は地味最も豊饒にして産物に富む三角江の右岸に横はる一島中に葡屬澳門あり江口に横はる大濠島の東に香港の小島あり

（二） 廣東省

面積一萬三千三百五十四方里
人口二千九百八十五萬一方里に付二千二百三十五人

地勢山岳多しと雖も西江の本支流域內を貫通し河岸には平地多く且水運の便頗る大なり氣候は概して熱帶性を帶ふと雖も沿岸は海風を受けて稍溫和なり地味膏腴物產最も豐饒にして民力殷裕なり

廣州府（クワンチヤウ） 廣東の省城にして兩廣總督の駐在する處なり俗に之を廣東と稱す珠江に臨み香港を控へ人烟稠密百貨殷集し南部支那貿易の中心と稱せらる府城は江の北岸に沿ひ新舊二城より成る舊城は北部に屬し城內に各衙門あり新城は南方に屬し城壁を以て舊城と分つ其廣袤舊城の三分の一に過ぎされとも其繁華は却て舊城に優れり新舊二城を通して周回二十一淸里城外亦市街あり就中其西方に在るもの最も殷闐にして遙に城內を凌けり而して外市は皆江邊に達し江上には內外大小の船舶常に輻輳して帆檣林立せり人口は陸上に住するもの八十餘萬船中に在るもの二十萬に近く合計百萬を超ゆと云ふ

廣州は前朝以來海外貿易に重要の關係を有する口岸にして物產豐富民衆巨多なる廣東省中の要衝を扼し其貿易區域は兩廣及雲貴より湖南、江西に跨り加之該省

の人民は氣性頗る活潑剛毅にして外國貿易に慣熟するのみならす資本裕厚にして全國の市場に雄飛し各地相呼應して殆んと支那貿易の全權を專攬するの概あり該港貿易の益發展擴張する固に怪むに足らさるなり今明治三十四年中に於ける該港の貿易額を擧くれは外國品純輸入一千六百五十一萬四千五百七十八兩、内國品純輸入一千九百八十三萬九千三百四十六兩、内國品輸出二千三百六十三萬六千三百四十兩にして合計五千九百九十九萬〇二百六十四兩に達せり

九龍（コールン） 廣州府新安縣に屬し香港の對岸に在り廣東南部の要隘に當る此地往時は一小村落に過きさりしか英國の租借地と爲りてより數多の家屋を新築し大に繁華の觀を呈せり此地は香港出入物貨の中繼貿易港にして開港場にあらすと雖も支那の稅關あり貿易極めて殷盛なり其明治三十四年中に於ける貿易額は外國品輸入一千八百九十五萬六千二百三十一兩、内國品輸入七百二十五萬二千六百八十三兩、内國品輸出二千二百九十一萬九千七百八兩合計四千九百十二萬八千六百二十二兩の巨額に達せり

三水（サンシユイ） 廣州府三水縣に屬し千八百九十七年緬甸條約に依り開口せられたる互市

埠にして甘竹より西江を溯ると二十六浬肇慶府より西江を下ること五十浬西江北江、潭河三流の合注點に在り人口約二萬其明治三十四年に於ける貿易額は外國品純輸入百五十五萬二千六十五兩、內國品純輸入四萬二千七百四十兩、內國品輸出百一萬二千六百六十一兩とす重なる輸入品は石油、綿糸、燐寸、棉布等にして輸出品は麻袋、團扇、蓆、紙、爆竹等とす

此地水路の關係は其東南は水派脈絡蛛網の如く一々枚擧に遑あらす就中其重なるものは西江、北江、潭河の三水にして潭河の本流は佛山鎭を經て廣州府に達し西江は遠く廣西省梧州府より桂林、南寧、龍州、百色及貴州省古州に達す又北江は靖遠英德を經て韶州府に至ることを得と雖も實際商品の通路は北江を溯ること七十浬なる靖遠地方に止まり此より百三十浬なる韶州府へは長江沿岸なる九江より南昌、吉安、贛州、南安を經梅嶺を超えて商貨を輸送す而して其輸送貨物中綿糸の如きは千八百九十七年に於て既に貳萬貳千擔に及ひたりと云ふ

甘竹（カンチユー）　廣州府順德縣に屬し江門の上游十七浬三水の下流二十六浬の處に在り西江航路の寄航地なり此地に於ては明治三十三年四月より座釐(落地稅)經費、釐金等

の雜課を徴收するに至りたるを以て支那商人は皆三水に貨物を送るに至り大に此地の輸入を減せりと云ふ

江門（キヤンムン）　新會縣に屬し西江航路の停船場にして貿易繁盛なり明治三十四年中に於ける甘竹、江門二地に於ける貿易額は外國品純輸入二百〇九萬六千〇〇一兩內國品純輸入八百二十兩內國品輸出二十三萬二千九百十六兩合計二百三十二萬九千七百三十七兩に達せり

肇慶府（チヤオキン）　三水を距ること三十哩甘竹を距ること五十六哩の地に在り人口凡六萬西江航路の寄航地なり

德慶州（ターキン）　肇慶府に屬し亦西江航路の停船場にして梧州を距ること四十三浬肇慶の上游五十浬の處に在り人口四萬

肇慶府開建縣下の涌流地方には精良なる金礦脈あり廣西の蒼梧縣下に連互し其區域頗る廣しと云ふ

甘竹、江門、肇慶、德慶の四港は楊子江沿岸に於けるものと同しく內河航行規則に依り特に開かれたる停船場なりと雖とも彼は未た貨物の輸出入を許さす專ら船客

の上下を爲すに過きされとも此は船客貨物共に上下するを得るの便あり

汕頭(スワトウ)　潮州府澄海縣に屬し韓江の海に注く處其北岸に在り江を隔てゝ對岸を望めは山岳丘陵相連り奇巖突立頗る奇景を呈す此地千八百五十八年天津條約に依り開口せられたる互市場にして人口僅に四萬五千に過ぎざれとも貿易頗る隆盛なり

該港の輸入貨物は一に之を香港に仰き海外よりの直輸入極めて鮮し是れ該港か香港を距ること甚た近く貨物の運輸至便なると香港は百貨輻輳の區にして其勢力能く附近各港を壓するに由るなり又該港の輸出貨物は支那內地各港に輸出するもの多く海外各國に輸出するもの少し故に輸出貿易に於ては該港は外國貿易上重きを措くに足らさるか如しと雖も其輸出入貿易額を綜計するときは常に遙に厦門、福州の上に出つるを以て該港の貿易は決して之を輕視すへからさるなり」該港は廣東省の東端に位し地形偏僻且內地は丘陵起伏蜿蜒し運輸の不便なる恰も芝罘港の山東に於けるか如きものあり加之該港の貿易地區は廣東東部、福建東南隅一部及江西南部に止まり其區域寬濶ならす然るに該港の貿易常に意外に多

額に上る所以は其の附近の內地豐饒肥沃にして民力の裕餘ある山東福建人民の比にあらさるもの實に其重因たらすんはあらさるなり該港の輸出貨物は砂糖を大宗とし煙草、夏布、藍、麻袋等之に次き輸入貨物は外國品は金巾、綿糸、石油を大宗とし內國品は荳、荳餅及米穀を主とす今明治三十四年中に於ける輸出入額を擧くれは外國品輸入一千三百九十二萬五千百三兩內國品輸入一千七百六十三萬一千二百八十一兩合計四千四百四十二萬五千七百四十五兩とす

韓江は源を福建省汀州府に發し嘉應州長樂より來るものと相會し曲折南下潮州府城の東を流れ汕頭を經て海に朝す其舟楫を通するは汕頭潮州府間及汀州府嘉應州間にして潮州府の上流は水路曲折急流險灘あり舟行に便ならすと云ふ

在昔英人の支那と事を構ふるや英艦は汕頭港を襲擊して此に上陸し居民を虐使して暴戾を極めしより土民は非常に外國人を嫌視し戰後條約に由り該港を開市するに方りてや土民滿黨極力拒抗して政府の命を奉せす依て清國政府は該港附近に於て一切の釐金を課せさるの特典を與ふるを約して土民の歡心を買ひ以て纔に開市に至らしめたり爾後光緒十一年頃北部支那荒歉飢饉に際し餓莩相望の慘狀あるや潮州の豪族丁氏主唱して義捐金百萬兩を醵集し以て北清賑卹の資に充てたり當時清帝は潮民の公に勇み巨額を醵捐せしを嘉奬し該港附近に於ける釐金免除の特典を繼續せしむる

こさを諭示せられたり爾後今日に至るまで繼續して渝らす是を以て該港附近は釐金の苛斂を免かれ自ら輸出入貿易の奬勵さなりたること少からすと云ふ

北海(パクホイ)　廉州府に屬する開口場の一にして府城を距ること約八里東京灣の濱に在り人口二萬五千港内水深く汽船の進行に容易なる他に多く其比を見さる所なりと云ふ

從來香港と雲南省東南部及廣西全省との貿易は多く北海を經由したりしか蒙自の開市以來雲南の貿易は東京に吸收せられ又梧州の開港以來西江沿岸の貿易は其通路を彼に奪はれたるもの多く北海を經由する貨物は僅に廣西の鬱林州、廣東の廉州府、高州府等に出入するものに限らるゝに至らんとす是該港貿易か近年却て退歩の兆を現はせし所以にして今試に昨三十四年に於ける輸出入總額四百二十二萬一千八百九十七兩を十年前なる明治二十五年の輸出入總額四百四十九萬二千六百五十兩に比すれは二十七萬〇七百五十兩の減少なるを知るへし

瓊州(チユンチヤウ)　瓊州府瓊山縣に屬し海南島の北岸に在り清人之を海口(ホイホウ)と稱す千八百五十八年天津條約に依り開口せられたる互市場にして府城瓊州を距ること三哩半廣

東を距ること二百八十五哩人口四萬餘あり島内一府十三縣の需用物は一に此港に仰くと云ふ明治三十四年に於ける輸出入總額は四百四十二萬九千八百六十六兩にして此中外國品輸入二百二十九萬三千〇七十三兩内國品輸出二百十二萬九千三百六十八兩とす

海南島は礦物に富み且支那に稀有なる良材を出す香港の建築材の如き其供給を此に仰くと云ふ

（二）　廣西省

面積一萬三千百五十一方里
人口八百五十二萬一方里に付六百四十八人

西江の本支域内を貫流し水運の便ありと雖も地勢山岳多く土地磽确にして物産豐かならす但礦物は豐富にして桑樹の栽培亦盛なるを見る氣候不良にして瘴癘の氣多く山間には苗族多く棲居せり

梧州府（ウーチャウ）　廣東との省境に近接し西江の左岸に在り人口約五萬千八百九十七年緬甸條約に依り開かれたる互市場にして兩廣の中央桂江の會に踞し廣西の咽喉を扼し商業上頗る要衝の地を占む廣東及香港との間は小汽船往復せり

該港の重要輸出品は砂糖、牛皮、藍、油、瓜子、薪材等にして重要輸入品は石油、燐寸、棉糸、

金巾其他諸棉布、鐵等とす其明治三十四年中に於ける輸出入額は內國品輸入五百五十五萬二千四百四十三兩內國品輸出百八十五萬一千三百三十三兩なりとす

桂林府(クエイリン) 廣西の省城にして桂江の濱に在り梧州を距ること二百八十餘浬民船に由り往復することを得へし

南寧府(ナンニン) 外國貿易の爲開放することに決せし旨明治三十二年二月總理衙門より駐淸各國公使に通知せり然れとも其開市期日は今尙未定なり該府は梧州を距ること三百二十哩潯江の上流に在り人口凡五萬梧州及龍州へ舟楫の便を有し廣西南部の中心に當るを以て他日若之か開市を見るに至らは其殷盛蓋想ふへきなり諒山(ランソン)鐵道は佛國の經營する所にして佛領河內(ハノイ)よりフランソン及諒山を經て龍州(ロンチヤウ)に至り更らに當南寧及び百色(ペイセ)に達すへきものなり而して河內諒山間は旣に開通せり

龍州(ロンチヤウ) 太平府に屬し南寧府より左江を溯ること百七八十浬松吉(スンキー)、高平(カオピン)二河の會流點に位し市街は山岳丘陵を以て圍繞せられたる溪谷の間に在り佛領諒山に接し河內府に通する咽喉に當り頗る要衝の地たり人口二萬二千餘千八百八十五年淸

佛條約に依り開かれたる佛領安南との陸路貿易場なれとも此地交通運輸の便極めて乏しきを以て其貿易微々として振はす其輸出入總額は明治三十四年に於て僅に十六萬四千四百九十四兩に過きす然れとも此地もと要衝の區たるを以て他日諒山鐵道完通の曉に至らは漸次繁盛を見るに至るへし

此地水路の便は北に溯れは佛領高平に至り南に溯れは佛領ナシャムに達し東に下れは太平、南寧の兩府に至るへく又南寧府の上流三十浬なる合江鎭の三江口より右江(西洋江)を溯れは百色(ペイセ)廳に至ることを得へし百色は雲南省廣南府下より出つる一河と廣西省泗城府下より出つる一河との會流點に在り

現時安南より貨物を輸送するには海防(ハイフオン)よりフランソンまでは汽船を用ゐフランソン及ひ河內より諒山までは鐵道の便に由り諒山よりナシャムまては荷車を用ゐナシャムより龍州まては河舟を用ゆと云ふ其煩勞實に想ふへきなり

佛領安南と西江一帶の地との間に於ける貨物運輸の不便煩勞なる既に此の如し龍州に於ける外國貿易の遲々として發達せさる所以なきにあらさるなり之に反し梧州、三水は香港及廣東より汽船の便に依り毫も貨物轉載の煩勞なくして直に貿易を營むことを得へきか故に其貿易額は明治三十四年中に於ては既に梧州は七百四十九萬六千

二百四十三兩、三水は二百六十萬七千四百六十六兩の多きに達し其輸入貨物は殆んさ英國の獨占に歸せり試に之を龍州の安南貿易に比較すれは梧州は四十五倍七割、三水は十五倍八割五分の多額にして英佛兩國の西江一帶に於ける勢力の消長は之を以て其一斑を推知するに難からす但他日諒山鐵道完成を見るの曉に至らは西江上流に於ける貿易の狀況は之か爲に一變するに至るへきは固より疑を容れすと雖も英國亦之に對する用意怠りなく數年前砲艦を泝上せしめ水路を測量せしめたる結果遂に南寧の開市を見るに至らんさし尙進んて百色をも開市せしめんとすとの說あり若果して此の如くならは其勢力容易に諒山鐵道に由り減退すへきにあらす之を要するに香港、海防及東京は共に廣西貿易の呑吐口にして之か通路の便否は直に該省に於ける兩國商權の消長に關するものと謂ふへきなり

又佛國は北海南寧間の鐵道敷設權を獲得し居れり是東部廣東及廣西の物產をして西江に由り香港に下らしめす之を北海に導かんと欲するか爲なり然れさも諒山鐵道にして成らは本線は敷設に至らすして止むへしと云ふ何となれは前線あらは後線の必要甚た少けれはなり

第五節　開港場及內地互市場

淸國に於ける開港口岸及內地互市場は前數節に於て一々揭出して明なりと雖も尙左に一列開示し以て矚覽に便にす

市	省	開放年月	條約
牛莊	盛京	一八六一年十月	一八五八年天津條約
天津	直隷	一八六一年五月	一八六〇年英佛北京條約
秦皇島	同	一八九八年四月	清國開放
芝罘	山東	一八六二年三月	一八五八年天津條約
上海	江蘇	一八四三年五月	一八四二年南京條約
鎭江	同	一八六一年四月	一八五八年天津條約
蘇州	同	一八九六年九月	一八九五年馬關條約
南京	同	一八九七年五月	一八五八年清佛條約
呉淞	同		清國開放
寧波	浙江	一八六一年五月	一八四二年南京條約
温州	同	一八七七年四月	一八七六年芝罘條約
杭州	同	一八九六年九月	一八九五年馬關條約
蕪湖	安徽	一八九七年五月	一八七六年芝罘條約

九江	江西	一八六二年一月	一八五八年天津條約
漢口	湖北	一八六二年一月	一八五八年天津條約
宜昌	同	一八七七年四月	一八七六年芝罘條約
沙市	同	一八九六年九月	一八九五年馬關條約
岳州	湖南	一九〇〇年六月	清國開放
重慶	四川	一八九一年三月	一八九〇年芝罘條約
蒙自	雲南	一八八九年八月	一八八六年追加天津條約
河口	同		一八九五年清佛追加條約
思茅	同	一八九七年一月	一八九七年緬甸條約
福州	福建	一八六一年七月	一八四二年南京條約
厦門	同	一八六二年四月	一八四二年南京條約
福寧	同	一八九八年四月	清國開放
三都	同	一八九九年五月	清國開放
廣東	廣東	一八五九年十月	一八四二年南京條約

汕頭	同	一八六〇年一月	一八五八年天津條約
瓊州	同	一八七六年四月	一八五八年天津條約
北海	同	一八七七年四月	一八七六年芝罘條約
三水	同	一八九七年二月	一八九七年緬甸條約
龍州	廣西	一八八九年八月	一八八五年清佛條約
梧州	同	一八九七年六月	一八九七年緬甸條約
南寧	同	未定	清國開放
亞東(ヤツン)	西藏	一八九五年五月	一八九三年西藏條約

第二章　支那貿易總說

第一節　支那貿易の大勢

第一款　概　說

清國の對外貿易は年々駸々として進歩し來り明治三十二年に於ては輸出入總額四億六千〇五十三萬三千二百八十八兩の巨額に達し一昨三十三年は北清事變の爲四月より九月に至る六ヶ月間は殆んと恐慌の狀を以て經過し殊に北清地方の如きは聯合軍の太沽砲擊以來三ヶ月の久しき貿易杜絕の狀況に陷りしに拘らす其輸出入總額は三億七千〇〇六萬七千百七十四兩に上り前年の好景氣には及はすと雖も之を三十一年以前の貿易額と對照すれは遙に其上に在るを見る越えて昨年に至りても春初は平和條約の會議中にて其談判は着々歩を進め居たりしに拘らす各國政府は依然北清地方各處に軍隊を駐屯せしめ戰雲尙未た全く收まさるの觀あり爲めに商賈は未た危惧の念を去らす自ら北清地方に向つて商品の輸

逡を躊躇するの傾あり漸く五月の末旬に至り人心稍平穩に歸し商業亦起色を呈し來りしが適ゝ內外爲替相塲の暴落に會し商品の輸入を沮止せしめたるのみならす楊子江沿岸には洪水氾濫し滿洲地方には滋擾尙未た歇ます爲めに亦輸出貿易を挫折せしむるに至れりと雖も九月七日平和議定書調印せられ十月六日車駕西安を發するに及んて商業俄に生色を呈し輸出入貿易とも漸次旺盛を極め天津を除くの外各港皆豫想外に速かなる恢復を見るに至り其輸出入總額は四億三千七百九十五萬九千六百七十五兩に達し三十二年に次き最高額を示せり尤も平和議定書に於て償金支拂の財源として輸入稅の改正を是認し十一月初旬より之れを實施するに至りたるを以て上海其他一二港に於ては其新稅率の實施に先ち貨物の見越輸入行はれたりしと雖も其他には格別の激變なく一般に完全なる發達を遂けたるなり今や清國に於ては各地鐵道の敷設着々其步を進め來るを以て其線路の延長を見るに隨ひ益貿易の發達を來すへきは明にして且早晩平和議定書に基き各國との間に輸入稅の協定通商條約の改正を見るに至るへきを以て之か結果は亦當に外國貿易の進歩を促すに至るへく要するに清國の對外貿易は將來

益發達進步の域に在るものと謂ふへし今左に最近十年間の輸出入總價額を比較對照し以て其進步の趨勢を知るに便す

自明治二十五年至明治三十四年　清國外國貿易額比較表

年次	純輸入	輸出	合計
二十五年	一三五、一〇一、一九八兩	一〇二、五八三、五二五兩	二三七、六八四、七二三兩
二十六年	一五一、三六二、八一九	一一六、六三三、三一一	二六七、九九五、一三〇
二十七年	一六二、一〇二、九一一	一二八、一〇四、五二二	二九〇、二〇七、四三三
二十八年	一七一、六九六、七一五	一四三、二九三、二一一	三一四、九八九、九二六
二十九年	二〇二、五八九、九九四	一三一、〇八一、四二一	三三三、六七一、四一五
三十年	二〇二、八二八、六二五	一六三、五〇一、三五八	三六六、三二九、九八三
三十一年	二〇九、五七九、三三四	一五九、〇三七、一四九	三六八、六一六、四八三
三十二年	二六四、七四八、四五六	一九五、七八四、八三二	四六〇、五三三、二八八
三十三年	二一一、〇七〇、四二二	一五八、九九六、七五二	三七〇、〇六七、一七四
三十四年	二六八、三〇二、九一八	一六九、六五六、七五七	四三七、九五九、六七五

（本表には沿岸貿易額及民船にて運搬せられたる貨物の價額を含ます）

第二款　輸出入額國別

最近五ヶ年間に於ける清國各港總輸出入額を國別に區分對照すれば左の如し

自明治三十年至明治三十四年 清國輸出入價額國別表

國別		三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年
英國	輸入	四一、二二三、五三八兩	四五、四六七、四〇九兩	四〇、一六一、一一五兩	三四、九六二、四七四兩	四〇、〇一五、五八七兩
	輸出	八、五六一、〇四五	九、三五六、四二八	一三、九六二、五四七	一〇、七一五、九五二	一二、九四五、二二九
香港	輸入	一二〇、三二九、八八四	九三、八四六、六一七	一一八、〇九六、二〇八	九七、二一四、〇一七	九〇、一二五、八八七
	輸出	七一、四三五、一〇三	六三、九六一、六三四	七一、八四五、五五八	六二、〇八三、五一二	六〇、四〇二、二二二
印度	輸入	二八、九四九、三五八	一六、八一六、〇二九	三一、九一一、二一四	一九、一三五、五四六	二〇、〇六八、一八三
	輸出	三、一四八、三六九	二、八六五、三四五	一、七三一、四九八	一、三二四、一二五	一、〇四五、九三一
新嘉坡及海峽殖民地	輸入	三、八二八、一四二	二、六二五、二五八	三、六四六、一九五	一、六二〇、一二八	二、八五五、五八六
	輸出	二、六八四、七〇〇	二、四三五、三五五	二、二三一、七九二	二、一五一、六三〇	一、八五八、三一九
濠洲及ニユージーランド	輸入	五七四、三六二	五一七、八八四	二七二、五五三	二二〇、五九二	八〇、八八九
	輸出	一七三、四二四	八六一、〇二〇	六七〇、〇七八	九一四、〇三七	五三六、五四〇
南阿弗利加	輸入	—	—	—	—	—
	輸出	二九九、七七二	二二四、一五九	二三六、六一三	二八五、九九三	二〇二、二八六
英領亞米利加	輸入	一、六三五、四五七	六五三、五九一	一、二〇八、八六五	一、九六四、九一四	六、五〇四、〇一九
	輸出	一八一、三四八	四五七、五八九	二五九、五一九	三六七、八一〇	二九九、三五五

亞米利加合衆國	輸入	三三、五二九、六〇六	一六、七二四、四九三	三三、二八八、七四五	一七、一六三、三一二	一二、四四〇、三〇二
	輸出	一六、五七二、九八八	一四、七五一、六三一	二一、六八五、七一五	二一、九八六、七七一	一七、八二八、四〇六
比律賓諸島	輸入	一三、六一五	一三、八一五	二一、六四一	一四、一一三	七五、八八七
	輸出	八三、六七四	一一三、八三一	六一、六二九	八五、七一八	一三三、〇九五
南亞米利加	輸入	—	—	—	—	—
	輸出	九、五一六	一五、〇六八	二、三八七	—	二、〇七〇
歐洲（露國を除く）	輸入	一七、〇四六、四五三	一〇、二七三、四〇五	一〇、一七二、三九八	九、三九七、七九一	八、五六五、八〇七
	輸出	二九、二六八、九一三	二四、九七六、六一九	三六、七六三、五〇六	三五、九二九、一一四	二五、八七八、一一八
露國（オデツサ及ハツーム經由）	輸入	三、〇〇四、三一五	四、二三六、五〇七	三、二三三、二三九	一、四五四、二八一	三、二三四、〇〇七
	輸出	四、八三〇、六三二	六、三九〇、二七二	五、三四三、四八〇	五、〇〇〇、九九一	三、九二六、九八八
露國（西伯利亞及キヤクタ經由）	輸入	八、八八五	—	—	六六五	一、一六〇
	輸出	一、七〇一、八一四	八三二、四六一	九、九八七、七〇六	九、七九五、七九〇	九、四六九、八四七
露領滿洲	輸入	三四六、九七九	一三六、九五六	二八九、一六五	二九九、一四二	二〇六、二八二
	輸出	二、七四八、三五四	五、一五一、三八二	三、二二五、八〇六	二、九九七、四二六	三、〇一三、六〇四
日本	輸入	三三、五六七、六五六	二五、七五二、六九四	三五、八九六、七四五	二七、三七六、〇六三	二二、五六四、二八四
	輸出	一六、八七五、七二五	一六、九三八、〇五三	一七、二五一、一四四	一六、〇九二、七七八	一六、六二六、七三八
澳門	輸入	一、八六八、〇八六	二、二三六、二八九	三、四〇八、五一六	三、三四七、七一七	三、五一四、八七八
	輸出	五、二三九、五七〇	四、七一〇、三五九	五、八二四、四八七	五、三八一、九五九	五、八九四、三一四

交趾支那東京及安南	輸入	八八七,四九五	九八六,四四五	一,六二一,一四〇	九二三,四八四	五〇三,三一四
	輸出	一,四五五,三七七	一,三〇二,八三三	九四五,五四四	七八一,四七一	五三一,八〇二
暹羅	輸入	一四一,九九四	五,六六九	六七,三四七	二〇六,三九四	四二,三三一
	輸出	八七五,四七二	七一五,〇七六	九〇三,五三一	六九八,八六六	六四〇,五八二
瓜哇及スマトラ	輸入	四九〇,四五二	五九九,九九九	六二九,一二九	一,四四五,〇三九	六七九,二六九
	輸出	四〇八,七一四	三三三,〇二七	三五五,三一〇	三四七,三三五	四一九,九四八
朝鮮、亞細亞土耳古、波斯、埃及、アルゼリア、雅典其他	輸入	六九三,四九四	一,二三七,四一三	八四一,八五〇	九九九,六五四	七五六,三二二
	輸出	三,一〇二,二四七	二,六〇四,六一〇	二,四九六,九八二	二,〇九一,八八一	一,八四六,九六四
輸入總計		二七七,一三九,七三五	二二二,一二九,四七三	二七三,七五六,〇六五	二一八,七四五,三四七	二一三,二三四,九九四
內 外國へ再輸出		八,八三六,八一七	一一,〇五九,〇五一	九,〇〇七,六〇九	九,一六六,〇一三	九,四〇六,三六九
純輸入		二六八,三〇二,九一八	二一一,〇七〇,四二二	二六四,七四八,四五六	二〇九,五七九,三三四	二〇三,八二八,六二五
輸出總計		一六九,六五六,七五七	一五八,九九六,七五二	一九五,七八四,八三二	一五九,〇三七,一四九	一六三,五〇一,三五八

（日本輸出入は臺灣を含む）

以上に依りて列國の支那に對する商業的勢力の大小を觀れは支那貿易の牛耳を秉るものは常に英國にして我日本其次に位し歐洲大陸諸國は第三位北米合衆國は第四位露國は第五位に在り今昨三十四年の外國貿易に就き更に之を區別すれ

は左の如し

		兩
英國	英本國	四九、七八四、五八三
	香港	一九一、七六四、九八七
	印度	三三、〇九七、七二七
	新嘉坡及海峽殖民地	六、五一二、八四三
	濠洲及ニユージーランド	七四七、七八六
	南阿弗利加	二九九、七七三
	英領亞米利加	一、八一六、八〇五
	計	二八三、〇二四、五〇三
日本		四九、四四三、三八一
歐洲大陸		四六、三一五、三六六
北米合衆國	北米合衆國	四〇、一〇二、五九四
	比律賓諸島	九七、二八九
	計	四〇、一九九、八八三
露國	オデッサ及ハツーム經由	七、八三四、九四七
	西伯利亞及恰克圖經由	一、七一〇、六九九
	露領滿洲	三、〇九五、三三三
	計	一二、六四〇、九七九

乃ち知る英國の貿易額は歐洲大陸諸國と露國とを合せたるものゝ四倍八割餘に當り露國の貿易額は西伯利亞の陸路貿易を合せて僅に一千二百六十四萬九百七十九兩にして英國より少きこと二億七千三十八萬三千五百二十三兩即ち英國は露國に比し約二十二倍三割九分の多額を占むることを而して更に我日本と他の諸國とを比較するに本邦の貿易額は歐洲大陸諸國の貿易額より多きこと三百十二萬八千餘兩露國より多きこと三千六百八十萬二千四百餘兩なりと雖とも之を

英國に比較するときは之より少きこと實に二億三千三百五十八萬一千百餘兩にして即ち英國の貿易額は本邦の貿易額より五倍七割二分四厘餘の多額に在り要するに昨三十四年中支那の貿易總額四億三千七百九十六萬兩の中英日米三國にて約三億七千二百六十七萬圓を占め殘餘の六千五百二十九萬餘兩を爾餘の十數ヶ國にて分擔するものと知るべし

第三款　輸出入額港別

最近五ヶ年間に於ける清國輸出入總額を各港に區分すれは左の如し

自明治三十年至明治卅四年　清國輸出入價額港別表（內國品輸入を含む）

北清各港

	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年
天津	四九、四一一、四三三兩	三一、九二〇、六五八兩	七七、六〇四、五六二兩	六三、〇六四、一四八兩	五五、〇五九、〇一七兩
牛莊	四二、二六二、二〇九	二二、〇二四、六四三	四八、三五七、六二三	三二、四四一、三一五	二六、三五八、六七一
芝罘	三七、六六〇、五一〇	二七、〇五八、三三八	二八、一五三、九五六	二六、三三八、七七四	二二、〇五一、九七六
膠州	八、七三〇、九二〇	三、九五一、一五〇	二、一一〇、一四六	—	—

中清各港

港名					
上海	一一八、四二五、七七六	九七、七二九、一五九	一二四、六〇四、七一九	八八、六四四、二九五	一〇一、八三二、九六二
鎮江	二七、三八九、二一六	二三、[illegible]六、〇五五	二五、六九一、九二四	二二、一四三、五四八	二四、一四五、三四一
蕪湖	一三、二八九、七五二	一八、〇八〇、九四八	二〇、二八一、八四九	一〇、一八〇、五二九	八、八八八、三六一
九江	一六、八六三、三一一	一六、三五六、五四七	一八、五六二、九四一	一七、五〇〇、五五二	一四、八六五、五六三
漢口	六二、二一九、六九八	五七、〇五〇、六三九	六七、[illegible]二、[illegible]六一	五三、七七一、四四五	四九、七二〇、六三〇
沙市	一、一一二、六〇九	五五[illegible]、七五九	二四七、四二七	一七二、一一〇	三一六、五一二
宜昌	二、六三八、九五五	一、八三八、〇七〇	三、七〇六、二五一	一、二九五、七二九	一、七九四、三八〇
重慶	二四、二六八、七二八	二四、四五二、〇六六	二五、七九一、六五三	一七、四二六、八七二	一七、九七一、三七六
南京	四、六二〇、〇七七	三、八六八、五九五	二、三九六、一五三	—	—
岳州	四〇〇、五〇九	一四三、八二七	—	—	—
蘇州	二、三四五、〇七[illegible]	一、一七三、九四五	一、四四九、八九三	一、五二七、四二四	一、四七三、四五三
杭州	一三、一〇五、六六七	九、四三三、七七一	一一、五〇一、七六七	七、九九三、四七九	七、六七〇、六一九
寧波	一六、九六四、三五五	一五、二二七、三八〇	一六、二六三、二六二	一四、四一八、五三四	一六、〇四二、一三六
温州	一、四六〇、七八九	一、四五九、六三〇	一、六二四、五一六	一、四三七、七二八	一、二五五、二〇四

南清各港及東京邊境各市

港名					
福州	一四、四三二、五一六	一五、三四一、八二五	一七、三五一、八〇七	一五、七五一、九〇八	一三、五五六、四九四
廈門	一四、七一九、〇五八	一三、九四三、二二八	一六、九六〇、六八一	一三、二五二、三六〇	一二、九七三、六一六

三都	一,二四七,〇三九	六五六,二一七	二五,九〇八	—	—
汕頭	四四,四二五,七四五	四三,二四四,五二〇	四五,一五一,九〇六	三五,二八三,九九八	二八,三九八,〇〇一
廣東	五九,九九〇,二六四	五二,四〇五,一七二	五八,六四一,八六四	四九,五五四,九七三	四九,九三四,三九一
北海	四,二二一,八九七	三,八七六,四六六	四,一四一,八六八	四,一六六,〇五九	四,二〇九,九三五
瓊州	四,四二九,八六六	三,七五三,二三三	四,六四七,七〇六	三,六八〇,二五八	三,三〇〇,二三九
梧州	七,四九六,二四三	六,五二六,〇六三	六,一二三,二四二	四,二二四,八〇八	一,九一二,七一一
三水	二,六〇七,四六六	二,三八二,八八二	二,九六七,二七八	一,六一四,九一三	一〇三,五六四
江門甘竹	二,三三九,七三七	一,八一一,〇六五	一,五六八,五〇三	一,一二八,四八七	二二〇,一六六
九龍	四九,一二八,六二二	四七,〇七七,五九三	五六,五三二,二二六	四五,七〇〇,〇一二	四二,三三一,四五三
剌巴	一四,六 六,四一二	一三,五七三,〇六九	一三,七四八,五一八	一二,〇三〇,九二九	一三,一四三,七七四
龍州	一三二,五一〇	一六四,四九四	八五,六三六	一三四,八八五	一八〇,九四七
蒙自	六,八一五,二七三	五,四〇二,三三〇	五,二五六,九三八	三,六七二,六五〇	三,四五一,七六五
思茅	二四四,六四九	一八五,五二一	二一三,八九四	二六一,七一九	一八五,九四四

（本表は專ら各港の純輸出入を統計せるものなるか故に沿岸貿易價額を含有し居り各港を合計するときは其總額前表に比し增加すへし）

第四款 出入船舶

最近三年間に清國各港に出入したる各國船舶の隻數並噸數を擧くれは左の如し

所屬國名	三十四年		三十三年		三十二年	
	船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數
米國	一、二四一	八九八、〇六三	一、三一一	四七四、四七九	七一六	三一〇、一〇七
墺國	七一	一一一、五八三	四四	七七、五四二	一八	四一、九五〇
白國	四	五、一六四	四	四、八八〇	一〇	一〇、八七〇
英國	二五、〇一二	二六、一五一、三三二	二三、八一八	二三、〇五二、四五九	二五、三五〇	二三、三三八、二三〇
清國	一四、六九四	六、〇八九、六五四	二六、四二〇	七、五四四、四九六	二三、五四八	八、九四四、八一九
同(ジヤンク)	七、九三一	三四五、一七〇	七、七〇九	三一九、七三一	八、四六一	四〇四、四二八
韓國	二八	二一、五八四	三〇	一二、五八二	二四	一〇、一六四
丁抹	八〇	一〇三、二二〇	四九	四八、八八六	三	二四、四七〇
和蘭	七七	九三、八五三	二〇	三三、一五八	四	五、四九〇
佛國	一、二〇八	七三三、〇四一	九七八	六六四、九八七	八三	六二三、一九一
獨國	六、六四一	七、五四二、八二九	三、五二七	四、〇三二、一四七	二、〇七八	一、八五四、二四六
布哇	—	—	二	一、九一六	六	一三、七八八
伊國	一〇	三三四	—	—	四	五、四一六

日本	一一五	五、五一八、三七六	四、九一七	三、八七一、五五九	三、七一三	二、八三九、七四一
葡國	六〇〇	四五、九五〇	六一二	四七、九八八	六六一	四五、五二一
露國	七八七	四〇七、九八九	四四九	二九二、二七八	四八四	三六一、五〇一
暹羅	二	六一六	—	—	二	六一八
西班牙	一三	三九〇	一二	五三八	一四	四、〇六二
瑞典及諾威	三三九	三四五、六四九	三二四	三二八、五二八	四八二	四三九、七一八
無條約國	二	一、八七三	四	九八	—	—
計	六四、八四四	四八、四一六、六六八	六九、二三〇	四〇、八〇七、二四二	六五、四一八	三九、二六八、三三〇

此の表に依りて見るときは英國に次くものは明治三十二年までは本邦なりしと雖も三十三、四兩年に於ては實に獨逸なり然れとも是れ北清事變に由り兵員武器輸送の爲上海膠州芝罘太沽等に往來したる獨逸船及一時獨逸の國旗を掲けたる支那船多かりし爲統計上此の如き結果を現はしたるものにして是れ決して常態として見るへからさるものと知るへし

第五欵　輸出入品種及輸出入額

最近三年間に於ける清國輸出入品の名目及其輸出入價額を擧くれは左の如し

(一) 輸入

品目	明治三十四年	明治三十三年	明治三十二年
鴉片類			
白皮	一四、九九六、二五四両	一四、二九三、六六一両	一八、一一一、六八〇両
公坭	一一、二七四、四七三	一〇、〇二六、五一〇	一〇、八一三、六八四
姑坭	六、四二二、四五九	六、四二一、一〇三	六、三三七、四〇九
其他各種	二四三、三九三	二八九、五三七	五四〇、九九五
計	三二、九三六、五七九	三一、〇三〇、八一一	三五、七九二、七六八
綿織物類			
生金巾	一〇、九一三、六九三	一一、二六一、八六二	一一、二五四、四七六
晒金巾	七、九五九、八五一	七、九五〇、二一四	八、二一二、八三八
色金巾	一、〇二三、八九五	七八六、九九一	五七〇、八三九
日本製金巾	三〇、九三五	二、六五七	一九、二九二
天竺布	一、八五四、三三五	一、七三〇、七七〇	二、三三五、〇〇五
同印度製	三三、七〇四	三六、六四六	一一四、五七二
同日本製	五七〇、三二二	二一〇、九六六	四四六、七二六

品目	産地			
雲齋布	英國製	二四四、六六三	二一七、一四八	二三五、七〇九
	印度製	二、四二五	二一、五四〇	一一、五六六
	和蘭製	八五、一三九	一二五、三五七	一〇三、九八六
	米國製	四、八三四、八七九	二、三五一、四七九	四、二一六、〇〇四
	日本製	六五	一、七六三	二六、三八四
唾木綿	英國製	一二三、九一七	二六〇、七七四	一五一、〇六二
	和蘭製	三二、九二四	四四、二九四	五二、〇九四
	米國製	二四四、三三八	三七一、五八三	二七三、七四五
被單布	英國製	一、〇五三、四〇〇	一、六〇五、六〇七	一、八九三、五四九
	印度製	六、六〇二	一〇八、九五一	一〇三、一二一
	和蘭製	三、〇六一	四、四五四	一四六
	米國製	七、六三六、七一四	六、二三六、二五五	九、六一〇、〇九〇
	日本製	三五、四九九	六六、四九八	八四、四〇九
更紗		一、一三四、一四五	二、〇三一、〇五八	九八七、五四一
色綾金巾		一五八、九〇四	二〇八、〇八四	五七、九七三
緋金巾		六七六、八九九	一、〇五九、四六四	一、一三四、二五五
綿綾吳絽		七、九六五、五〇二	五、〇四六、〇一二	三、三一二、六九六
柳條布		一二八、五八一	六二、〇四六	八三、〇三五

天鵞絨	四三五、七三一	三七〇、三八四	二八〇、八五六
寒冷紗類	三〇五、四四三	三三七、七〇四	二三八、六五七
手巾	二三一、一二〇	二七一、八四一	二九二、九一八
同日本製	一三、七八二	一五、七六八	九、九四九
浴巾	八六、八七四	一五三、八八一	一八六、四七七
同日本製	一三八、三三五	九八、一五三	九六、八〇二
綿「フランネル」	一、一三九、九七一	八五一、五九三	一、〇六八、六〇六
同日本製	二四一、五一四	二四五、八九九	二七二、六三三
日本製反物	八四、二八六	一一三、三三〇	一三五、〇五五
同綿縮	八二、九六二	七二、三四八	六六、二八五
其他諸綿布	一、一六四、九五〇	一、一〇五、六二四	六九〇、〇一六
綿糸 英國	一、三五〇、九七六	七一七、一四九	一、三三四、九九八
綿糸 印度	三五、九三七、六五一	一九、二一四、五一四	三六、三七一、一七〇
綿糸 香港	一〇七、六六七	—	—
綿糸 日本	一、二九七、五三八	一〇、〇四四、五一五	一六、九〇一、〇四五
綿縫糸	三一八、一七三	二一一、一九四	三三三、三六八
計	九九、六五一、九九九	七五、六〇六、三六〇	一〇三、四六五、〇四八

毛織物類

呉絽 英國製	六六五、二九七	五二〇、六八九	六八八、三四八
呉絽 和蘭製	一〇三	二、四八八	二、一三三
綾呉絽	一九六、三四一	二八二、七九一	五〇〇、二四五
羅世伊多	五四四、三三六	四八四、九六八	六〇二、三七八
「スパニッシュストライプス」	七八一、六六一	三三七、六〇二	四七四、八八九
哆囉呢	七八〇、八九七	四〇六、四〇二	四九九、七五五
小羽綾 無地	八七、五〇五	四九、七九九	四〇、九七二
小羽綾 綾織	二、二一七	一、二一五	三八七
「ブランケット」	一二四、四八二	一五三、三二五	一七六、七六六
「ユニヲンクロース」	一〇三、一九一	一四八、二四七	六九、二九一
「フランネル」	五八、〇七八	三七、七八四	三八、五六四
毛繻子	七一三、五五八	四三七、〇八五	四一四、九三〇
其他の毛織	二三二、三八五	一八三、四八四	一七一、六一四
毛糸	四四七、四二〇	三八六、七六六	四九五、三七一
計	四、七二七、三七一	三、四二二、六四五	四、一七五、六四二
雑織物類			
帆布	一一九、六三九	八五、八七〇	八七、六九一
「ガンニー」	六五、一六四	四四、二七六	三七、三七三

其他	五二〇、〇六八	四七六、六七五	三四三、八三〇
計	七〇四、八七一	六〇六、八二一	四六八、八九四
金屬類			
鐵 釘、竿	六二三、四五九	四一四、四四五	六九二、六一九
條	六九八、九八七	四一一、二七二	四五七、六九一
箍	八〇、二五一	六七、六五〇	六九、八六九
板	三五〇、六二二	七四八、一五五	五〇八、〇九三
線	三八〇、一六三	二三三、五七七	二五八、八九一
塊	一一四、〇四七	三六、〇六四	九八、五八七
古鐵	八八三、六七二	八〇一、九六九	一、〇四四、五〇三
鐵器類	七八四、一三三	七六三、七九五	六七三、三五八
錫 塊	二、八三三、四四六	一、九〇六、六五八	一、四六四、〇六一
葉	五八二、〇二八	二九〇、六二七	一〇四、四七一
鉛 塊	七二八、一九二	五一四、一二一	九六三、〇五五
條	一一六、四三二	—	—
板	六一、六〇六	二〇、九八〇	一四、三〇一
銅 條、竿、板、葉、釘、	四六、六四五	一六八、二八三	一二一、八九〇
線	二三、四九六	三三、八四七	一三、一〇六

品目			
銅錠類	三〇九、四三四	五二七、五三一	五五九、七五八
黄銅器各種	四一、七二五	六二、四八六	四〇、〇六五
同線	三九九、二二五	四三一、一一二	四五〇、一五一
鋼	三九、七六三	五二、八〇六	六四、三三一
生鋼	三〇〇、七七六	三六五、四三八	四四三、六七九
亞鉛	三四九、八七三	三七六、六〇二	四四七、三八二
水銀	一三、三三八	二〇、六六二	一〇六、九一一
洋銀	七五、三〇四	八六、七三四	七九、八七〇
「ニッケル」	一三九、六九一	一二五、五八六	二一一、四三三
其他金屬	七〇、七九二	六六、五七五	六七、八九一
計	三八三、六六三	六五一、四七七	三五七、三六一
	一〇、四二八、六六二	九、一七八、四五二	九、二〇八、二〇七
雜貨類			
靴各種	一、〇三五、一一〇	五九二、五〇五	六九七、六八六
檳榔	二六七、三一七	二二七、一一九	二七九、五〇八
海参	七九六、八四三	六八三、四七四	一、〇六四、九八七
燕窠	五八四、一一二	四八七、二八一	五七八、二八五
「ラマ」眞田	三八七、九八二	三七八、二六五	三六三、〇七八

「バター」及「チース」	二九八、九〇四	一七三、七九一	一五〇、三四二
鈕釦	四一七、一一一	三九〇、二七三	二四四、二五四
蠟燭	三二一、三〇六	三五六、一一〇	三一二、八七〇
「セメント」	一〇〇、六七二	一四九、九一四	三八一、四七八
木炭	七〇、〇七一	四七、八一一	六五、一一〇
磁器及陶器	六一、一二八	一〇五、八九二	一八四、〇一二
紙卷及葉卷煙草	二、二一七、九九〇	一、〇一一、六五三	八七〇、三〇三
時計	三五〇、九五五	二九六、七二八	四四四、七七六
帽子及衣服	九六三、〇九六	六六七、二五六	五〇八、三二三
丁香	三七四、三七七	二六六、四〇四	六二一、〇八六
石炭	八、三五二、三三二	六、三八八、四一五	六、三九六、六七一
繪具	二四九、〇九四	二九五、五〇〇	二八八、八四四
棉花	三、八六八、三五二	一、八三三、九六六	三、四七五、七八〇
「アニリン」染料	一、六一八、四〇六	一、六九六、六二八	一、七三四、三五二
團扇 棕梠製	一七〇、五八三	一六五、五〇八	二六四、五三四
海產物（海參、魚膠昆布を除く）	四、二七四、六〇〇	三、三九一、三三八	三、八四八、九三一
燧石	三三、八六〇	一四、四五〇	三三、六三九
麥粉	四、七二六、九六二	三、三二九、八六八	三、一八九、四九七

人参	一、一八一、五三六	一、六二一、〇二一	一、八〇六、二一三
窓硝子	二八二、六五三	三七六、六五六	四七九、八二四
硝子器	五一〇、九五一	三二〇、八一五	三六二、九四三
藍	四六六、三五一	二四一、五七六	四三八、二五四
魚膠	三五四、四九四	二三二、五九〇	二三九、六八九
「シエードストーン」	一五三、七五八	一二二、五八九	一五八、五八六
洋燈	三七二、八二〇	二九三、六八八	二九九、〇〇三
熟皮	一、〇四七、九一八	七三二、三〇〇	九二九、一三三
機械類	一、二二〇、一六七	一、四五〇、〇九一	一、五二六、五五〇
拷皮	一二五、八三五	一五七、五七五	二六四、三一六
摺附木	一〇三、〇三五	一〇〇、五五四	二五七、三〇二
同日本製	二、九六三、五三一	二、一三四、八二七	二、四五五、二四三
「マッチ」原料品	三〇一、五二〇	二三〇、三三五	二二一、八七二
「マッチ」類	二八四、〇〇七	三〇三、六九六	五八二、三四四
薬材	九三八、八三三	七七〇、九二七	八六七、八五九
「モルフヰア」	二三一、〇三三	一八四、二〇八	二三二、六七五
香菌	六七六、六二〇	四六五、七四五	四八三、八〇五
針	六四六、九五六	六二九、一七一	六三六、九三二

石油 米國	八、六三八、五〇一	六、三〇四、三八四	六、五〇一、七八九
石油 ボルネヲ	二四、〇五四	—	—
石油 日本	一、六〇四	—	—
石油 露國	四、二七七、一四一	五、一四八、〇二七	四、八九一、三八〇
石油 スマトラ	四、三五三、一六二	二、五〇三、二七一	一、六〇八、四七四
「ペイント」	七二五、四二五	五三五、一一八	七九五、二六一
胡椒 黒、白各種	七六五、九七二	四一一、一五八	三九八、二二四
香水	一三五、九一二	一一〇、五七六	一一四、二九〇
籐	五四七、七九六	五五五、五六五	四六五、九三四
米	七、〇五〇、八八七	二、三七六、六七五	一七、八一三、〇三八
檀香木	一、二二二、〇六二	九三二、七三八	一、一八八、三九五
蘇木	一八二、六三五	一三七、六三九	九〇、三六二
昆布及石花菜	一、五五〇、五九二	八三六、五三五	一、一六〇、四六八
絹織物	七五七、八六〇	六五七、三六四	四六一、九七七
絹綿「リボン」	—	三一二、六六一	三一四、七一〇
石鹸	一、〇六三、六〇四	七五三、二八九	六九九、三〇三
文房具	四二六、七二一	三〇三、三〇五	二七七、六二〇
家具	一、一六三、六八四	一、〇〇八、五一四	六九九、四八九

砂糖 黒	四、〇二五、四九二	二、三九〇、六七一	三、八七二、二〇七
砂糖 白	二、五〇九、九九一	一、〇二二、五三五	一、九九六、四五六
砂糖 精	六、四三三、九九七	二、六七七、三七一	三、九〇一、二六四
砂糖 氷	四八七、七一五	三三三、二一六	四五六、〇八八
角材	一、七三二、六四八	一、〇三四、五六七	一、三〇八、六四八
洋傘 歐洲製	六六、七八〇	一〇五、七六二	九五、〇一五
洋傘 日本製	三一四、七七五	二六六、七六四	二一六、二四七
各種酒類	三、〇〇二、八八八	一、四七四、八六〇	一、一四九、九四九
各種木材（檀香木、蘇木、角材を除く）	三四八、四〇〇	二九九、九一三	三八〇、二五九
其他雜貨	二四、〇七一、八〇八	一六、七九五、九三三	二三、六三六、八二七
計	一三〇、二八一、二二八	九一、六〇五、八一三	一二一、七三三、五六二

（二）輸出

品目	明治三十四年	明治三十三年	明治三十二年
八角	二三一、五五二	二〇七、三九一	二四〇、三六六
竹及竹器	八〇一、三七〇	七七四、一八一	六七九、八九七
荳餅	四、七〇四、六八四	二、四七一、九〇七	三、八八九、一二七
荳	三、八六六、〇三五	二、九九六、一七九	五、五二九、三五二

品目			
棕毛	一、二二四、九八四	九二九、三三六	一、一〇六、三〇八
樟腦	四四、〇五九	七一、四五一	一五、八二七
桂皮	五九一、九八五	六三三、五六八	六四八、六三〇
家畜	一、七五八、五一七	一、四一七、七九四	一、三三六、五七八
茯苓	一二〇、六七七	七九、〇三八	九二、六一八
磁器、土器、陶器	一、六九二、五六一	一、六二七、三六八	一、八〇二、七八四
支那服、帽及靴	一、八六〇、六〇一	二、〇三九、七四三	二、二二四、二五三
棉花	四、七〇五、六〇六	九、八六〇、九六九	二、九八〇、三七三
骨董品	八八、九三五	五五、四八七	一〇五、六九五
扇子各種	五四一、八一七	五一六、一五八	六一八、〇九二
羽毛	五六七、九六四	九一九、五五六	九七三、四一五
爆竹	一、九七九、七一九	一、六二〇、八一七	一、五五四、二七七
海産物	一、〇八七、九九六	一、二〇七、五三〇	一、二三四、二六七
果實	一、四六五、九四二	一、二二一、九三七	一、四四四、二五二
木耳	三〇五、五一四	二〇〇、〇七七	二三三、八〇八
良薑	四〇、七三三	一九、八三四	二七、〇一二
硝子器	三九八、三八五	三七二、一〇三	四二九、七四三
金銀器	二一七、一七五	一八五、一四七	一七三、〇八五

麻布	六四七、四五一	五七三、三二八	五二二、八九五
各種毛類	二三六、九六一	二四六、九四七	四〇九、四三二
草製帽子	六〇、一八五	五八、三四〇	四二、八八七
麻	一、三三七、五二一	一、〇七三、一五四	一、三三三、三八八
生皮（牛、水牛）	四、五二二、七〇一	四、一四七、五三二	三、九二九、一八八
牛骨	七〇、〇六三	八六、四二八	六一、八八八
熟皮	三六六、二二四	三七八、四三三	三九八、九〇六
金針菜	三一九、四四一	二九二、〇一二	三一一、〇七八
マット類	一、二九一、四九五	九四八、九七四	一、三八一、八四〇
地蓆	二、一六五、六六五	二、三五五、九六三	二、二六九、七七四
藥材	一、五一八、五一六	一、四七八、一七〇	一、五三二、七三一
麝香	四一〇、三六二	二七六、六一六	四一八、九〇一
土布	一、三二一、四七一	一、三〇一、二八三	一、二三一、〇一五
五倍子	七六九、七二五	一、〇五五、八一〇	七二二、一二〇
植物油	二、七九六、六八九	二、二九〇、七二七	二、〇四六、二五一
八角油、桂皮油等	六五五、五三一	四七八、四八一	五四一、二五二
紙	二、六六六、六四四	二、五〇六、三三三	二、一五七、六二九
糖菓	一〇七、二二七	九七、一二三	八八、二五一

食料及野菜等	二、七三二、五八六	二、四九六、四四五	二、一八三、四八六
大黄	一〇八、六一五	一七四、七八一	一六八、五九七
紅花	三、八九七	三、七九四	五、〇六〇
支那酒	七一七、三六六	六五九、〇八七	六四七、八〇八
芝麻	一、二〇三、〇一〇	九五二、六七四	五五八、七二七
蠶糸類　白糸	一七、六〇二、七二一	一四、五二二、七九三	二九、一〇三、六八三
黄糸	四、一三六、六[illegible]	三、三三四、一九三	四、五八〇、三六三
野繭糸	三、八[illegible]一、五〇八	二、六五九、五一二	五、二二六、五二七
器械糸	二一、八〇七、三三〇	一六、〇三八、六四七	二六、三三四、八八三
繭	六四二、九九四	七九一、九〇五	一、一一六、四二三
屑糸	二、六六四、八九五	二、〇八八、一〇七	五、〇〇四、二七一
屑繭	三五一、三一四	二九六、八六九	二一六、七〇〇
絹織物	九、五四二、五五二	八、三四四、四九〇	九三三五、九九四
絹紬	六八四、三二六	六八三、五六一	五六六、五三一
其他	六六一、五六〇	六八三、七八七	六三三、九九六
毛皮類	四、〇二六、六九八	二、三七四、七八〇	三、七九一、〇四九
麥稈眞田	三、五九〇、七八四	四、三七一、一五七	二、八八一、五七二
一赤	二、五七六、〇〇〇	二、四一一、八五七	二、六七〇、〇〇九

砂糖 白	四三一、二四六	五五一、四五九	六七四、五五八
砂糖 氷	六、九六四	二〇、六七四	二八、〇六五
獸油	三七三、四三九	一八五、九五八	七六、七五六
柏油	一、〇四六、三三三	二〇一、〇五九	二三四、八九八
茶 紅	一一、四〇八、八七二	一七、五九二、六八七	二一、八三三、八八四
茶 綠	四、三九七、八九五	四、七一七、七二九	四、八三一、七四四
茶 粉	三、四九六	一、七二八	七、八九七
磚茶 紅	二、一二九、六八二	二、八一八、七二一	四、二三〇、三六六
磚茶 綠	四三二、〇七二	二五七、六四七	三六六、七二〇
「テブレット」茶	一四〇、八〇九	五六、二八九	二一八、四八九
刻煙草及葉煙草	二、一五〇、一四一	一、九四一、七六九	二、三〇九、九五八
漆	一七六、三三一	一八七、六八五	三〇三、六六七
麵類	二、一二八、六六五	一、一九五、〇六九	一、〇一〇、四五四
白蠟	二二六、四一八	二〇七、六四八	五四〇、一七五
羊毛	一、六〇九、一三〇	一、六一五、六九〇	三、五九〇、八二八
駱駝毛	一九六、二九九	二四八、〇八二	五四九、九七九
其他雜貨	一八、四六三、七二九	一五、二四五、一九五	一三、二六二、五三四
計	一六九、六五六、七五七	一五八、九九六、七五二	一九五、七八四、八三二

(二) 再輸出

品目	明治三十四年	明治三十三年	明治三十二年
鴉片類			
白皮	一六三,四五〇	一〇一,八五一	三五,六九五
公坭	二一,四〇八	六,一三四	一七,二五〇
姑坭	七,八六六	二一,一七三	二,七六七
其他	一一,二五一	二六,四九五	一七,一六四
計	二〇三,九七五	一五五,六五三	七二,八七六
綿織物類			
生金巾	一,〇〇三,九二五	一,三三五,八二七	九八八,八一二
晒金巾	四〇四,七四五	五三四,六三二	四〇八,九四四
色金巾	一二三,六五三	八九,三三一	六一,〇二九
天竺布	九,六三三	六〇,〇七二	七六,五九九
同印度製	一,五四〇	四,一七三	九六
同日本製	—	—	二,四七〇
雲齋布 英國製	一二〇,〇五八	二三八,〇九五	二一九,〇三四
雲齋布 印度製	八二	—	三八七
雲齋布 米國製	六九,一七一	八一,六八二	五五,三二九

哇木綿 英國製	一、四八一	八一六	八七八
哇木綿 米國製	一、五五〇	—	四三
被單布 英國製	九九、〇四二	二五九、九七七	二六三、一二九
被單布 印度製	—	四〇三	四、一八三
被單布 米國製	二八、九〇三	三三、九六八	五八、一九〇
被單布 日本製	—	四、七二〇	一五、九九五
更紗類	二四、〇二五	一三、七八五	四一、九四四
綾金巾	一、〇七七	二、三四〇	七、六八〇
緋金巾	一一、三五六	三六、三〇四	一六、〇〇一
綿綾呉呂	一四八、九六五	一五八、〇五七	一六六、六七九
柳條布	七五	二七〇	二八
天鵞絨類	六、〇八四	九、九五八	二、八七一
寒冷紗類	八三、九四〇	九七、九八八	七〇、〇八九
手巾	三、六九五	七、六五六	一、四一七
浴巾	二、〇七九	五、二八一	二、七〇七
同 日本製	四七七	四、三九七	三
綿「フランネル」	一四、四九六	九、〇七三	一五、三五四
同 日本製	七、六一二	四、二二三	一、八三九

品目			
日本製反物	六、九八五	一〇、三七七	二、〇八六
同　綿縮	一二四	四、〇七八	一、八一八
其他綿織物類	二一、一七九	四二、〇五〇	三三、二二六
綿糸　英國製	二二、八八〇	三一、三三三	四一、四〇五
綿糸　印度製	一八〇、二一八	三九八、五二七	一一一、三六〇
綿糸　日本製	三、七五四	二三、一三二	二三、二四七
綿縫糸	五、九〇六	一九、二八四	四〇、三三二
計	二、三九〇、七一〇	三、五二一、七〇〇	二、三三五、一九五
毛織物類			
英國製呉絽	一二、一五四	四、九七七	六、一三三
綾呉絽	二五、六三九	一九、二二四	一九、四七一
羅世伊多	一、一一七	三、三六二	一四、〇六三
「スパニッシュストライプス」	八七八	四、二五二	五九五
哆囉呢	一八、四六五	三二、一〇四	二六、九三四
「ヲルレアンス」	九一九	一八九	一、二九二
「ブランケット」	一三、〇七四	六九、九七九	五九、七九一
「ユニヲンクロース」	四、二五九	五、七八六	五、一七四
「フラン子ル」	二、〇七〇	三、三一八	三、七九九

品目			
毛繻子	二六、一三七	一三、二二一	四三、七八四
其他毛織類	二一、四七三	一六、三五八	一七、二〇四
毛糸類	三、三九〇	二、一〇〇	二、七二五
計	二一八、五七五	一七三、八七〇	二〇四、九五四
雜織物類			
帆布	四、五四〇	一、六四四	九、七六九
其他	一八、六六二	二〇、一一九	一三、二三八
計	二三、二〇二	二一、七六三	二三、〇〇七
金屬類			
鐵　釘、竿	一三三	五四一	一、四五〇
鐵　條	一三、八一五	一四、九二六	三一、六〇五
鐵　箍	五四三	一一〇	一、一七九
鐵　板、葉	五〇、〇九七	五八、一八三	三五、九三一
鐵　線	五、二九六	九、〇三五	八、三四七
鐵　塊	五、〇一九	七、一三六	九二、〇二三
鐵　古鐵	八、八九五	九、六八五	九、八四二
鐵器類	六、九〇七	一三、六三八	一〇、四八五
錫（塊）	一〇、六七一	四三、六四九	二三、八四二

（葉）	三七、五九五	二七、〇七五	七六、五八三
鉛塊	六三	一三、一一七	一四
銅（條、竿、板、釘）	二四、二四一	一三、〇五九	三、一一七
銅器類	六六	二八六	二一〇
黄銅（條、竿、板、釘）	六三	二七	六四一
鋼	一九、五七〇	一六、〇〇五	一二、三九〇
生銀	一七、八六一	一三、一八九	二〇、八七〇
水銀	—	六、四二八	一、六一三
洋銀	六〇一	九四九	九五六
「ニッケル」	四、三八二	三三、八〇七	一、〇五八
其他金屬	四〇、〇五五	一二、五二六	七、三三一
計	二四七、七三〇	二八三、三七一	三三八、三八七
雜貨類			
鞄各種	四、六四〇	二〇、二二七	一一、六三〇
檳榔	五二六	一、四〇九	二六一
海參	四、二一五	三、六八九	二、六二一
燕窠	九、五七二	一六、六三三	一〇、一八六
「ラマ」	九〇	三、〇〇三	四九七

「バター」及「チーズ」	一一、〇二〇	一一、三八七	五、七四二
鈕釦	一五、二五四	八、三〇二	一、三一五
蠟燭	一七、二四八	四七、九〇三	三七、三九三
「セメント」	二八、八一一	一六六	一、二一八
陶器	—	二一八	五六
紙巻及葉巻煙草	一三、五二八	三五、八八三	一〇、三三〇
時計類	八、七六五	三五、六四六	一九、九七〇
帽子及衣服類	四四、八八七	四七、六二六	一五、四九四
丁香	五、〇四八	六、七八二	七、二六八
石炭	四三〇、二四六	三五六、六八六	四七五、七六〇
繪具	六、〇八九	六、三一四	一〇、九五五
棉花	五七、五三九	四八八、四二九	七〇、七四九
「アニリン」染料	五一、一八七	二七八六一	三六、五五七
海産物(海參、魚膠昆布ヲ除ク)	一三、八三八	二九、七〇九	一六、四五七
麥粉	一九、三七七	一三九、八八七	三五、〇一四
人參	四一八、三〇三	三〇七、三九五	三八八、七四六
牕硝子	二一、二三九	八、九三九	二、六〇四
硝子器	二、一三四	四、一八八	二、七五九

魚膠	一、五七二	三八、一六〇	四二七
洋燈	一、六五五	六、六七二	四、四三〇
熟皮	二、一二七	三三、一九〇	—
機械類	二一、一三六	二四、九八五	四六、三〇四
「マッチ」	三、六七七	一六、八八六	三、二七七
同日本製	五、五三五	五、〇九二	一、八七六
「マット」	六〇〇	二、四七五	九三三
薬料	一〇、八五二	二六、八一六	一三、九二四
「モルフ井ア」	三〇五	—	一、四六〇
香菌	一、四二一	四、二九九	一、五一六
針	六、四〇〇	五、五二五	七、一三三
石油 米國	一〇、〇五三	二、一二七	二八二
石油 露國	一一、七六六	八二、三六三	一、七七九
石油 スマトラ	四、二三五	三五九	—
ペイント	九、九〇二	一八、二三三	三一、一三一
胡椒 黑白各種	一一、四二六	三四、二二七	四、八三三
籐	二、二〇八	一、〇九一	六二六
檀香木	五、三八九	三、一五九	九四一

品目			
絹織物	四、二二五	一〇、〇六五	三、五四二
絹及綿「リボン」	一三、三二九	五、〇六六	—
石鹸	五、二四九	二八、二八九	一五、八七一
文房具	八、五一六	一〇、九五二	六、八六七
家具	一二、四九一	一三三、七六四	七九、七〇六
砂糖　赤	二一、六七一	六七、六九〇	九、三八五
砂糖　白	一一、三四四	一九、五三五	六、〇五九
砂糖　精	七〇、一五一	三、六八七	三六、四九六
砂糖　氷	一六五	二、九二七	—
茶（日本臺灣）	三、五五六、三〇八	三、六六九、二〇七	三、六〇八、六七五
角材	六、八六六	一、八五六	一、三六一
洋傘（西洋製）	二、四二九	一、八五一	二、四〇三
洋傘（日本製）	五、五五五	九、七五七	二、六四〇
酒類	七六、五五六	八九、九五三	六〇、七七六
材木（檀香木及び角材を除く）	二、一一一	六、九九五	一、五五三
雜貨	六六五、八五五	九四一、一六〇	五一四、三四三
計	五、八五二、六二五	六、九一三、六九四	五、六三三、一九〇
合計	八、八三六、八一七	一一、〇五九、〇五一	九、〇〇七、六〇九

第六欵　金銀輸出入

清國貿易の趨勢は前掲外國貿易額比較表に示すか如く年々輸入超過し隨て金は外國に流出し從來金銀の輸入か輸出に超過せし例を見す尤清國は銀本位の國なるを以て銀は多く輸入せらるゝも亦其割合に金は他國に流出し金銀總體の輸出入を計算し來れば常に輸出超過を見る但明治卅三年は金の純輸入一百廿萬二千三百十五兩銀の純輸入一千五百四十四萬二千二百十二兩合計一千六百六十四萬四千五百二十七兩の輸入超過を來せり是全く北清事變の結果にして該事變發生以來官民共に金銀の需要を増加し殊に金は分量少くして携帶に便なるが故に最も需要多く爲に前例に反して金の輸出杜絶せしのみならす反て益外國より之か輸入を促すに至り遂に此の如き異例を見るに至れるなり然れども是れ固より動亂に基く異常の現象なるか故に昨三十四年に入り平和克復し兩宮の回鑾を見るに及ひ清國の貿易順境に復すると共に漸次其勢を挽回し金の輸出六百六十三萬五千三百十五兩に上り銀の輸入一千四百三十六萬二千四百九十六兩同輸出二千

〇四拾六萬〇二百九十八兩差引銀の純輸出六百〇九萬七千八百〇三兩に達し金銀合計一千二百七十三萬三千百十七兩の輸出超過を見るに至れり今左に最近五ヶ年間に於ける金銀輸出入表を揭け以て之を明にすへし

年次	金 純輸入	金 純輸出	銀 純輸入	銀 純輸出	計
	兩	兩	兩	兩	兩
三十年	—	八、五二一、七〇〇	一、六四一、五〇〇	—	輸出超過 六、八七〇、二〇〇
三十一年	—	七、七〇三、八四三	四、七三三、〇三五	—	二、九八一、八一八
三十二年	—	七、六三九、七七九	一、二七一、四四四	—	六、三六八、三三五
三十三年	一、二〇三、三一五	—	一五、四四三、三一二	—	輸入超過 一六、六四四、五二七
三十四年	—	六、六三五、三一五	—	六、〇九七、八〇二	輸出超過 一二、七三三、一一七

第二節　日清貿易の現狀

第一款　概說

我對清貿易は甲午戰役以後長足の進步を爲し彼明治三十三年の如き北淸事變の爲め著しく之か障害を受けたるに拘らす變亂鎭定に歸し秩序回復するに隨ひ漸

次其勢を挽回し昨三十四年に於ては其輸出入額七千餘萬圓の巨額に達し從來未た曾て有らさるの盛況を見るに至れり即ち昨年の貿易額を戰役前なる明治二十五年に比すれは實に三十七割の增加にして之を彼日清貿易最も盛なりと稱せし明治三十二年に比するも尙ほ百二十餘萬圓の超過を見るなり但淸國よりの輸出貿易に至りては一進一退著しき發達の狀なきも其我よりの輸出貿易に至りては進步の著大なる實に驚くへきものあり即ち其輸出額二十五年の六百三十五萬圓より三十二年には四千二十五萬圓に上り昨三十四年には更に進んて約四千三百萬圓に達し此十年間に殆んと七倍の增加を見るに至れり是實に異常の進步にして其輸出額の巨多なる我貿易對手國中米國を除き絕えて其比を見さる所なり而も其米國に對する輸出額は明治二十五年に於ては我輸出總額の四割二分を占めたりしも昨三十四年には二割八分六厘に減せりと雖も支那に對する輸出額は二十五年に僅に六分九厘に過きさりしもの昨三十四年には旣に一割七分を占むるに至り此十年間に直に香港を凌き米國の次位に上るに至れり今左に各國に對する貿易額の割合を揭け以て對淸貿易の地位を明にすへし

輸出入額國別千分比例

國別	三十四年 輸出	三十四年 輸入	三十四年 計	三十三年 輸出	三十三年 輸入	三十三年 計
米國	割二、八六	割一、六七	割二、二六	割四、二〇	割〇、七三	割二、六六
清國	一、七〇	一、〇六	一、三八	〇、六九	一、六四	一、一三
香港	一、六五	〇、四三	一、〇四	一、四三	〇、九一	一、二一
印度	〇、三九	一、二七	〇、八三	〇、一五	一、〇〇	〇、五四
佛國	一、〇八	〇、一四	〇、六〇	一、九六	〇、四七	一、二九
英國	〇、四五	一、九七	一、二一	〇、四二	二、七三	一、四九
獨國	〇、二一	一、〇六	〇、六六	〇、〇一	〇、八三	〇、四三
韓國	〇、四五	〇、三九	〇、四二	〇、一五	〇四〇	〇、二七
總額	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇

明治三十三年偶北清事變暴發するや之か爲めに一時對清貿易の衰微を致すに止まらす事變後亦其影響の及ふ所深大にして或は此東大陸の寶庫たる支那帝國と盛に貿易を營むこと能はさるに至るやも知り難しとし中外共に大に憂ふる所ありしか幸にして之か影響比較的大なるに至らす其貿易の回復異常に速にして殊

に我との貿易の如き昨年に於ては前古未曾有の盛況を呈するに至り將來亦益多望なりと云ふに至りては亦大に賀すへきにあらすや

惟夫支那に於ける列國の經濟的競爭は今後益激烈ならんとし殊に我邦より清國に輸出する物品は其大半は歐米諸國より輸出する物品の摸造に屬するを以て是等諸國との競爭は自ら免れ難き所にして殊に獨逸との競爭最も激甚なるへきを覺悟せさるへからす然らは則我邦當路の商工業家たるもの此際大に奮勵し商品の改善及之か銷路の擴張に專心努力し以て是等諸國と角逐し敗を取らさらんことを期せさるへけんや

然るに現時我對清貿易の現狀を察するに年額七千萬圓の巨額に達する此重大なる貿易は殆んと其十分の九は本邦居留清人及他の外國人の手を經て行はれ我商人の直輸に係るものは僅に其十分の一に過きさるの有樣にして隨て我當路の商工業者は清國に於ける我商品需要の狀況及我との競爭品たる歐米製品の銷售狀況等に至りては曹々然として識る者甚だ稀に適〻之を問ふことあるも多くは滿足なる解答を與ふること能はす動もすれは則ち曰く清國向の物品は廉價ならさ

るへからす我商品の輸出從來此の如き盛況を呈せし所以は偏に價格の低廉なるか爲なり故に將來に於ても主として低價の物品を輸出すれは則ち足ると此言或は一理なきにあらさるへし然とも當路者の所謂低價なる物品とは品質善良にして價格低廉なる者の謂にあらすして品質粗惡なるか爲價格低廉なる物品を指すものに似たり果して然らは是眞に低價なる物品と謂ふへからさるのみならす亦決して淸人の嗜好に適するものと謂ふへからさるなり夫れ淸人の慳吝なる其金錢を愛むこと甚しきか如く物品を愛むこと亦甚しきを以て假令價格低廉なるも其品質粗惡にして善く久きに耐ふること能はさるに於ては決して眞に渠等の嗜好に投合すへきものに非す然るに我邦商工業者か深く其習俗氣風を窮察せすして一意唯價格の低廉を主とし粗惡品のみを供給し以て渠等の嗜好に適するものとするは是皮相の見のみ今夫れ淸國に於ては北淸殊に滿洲の如き人民生活の度低卑にして一般の風俗粗野なる地に於ては是等低價なる粗品を需用する者多かるへしと雖とも其南方地方の如き漸次西洋華奢の風浸潤し來り生活の度昂進し人民浮靡に向ひつゝある地に於ては永く昔日の粗品に甘んすへきに非す況や鐵

路四方に通し交通の便益ゝ開くるに於ては其内地各處に於ても漸次生活奢侈に赴くは必然にして是時に當りて我粗惡品は漸次其銷路を失ふに至り遂に歐米品の爲めに壓倒せらるゝに至るへし是我當業者の宜しく猛省すへき事なりとす

想ふに此の如く我邦當業者か漫に粗惡品のみを輸出し以て清人の嗜好に適するものと信するは主として彼國の事情に通せさるより起る謬見にして是れ即ち我輸出貿易は殆んと清國仲買商に由りて營まるゝか爲なり蓋渠等清國仲買商は物品の適否善惡は措て問ふことなく唯低廉なる物品を賣買するときは資金の運轉速にして其利益隨て多きを以て徒らに低價なる物品のみを注文し又貿易商製造者等は彼邦の風俗習慣及彼國人民の嗜好等に通せさるのみならす甚しきは自己の製作する物品か果して何れの地に需用せらるゝや又其用途如何をも辨せさる者あり故に唯清商の命にのみ之從ひ競ふて粗惡品を製造し以て清商の意を迎ふるに汲々たり而して我製品の遂に清國市場に其聲價を失墜するを知らさるなり目下坂神地方に於て清國輸出貿易を營む仲買者數百あり是等多くは所謂恒產なく恒心なきの徒にして信用の何ものたるを解せす唯貨主と清商との間に介立し

て一時の利を貪るの外他を顧みさるの徒にして隨て約束に背き粗悪品を供給し甚しきは詐僞の手段を逞うする者あり現に大阪に於て此等の徒既に三百に上り加之居留清人中にも亦斯る徒輩あり相共謀して以て奸悪を逞ふすと云ふ其之か爲に我對清貿易の發達を阻害する洵に尠少にあらさるなり

夫れ我對清貿易額は昨年に於ては既に七千萬圓に達し我貿易對手國中米國を除き絶えて見さるの盛況なりと雖も既に第一節第二款に述ふるか如く之を英國と清國との貿易額に比するときは僅に其六分の一餘の少額に在り故に今後益之を擴張するの切要なることは固より論を俟たさる所にして而して之を擴張するには是等の弊害を矯正すると同時に能く清人の習俗舊慣及其商品に對する嗜好を審察し且目前の小利を棄て永遠の大利を期し團結一致奮前直往して清商と角逐し漸次直輸出の途を開くの覺悟なかるへからす彼獨逸の如き有力なる競爭者あるをや

第二款　輸出入品種及輸出入額

（一）日本對清國輸出重要品價額十年對照

年號＼品名	綿織絲	石炭	燐寸	昆布及刻昆布	紙卷煙草	綿布
明治廿五年	一四七圓	九〇三、三一八圓	四一九、九一五圓	九二九、四四九圓	—圓	一五三、九〇四圓
同 廿六年	四八、四九二	九〇二、七八四	六三五、六九三	九〇二、一八四	—	三三七、六九五
同 廿七年	八七六、八〇五	一、二〇七、九三三	八三一、七六四	五八〇、八四〇	一三、九八一	三八七、七一四
同 廿八年	六八三、〇八七	一、六三六、九八〇	一、二六六、八九二	五九六、八二五	三〇、三八二	三五四、九六五
同 廿九年	三、五二四、〇四六	一、九三七、二七七	一、一六九、九九三	五七八、四二九	三五、六八四	五四八、〇九九
同 三十年	九、六五四、五八四	三、一七六、三二四	一、四三一、四四三	七九六、六九三	八〇、七九一	六〇三、〇〇九
同 卅一年	一四、四一一、九一八	四、六八一、九四七	一、八六四、八七六	六四七、六九八	四七、七八八	五二四、一九二
同 卅二年	二三、九一一、五三五	五、四〇六、八九四	二、〇二〇、〇五六	九〇九、一九一	一七八、五三三	一、〇七〇、九七九
同 卅三年	一四、六七九、九五二	四、三六一、二四四	一、六四九、六一三	八三〇、七〇二	三六六、三九六	八二〇、二九六
同 卅四年	一七、六一六、七八〇	六、五二九、一五七	二、八五二、〇四四	一、三六九、三三八	一、一七三、三八〇	一、〇六五、一四四

年號＼品名	木材（三十一年マデハ[illegible]及マッチ箱用木片ヲ含ム）	麥酒（壜入ヲ除ク）	寒天	洋傘	荒、熟、銅板（左行ハ銅線）	鐵道枕木
明治廿五年	二二、九二〇圓	—圓	二七八、九九〇圓	二五七、一三三圓	六四三、二六〇圓 七、二一八	—圓
同 廿六年	一七〇、二四〇	—	三一九、九六五	二九七、五三〇	一、〇八二、二六八 八、八七〇	—
同 廿七年	二一、七三五	—	二六八、六六三	四〇一、〇〇四	八四〇、八六六 九、〇八〇	—

同廿八年	一九六、一二五	—	一九六、八五六	三四二、七一五	二四四、四一五 一六、三八五	—
同廿九年	三四二、四三七	三一、六一四	二八四、六八二	四二九、七八三	九一七、一四七 一四、三八九	—
同三十年	三一三、四六六	二三、三〇七	二一四、二一九	三一五、六四一	八五九、二二四 一八、五二四	—
同卅一年	二八三、六八六	九〇、六七二	二三六、五五九	三五八、七五二	一、二五一、〇二六 一一、三八一	—
同卅二年	二二一、七八七	一〇〇、七六一	二八八、八九六	四七九、四一八	五二六、三六九 一四、一四一	五五八、二〇五
同卅三年	二七八、八二〇	四七二、六五一	三九五、二四四	四五〇、七四一	四六〇、七六三 二八、九〇六	五三七、六六五
同卅四年	三五五、一二一	七七四、七〇三	六七二、〇一三	五三七、〇〇〇	四六七、四六二 二九、八五一	四六五、八四〇

年號／品名	海參	鯣	人參	浴巾	洋燈及同部分品	椎茸
明治廿五年	二六五、五二一圓	一三二、八八四圓	一六六、一八六圓	—圓	—圓	二〇四、一〇六圓
同廿六年	二六八、三九五	二二九、六六〇	一五六、四一四	—	—	一九九、一九六
同廿七年	二七二、五九二	一七〇、一六六	一八八、六七五	—	—	二〇〇、二八〇
同廿八年	二八八、二一八	一〇六、四〇一	一三六、六二三	—	—	一五六、七二七
同廿九年	二九二、〇四一	一九八、五五六	一九三、七六二	六九、七九八	一三三、五二八	二二七、五七二
同三十年	二七一、二〇三	二一一、九八八	三〇六、九三二	六三、四八一	一〇八、九八五	一七九、一五七
同卅一年	二七四、三五六	一四四、〇一五	二一七、六八八	九四、四六六	八八、五七五	一五八、三〇九
同卅二年	三三三、八三二	一七四、七三八	二八〇、六五九	一一一、一一九	一〇九、九七一	一八八、七八三
同卅三年	二五五、五〇九	一九二、〇〇〇	二二七、三六〇	一四八、六九四	一三四、五〇〇	一八一、三三五

年號 \ 品名	鈕釦	綿毛布	羽二重	綿繰器	擬洋紙	化粧石鹼
同　卅四年	四〇三、七九一	三四五、六五七	二九七、八三三	二七七、〇一六	二四〇、九〇八	三三二、六二五

年號 \ 品名	鈕釦	綿毛布	羽二重	綿繰器	擬洋紙	化粧石鹼
明治廿五年	—圓	—圓	四三圓	—圓	二四、六〇三圓	一八、九二九圓
同　廿六年	—	—	三、五九七	—	一一、一七八	二六、三五〇
同　廿七年	—	—	一一、九九一	九八、三五八	五、九六八	二三、三〇六
同　廿八年	—	—	三、[illegible]七五	六、[illegible]五	一〇、五五五	三一、九三八
同　廿九年	一四一、四八〇	一八、五四四	二三、一七一	一一〇、一四二	一六、五一八	五四、八八〇
同　三十年	一〇九、二六一	二五、八〇九	二九、五八六	一三一、七八一	一五、六七三	四三、四六四
同　卅一年	一三三、三三五	三〇、七四二	一〇七、二四九	八三、三九四	二〇、六〇七	四四、一五七
同　卅二年	一六一、一九二	七四、八二〇	一一三、五九七	三九、五六四	一九七、五三六	六一、一八一
同　卅三年	一九一、七六八	七五、六二一	三九、六三二	七五、八九二	九七、七〇五	七九、六二六
同　卅四年	一八二、四八五	一八一、八七三	一七六、七三〇	一七三、三四五	一七二、二八二	一六五、一一九

年號 \ 品名	掛置時計	燐寸軸木	セメント	陶磁器	玻璃鏡	玻璃製品
明治廿五年	—圓	—圓	—圓	五七、九〇〇圓	—圓	九八、三七〇圓
同　廿六年	—	—	—	七六、〇六八	—	一一八、一四二
同　廿七年	—	—	〇〇五	七一、一九〇	—	一二九、九三二

年號						
同廿八年	—	—	—	三三、九四一	—	一〇八、二五七
同廿九年	一三、五七一	五八、八一一	〇三〇	六三、〇三九	—	一三、四八七
同三十年	二三、九八五	七四、六三一	七八九	七三、六二一	—	一五八、四一六
同卅一年	四八、六九七	一一九、二六六	四四、〇六二	八三、三四〇	七二、四九三	一四、九〇一
同卅二年	一〇〇、五六〇	一四五、二九二	一三四、九八九	一一二、六八九	七四、五三三	二五、六三五
同卅三年	五八、九四五	一三〇、八四四	一五六、九五五	一〇〇、四九三	六五、六〇六	三七、五二〇
同卅四年	一六一、二〇八	一五七、六三六	一四七、三七五	一四四、八〇二	一三一、九六〇	一四三、〇三五

年號／品名	鰕	鱶鰭	メリヤス肌衣	木炭	貝柱	樟腦
明治廿五年	七八、一四一圓	六四、二三〇圓	一四、一〇三圓	六七、五九四圓	三四、四六六圓	五四、三四九圓
同廿六年	八二、三七九	八五、五四六	一五、九七一	六六、二九六	四八、七四二	八、四七二
同廿七年	八七、二六四	八四、三四六	一四、一九四	五四、三一四	八五、七九一	一、七八七
同廿八年	九九、六四一	七一、四三一	九、八一〇	八九、三四六	一六、二二五	一〇、六九九
同廿九年	一〇四、七七八	七九、七二八	一八、五一五	九七、九二九	五二、三一二	三八、五六一
同三十年	一〇一、一二〇	九〇、〇六五	一〇、一五七	一〇九、八二三	六二、〇七四	二六、六五四
同卅一年	一〇九、三五〇	八七、六六七	八、九九〇	八一、八六二	三六、三一二	一五、五四〇
同卅二年	一二三、九四八	一〇二、七一八	一八、一一二	六七、七五六	五三、七二〇	九、八六四

同　卅三年	九八、五七〇	七六、四九〇	四〇、五二六	六三、二〇二	四一、五五六	一三、八九六
同　卅四年	一二九、八四五	八八、三二八	七九、〇三九	七六、八八〇	七〇、七九一	六四、三八九

年號／品名	大茴香	洗濯石鹸	マッチ箱用木片	鉋
明治廿五年	一九、八六四圓	三三、七〇〇圓	—圓	三三、〇一八圓
同　廿六年	二三、〇二五	三一、二七七	—	三六、五〇八
同　廿七年	二四、一九二	二四、六六二	—	五〇、九二九
同　廿八年	一六、〇九八	一六、五一三	—	三三、四九六
同　廿九年	一一、七六一	二〇、五四六	—	二八、二九七
同　三十年	一三、〇三六	八、五六〇	—	三八、六四一
同　卅一年	一五、九五八	一三、八七〇	—	四〇、九七三
同　卅二年	三〇、〇三一	一四、八〇四	五〇、八二三	四三、六二八
同　卅三年	八、九〇九	二九、二九七	七八、九六八	二一、二六〇
同　卅四年	五四、二九二	四九、九二四	六六、七五七	三〇、五七七

（一一）清國對日本輸入重要品價額五年對照

年號／品名	油糟	繰綿	大豆及其他豆類	砂糖	生卵	苧麻

年號						
明治三十年	三、三一一、七一二圓	九、五二七、八一八圓	四、〇七一、〇六三圓	二、三一四、〇一〇圓	三三五、五二五圓	三八九、一九八圓
同　卅一年	四、六一〇、六二五	四、九〇九、〇六七	五、九〇四、五八四	二、六〇六、九八一	四九〇、四六三	三九三、〇四八
同　卅二年	六、〇四七、三三八	四、三五〇、一四八	六、六六六、〇九八	二、八八〇、二六七	八二三、〇八八	六二一、〇二四
同　卅三年	四、五四〇、八二五	一一、九五五、八三四	二、一九〇、六四二	二、七五八、〇五二	一、二三八、六六二	九九一、七九四
同　卅四年	六、九二七、四三七	六、四九九、〇一四	二、八〇八、三三一	一、四七〇、三四二	一、二九三、五六六	八七七、五八三

年號／品名	米	柞蠶絲	綿種子	羊毛	生綿	繭
明治三十年	四、七九四、二六七圓	—圓	—圓	二一一、五三〇圓	一〇八、一五九圓	—圓
同　卅一年	三、九八九、四二三	—	五七八、五〇四	二〇五、四二六	一一三、〇三三	二一一、九〇一
同　卅二年	二三一、六二五	三七三、〇八五	八一四、一六二	八一〇、六一七	一六七、一二四	六三九、九五一
同　卅三年	三二八、五八三	三五〇、三八五	七三九、八一七	二八二、九六一	四九二、六六五	六〇九、五九五
同　卅四年	八六七、二七二	七三三、一八四	五七一、六八五	四四三、六三七	三七四、一七三	三四二、四六九

年號／品名	胡麻子	漆	包蓆	肥料獸骨	絹紬	木材及板
明治三十年	一一三、八六六圓	二四一、九五四圓	一五九、九八七圓	—圓	一四一、四二二圓	三三、五八八圓
同　卅一年	九七、四九〇	二〇四、一四二	一六五、五二五	一七〇、三四六	一九八、一九〇	五九、四八四
同　卅二年	一七二、八八一	二三六、三五三	一六九、一四〇	一五五、三三一	一四〇、二四三	一〇六、六六七
同　卅三年	一八二、八八四	二三六、四八〇	二二〇、四九一	一七〇、九〇九	一三四、一六二	一五九、六四一

同 卅四年	二七五、六七四	二五九、〇九二	二四一、七八六	二〇四、八八八	一三三、一[illegible]	一一〇、三〇八

年號＼品名	天蠶絲	繻子	牛皮及水牛皮	塊鐵	生絲
明治三十年	八一、二一一圓	二〇七、〇五五圓	一九一、一四九圓	—圓	—圓
同 卅一年	七六、六七五	三二四、四一三	二七六、二〇三	一九、三一三	二八、一三九
同 卅二年	七三、〇五一	七三、六〇二	一四 、三三三	一四六、四六六	九五七、六一五
同 卅三年	一〇六、一〇一	九四、二四一	六六、九六七	七一、〇六七	二五、三〇〇
同 卅四年	一〇四、六四九	八四、〇一五	八三、二六二	七一、五一三	三、七八八

第三欵 日本對清國輸出重要品概說

(一) 綿織糸 〔綿紗〕

支那に對する綿糸の輸出は近年長足の進步を示し常に對淸輸出品中の首位を占め其輸出の最も盛なりし明治三十二年に於ては二千二百九十一萬一千五百三十五圓に達し昨三十四年に於ても尙ほ一千七百六十一萬六千七百八十圓の巨額に上れり

此の如く本邦綿糸の支那に對する供給漸次增加するに至れる所以は彼邦一般に綿糸の需用增進したることと亦之か一原因たること勿論なるへしと雖とも畢竟本邦糸は色澤純白彈力强靱なる爲め支那人の好評を博し又其十六手の如きは總て順手即ち右撚にして長江一帶の地の嗜好に適し益其需用を喚起するに至れるに由るなり蓋支那に於てに印度糸從來市上を壓し來り之に次きて英國糸の輸入あり又上海なる各紡績工場に於ても盛に之を製出すと雖とも印度糸は色澤本邦糸に劣り且盡く逆手即ち左撚なると上海糸は品質色澤稍本邦糸に類似すれとも彈力薄弱にして且節多き等の缺點あるとに因り漸次本邦糸をして市上に勢力を有せしむるに至れるなり加之明治二十九年より三十年に涉り印度に於ては黑死病猖獗を極め紡績工場中休業する者多く支那に對する綿糸の供給不足を告くるに至りたるを以て本邦商は此機に乘し專ら內地の製糸を仕向けたるに支那機業家は其質却て印度糸に優れるを知り之を使用する者遽に增加するに至りしは本品輸出の趨勢に一大進步を現すの媒たりしなり

從來支那各地に供給する本邦糸は十六手二十手を主とし就中十六手最も多し又

印度糸は十手、二十手多く上海糸は十手、十四手最も多かりしか長江沿岸一帶の地十六手右撚の需用頗る多き爲め上海各紡績會社に於ては一昨三十三年來專ら此番手に重きを措くに至り亦印度紡績業者も昨三十四年來本邦糸の特長たる此十六手右撚を摸造し上海に輸入するに至れり是我紡績業者の大に注意すへき現象にして本年一月在上海帝國總領事館の報告に依れは右十六手印度糸は其外觀頗る美麗に且重量十分にして價格も亦本邦品に比し二三兩方低廉なれとも職工の右撚に不熟練なる爲か中に往々左撚を混交するあり之を使用するに當り不便を感することと尠からさるに依り當初其外觀の美麗なるに幻惑せられ注文續出したる割合に其後の景況宜からさる由なれとも此の如き缺點は曾て本邦紡績業者か始めて右撚を紡出するに當り同しく經驗したる所にして早晩職工の手腕練熟し右撚を紡出するの習慣を成すに至らは其製品一層の光彩を添ふへきは明にして隨て其販路も亦倍加するに至るへしと云ふ

抑本邦糸十六手か其價格彼に比し多少高貴なるに拘らす長江筋に於て能く印度糸を壓倒し獨市上に雄飛するに至りしは元來此地方に於ては手繰糸を緯とし紡

績糸を經として土布を織成するも手繰糸は皆右撚なるを以て左撚なる印度十六手は使用に不便を感すること尠からさりしに本邦十六手は右撚にして使用に便なるより機業家の嗜好に投し漸次其需用の增加を促かせしこと之か主因たらすんはあらす然るに今印度及上海に於ても同しく十六手右撚を紡出し續々此方面に供給し來らは其影響果して如何幸に尙未た上海糸印度糸とも多少の缺點あり本邦絲と競爭するに足らすと雖も漸次職工其技に熟練し一朝完全なるものを製出するに至らは比較上價格の低廉なるもの(上海十六手も亦我より二三兩方廉なり)に向ふは人情の常なるを以て忽ち本邦糸の販路に影響を及ほすに至るへきや必せり我當業者たるもの豫め之に應するの覺悟なかるへけんや

支那に於ける綿糸の銷售地は重に北部支那及長江一帶の地にして北淸地方には重に十手、十六手を仕向け長江一帶及四川方面には多く十六手、二十手を仕向くと云ふ而して印度糸上海糸は常に本邦糸との競爭品なれとも之に反し英國糸は印度、上海及本邦糸に比し品質頗る精良にして色澤潔白彈力强大且其番手も三十手乃至三十二手の細糸のみにして價格も亦隨て高く百兩以上二百兩に及ふを以て

本邦品とは自ら販路を異にし何等利害の關係を同ふすることなしと云ふ

支那に於ける綿糸集散地は上海を以て主とす今該港に於ける輸入額並該港より各口への分輸額を擧くれは左の如し

上海輸入高	卅三年自一月至十一月	卅二年自一月至十一月
日本糸	三一九、〇八擔	三九五、四三五擔
印度糸	三五六、九一	九九三、二三

上海より各口へ分輸高		
日本糸	三〇三、九六六	三七三、六〇三
印度糸	四七三、六二三	八四七、五〇二

尚ほ昨三十四年上半季中に於ける上海輸入綿糸の分輸地方別をなせは左の如し

	日本綿	印度綿
長江沿岸各口及四川省	七二、六八一擔	一八八、九九一擔
北清（天津、芝罘、牛莊、膠州）	一五、〇二七	五七、二七〇

本邦綿糸の價格は印度製及上海製に比し多少高貴なること前に述ぶる所の如し今明治三十四年八月中旬上海に於ける各品一梱の平均市價を對照すれは左の如し

本邦糸		十六手	二十手
鐘淵	藍魚 緑魚	八一、〇〇両	八三、五〇両
大坂	金象	七九、〇〇両	—
平野	立馬	七九、〇〇	—

泉州	戎	七七、五〇	—
岡山	花蝶	七六、〇〇	—
九州	三環	—	八一、〇〇
印度絲			
擔茶牌		七三、五〇	七六、七五
「ホーワード、エンド、フルリオン、ミル」		七三、〇〇	七六、七五
「カイサー、イ、ヒンド」(ニュー、チョップ)		六八、〇〇	七二、五〇
上海糸			
怡和		七八、五〇	—
瑞記		七九、五〇	—
鴻源		七六、〇〇	—
老公茂		八〇、〇〇	—
裕源		七七、〇〇	—

又明治三十三年中本邦内地に於ける本品一梱の市價は左の如し

製造會社	十六手 最高	十六手 最低	二十手 最高	二十手 最低
	圓	圓	圓	圓
大坂	一〇八、五〇	八〇、〇〇	—	—
攝津	一一三、〇〇	七六、〇〇	一一五、〇〇	八一、〇〇
平野	一一〇、〇〇	八三、五〇	一七〇、〇〇	九九、五〇
鐘淵	一〇四、三五	七九、〇〇	一一六、〇〇	九〇、〇〇
三重	一一四、〇〇	八五、〇〇	一一八、〇〇	八五、〇〇
岡山	一一〇、〇〇	七九、五〇	一一四、〇〇	八四、七五

上海に於ける綿糸の取引は清暦一、二、三の三ヶ月賣買最も盛にして全歳取引額の

半は此時期に於て行はるゝものとす是長江一帶は春季に買入を爲すと北部支那は開河後に於て買入最も多額なるか故なり四、五、六、七の四ヶ月は取引閑散にして全歳取引額の約一二割に止まり八、九、十、十一の四ヶ月は北部支那の閉河前に際するを以て頗る繁忙にして全歳取引高の三割乃至三割有餘は此期間に於て取引せらると云ふ

○清國各地紡績會社名並錘數及出來高（三十五年四月調）

會社名	所在地	設計錘數	運轉錘數	晝夜出來高（梱）
怡和	上海	一〇〇、〇〇〇	四九、五〇四	九五
老公茂	同	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇
鴻源	上海浦東	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇五
瑞記	上海	四〇、〇四〇	三六、四〇〇	九〇
華盛	同	六五、〇〇〇	六五、五二〇	一四〇
大純	同	二五、〇〇〇	二六、二〇八	六〇
協隆	同	二〇、〇〇〇	一七、一八四	三〇
華新	同	一五、〇〇〇	一五、五七六	三〇
裕源	同	四〇、〇〇〇	四〇、〇二〇	八五

通久源	寧波	三〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	三五
湖北織布局	武昌	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	八五
武昌紡紗局	同	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇五
蘇綸	蘇州	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	四五
業勤	無錫	一〇,〇〇〇	一〇,一九二	二〇
通益公	杭州	二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	三〇
通惠公	蕭山	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇
大生	通州	—	一五,〇〇〇	二五
合計	上海			六九五
同	地方			三六五
總計		五六五,二五二	四九七,六五四	一,〇六〇

○輸出額

最近五ヶ年間に本邦より清國に向つて輸出したる綿絲の數量價額は左の如し

明治三十年	三〇,二七四,七四七斤	九,六五四,五八四圓
明治三十一年	四九,九四八,一四〇	一四,四二一,九一八
明治三十二年	八三,六五四,一一二	二三,九一一,五三五
明治三十三年	四五,〇六九,四六〇	一四,六七九,九五二
明治三十四年	五一,八五二,七六七	一七,六一六,七八〇

(二) 石炭〔煤〕

滿國に於ける本邦炭の仕向地は概ね上海にして此他芝罘牛莊等に輸送するもの亦之なきにあらすと雖も尙ほ少額あり蓋上海は東洋に於ける商業上樞要なる一港にして船舶の輻輳工業の繁盛香港の次に位し每年同港に出入する船舶は漸次其數を增加するのみならす支那沿岸の諸港に回送する石炭の如きも同港より回送するもの多きを以て每年外國より同港へ出入する石炭の總額は六十萬噸以上にして而して本邦炭は其輸入の約七割を占むと云ふ

然れとも支那は元來石炭に富み十八省中殆んと之を產せさるの地を見す現時我邦は東洋に於ける石炭の最大產地なりと稱すと雖も九州の最大炭田たる三池炭坑の如きも其區域僅に三千餘町步に過きす又北海道の最大炭田たる石狩の如きも其礦區南北二十餘里に上らすと云ふ之に反し支那炭田の廣大なる實に驚くへきものあり即ち山東省沂州の炭田は其面積二百六十方里(十二億二千萬坪)にして山西省の西部には一萬三千五百方哩の無烟炭田あり其東部にも亦稍之と匹敵すへき泥炭田あり湖南省の東部には二千百七十方哩の石炭礦あり四川省の中央部及北部にも亦數多の炭脈あり直隸省の開平炭礦は目下盛に之を採掘し彼盛宣懷

氏と土倉庄三郎氏との合同事業に係る安徽省宣城炭田も遠からす之が開堀を見んとし滿洲に於ても亦露人の手に依り既に開堀せられ又將に開堀せられんとするもの數ヶ所あり其他各省に存在する大小炭田は一々枚擧に遑あらす而して此の如く殆んと無盡藏なる支那炭礦爾後外人若は支那人の手に依り續々開堀せらるゝに至らは忽ちにして我石炭は清國に於ける輸入を杜絶するに至るへきのみならす延いて我炭業界に大影響を及ほすに至るへきは瞭々として火を觀るよりも明かなり是我炭業者の豫め覺悟を要すへき處なりとす(第一章貿易地理の部參照)

今試に明治三十三年中長崎港に於ける本品一噸の平均價格を擧くれは左の如し

	卅三年上半季	卅三年下半季
多久炭	五、八六七	六、九五一
唐津炭	六、〇〇〇	六、八三三
山の田炭	四、六六七	五、〇八三

○輸出額

最近五ヶ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

	數量	價額
明治三十年	五八三、五一四噸	三、一七六、三一四圓
明治三十一年	七一〇、三三三噸	四、六八一、九四七圓

明治三十二年	九四九、〇五一	五、四〇六、八九四
明治三十三年	八三六、〇五三	四、三六一、二四四
明治三十四年	一、一七一、一七六	六、五三九、一五七

(二) 燐寸 〔洋火或自來火〕

從來外國より支那に輸入する燐寸は歐洲製(瑞典諾威、獨逸等)及日本製にして就中歐洲品殊に瑞典製は夙に支那各地に普及し一時到處之か銷路を見さるなきの有樣なりしか近年本邦品の需用著しく增進するに隨ひ年一年之か爲に其販路を蠶食せられ其安全製の如きは明治廿七、八年の頃既に支那市塲より驅逐せらるゝに至れり只黄燐製は明治二十三年以前まては我邦に於て之か製造を禁し居たりしを以て歐洲產の輸入頗る巨額に達し本邦品は到底之に抵敵し難き觀ありしか明治二十七年頃より漸く其輸入を增加し來り爾後年を逐ふて其勢力を逞うし二十七年には其輸入額六萬七千二百哥に過きさりしか二十九年には忽ち九倍して六十一萬四千百哥の巨額に達せり之に反し歐洲品は二十七年の輸入額は二十二萬三千六百二十四哥にして我三倍以上の巨額なりしか二十九年には二割七分を減して十六萬三千百二十五哥となり地位全く轉倒し僅に我四分の一强を有つに過

きさるに至れり此の如く本邦品か一二年の間に長足の進歩を現はしたる所以は主として瑞典獨乙等の産に比すれは其價格低廉なるか爲にして今や支那全國到る處之か銷售を見さるなく支那に對する外國輸入燐寸は殆んと本邦品の獨占に歸せるか如き有樣なり今稅關年報に依り明治三十三、四兩年間に於ける外國品と本邦品との輸入額割合を掲け以て之を證すへし

	三十四年		三十三年	
日本製	一三、〇五三、〇〇八グロス	二、九六三、五三一兩	九、一六六、二四七グロス	二、一三四、八二一兩
外國製	一〇五、六五一	一〇三、〇三五	一〇七、八六一	一〇〇、五五四

輸出燐寸に安全製、黃燐製、硫黃製の三種あることは皆人の知る所にして而して其輸出額最も多きを安全製とし黃燐製之に次く安全製は南部及中部支那に需用多く黃燐製は北部支部に需用多し今昨三十四年中神戸港に於ける各品一ヶ月平均輸出額を示せは左の如し

三十四年中一ヶ月平均輸出額　（神戸）

黃燐製　一名ポス（太軸、小ポス）			安全製（太軸、細軸、小安全）		
牛莊	一四、八〇〇グロス	六、二〇〇圓	香港	七〇八、四〇〇グロス	一五六、七一〇圓

上海	六、二〇〇グロス	一、五五〇圓
天津	二五、〇〇〇	六、二五〇
芝罘	六六、九〇〇	一六、七二五
上海	八三、四〇〇グロス	二九、一九二圓
芝罘	三、〇〇〇	一、〇〇〇
漢口	一、二五〇	四二五
旅順	一、〇〇〇	三四〇
厦門	五〇〇	一七〇

硫黄製

ナシ

本品の重なる製造地は兵庫、大阪、愛知、東京、廣島、香川等にして就中兵庫、大阪の兩地製造最も盛なり

本品は支那に於ても其製造盛にして上海、漢口、杭州、重慶、天津、福州、廣東其他に之か製造所ありと雖も其軸木は輸入軸木を使用するを以て長短齊しからす又頭薬の落脱し易き等の缺點あり爲に近時大に其聲價を墜し却て本邦燐寸の模造を爲す者甚た多く現に昨年中廣東省城及南海縣、順德縣、佛山鎭等に於て大阪公益社(井上貞次郎)製の燐寸外箱及商標を僞造したる者あり爲に帝國領事より兩廣總督に嚴談する所あり其結果該總督は其僞造者に向て將來を戒飭し且一篇の揭示を出して廣く此種の所爲を禁するに至れり元來淸國に於ては軸木及箱用木片の供給甚た乏しく本邦より年々多量の輸入を仰くの有樣にして本邦に比し頗る不利の地

位に在るを以て彼重慶の如き運輸不便の地を除きては我製品は競爭上之か爲めに敗を取るか如きこと之無かるへしと云ふ

明治三十二、三兩年中に於ける本品の相場は左の如し

安全製一箱六百打	三十三年	三十二年
上等	一八、〇〇〇圓	一八、〇〇〇
中等	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
下等	一四、〇〇〇圓	一三、六〇〇

最近五ケ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

○輸出額

年次	數量	價額
明治三十年	五、三八九、一八八グロス	一、四三一、四四三圓
明治三十一年	七、一六六、五一六	一、八六四、八七六
明治三十二年	七、四八三、六〇五	二、〇二〇、〇五六
明治三十三年	六、〇七一、五五八グロス	一、六四九、六一三圓
明治三十四年	一〇、四八七、三三三	二、八五二、〇四四

(四) 昆布及刻昆布〔海帶及帶絲〕

○葉昆布

本邦産昆布の仕向地は重に上海、香港の二港にして均しく清人の需用に供するものなり然れとも亦其仕向地に依り嗜好に異なる所あり上海は葉の巾狹くして薄

きを好み香港は葉の厚きを好むの傾向あり故に上海向は重に長切昆布にして香港には雜昆布を仕向くるを常とせり

上海に輸入したる昆布は四川、湖南、湖北、江蘇、浙江等の各地に銷售せられ就中四川に輸送するもの大約輸入全額の三分の一を占め其香港に輸入するものは主として廣東地方の需用に供すと云ふ

昆布は支那全國到る處として之を需用せさるの地なく或は獸肉、野菜、豆腐等の類と混煮し或は單に昆布のみを煮て之を食す殊に中等以下の社會に在りては之を以て日常缺くへからさる副食物となすか如し故に其販路の廣大なる海味中他に其比を見さる所なり而して南方各省は概して上等品を好むを以て專ら本邦產を輸入し北部各省殊に滿洲地方は一般に下等品を望むを以て主として露國產を輸入せり

露國に於ける昆布の產地は沿海州地方及薩哈連島の二地にして重に該地方に出稼する支那人の採收する所に係り就中薩哈連島產は其品質大に我天鹽產に類似し之を沿海州地方の產に比すれは遙に良好なりと聞けり

清國に於ける本品の取引は毎年入梅明けを以て期節とし大抵三四月頃より小口の取引を開始し七八月に於て最も多額の取引を爲すを例とす昨年上海に於ける相場は大抵上等品一擔三兩餘小賣一斤五分下等品一擔一兩五六匁なりしと云ふ

本品は長江沿岸卑濕の地に轉輸せらるゝもの最も多きを以て乾燥に十分の注意を要し又赤葉、枯葉、斑紋葉等を混交し且長短參差重量不均一なるは淸人の最も嫌忌する所なるを以て長切昆布は根元一と丈け並沙附を除き其品質の良否に依り上中下三等に區別し上品を長四尺中品を長三尺五寸下品を長三尺とし上中品の重量は共に八貫目下等品は之を五貫目とするを宜しとし又荷造の際も兩方の小口を莚を以て包裹するを可とす否らされは小口の外部に露れ居るを以て此より濕氣を感し易きのみならす輸入港にて荷物揚卸の際人夫の爲めに之を竊取せらるゝの恐あり

本品の產地は北海道にして日高國幌泉、様似、浦河、三石、靜內、新冠、十勝國廣尾、十勝、釧路國白糠、釧路、厚岸、濱中、根室國根室、離島、國後等とす

今明治三十三年に於ける函館港相場を擧くれは左の如し

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
濱中長切百石	八〇〇圓	八三〇圓	八五五圓	九〇〇圓	八〇〇圓	八〇〇圓	—圓	五九〇圓	七三五圓	八〇〇圓	七三五圓	七〇〇圓
厚岸同	七八〇	八一〇	八二〇	八二〇	八〇〇	七五〇	—	五二〇	七〇〇	七六五	七一〇	六六五
根室同	七五五	七七五	七九〇	八〇〇	七五〇	七〇〇	—	—	七七〇	七一〇	六八〇	六七五
三場所同	八〇〇	八二〇	八二五	八五〇	—	—	六〇〇	五二五	七〇〇	六七五	六五〇	六七五
釧路同	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇	六五〇	七〇〇	六三五	五九〇
元揃昆布 白口	—	—	—	—	—	—	—	—	三,一〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,四五〇
元揃昆布 黒口	—	—	—	—	—	—	—	—	一,四五〇	一,六二五	一,六七〇	一,六二五

〇刻昆布

刻昆布は前掲昆布産地より原料を仕入れ東京、大坂、横濱、函館等に於て之を製造するものにして其原料は元と三石及象昆布を用ゐしか近年は前記各地及三陸地方の雑昆布、即ち拾昆布、猫足昆布の如き下等品を用ゐるを常とす

横濱より輸出する刻昆布は重に東京製なれとも該港に於て製造する額亦少からす而して該港製は東京製に比し品位優等にして相場も亦二割方高きを例とすと云ふ荷造は之を箱詰にし外面より鐵帯を以て緊縛するものにして一箱五十斤入とす

清國に於ては該品を五色菜の一なる綠色菜に用ゆ色は淡青色を好み白色及綠色を忌む故に着色するは反て宜しからす又刻み方は細粗不同なく乾燥最も注意を要すへしと云ふ

明治三十四年橫濱港に於ける本品の相場は左の如し

	三十四年上半季	三十四年下半季
刻昆布上百斤	一圓三七五	三圓五九五
同　中	—	三圓一〇四

○輸出額

最近五ヶ年間に於て本邦より支那に向つて輸出したる葉昆布及刻昆布の數量價額は左の如し

	葉昆布		刻昆布	
明治三十年	三八、五六五、六八五斤	六九六、四四二圓	四、五五八、〇九七斤	一〇〇、三一五圓
明治三十一年	三〇、一九九、八五三	四九三、六二〇	六、〇三八、一三五	一五四、〇七八
明治三十二年	三八、〇〇四、六六六	七五[illegible]、一五五	六、二六三、九一二	一五九、〇三六
明治三十三年	二八、八七一、四四八	六八七、二一九	四、八一八、六二九	一四四、五八三
明治三十四年	四九、五八一、一九七	一、〇五六、三九九	九、一〇〇、三四〇	三一六、八三九

（五）紙捲煙草（煙捲）

紙捲煙草の清國に對する輸出額は明治二十七年に於ては僅に一萬三千九百餘圓に過きさりしか昨三十四年には百十七萬三千三百餘圓の巨額に上り八年間に百十五萬九千四百圓の增加を示せり是實に驚くへき進歩にして畢竟本邦品は歐洲製に比し其價格低廉なる爲め需用者益增加せしに由るなり

輸出紙捲煙草の品種は村井兄弟商會製「ピーコック」「ピンヘット」「パイレート」「ヒーロー」殿井製「サンライス」岩谷製天狗煙草等其他種々あり就中其輸出額最も多きを「ピーコック」とし之か仕向地は上海及長江一帶並北清各港にして殊に北清地方を多しとし滿洲內地に於ても銷路頗る廣しと云ふ該品は村井兄弟商會に於て特に支那向として製造するものにして其本邦に行はるゝものに比すれは卷太く品質は反て劣等なり而も容器、商標等最も支那人の嗜好に適し殊に孔雀の商標の美麗なるは最も彼等の喜ふ所なりと云ふ

以上の外北清殊に滿洲地方に於ては高井製親玉、殿井製「オバケ」日の出商會製日本親玉等亦銷售多しと云ふ而して親玉烟は大箱一箇毎に剪刀、指輪、耳輪等の頑弄物

各一箇を裝入しあるを以て大に支那人の好奇心を惹起し其需用益增加の傾あり「オバケ」は元來支那人には頗る不向の商標なれとも彼等は毫も「オバケ」の意を解せす之を大王烟と呼做し銷路も漸次擴張の勢あるは蓋僥倖と謂ふへきか

支那に輸出する紙捲煙草の商標は成るへく漢字を避け他の彩畫的商標を用ゐるを可とし製造者名其他の記號も總て歐文を用ゐるを可とす嘗て厦門に於て本邦製紙捲口附煙草の其口紙の部分に漢字を以て製造者名を印刷せるものありしに支那人は惜字敬紙の旨に背くとて甚た之を嫌忌せしと云ふ尙ほ其容器の如きも成るへく美麗なる裝飾を用ゐるを宜しとす彼上海製造の「スウヰートハート」か一時大に其販路を擴張せしは美麗なる草花の繪畫を挿入して以て顧客を惹きたるに由るなり

上海にも紙捲煙草製造所(亞米利加シガレット會社)一ヶ所あり「スウヰートハート」「レッドローズ」「グレセント」「クラブ」等數種の紙捲煙草を製造し居れとも該地は工賃高きを以て(實際職工に與ふる賃錢は高きにあらさるへきも支那人職工の不規律怠惰なる爲め其一日の製造額を比較するときは本邦に比し高貴となるなり)本邦

品は競爭上十分勝を制することを得へしと云ふ
最近五ヶ年間に於ける本邦より支那に對する本品の輸出額は左の如し

○輸出額

年	千碼	圓
明治三十年	四七、八七五	八〇、九九一
明治三十一年	二一、四八二	四七、七八八
明治三十二年	六八、四四〇	一七八、五二三
明治三十三年	一三〇、七二〇	三六六、三九六
明治三十四年	四三三、一七九	一、一七三、三八〇

（十八）綿布

◎綿フランネル（打連絨）

清國に於ける本品の用途は白は多く肌衣及下衣とし色物は蒲團又は婦女小兒の上衣、下衣、褲子等に用ゆ
輸出向綿ネルは概して巾一尺六寸長十五碼もの及巾二尺長二十四碼ものゝ二種にして其輸出額の割合は尺六もの八分、二尺もの二分にして柄合は藍棒縞最も多きを占む藍棒とは經絲中四本は藍、八本は白にして綾織なるを云ふなり又他の色無地は紫、萌黄、紺、草色、桃色等にして大抵手織なり香港に於ては往々赤色綿ネルの

需用ありと雖も上海向は此の如き品種は僅に小兒用に供するに過きすして其額亦僅少なりと云ふ

本邦品の缺點は染色惡く一度洗濯するときは直に褪色或は變色し甚しきは染色亂れて地質を汚し縞柄の形狀を維持する能はさるに至ること是なり亦洗濯後毛の固着するを以て支那人は之を嫌惡せり

本品の主たる産地は紀州にして多く大坂商人の手を經て神戶、大坂兩港より輸出す而して其香港に仕向くるものも大抵南部支那に轉輸せらるゝものなりと云ふ

今明治三十四年一月より三月までの相場を示せは左の如し

品名	相場	品名	相場
縞二尺巾上一碼	圓 、二二〇	白尺六巾上一反	圓 一、七八〇
白二尺巾上一碼	、二一〇	色尺六巾上一反	一、六三〇
縞尺六巾上一反	一、六三〇		

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	擔 四三、七七三	圓 六三、八七四	擔 一〇三、七八七	圓 一三七、七八八
明治三十一年	三五、四五二	五八、三四〇	一七九、六四七	二四八、六二一

明治三十二年	九三、四三三	一五八、八六四	三五九、〇〇五	五三〇、九五一
明治三十三年	四三、四一三	九五、五五五	二八八、二一〇	四〇三、五六三
明治三十四年	七九、一四七	一六六、一八七	二四三、九五六	三一四、〇二四

◎天竺布

本品は支那人の常服用として廣く行はる其本邦よりの輸出品は巾三十吋長二十四碼或は四十碼にして重に白無地とす蓋本邦品は染色褪色し易きを以て白無地のまゝ輸出するに至れるなり

明治三十四年四、五、六月中大坂に於ける本品の相場は左の如し

	四月	五月	六月
金巾製織會社製　二十四碼巾三十吋一反	圓 一、七五〇	圓 一、八〇〇	圓 一、八〇〇

〇本邦より支那への輸出額

	碼	圓
明治三十年	五七七、六〇〇	四三、八四八
明治三十一年	二、〇八三、一六〇	一四七、〇八六
明治三十二年	五、四一二、三〇四	三五五、四九一
明治三十三年	二、二三一、五八一	一五八、七七一
明治三十四年	五、六四二、五一六	四二四、五一三

◎生金巾（洋布）

本品も亦之を染めて衣服用とす清人は目下老幼男女の別なく四季共に常服作業

服下衣等金巾類を用ゐて製するもの多く又足袋用としても需用多しと云ふ
英、米、和等各國より清國に輸入する「シーチング」即ち花旗布（又被單布或は褥布と曰ふ）は我製品に比し其地合厚く且良好なり（殊に米國製の如きは最新式精巧なる機械を以て織成したるものなるを以て品質極めて精良なり）故に支那人は之を衣料とするの外船帆、門簾（室の入口に垂るゝ物）等にも使用すれとも本邦品は品質薄きを以て衣服の表地に用ゐるよりも寧ろ染めて裏地に供するもの多しと云ふ
本品は重に大阪、金巾、日本、三重、岡山等の各紡績會社にて製織せらるゝものにして其明治三十四年四月より六月までの大阪市價は左の如し

	四月	五月	六月
シーチング鹿四十碼一反	四圓三〇	四圓三五	四圓三〇
同 Ⓐ	四、三〇	四、一五	四、一〇
同 B	四、二[illegible]	四、一五	四、一〇

〇本邦より支那への輸出額

明治三十年	九四七、九二五碼	九四、〇九四圓
明治三十一年	八九〇、六七〇	六三、八五四
明治三十二年	二、五五一、二〇〇	一八六、八九一
明治三十三年	二、七四七、八三〇碼	二三六、三五四圓
明治三十四年	二、四八一、三三〇	二一八、六二九

（一）綿　縮（東洋縮布）

輸出向綿縮に普通木綿縮と絨織との二種あり

木綿縮は重に佐野及足利の産にして横濱港より輸出するもの最も多く亦神戸、大阪兩港より輸出するものも概ね此兩地の製出に係ると云ふ

木綿縮の清國向地合は白無地を第一とす藍の堅縞之に次く寸尺は並品巾一尺三寸長三丈三尺、別品巾二尺長二十碼とす

該品は皮膚に接觸して稍刺激を與ふるの感あると地質比較的薄弱なるとに由り其需用絨織の如く多からすと云ふ

絨織は從來東京小名木川製に限るの有樣なりしか數年前より大阪天滿織物株式會社に於て之を製出し又大阪附近に於ても盛に之を製織するに至り價格皆小名木川製に比すれは低廉なるを以て目下絨織の輸出地は大阪反て其首位を占むるに至れり

絨織は清國に於ては男女とも上衣、肌衣、褌子に使用するを以て將來頗る有望の品に屬す輸出向絨織の寸尺は巾二尺長六碼或は三十碼とす縞柄は單純にして遠見

鮮明なるを好むと云ふ

明治三十四年に於ける本品の相場は左の如し

木綿縮（横濱相場）

	三十四年上半期	三十四年下半期
二尺巾縞上一反	三,四五〇円	三,三八〇円
白上	三,四〇〇	三,三二〇
尺三巾縞上	一,三九〇	一,三三〇
白上	一,三六〇	一,三二〇

絨織（大阪相場）

	三十三年	三十二年
天滿織物會社製六碼巾二尺一反	〇,九五〇円	〇,八〇〇円
大阪附近製	〇,八〇〇	〇,七〇〇

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	七二,〇七〇段	七三,〇六九円	二一五,七二一段	一八九,七五二円
明治三十一年	三三,五八六	三八,〇四三	二〇六,一四四	一八九,五七五
明治三十二年	三七,〇四五	四六,五二一	二七一,八三六	二四七,六七〇
明治三十三年	五九,七六五	六一,三〇七	二四一,四一七	二一四,一七八
明治三十四年	四四,四四七	五二,六六五	二八七,七〇七	三三二,八九三

◎瓦斯糸織（東洋絲布）

本品も亦婦女小兒の衣服用にして縞柄に由りては亦蒲團表地若は男子の褌子等

に用ゆ

本品は主として愛知、岐阜兩縣の製出に係り其輸出最も多きを羽二重織とす地合は總て縞物にして堅縞最も多く格子縞は成るへく正方形を好み長方形は之を忌むの風あり色は紫に富みたるものを好み又青、萠黄等の縞を需用多しと云ふ其一段の寸尺は本邦に於けるものと大差なし

本品の缺點は染色の褪め易きこと、縞柄複雜にして數種の色を交へ遠見朦朧として鮮明ならさること、地質薄弱なること等にして尚ほ寸尺は左の如くせは銷路益廣かるへしと云ふ

婦女小兒衣服用としては

巾(裁尺)　一尺二寸　長三丈二尺

男子用の下衣及褌子用としては

巾(裁尺)　一尺二寸とすれは　長三丈

二尺三寸とすれは　一丈五尺

褥被表地としては

巾(裁尺)　一尺二寸　　長三丈二尺

(玆に所謂裁尺一尺は凡我鯨尺九寸に當る)

明治三十三年中に於ける本品の相場は左の如し

	三十三年上半季	三十三年下半季		三十三年上半期	三十三年下半期
天印	一、三〇〇円	一、三〇〇円	梅印	六八〇円	六五〇円
美印	一、二〇〇	一、一二〇	花印	六〇〇	六〇〇
人印	八五〇	八〇〇			

○本邦より支那への輸出額

明治三十年	二一一、七九六段	二〇九、五六五圓	明治三十三年	一八七、〇三二段	一七九、七四一円
明治三十一年	一五二、二六七	一五六、九〇九	明治三十四年	九八、五一〇	九六、七四六
明治三十二年	二四〇、〇九一	二三六、二二一			

◎手拭地

本品は從來大抵居留本邦人の使用に供するに過ぎざりしか其價格低廉にして染模樣新奇なる爲め中部支那、南部支那等の各開港地に於ては清人の之を用ゐるもの漸く增加し來れり而して其染模樣は花鳥等に限り文字を染出したるものは清人向としては甚た面白からす(是亦文字を敬することと切なるか爲か)近年獨逸より

綿手巾(ハンカチーフ)の輪廓に唐草模様を染出したるものを盛に輸入せり若我邦に於て之を摸造せは相應の見込あるへしとなり

手拭地の寸尺は本邦普通のものに等しく十筋(即一反)聯續したるもの多し

本品の織造地は主に名古屋にして大阪に於て之を染上け一箱四十反入として大阪神戸兩港より之を輸出す

○輸出額

	支那へ		香港へ	
	反	円	反	円
明治三十年	四、三五八	一、三六一	二〇八、五一二	六一、八五九
明治三十一年	二、五九八	八六六	二七六、八一五	八二、五〇八
明治三十二年	四、三三八	一、三〇一	二九二、九四二	八六、四七九
明治三十三年	一九、一八四	七、四六九	二八六、三四一	八三、二〇〇
明治三十四年	一、一一五	三七二	四七四、三七五	一七七、四一三

◎白木綿

白木綿の輸出先は從來朝鮮のみに限られたりしか近年之を清國に輸出し始めしに頗る支那人の嗜好に投し前途益有望なりと云ふ元來清國に於ては白木綿は之

を藍無地、黒無地、鼠無地に染め又は形附となし衣服、蒲團其他に使用し其需用の廣大なる綿布中他に其比を見さる所なり而して彼邦の製品は其性質組織我小巾木綿と同しきも彼は太物にして品質劣り我は細物にして品質優るのみならす價格も亦低廉なるを以て其需用年を逐ふて増進するは明にして將來我輸出綿布中の首要部分を占むるに至るへきや期して待つへきなり

該品は我國產輸出數量中十分の七は尾州產にして價格は通常尾州產尺一物一疋一圓五十錢河內厚物同一圓五六錢より八九錢位なり

○本邦より支那への輸出額

年	數量	價格
明治三十二年	一二、六一六反	一〇、五八九円
明治三十三年	六九、三四五	三八、二四一
明治三十四年	一六、三〇六反	六、八一七円

◎支那服寸法

左に支那人の衣服地及蒲團地寸法を掲け以て支那向綿布の寸尺の標準を定むる參考に資す

淸人常用の服裝は大別して緊身兒(肌衣)布衫兒(下衣)大衫兒(長衣)砍肩兒(袖なし又背

心と云ふ)馬褂兒(羽織)褲子(ズボン)の六種となすことを得へく而して春秋、夏、冬の三期に用ゐる衣裳は概ね左の數を超えす

夏用　緊身兒(汗衫)　小布衫兒(中襦袢)　大衫兒(單物)　單褲(單のズボン下)　套褲(上掛ズボン)　單砍肩兒　單馬褂兒(單羽織)

春秋用　緊身兒　夾襖(袷中衣)　夾大襖(袷)　夾褲　夾套褲　夾砍肩兒　夾馬褂

冬用　緊身兒　綿襖(綿入中衣)　綿袍子(綿入長衣)　綿褲　綿套褲　綿砍肩兒　綿馬褂

以上各種の衣服を作るに要する布疋の長さは勿論其布面の寛狹、人身の長短等に依り各異なりと雖とも通常男女の衣服として最も適當なる巾を有する布疋に付其長さを示せは左の如し

	花旗布(巾二尺四寸)		大尺布(巾七寸)	
	男子用	女子用	男子用	女子用
緊身兒(裁尺)	六尺	六尺	六尺	六尺
布衫兒	八	八	八	八
襖	九	一	九	一〇

大衫兒	一六	一四	一六	一四
褌子	六	六	六	六
套褌	四	三	四	三
馬褂子對衿	九	九	九	九
同大衿	二	二	二	二
砍肩兒	四半	五	四半	五
大同	｜	九	｜	九

以上は凡て表地のみに要するものなれは若し袷又は綿入なりとせは之と同様なる裏地を要するは勿論なり

蒲團

褥　巾一尺四寸　長五尺五寸　被　巾三尺六寸餘　長　六尺　されは被面料巾一尺二寸長五尺を三巾即ち十五尺と被當頭三尺六寸被封子（蒲團の掛け襟）二尺四寸合計二丈一尺を要し褥面料として巾一尺二寸長五尺五寸を二巾即ち一丈一尺を費し總計蒲團一組に付裁布巾一尺二寸にて長さ三丈二尺を要するなり（裁尺一尺は我鯨尺約九寸に當る）

（七）鐵道枕木

清國に於て目下敷設中の鐵道は關外鐵道、山東鐵道、京漢鐵道の三鐵道にして粤漢鐵道も亦既に測量を了り近々起工せられんとすと傳ふ而して京漢鐵道は全長約八百哩の内二百六十哩は既に開通したれは是より敷設せらるへき線路は約五百三十哩にして又粤漢鐵道は支線を合せて約九百哩なりと言へは此二鐵道のみにても既に千四百三十哩の長きに達すへし或說に依れは清國に於て近き將來に敷設の計畫ある鐵道線路は合計約五千哩に達し之に要する枕木は無慮一千六百萬挺に及ふへしと云ふされは我邦の如き此用材に富み且運送の便を有する國に於ては最も之か供給者たるに適せるに拘らす從來三井物產會社を除くの外皆本邦在留外人の手を經て輸出するに過きされは前途此の如き有望なる輸出品に對しても十分の收利を見ること能はさるは甚た遺憾とする所にして今後の輸出は當業者に最も重大なる利害の關係を及ほすものなれは之を營む者は十分の計畫を以て之に從ひ互に相協力して直接に之を供給するの方法を講すること最も肝要

なるへし

從來輸出する鐵道枕木は重に北海道産に係り其仕向先は北淸地方を主とすれとも京漢鐵道の漢口を起點とする線路の如き亦三井物産會社の輸入に係る本邦産枕木を使用し居り現に本年五月までに漢口に輸送せし數は既に五萬挺に達せりと云ふ

北海道産鐵道枕木の種類は梻(やちだも又鹽地と云ふ)桂(かつら)栓(せん)檗木(きはだ)楢(なら)赤楡(あかだも)等なれとも其輸出最も多きは梻、桂の二種なりと云ふ

尚ほ鐵道枕木に關しては神戸稅關囑託員宮崎駿兒氏の報告書(明治三十五年二月上海發)中參考とすへきもの多し仍て左に之を抄錄す

本月初一日附の英字新聞に據れば漢口廣東間の鐵道工事も最早其測量を結了せしとの次第なれば支那向枕木の輸出事業は此後とても隨分有望のことならんとす然れども此の枕木輸出事業に付ては近來西洋商又は支那商が直接の買込み者にして日本商人は單に其下受をなすに止まる姿なりき故に該事業に關する正當の利益は西洋商支那商の掌中に歸して日本商民は彼等より當飼ひ扶持の些利を受けつゝあるに過ぎす之に加ふるに一朝北海道の枕木産地にて日本商民か其下受け價格に付低廉の競爭でも

行ひたる場合には随分各自の損失をも顧みず單に現金の渇望より外國商人に向て棄て賣りをなすこと往々にして止まざるか如し實に歎息の至なり是迄支那に輸出したる日本枕木の沿革をば茲に三期に區分して其概略の實況を説明せんに左の如し

清曆光緒十三年即ち明治廿年の春北京政府は故李中堂の熱心なる建議に基き遙々ながらも先づ天津より山海關に至るの間鐵道布設の事を裁許したり此際第一着手に本邦産の枕木を支那に輸出せんと企てたる日本商人は三井物産會社にして當初に二萬五千本の注文を引受け我が東北地方に産せる檜木材を以て賣込みたり此價格は塘沽陸揚げ渡しにて一本公平化寶銀の五匁六分即ち我八拾錢許を以てしたり其後明治二十一年の夏大倉組よりも同事業を試んとて天津に支店を開設し專ら枕木の賣込方に從事す此際は米國の商人旗昌洋行よりも頻りに「オレゴン」松の枕木を其本國より輸出せんと努め百方盡力せしが其價格日本枕木に比し不廉なると傍ら三井物産及び大倉組の競賣勢力の強きが爲め旗昌洋行は其企望を果さずして手を引きたり大倉組よりは此時栗材の枕木を供給する目的にして三井物產の檜木材より其價格二割も低廉に賣込みの契約をなせしを以て一時大倉組は支那向き枕木の專賣權を獨占したるの姿なりき然れども海外に我枕木を販賣する如き事業には當時三井物産も亦大倉組も更に經驗のなき所より自然其引受け價格の低廉に過ぎ得失相償はさりし爲めか大倉組より賣込みたる枕木の如きは注文の寸法に合格せざるのみならず其形狀蒲鉾の如きもの或は碎裂して使用に適せざるもの等多々之れあり爲めに支那鐵道局に於ては頗

る苦情を附し事甚だ面倒に至りしことありしが此際北京政府の或部内より鐵道布設は國防上大害を招くとの説頗る勢力を有し俄かに其工事を停止する騒ぎに遭遇したるを以て幸ひにも右の苦情は立ち消へとなりて無事に落着せり之れを支那向き輸出枕木の第一期とす

清曆光緒十七年即ち明治二十四年の冬支那政府は再び津關間の鐵道工事に着手することゝなりて枕木買上げ入札の件を世間に廣告したり此時日本の商人某氏北海道産のたもつ及びかつら等の枕木を以て支那に供給せんと圖り天津に赴きて其入札を試みしに幸に落札して五萬本賣込の契約を取結びたり此時支那政府にては山海關より更に又吉林に其鐵道を延長するの議を裁許したるを以て枕木賣込みの競爭者四方に現出し米商は又「オレゴン」松の効能を説て賣込まんと欲し露商は浦鹽地方の松材を輸入せんと企て支那商は山西地方に枕木を造りて之を供給せんと要し一時は種々の商人より種々の枕木を賣込みたれども日本商人としては某氏の外此際誰れも枕木の賣込みを試むるものなかりき

當時の入札及び賣込み價格

米國「オレゴン」松枕木	塘沽陸揚渡	一本	公平化寶銀一兩四匁
日本北海道産枕木	同 上	同	同 七匁
浦鹽産枕木	同 上	同	同 六匁八
支那産枕木	同 上	同	同 六匁二

但し當時公平化寶銀の相場一兩は我一圓四十三錢內外さす

大約右の如き入札價格にして米國產「オレゴン」松は其價高きに過ぐる處より遂に又注文を受くる機に至らざりしも日本北海道の枕木は此後に至りても一本兩銀七匁の價を維持し以て續々其注文を引受常に浦鹽產の枕木さ頡頏の姿なりしが明治二十六年の夏露國政府は自國鐵道の用材を保護するため浦鹽地方山林の伐採を禁ず而して又支那產枕木は其種類一樣ならざるが上に其質頗る劣等にして枕木の使用に適せざるとの說鐵道技師の間に起り茲に至り北海道產の枕木は支那鐵道局に對し殆んど獨り舞臺の特權を有し明治二十七年の夏即ち日清交戰の際まで輸入し來れり之を以て支那向き輸出枕木の第二期とす

日清戰爭平定後明治二十九年に至り各國相競ふて支那政府に對し鐵道の布設權を掌握したるを以て鐵道布設の里程俄かに延長し隨て枕木の需要も益々多きに至るを以て此供給に向て競爭するもの頓に其數を增加し明治三十一年に至ては日本商民にして枕木の競賣に從事し天津に在留せるもの十有餘人の多きに及びたり然れども此競賣者の中十中の八九否十中の十ながら西洋及び支那枕木賣込み商人の下受けをなすに止まるのみにして鐵道局に對し直接の賣買契約をなさんと試るもの三井物產會社を除けば殆んど他になきが如き姿にして北清事變の際まで經過せり之を支那向き輸出枕木の第三期とす

支那向き輸出枕木の沿革を區分すれば大畧以上に說明せし通りなり偖て是より來ら

んとするものは第四期にして此期に於ては我當業者宜しく是迄の沿革を顧み將來最も沈重に其態度を取り以て斯業に從事せんことを余は切に希望するものなり茲に其支那向き枕木の相場を假定せんに塘沽の陸上げ渡しにて一本の價少くも我金貨一圓五十錢の資格は充分に保持し得るものとす偖て其然る所以を說明せんに是より支那が數千里の長里程に需要する鐵道枕木は何處より其供給を仰ぐべきものとするや支那內地には固より之を供給すべきの山林なし浦鹽の松材を以てせんか露國政府は其伐採を禁し居れり米國産「オレゴン」松は其供給力には充分なりと雖も一本の價格我二圓以上の高價に當れば到底之を使用せんとするも鐵道經濟の許さゞる處獨り其木質の點に至ても枕木に適し又其價格の點に於ても米國「オレゴン」松の價格より二割乃至二割五分を減少したる處を常に定價とすれば當今の場合我枕木と競賣を爭ふものとてはなく頗る安全にして且つ其價格も右の如くなれば中庸の度にして造材の費用も充分なるを以て自然と粗造に流るゝの憂なく而して支那使用の枕木に付ては實に我枕木が其供給權を專有するものとす現時米國の「オレゴン」松の價格枕木一本に付我二圓より下ることなきを以て余は本邦枕木の相場を一圓五十錢と假定したる譯なり若し我より支那に對し一本の枕木だも供給せぬと云ふに至らば支那は何を以て之に換ゆべきや蓋し「オレゴン」松に依るの外他に其途を得るや難しとす

最近四ヶ年間に本邦より支那に對し輸出したる枕木の價額は左の如し

○輸出額

明治三十一年	一七三、七二一円	明治三十三年	五三七、六六五円
明治三十二年	五五八、一六五	明治三十四年	四六五、八四〇

（八）マッチ軸木

本品の輸出は年を逐ふて益増加し來り明治二十九年には其輸出額僅に五萬八千八百十一圓に過きさりしか昨三十四年には既に十五萬七千六百三十六圓に達し二十六割餘の增額を示せり是れ清國に於ける燐寸製造業の漸く盛大となるに隨ひ益其需用を增加するに由るなり而して本品の仕向地は上海を以て主とし天津厦門香港等に向つても亦多少の輸出あり

從來輸出したる軸木は一本半軸と稱し黃燐「マッチ」の製造に供するものと二本軸と稱し安全「マッチ」の製造に供するものとの二種なりしか四五年前相軸と稱するものを輸出し始めしより二本軸は漸次其迹を絶ち今は全く一本半軸と相軸との二種となれり是蓋二本軸は長三寸四分にして二百把を以て一俵とし相軸は長二寸九分にして二百二十五把を以て一俵とすれとも其運賃は殆んど同一なるか故

なるへし而して相軸と一本半軸との輸出の割合は相軸最も多く殆んと輸出總額の七八分を占むと云ふ

本品は皆檜材を用て原料とす之か主産地は神戸にして同地には五ヶ所の製造所あり一日二百俵を製し得へしと云ふ

明治三十三年に於ける本品の相場は左の如し

相軸	一千把	一三、〇〇〇円――一三、三〇〇円
一本半軸		一二、〇〇〇円――一二、三〇〇円

○本邦より支那への輸出額

年次	數量	價額
明治三十年	――斤	七四、六三一円
明治三十一年	五、六九三、三二一	一二九、二六六
明治三十二年	六、四二四、四九九	一四五、二九二
明治三十三年	六、〇三九、九六五斤	一三〇、八四四円
明治三十四年	七、〇五九、七九六	一五七、六三六

(九)　木材

本品の輸出は神戸及長崎よりするを多しとす

神戸より輸出する木材は杉板多く長崎よりするものは松板多し叉神戸港より輸出する杉板は天津向と上海向とに由りて概ね其厚さを異にす即ち天津向は厚さ一寸長二間のもの）にして上海向は厚さ四分、五分及六分を多しとし而して四分五

分は十分の八を占め六分は十分の二に過きすと云ふ

支那は元來木材に缺乏せる國にして殊に北淸地方を最も然りとす該地方に產する木材は僅に楊(本邦にてドロと稱するもの)柳、楡、槐の數種に過きすして而も是等は全く田野、陵墓等の地に點在せるものを伐採し來るものにして初めより木材として植林したるものにあらさるか故に概して良材に乏しく殊に其木質建築用に適せさるを以て多くは車輛、農具若は下等家屋の柱梁等に用ゐるに過きす其用途自ら廣からさるに其產出尙且多からす隨て一般家屋橋梁の建築より家具等の細工に至るまで之か材料は總て福州及鴨綠江一帶の地並外國よりの輸入を仰けり今其種類を大別すれは左の如し

福州產　樫木、樟木

滿洲鴨綠江附近產　黃花松、紅松、椵木、楸木、山楡、楚楡

外國產　オレゴンパイン、松、杉、檀香木、楚木、チーク

上海の如きは其附近に寧波、溫州及福州等の木材輸出地を控ふれとも此等各地の輸入のみにては其需用の三分一をも充たす能はす尙ほ他に外國產を輸入すと云

ふ今同港に出入する內地產及外國產木材の種類を擧くれは左の如し

オレゴンパイン、松木、杉木、桱木、チーク、紫檀、紅木、花梨、楊木、柳木、槐木、柏木、樟木、楸木

今上海輸入諸材に就き其木質及用途を示せは左の如し

「オレゴンパイン」は北米の產なり此材木は重に角材にして小は巾五六寸厚三四寸長二十尺より二十五六尺に至り大は巾一二尺厚五六寸より七八寸長二十五六尺以上四十尺位のものありて一定せず輸入材木中最も多額を占むるものにして上等家屋の建築中床板、窓框、窓戶、房扉等各所の部分に使用し又匣子、卓子等を製するに用ゆ北淸地方に輸入するものには頗る巨大の角材多く上海地方に輸入するものは角材よりは引割りもの多し松材は本邦長崎神戶又は寧波溫州より出す本邦より輸入するものは巾六七寸より一尺內外厚挽き揚り六七分長六尺四寸又寧波溫州より來るものは其巾其厚稍日本產に等しきも其長は六尺七八寸より七尺以上のものあり其木質頗る下等にして評するに足るものなし皆下等普請の西洋家屋の床板及支那家屋の建築用に使用し又下等に屬する雜作器具を製するに用ゆ杉木は重に日本より輸入す板類細丸太の類にして其質善良なるもの少し松木より價格稍高きを以て需用多からず桱木は福建省內の特產にして福州より出す其質本邦產の杉に似て杉よりも甚だ硬く木理糸の如く膚に淺紅色を帶びて頗る美觀なり其葉は羅漢松に同くして稍大なり此木は都て丸太の儘にて輸入す小なるものは建築用の柱、電信杭、支那船の帆柱、大なるものは柩用の造材

とす「チーク」は暹羅より輸入す支那向「チーク」と稱し劣等のもの多し造船材として使用し亦什器の製造に用ゐることあり紫檀、紅木、花梨はボルネオ島より輸入す椅子、卓子、茶棚等上等の器具を製するに使用す紫檀は近來其品の稀有なるのみならず其價非常に不廉なるを以て普通紅木を以て代用す現に紫檀と稱し日本へ輸入せるものは凡て紅木なりと云ふ

楊木、柳木、槐木、此等の材木は内地各地に産す楊木は多く轎子の棒杵を作り柳木は椅子、机の製造に使用し槐木は輪車を造るに用ゆ柏木は支那全國一般に珍重するものにて木邦産檜木の一種に屬し木質稍硬く山東省内に産するものを北柏といひ四川省内に産するものを川柏といふ其の香氣檜木よりも高く且容易に腐敗することなしと云ふを以て專ら柩材として使用す然れども價格非常に不廉なる爲め貴族紳士にあらざれば使用する能はず故李中堂の柩木其價三百兩なりしは即ち此柏木の製造に係るを以てなり樟木は臺灣及福州より來る亦日本其他より來るものあり椅子、卓子、衣裳行李等を製するに使用す楠木は湖南地方及盛京省に産す我汐地に似て木理稍細かに其量我汐地よりも輕く又我澤胡桃に似たる所あるも其色淺黑し是亦椅子、卓子、衣裳匣等の製造に使用す

上海輸入材木中現時其半數以上を占むるものは「チレゴンパイン」にして其造材には種々ありて支那人の使用上頗る便なり且四方鋸にて挽き立てたるものなれば一見甚だ美にして且使用上無駄木を出す憂なし然るに日本より輸入の材木は角材には斧の痕

又は鳶口の孔ありて角材の如き四方凡一寸位は之を用ゐるを得さるのみならず其四方を挽き落すに相應の手數を要するを以て日本材の角物は其價比較的に低廉なり故に多くは板として輸入するを常とす

福州産柏木の輸入は年一年に其額を増加せり是柩材として使用せらるゝもの多きか爲なり凡支那人か年々柩材に消費する金額は實に巨額に上り上等の柩に在りては價格に際限なく樫木製の下等品に至ても尚ほ十兩を下ることなし元來支那人は非常に屍體を尊重し赤貧者と雖も必世間普通の柩に納め其柩を購ふの資力なきものは之を町內に募集し町內貧なるときは隣村に募集す支那人の迷信として萬一屍體を粗末に取扱ふことあらば必死靈の祟りありとし柩材購入費の如き皆競ふてその募集に應するの奇習あり柩材中最も使用の多きものは樫木製にして一個十兩以上十二三兩の安物なりとす

本年一月頃に於ける上海諸材木相場の槪略を示せは左の如し

オレゴンパイン	尺四方厚一吋	四分八厘乃至五分
松板	寛一尺厚六寸長六尺—七尺	一兩六匁乃至八匁
樫木	長一丈四尺末口七—九寸	毎本三兩四匁—五匁
同	長一丈六尺末口八寸—一尺	同五兩六匁—七匁
同	長一丈二尺末口四寸—五寸	同八匁五分—六分
同	長六丈七尺末口一尺五寸	同二十四五兩

同	長三丈七尺末口六—七寸	同二兩四五匁
チーク	尺立方	一兩六匁より二兩五匁
柏木	長八尺寬厚五寸	四兩—六兩二三匁
紅木	百斤	三兩六匁
花梨	百斤	一兩五匁
樟木	百斤	二兩—二兩八匁
楸木	長七十寸寬厚五寸	一兩—一兩二匁

右は上海銀の計算

最近四ヶ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

○輸出額

明治三十一年	一〇九、九七五円	明治三十三年	三五七、七八八円
明治三十二年	二七三、六一〇	明治三十四年	四三一、八七八

(十) 麥酒

本品の清國に對する輸出額は(樽入を除く)明治卅二年までは八十萬七百六十一圓に過ぎざりしが三十三年に至り俄然四十七萬二千六百五十一圓に上り昨三十四年には更に上りて七十七萬四千七百三圓の巨額に達せり是主として北清事變の

爲め各國より派遣せられたる軍隊其他の需用に應せんか爲め多量の輸出をなしたるに由るものにして本品の同國に消費せらるゝものは其大半は本邦よりの輸出品に係り其種類は惠比須、朝日、麒麟、東京等最も多しと云ふ

然れども本品の三十三、三十四兩年に於ける輸出の增加は前述の原因に出つるものなるを以て今後の輸出額は一時之より遙に減するやも計り難しと雖も尙ほ有望なる輸出品たるを失はざるなり

最近五ヶ年間に於ける支那に對する本品の輸出額は左の如し

○輸出額

年	數量	價額
明治三十年	一四、九九六打	二三、三〇七円
明治三十一年	四三、八三八	九〇、六七三
明治三十二年	四九、二四九	一〇〇、七六一
明治三十三年	二〇九、九八八打	四七二、六五一円
明治三十四年	三三四、七五六	七七四、七〇三

(十二) 寒天 〔洋菜〕

本品は清國に於ては主として食料に供するものなれども亦製紙業者織絹業者等に於て之を糊に使用することあり此糊は之を支那燈籠の紙に塗るときは乾くに

從つて稍々透明となり且能く蠹害を防くと云ふ本品は食料として燕窩と類似する所あるを以て一般に需用甚た多し

輸出寒天に角寒天、細寒天の二種あり細寒天は重に大坂、兵庫地方に於て製造せられ坂神兩港より輸出するものにして角寒天は專ら信州に產し橫濱港より輸出するものとす

本品の原料たる天草は伊豆、紀伊、安房、上總、北海道等の各地に產するものなれとも近年殆んと之を採集し盡し年々產額減少し臺灣朝鮮等の產を輸入し之を補ふの有樣なるを以て勢ひ需用供給の不權衡を來し其結果價格の昂騰を促し製品亦隨て年々騰貴の傾あり即ち左の如し

	三十年	三十一年	三十二年	三十三年
寒天 一貫目	三九錢—四〇錢	四五錢—六二錢	五三錢—五四錢	七二錢—七三錢

支那に對する本品の輸出額は左の如し

○輸出額

	斤	円
明治三十年	四九二、〇五七	二四、二九一
明治三十一年	四八〇、二七六	二三六、五五九

明治三十二年	五三一、七六九斤	二八八、八九六圓
明治三十三年	五七九、六八〇	三九五、二四四
明治三十四年	八三三、二四二斤	六七二、〇一三円

(十一) 洋傘

支那に輸入する洋傘は二三十年前までは悉く歐洲製に係り價格も亦高貴なりしを以て之か需用者も殆んと歐米人のみにして支那人の之を用ゐる者甚た稀なりしか十數年前より支那人も漸く其便利を覺り需用擴まらんとするの傾ありしも歐洲製は其最下等品にても尚一本二圓以上の高價にして一般の需用を滿足せしむること能はさりしか恰も其製造巧にして價格低廉なる本邦製の輸入あり下等一本五六十錢より上等二圓内外にて購求し得るに至りたるを以て其需用頓に增加し今や到る處之か輸入を見さるなきに至り殊に上海の如きは十中八九人まては支那固有の雨傘を廢し代ふるに本邦製洋傘を以てするの有樣なりと云ふ今明治三十一、三十二兩年中の輸入額を日本製と西洋製とに區別すれは左の如し

	三十一年		三十二年	
西洋製	九三、二五七個	八三、一〇五兩	一二八、九五四個	九五、〇一五兩

日本製	五四四、六九一	一九七、一六七	六一三、七四六	二六二、四四七

是に依りて見れは本邦製は他の外國製よりも三十一年に於ては十一萬四千六十二兩三十二年に於ては十二萬千二百三十二兩の多額を輸入せり而して本品の如きは上下の別なく之を使用するものなるを以て內地交通の便開くるに隨ひ其需用益增加するに至るへきは明にして今後我輸出額の增加は實に計るへからさるものあり對淸貿易品中最も有望なるものゝ一に在りと謂ふへきなり

支那に輸出する洋傘の種類は綿繻子張、瓦斯綾張、金巾張、綾木綿張、絹張等にして就中綿繻子張、瓦斯綾張最も多く絹張は尙ほ至つて僅少なりと云ふ

本品の輸出港は重に神戸、横濱の二港にして其神戸より輸出するものは大坂製にして横濱より輸出するものは東京横濱兩地の製に係ると云ふ今昨三十四年上半季中に於ける本品の相場を示せは左の如し

	一月より三月	四月より六月
淸國向木綿張上等品　一打	一一円〇〇〇	一三円八〇〇
同　下等品	四、八〇〇	五、〇〇〇

○輸出額

最近五ヶ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

年次	個	円
明治三十年	九三一、三四〇個	三一五、六四一円
明治三十一年	一、〇四二、八四三	三五八、七五二
明治三十二年	一、三三〇、四〇一	四七九、四一八
明治三十三年	一、一四八、七一五個	四五〇、七四一円
明治三十四年	一、三一六、四四三	五三七、〇〇〇

（十三）銅

支那に於ては礦山は多く國有に屬し近年に至り外國人等之か開掘の權利を得たるもの亦尠からすと雖も從來政府獨其利を取り民人の開掘を許さゝるを例とせり故に銅の如きも唯官鑛あり之を商人に賣るのみ然るに官吏其私を擅にするより年々本邦其他諸外國より輸入するもの甚た多く稅關報告に依れは最近三年間に於ける輸入總額は即ち左の如し

支那に於ける銅輸入額

	生銅	「竿、棒、葉、釘」銅	銅線	合計
明治三十二年	五五九、七五八兩	一二一、八九〇兩	一三、一〇六兩	六八四、七五四兩

明治三十三年	五二七、五三一	一六八、二八三	三三、八四七	七二九、六六一
明治三十四年	三〇九、四三四	四六、六四五	二三、四九六	三七九、五七五

支那人は銅を冷、熱二種に別ち熱銅を冷性と曰ひ生銅を熱性と曰ふ而して支那人は銅器を嗜むこと殊に甚しけれは銅の需用は一般に頗る多しと云ふ
銅線の輸入は比較上尚ほ少しと雖も将来電話線の架設等漸次増加するに至らは其輸入額も亦随て益増進するに至るへし
最近五ヶ年間に本邦より支那に向つて輸出したる数量價額は左の如し

○輸出額

	荒銅及熟銅	薄板銅	銅線	計
明治三十年	—円	—円	一八、五二四円	—円
明治三十一年	—	—	二一、三八一	—
明治三十二年	四三〇、四二一	九五、九四七	一四、一四一	五四〇、五〇九
明治三十三年	二九三、五〇七	一一三、二五五	二八、九〇六	四三五、六六八
明治三十四年	三八一、一五八	八六、三〇四	二九、八五一	四九七、三一三

(十四) 海參、鯣、鰕、鱶鰭、鮑

◎海參

凡そ支那人の情慾に惑ふの甚しきや只管珍饌異食を調理し以て補腎壯陽の藥と爲さんとす彼有名なる燕窩羹の如きは印度群島中の一二島中に在る峭壁巖洞中より捜索し來りし海燕の巢を以て製するものにして其之を上等料理として尙ふ所以のものは腎藥たるを信するに由るなり海參の如き鱶鰭の如き亦一種補益の性を具ふるものとして到處之を珍重し之を健啖する者甚た多し

海參即ち煎海鼠に有刺海參無刺海參の二あり又黑、白の二種に區別す沖繩、鹿兒島の兩縣に產するものは無刺海參に屬し北海道、三陸等各地に產するものは皆有刺海參に屬す又本品は其品質の良否形狀の大小等に由り十番より一番までの等級を立て以て貿易上の稱呼と爲せり即ち十番は肉刺整列して且其尖端銳き上等品にして重に北海道產之に屬し亦他地方產と雖も品質佳良にして北海道產に類するものは皆之に屬す九番は主として津輕、南部等の產に係り形大にして肉刺ある佳品を以て之に充て八番は產地の如何肉刺の有無に拘はらす專ら形の大なるものの之に屬し七番は產地の如何を問はす形中等にして肉刺あるもの及形小なるも

肉刺高き佳品之に屬す六番より一番に至るの五種は專ら形の大小に依りて之を區別し其最大なるものを六番とし順次下りて一番に至る一番は各地產品中至つて小にして一個の重量凡一分四五厘位なるものなり而して以上十種の外尙ほ番外なるものありて損傷品、僞貨品(腹中に砂あるもの)又は形狀品質共に劣等にして番立に入るへからさるものを以て之に充つと云ふ

海參は支那に於ては一味にて之を調理し或は他菜と混調して之を食す無刺海參は多く南洋產及琉球產等を稱揚し就中琉球產無刺海參の如きは無上の貴品として之を尊重し有刺海參は本邦內地產を以て最良とし概して其肉刺銳くして且叢生し其色澤眞黑にして肉の肥厚なるものを尙ふと云ふ而して九番は直隷省、山西省、江蘇省、山東省の地方に於て之を嗜好し十番は直隷省、四川省、江西省、山西省等に於て之を賞美し其他八番より五番に至るまては各省一般に之を需用すと云ふ

本品の漁期は大抵八月初旬より始まり漁獲後一ヶ月以內に之を製造し得るか故に今年漁獲したるものは大概其歲の內に輸出港に出すを常とす但寒子と稱するものは寒中に漁獲するものなるを以て翌年春に至らされは之を市場に出す能は

すと云ふ

本品の需用地は有刺參は重に上海以北とし無刺參は長江以南及香港等なりとす」

本品の輸出港は横濱、長崎、函館、神戸、大坂等にして就中横濱長崎を以て最も多しとす而して横濱より出つるものは主として北海道及三陸地方の產にして其割合は北海道九分三陸一分を占め長崎より出つるものは多くは朝鮮產にして九州產は却て僅少なりと云ふ

昨三十四年中横濱港に於ける本品の相場は左の如し

百斤	三十四年上半季	三十四年下半季
小樽上	六三、八七五圓	五八、九五八圓
同次	五二、七九二	四七、三七五
三陸上	—	三六、二五〇

百斤	三十四年上半季	三十四年下半季
三陸次	—圓	二七、一〇〇圓
積丹大	六一、五八三	—
積丹中	四九、三七五	—

最近五ヶ年間に於ける本邦より清國への輸出額は左は如し

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	七二八、七九三斤	二七一、二〇三圓	七〇、六二四斤	二五、二二八圓

年			
明治三十一年	七二三、[illegible]九	[illegible]七四、[illegible]九六	四七、一[illegible]九
明治三十二年	八六三、〇九一	三三三、八三二	八二、三九三
明治三十三年	六〇三、三〇三	二五五、五〇九	六四、一八五
明治三十四年	九二一、七四九	四〇三、七九一	七五、五七〇

一六、六九四
二八、五六四
二三、五八六
二八、六九三

◎鯣(魷魚)

本品には一番二番の稱あり一番鯣は劍先烏賊の製品にして「ぶと」鯣(葡萄魷)及笹鯣之に屬し對馬、壹岐、肥前、筑前、肥後、薩摩、長門、石見等の諸國に產し就中肥前五島及對馬の產其名最も高し二番魷は眞柔魚(マイカ)、飛柔魚(トビイカ)を乾製したるものにして春夏漁獲のものは其形體狹小にして秋候より初冬に至る間のものは稍長大なり全國到る處として殆んと之を產せさるの地なく就中北海道、三陸、兩羽、越前、佐渡、越中、加賀、能登、若狹、因幡、丹波、但馬、阿波、土佐、伯耆、石見、出雲、日向、紀伊、伊豫、隱岐、肥後、薩摩、肥前、壹岐、對馬、長門、琉球等は輸出向の產地として著名なり

仕向先は香港を最とし上海之に次く然れとも之か需用者は均しく清人にして其新嘉坡に仕向くるものも亦同地在留淸人の需用に供し又香港に仕向くるものは更に廣東、厦門、福州、臺灣等に分輸するものの大部分を占むと云ふ

香港は一番鯣、二番鯣共に需用ありと雖も上海は專ら一番のみを使用す而して同しく二番なりと謂ふも亦其産地に依り販路に廣狭あり即ち北海道産は上海、香港兩地に仕向け兩地より再び廣東、福州、汕頭、厦門等に分輸するを以て其販路廣大なりと雖も三陸産は專ら香港に輸入し同港より更に厦門、臺灣二地に分輸するに止まり其銷路前者に比し甚た狭小なりとす隨て假令品質同等なるものにても北海道産は三陸産に比すれば常に二十錢方高く賣行くと云ふ

支那人は貴賤を論せす大に之を嗜好し殊に本品は鮑と同しく中等以下に需用多きを以て若其價廉なるに於ては本邦の鰹節に於けるか如く一般に需用せらるゝに至るへしと云ふ

本品は支那に於ては寧波、廣東等に夥しく之か産出あり（寧波産を明鯆と云ひ廣東産を廣東魷と云ふ）と雖も其外國より輸入するものは唯本邦品のみなりと云ふ本品の輸出港は重に横濱、神戸、長崎、函館の四港にして其輸出額は長崎第一位に居り神戸、横濱は互に相下らさるの勢あるも函館は年々最下位に在り

今大坂港に於ける明治三十四年一月より四月までの本品百斤に對する相場を示

せは左の如し

	一月	二月	三月	四月
長門一番烏賊中小	四一、〇〇〇圓	四二、〇〇〇圓	四〇、三三三圓	—
同　二番烏賊	二九、〇〇〇	三〇、一六七	—	—
隱岐二番烏賊甲大印	三四、〇〇〇	三四、八三三	三六、三三三	三二、三三三
伊豫一番烏賊大中小	四三、〇〇〇	四四、〇〇〇	四三、三三三	—
同　甲烏賊中形上	二五、〇〇〇	二五、五〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
對州一番烏賊	—	—	四三、〇〇〇	三七、〇〇〇
同　二番烏賊	—	—	三一、三三三	二六、六六七

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	一、一九九、六三五斤	二一一、九八八圓	五、八四八、〇九〇斤	一、一九三、一一九圓
明治三十一年	七九八、四一九	一四四、〇一五	五、〇三八、一七二	一、〇八六、二六八
明治三十二年	九一三、八四七	一七四、七三八	五、三八三、七〇〇	一、一六八、六六〇
明治三十三年	八〇九、四〇五	一九二、〇〇〇	四、三三三、七五〇	九五四、三五八
明治三十四年	一、七〇七、二九一	三四五、六五七	七、〇〇九、一二一	一、四七六、七二九

本品の輸出港は神戸、長崎、大坂の諸港にして就中神戸港は殆んと輸出總額の八九分を占む故に同港に於ける輸出の消長は常に全體の增減を左右せり

◎鰕（鰕米）

清國に於ける本品の用途は重に之を以て湯汁を作り或は蒸燒して膳羞に缺くへからさる必要品となすのみならす尙喫茶の際にも之を器に盛り點心に供するの風習あり故に善く其皮甲を剝き外觀美なるものを以て宜しとす同國に輸入する本品は本邦產の外尙南洋產、米國產の二種あり南洋產は南部地方に需用多く本邦產及米國產は何れも上海及長江一帶の地に銷售せらると云ふ

長崎より上海に輸送するものは小形のもの多く廣東に輸入するものは中形のもの多し是其價格小形は上海に輸入する方割好く中形は廣東に輸入する方割好きを以てなり總して日本產は皮の剝き方不完全なるを以て此點は特に改良を要すへしとなり

明治三十四年一月より四月まで本品の大坂港に於ける相場は左の如し

	一月	二月	三月	四月
乾鰕上 百斤	三二、〇〇〇	三三、六六七	三〇、〇〇〇	二七、〇〇〇

最近五ヶ年間に於て本邦より清國へ輸出したる本品の數量價額は左の如し

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	六八二、一七一斤	一〇一、一二〇圓	七〇七、九九一斤	一一四、一九七圓
明治三十一年	六六一、二八一	一〇九、三五〇	八九九、〇八五	一六〇、五七五
明治三十二年	六二五、八九四	一二三、九四八	六四七、八二〇	一二七、四二一
明治三十三年	四四四、二六三	九八、五七〇	六九四、〇二三	一三〇、八四〇
明治三十四年	五九二、三四八	一二九、八四五	一、〇七四、六五三	二〇六、九二〇

◎鱶　鰭（魚翅）

本品の重なる種類は白、吉切、鼠の三種なれとも白と吉切とは其産額至て僅少なるのみならす之か販路も亦狹く其市場に多數を占むるものは常に鼠の一品に限るの有樣なり

横濱港より輸出する本品の種類は前記三種の外青、尾長、小鱶等にして之か産地は

重に北海道、三陸、兩羽、房總、駿越等の地方とす然れとも品種の上より云へば吉切は三陸及千葉地方に產するもの多く北海道は僅少に白及鼠の二種は沿海各地に饒產せり又品位の上より言へは白を最良とし鼠之に次き吉切又之に次くの順序なり而して各品に付き其仕向先を區別すれは白は上海を主とし鼠は重に香港に輸送し上海に向つても亦多少の輸出あれとも吉切は專ら香港の一港に限れりと云ふ

本品の長崎港より輸出せらるゝものは長崎縣產三分朝鮮產二分五厘對州產二分鹿兒島、長門等產二分五厘の割合なり而して對州產は春季對州沖に於て漁獲する馬鹿鱶の鰭なりと云ふ

本品は總て背鰭一枚腋鰭二枚下尾一枚(上尾は筋糸なきか故に取らす)合せて四枚を具したるものを一組とし四つ揃と稱し之を具備するにあらされは賣品に適せすと云ふ

本品は皆清國に輸入したる後之を再製して羹汁に供するものにして魚翅湯は彼國上等料理として燕窩湯と共に甚た珍重せらる而して之を再製するには甚た手

數を要し其費用も亦比較的多額を要するを以て本邦に於ては之を行はすと云ふ」

從來清國に輸入する魚翅は本邦内地産の外尚ほ臺灣産印度産及呂宋産等あり而して是等各地の産品は其品位概して本邦産よりも優等にして殊に臺灣産最も良好なりと稱し大に清人の賞賛を得たり蓋内地産の臺灣産に及はさる所以は其製法粗雜にして且重量を増さんか爲め肉を附すること多く加ふるに乾燥十分ならさるを以て常に虫害の恐れあるに因ると云ふ又臺灣産は内地産に比すれは正味頗る多く毎斤二十目内外の差ありと言へは是亦其需用多き一因ならんか

今長崎港に於ける昨三十三年中の相場を示せは左の如し

品名	百斤	品名	百斤
白鱶	圓 五五、〇〇〇	ツマグロ	圓 四五、〇〇〇
カセ	三六、五〇〇	鼠	三三、〇〇〇
青ヤキ	三四、〇〇〇	ミヅ	三〇、〇〇〇
馬鹿	三一、〇〇〇		

最近五ヶ年間に於ける本品の輸出額は左の如し

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	三三一,四四九斤	九〇,〇六五圓	一一五,七三三斤	四〇,七九二圓
明治三十一年	二一八,八四四	八七,六六七	一三九,一七六	四四,九三六
明治三十二年	二六三,七〇〇	一〇二,七一八	一三六,九三三	四三,四一四
明治三十三年	一八七,五四二	七六,四九〇	一七三,八一四	五三,七七六
明治三十四年	二一〇,八四五	八八,三三八	一七六,六七五	五五,五六七

◎鮑（鮑魚）

鮑は大坂、兵庫、香川、岡山、廣島等瀬戸内海に瀕する諸縣及東京、沖繩を除くの外沿海の地概ね之を産せさるなしと雖も就中其産額最も多きを北海道、三陸、房總、志摩、佐渡對馬等とし又其形の大なるを以て名あるは安房、伊豆兩國の産なりとす

輸出品に明鮑、灰鮑の二種あり蓋其製法及色澤の異なるに依り此區別を設けたるものにして明鮑とは角腸を除去したるものを一たひ釜中に烹て乾製したるものを云ひ其色鮮明一見鼈甲の如く九州並千葉茨城等の産之に屬し灰鮑とは角腸を除去せすして一たひ釜中に烹て之を燻製したるものを云ひ内部に淡紅色を含み外部に青白色の黴を生し明鮑に比すれは概して小形にして北海道産、三陸産等之

に屬す但三陸產は之を明鮑、灰鮑何れにも製し得へしと雖も北海道產は所謂雄貝にして之を明鮑に製すること能はす又千葉茨城の產は重に雌貝なるを以て之を灰鮑に製すること能はすと云ふ明鮑は其價格灰鮑よりも高貴にして大抵百斤に付十圓內外の差異あれとも製造費多額を要し且貯藏三十日以上を超ゆるときは其品質却て灰鮑よりも劣等となるもの多し故に灰鮑を製する方反て利益ありと云ふ

橫濱港より輸出する鮑は重に北海道及三陸の產に係り千葉、茨城の產は尙ほ甚た僅少にして隨て其種類も亦灰鮑多くして明鮑少しと云ふ

淸國に於ける本品の產地は遼東半島にして其外國輸入品は重に日本、朝鮮及南洋の產に係り米國よりは少許の輸入あるに過きす其輸入地は重に上海及香港にして此兩港より更に他の諸港に轉輸せらるゝものとす而して上海に輸入するものは專ら明鮑にして香港には主として灰鮑を輸入すと云ふ又福建にては食用の外明鮑の上品を薄片に截り藥店に於て一匁二匁等の小賣を爲す是俗に豚肉半斤に鮑肉三合を混和し之を水にて煎し服用すれは眼病に特効ありと信するに由るな

り

明治三十四年中横濱港に於ける本品の相場は左の如し

明鮑 百斤	三十四年上半季	三十四年下半季		三十四年上半季	三十四年下半季
仙臺大	九四、〇〇〇圓	―	房州次	―	一一四、〇八三圓
同 中	七五、〇〇〇	―	三陸上	―	一〇二、二〇八
同 小	五九、〇〇〇	―	同 次	―	八九、五八三
房州上	―	一三〇、八三三			
灰鮑 百斤					
大粒上	―	九〇、四五八一	中粒中	―	六三、九五八

最近五ヶ年間に於ける本品の輸出額は左の如し

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	八七、九五六斤	三八、六四一圓	七八四、一八六斤	三三八、七四二圓
明治三十一年	八九、二九四	四〇、九七二	八六九、六〇七	三八六、八三三
明治三十二年	八六、五三五	四二、六二八	九七六、二九八	四五七、八五五
明治三十三年	四七、四六一	二一、二六〇	七七六、二二六	三八六、〇二六
明治三十四年	五三、六八三	三〇、五七七	七五七、七四六	四一八、一四一

(十五) 人參 (東洋參)

本品の仕向地は重に上海及香港の兩港にして雲州產は重に上海に會津、信州、日光米澤等の產品は多く香港に仕向くるものとす但會津、信州等の產と雖も其製法雲州產に擬したるものは亦之を香港に仕向くと云ふ此の如く產地に依り仕向地の異なる所以は一は上海に於ては產地に依り價格に高下を附するの習慣あると該地方に概して上等品を需要するの傾あるとに由り自然雲州產を望むに至りたるなるへしと雖とも亦他に之か重要なる理由なくんはあらす元來淸國の上流社會に於ては病氣見舞は勿論知己朋友交際上の贈遺又は上官に對する贈賄等に本品を用ゐるの習慣ありて本邦より輸入する人參の如きも其形狀大にして品質良好なる上等品は多く此贈物に之を使用し無數、肉及毛の如き下等品は直に賣藥の原料に使用するを常とす然るに同國に於ては人參に對しては品位の上下を問はす共に同一の稅率に依りて課稅すれとも賣藥に對しては課稅することなきを以て上等の人參は之を上海より輸入すれとも下等の人參は一旦之を香港の自由港に輸入し同港に於て之を粉末とし賣藥に製造したる上更に淸國內地殊に本品の最

も需要多き南清地方に輸送して販賣する方頗る利益なりとす是れ上等品は上海に仕向くれとも下等品は常に香港に仕向くる所以なり

人參は清國内地に於ても亦之を産すること尠からす即ち滿洲吉林省地方に産し關東人參と稱するもの是なり然れとも同國に於ては本品を以て最大効能ある藥材とし其需用頗る廣大なるか故に到底自國産のみを以て之か供給を爲すこと能はす年々多額の輸入を外國に仰くに至る

清國に輸入する人參は本邦産の外に朝鮮産及米國産の二種あり就中朝鮮産は品質善良なるを以て價格貴く之れに次くは米國産にして本邦産最も低廉なり而して米國産は本邦産若は朝鮮産の如く品に作りたるものにあらす通常野生の草にして其形狀は殆んと本邦産の無數に髣髴たり之か製法は生干と稱し天日を以て之を乾燥するものなり然るに此製法は能く清人の嗜好に適するものと見え本邦品よりも却て高價に賣行くを常とす故に近年本邦に於ても會津、信州等の産品は漸次從來の製法を變して此法を採用するに至れり但此製法は米國産に摸擬するものなるを以て米國産人參に類似せる無數、毛及肉の三種には最も適すれとも其

他の品には適せすと云ふ

本邦に於ける人參の產地は會津、雲州、信州、日光及米澤等にして就中產額の最も多きを會津とし其他は雲州、信州、日光、米澤等の順序なり而も品位の上より言へは雲州產却て第一位に居り會津、信州、日光、米澤等順次其下位に在り雲州產は大根島の產に係るものを以て本場とし伯州產亦通常雲州產の名を以て行はると云ふ

橫濱港に於ける三十二、三十三兩年の相塲は左の如し

	古物		新物	
	三十三年	三十二年	三十三年	三十二年
會津百根 一斤	圓 一、三〇〇	圓 一、二五〇	圓 一、二五〇	圓 一、二五〇
同百六十根	九〇〇	九〇〇	八一〇	八七〇
無數	八〇〇	七五〇	六三〇	七〇〇
信州百根	一、三〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一七〇
會津雲州製(義記)	一、四五〇	一、四〇〇	一、三五〇	一、四〇〇
信州同	一、三二五	一、三五〇	一、三〇〇	一、三五〇
生干無數	一、〇五〇	一、〇〇〇	九二五	一、〇〇〇
肉折	六五〇	七〇〇	五五〇	六〇〇

同	毛	六〇〇	六〇〇	四七〇	五五〇

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	二〇二、三二四斤	三〇六、九三三圓	一六五、七五八斤	一七四、九七〇圓
明治三十一年	一五四、三一一	二一七、六八八	一九九、九九四	二〇三、八一八
明治三十二年	二〇四、三一七	二八〇、六五九	一八七、一五四	一七五、九三四
明治三十三年	一八〇、四六二	二三七、三六〇	二一七、七三七	一七三、五七四
明治三十四年	二三七、九一七	二九七、八三三	一八七、一三五	一四六、六〇三

(十六) 浴巾

支那人は食後必手拭を熱湯に浸して顔面及手を拭ふの習慣あり殊に割烹店、茶館藝妓屋、芝居等にては五分時間若は十分時間毎に熱湯に浸したる手拭を客人に供するの風習あるを以て之か用途も隨て大に其需用益多きを見る然るに從來外國製「タヲル」の輸入は之ありと雖も其價格高き爲め大抵自國製木綿手拭を使用し來りしか本邦製「タヲル」の輸入ありてより價格の廉なるのみならす木綿に比し大に上品なるを以て割烹店、茶館等先つ之を用ゐ施いて上下一般に之を使用するに至

り其販路益擴張の見込あり前途有望なる商品なりと謂ふへし

支那向浴巾の長は二尺、一尺五寸、一尺三寸、一尺二寸、一尺一寸、一尺等種々あり一定せす今大坂に於ける昨三十四年四月より六月に至る三ヶ月間の相場を示せは左の如し

		四月	五月	六月
巾一尺もの	上 一打	圓 、八〇〇	圓 、九〇〇	圓 、九〇〇
	中	、七〇〇	、七二〇	、七二〇
巾尺一寸もの	上	、九八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	中	、八八〇	九〇〇	九〇〇
巾尺二寸もの	上	一、二八〇	一、三〇〇	一、三〇〇
	中	一、一八〇	一、二〇〇	一、二〇〇
巾尺三寸もの	上	一、四八〇	一、五〇〇	一、五〇〇
	中	一、三八〇	一、三〇〇	一、三〇〇
巾尺五寸もの	上	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇
	中	一、五八〇	一、六〇〇	一、六〇〇
巾二尺もの	上	二、四八〇	二、五〇〇	二、五〇〇
	並	二、一八〇	二、二〇〇	二、二〇〇
縞「タヲル」	上	一、一八〇	一、二〇〇	一、二〇〇
	並	、九六〇	、九八〇	、九八〇

最近五ヶ年間に於ける支那に對する輸出額は左の如し

○輸出額

年	數量	價額
明治三十年	一三三、六一四打	六三、四八一圓
明治三十一年	一三一、六八四	九四、四六六
明治三十二年	一四七、五三九	一二一、一二九
明治三十三年	一八七、三三三打	一四六、六九四圓
明治三十四年	三〇七、八五一	二七七、〇一六

(十七) 洋燈及同部分品

本類は對清貿易品中將來益有望なる品種に屬し其輸出額は明治三十年に於ては十萬八千九百餘圓に過ぎさりしか昨三十四年には既に二十四萬九百餘圓に上り僅に五ヶ年間に於て約十三萬二千圓の增加を示せり

洋燈中最も輸出の多數なるは臺附にして而して同品中最も賣行多きは五分心にして次は丸心の三番と稱するものなり又附屬品中に在りて多數を占むるものは火舍(ホヤ)にして次は口金類なりと云ふ

今明治三十三年中に於ける本類各一打の平均相場を擧くれは左の如し

品名	相場	品名	相場
置ランプ上	九、〇〇圓――一〇、〇〇円	釣ランプ上	四、五〇圓
同　中	五、〇〇――六、〇〇	同　中	三、一〇
同　下	三、一〇	同　下	二、六〇

品目		價格
手ランプ		〇、六五圓
豆ランプ小形並		〇、二八
同	色附上	〇、三五
同	大形極上	〇、五〇
火舍	上	〇、一六
同	中	〇、一四
同	下	〇、一二
石笠	九吋	一、六〇
石笠	七吋半	一、〇〇圓
同	六吋	〇、九〇
同	三吋	〇、二八
口金	二分サシ	一、三[illegible]
同	五分同	〇、四一
同	三分ネヂ	〇、三六
同	五分同	〇、四七

○輸出額

最近五ヶ年間本邦より支那への輸出額は左の如し

年次	輸出額
明治三十年	一〇八、九八五圓
明治三十一年	八八、五七五
明治三十二年	一一九、九七一
明治三十三年	一三四、五〇〇圓
明治三十四年	二四〇、九〇八

(十八) 椎蕈 〔香菌〕

輸出椎蕈は之を大別して二種とす一を冬茹或は木干と云ひ一を香信と云ふ香信は即ち通常椎蕈と稱するものなり而して此二者は單に其製法、形狀、品位及價格を

異にするのみならす亦其需用者をも異にせり即ち冬茹は天日を以て乾燥して製造したるものにして莖短く頭小に全體の形狀縮小して通常椎蕈の如く膨大ならす又其香氣の如きも一見したる所にては通常椎蕈に劣るか如しと雖とも之を煮沸するに及んては其芳しきこと到底通常椎蕈の及ふ所にあらす随て其價格も亦後に示すか如く香信に比すれは常に遙に高貴なり殊に其中花形と稱するものは最も高價にして爾餘の冬茹に比すれは百斤に付約十圓方高きを常とす聞く所に依れは冬茹は清國に於ても專ら上流社會の嗜好に適するを以て多くは都會の地に仕向くと云ふ

香信即ち通常の椎蕈は其製造法全く冬茹と異なり串に貫き火力を假つて乾燥するものにして其形狀も冬茹の如く全體縮小せす風味亦彼に比し大に劣れり随て其價格も低廉にして清國に於ては多く中流以下の需用に供するを以て槪して之を地方に輸送するもの多しと云ふ

本品の主たる產地は日向、豐後、紀伊、伊勢、駿河、三河、遠江、伊豆等の諸國にして就中日向、豐後の產最も多し橫濱港より輸出するものは重に駿、遠、參、豆四ヶ國の產にして

神戸、大阪兩港より輸出するものは多くは紀勢二國の產なるも九州地方の產出に係るもの亦尠しとせす而して長崎港より輸出するものは概ね皆九州產なりとす此の如く本品は其產地の異なるに從ひ又其仕出港を異にするが故に同一の年に於ても仕出港に依りて本品貿易の景況を異にするか如き場合往々之れなきにあらす

春子は重に天然生にして品質下位に居り秋子は人爲作にして芳味佳良なり故に其價格も亦隨て同じからす

本品は淸國に於ても產出せさるに非されとも品位劣等にして本邦產の販路に影響を與ふるの虞なきものゝ如し

本品の仕向地は香港、上海の兩地を以て主とすれとも概して香港向は上等品にして上海向は下等品なり而して香港に輸入したるものは更に又之を廣東地方に輸送すと云ふ

明治三十四年中橫濱港に於ける本品の相場は左の如し

		卅四年上半季	卅四年下半季
木干	花形上 百斤	八三、九五八圓	八五、六六七圓
	花形次	七四、九一七	七七、一六七
	花形下	六四、三三三	—
香信	信貫	五六、三三三圓	七九、九一七圓
	桝斤	五六、二〇〇	六九、五八三
	並物	五二、二五〇	—

○輸出額

	支那へ		香港へ	
明治三十年	四三五、九九四斤	一七九、一五七圓	九七三、四〇五斤	四〇二、五一五圓
明治三十一年	二九九、五九〇	一五八、三〇九	八三三、九〇九	四三〇、〇三三
明治三十二年	三三八、三六七	一八八、七八三	八〇四、五八五	四四三、六六三
明治三十三年	三八二、四六九	一八一、三三四	八二六、三三九	四四八、四九六
明治三十四年	三八七、六〇二	二二二、六二九	一、〇七七、五一六	五七三、三二八

(十九) 鈕釦

支那人の衣服に用ゐる鈕釦は從來廣東、天津等に於て銅と錫との混合物を以て盛に之を製造し來りしか始めて英獨等の諸國に於て之か模造を爲し輸入してより其形狀、模樣等の新奇なる爲め大に支那人の嗜好に投し年々其輸入額を增加し來り遂に重要なる輸入品中に算へらるゝに至れり

外國製輸入鈕釦は多くは金鍍にして表面に香港銀貨の如く人の頭を刻せるものあり或は福字、喜字を刻し或は鳥形を爲し或は花形を爲し或は又卍字形を爲せるもの等一々枚擧に遑あらす

本邦より支那、香港兩地に仕向くるものも亦多くは金屬製にして其形圓く大小あり數年前までは大形のもの輸出最も多かりしか近年は概ね小形のものを輸出す原料は專ら內地製の黃銅板を用ゐ金銀の電鍍を施し表面には花鳥若は文字を刻するを常とす其製造地は殆んと大坂の一地に限り就中三平株式會社の製出に係るもの最も多し

從來外國よりの輸入品にては獨逸製最も市場に勢力ありしか本邦製品の輸入ありてより其價格の低廉なるか爲め販路大に擴張し來り今や將に獨逸製を壓倒せんとするの勢ありと云ふ然れとも上海商人の言に依れは本邦製は其價格に於ては殆んと獨逸製の半減なれとも尙ほ彼に比し意匠の點に於て大に遜色あるのみならす其製粗惡にして破損し易きを以て此點は特に注意を要すへしとなり

本品は五箇を以て一組とす抑支那人の衣服には一枚に付五箇の鈕釦を要するを

以て其需用額の夥多なることは明なる事實にして本品の如きは實に將來有望なる一輸出品なりと謂ふへし

明治三十二、三十三兩年に於ける本品の相場は左の如し

	三十三年	三十二年
二號乃至四號（百グロス、）	三三,〇〇〇	三五,〇〇〇
一七號	三三,〇〇〇	二五,〇〇〇

最近五ヶ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

○輸出額

明治三十年	一〇九、二六一円	明治三十三年	一九一、七六八円
明治三十一年	一三二、三三五	明治三十四年	一八二、四八九
明治三十二年	一六一、一九二		

（二十）綿毛布

本品の仕向地は北清殊に滿洲地方を多しとす其用途は敷物、寢具又は室內裝飾品の一部に供せらる本品は綿糸紡績の落綿を原料とし之を製造するか故に其價低廉にして且一見美麗なるを以て清人の嗜好に投し銷路頗る廣く對清輸出品中將

來有望なる一種に屬す然れとも染色の變し易きと毛立の不整なるとは爲に需用者の嫌厭を來し銷路減縮の虞なきにあらす是當業者の切に注意すへき點なりとす
支那に於ける本邦との競爭品は獨逸製にして其價格は我に比し高貴なるも品質は遙に良好なり左に彼我製品の比較を示すへし

○獨逸製

染色精良にして容易に褪色せす且其色合鮮麗にして光澤あり能く顧客の目を引くに足る毛立齊整にして布面長短厚薄なく唯地質少しく薄く堅牢ならさるの感あるのみ一枚長大抵曲尺六尺巾三尺八寸にして重量百五十目內外なり

○本邦製

染色不良光澤鈍く且手を觸るれは色の附着し來るものあり毛立不整にして厚薄同しからす且經線點々外面に現れ一見人をして品質の劣等なるを感せしむ長曲尺六尺六寸巾四尺重量二百五十目內外なり

聞くか如くは此次清國との關稅率協定に際し獨國委員は本品の輸入稅を重量一封度に付若干と定め以て自國製品に利せんとすと云ふ果して然らは品質精良にして價格高貴なる獨逸品は却て輕き稅率を課せられ品質粗にして價格低廉なる本邦品は其量目重きか爲め稅率亦隨て重きことゝなるへく我製品の不利之より甚しきはなかるへし故に我政府に於ては宜しく之に反對し此前途有望なる貿易品をして不利益の地位に陷らしめさるやう努力あらんこと切に希望に堪へさるなり

本品の產地は名古屋にして多く坂神兩港より之を輸出す今名古屋に於ける昨三十四年中の相場を擧くれは左の如し

	三十四年上半季	三十四年下半季		三十四年上半季	三十四年下半季
メカニク織大判上一枚	円 一、三〇〇	円 一、〇五〇	同 合判上一枚	円 八〇〇	円 七五〇
同 並	八六〇	八四〇	同 中判上	六一〇	六七〇

最近五ヶ年間に本邦より支那に輸出したる本品の數量價額は左の如し

〇輸出額

	斤	円		斤	円
明治三十年	五二、一一六	二五、八一九	明治三十三年	一五一、四一九	七五、六三一
明治三十一年	六三、〇九〇	三〇、七四一	明治三十四年	三八一、六五一	一八一、八七二
明治三十二年	一五〇、六五三	七四、八一〇			

(二十二) 擬洋紙

擬洋紙の支那に對する輸出額は明治二十五年に於ては二萬四千六百餘圓に過きさりしか其後年を逐ふて增加し來り昨三十四年には既に十七萬二千二百八十餘圓の多額に上り僅に十年間に七倍以上の增加を示せり而して本品は尙ほ益販路擴張の勢あり前途有望なる輸出品と謂ふへし

今最近五ケ年間に於ける本品の支那に對する輸出額を擧くれは左の如し

○輸出額

	円		円
明治三十年	二五、六七三	明治三十三年	九七、七〇五
明治三十一年	二〇、六〇七	明治三十四年	一七三、二八二
明治三十二年	一九七、五三六		

(二十三) 懸時計及置時計

本邦より支那に輸出する時計は懸時計、置時計の二種にして懷中時計は甚た僅少

なり而して懸、置兩種の中置時計の輸出最も多く殆んと十中の七八を占むと云ふ是れ支那家屋の構造たる概ね粗雜にして柱は大抵圓木を用ゐ壁は黑煉瓦を積上け塗るに漆灰を以てしたるもの多く時計を懸くるに便ならさるを以て支那人は室內の裝飾を兼ね之を卓子の上に置く者多けれはなり

置時計は近年名古屋に於て特に支那向として製作する圓頭角頭の兩種能く清人の嗜好に投し加ふるに價格亦低廉なるを以て需用頗る廣く年を逐ふて益輸出增進の傾あり

在沙市農商務省商品陳列所報告書(明治三十五年二月報告)中本品に關する一節は頗る清人の嗜好を知るに便なるものあるを以て揭けて參考に資す

時計類は本邦清國向輸出品中有數のものに屬す當地に於ても需用漸次多きを加へ來り益有望なり

其最も好評あり需用多きは名古屋の特產たる圓頭、角頭兩種の置時計にして之に次くものを掛時計となす

置時計は既に支那人の嗜好に適し賣捌上別に差支なく見されども元來清人の氣質とし〻此等の品物は皆室內の裝飾品として數へられ居るものなれは飽まで其外面の美に

意匠を凝すは必しも無益の業にあらざるへし即ち漆の塗方尚ほ少しく丁寧なること、下部硝子板の模様を美麗ならしむること、表面の額縁に龍又は花模様等の金色を飾ること等は最も支那人の嗜好に當適す故に格別高價ならしめすして見掛け好く仕上くることを得ば製造上利益なるへし

時を報するの鐘は其音の清朗なるを喜ふを以て必「センマイ」を用ゆへからす是亦注意を要す

掛時計は前品に比して遙に劣る所あれとも亦多少の需用者なしとせす但同品は本邦に於ける「ボンボン」と稱する形に限る右兩種とも大抵一日捲なれとも一週一回捲きも賣行少からす此他新意匠の花時計、小形置時計等あれとも何れも格別望なし前者は鳴鐘の備なく、花の粗製にて壊れ易く、一般の構造粗雑なる嫌あれは装飾品にも用ゐられす後者は金色又銅色の變し易きと餘り高價なるとの點にて西洋品の同種に劣ること數等なりとす

上海相場　本邦製時計の相場は大小形状に依り種々ありと雖も大概左記の分類に依りて一班を推算することを得ん(三十五年五月在上海帝國總領事館報告)

○掛時計

直徑十二吋もの		一打	
	長掛		三十六兩
	短掛		三十三兩

同　十吋もの	長掛	三十兩
	短掛	二十七兩
同　八吋もの	長掛	二十六兩
	短掛	二十四兩半

日繰附の分は一打毎に各種　三兩高
十二支附の分は同　三兩五匁高

○置時計

直徑六吋もの	（並丸）一打	二十七兩
同	（二重丸）	三十兩
同	（並五角）	二十七兩

十二支附の分は一打毎に　三兩五匁高

右は現時の相場にして春來本邦宛爲替相場騰貴の爲に一割強の高値を唱へ居れり（但爲替相場の割合には騰貴せず）

○輸出額

最近五ヶ年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

明治三十年　七五七圓　三、六九五圓—明治三十三年　一九、五一七圓　五八、九四五圓

明治三十一年	一六、七二四	四八、六九七	明治三十四年	三六、三五六
明治三十二年	三五、九八五	(一〇二、五五六)		一六一、三〇八

(二十二) セメント

清國に於ては目下大連灣秦皇島の築港山東鐵道京漢鐵道の敷設の工事あり近々粤漢鐵道亦將に工事に着手せんとす其他尙ほ幾多の大工事興起すへくされは「セメント」の需用は現在及將來に於て極めて多量に上るへきは明にして此際我當業者たるもの品質精良なるものを仕向け以て信用を博せは今後輸出額の增加は期して待つへきなり元來我「セメント」は信用甚た薄く露人の大連灣築港に使用するものゝ如き遠く之を本國より輸送し來るの有樣なれは將來淸國に向つて益販路を擴張せんと欲せは品質の精選に注意すること肝要なりと云ふへし

今最近三年間に於ける本邦其他諸外國より淸國への「セメント」輸入額を擧くれは左の如し

明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年
三八一、四七八兩	一四九、九一四兩	一〇〇、六七二兩

尙ほ最近五ヶ年間に於ける本邦より淸國への輸出額は左の如し

○輸出額

年	額	年	額
明治三十年	七八九円	明治三十三年	一五六、九五五円
明治三十一年	四四、〇六二	明治三十四年	一四七、三七五
明治三十二年	一三四、九八九		

(二十四) 陶磁器

支那向陶磁器は重に價格低廉なる日用器具にして裝飾用上等品は殆んと皆無と云ふも不可なし尤上海には多少上等なる裝飾品の輸入なきにあらさるも是主として歐米人の需用に供するに過きさるなり故に今後とも支那に輸出すへき陶磁器は日用飮食器を以て最も適當とすへきなり

本邦製陶磁器の仕向地は重に北部支那及南部支那にして中部支那は比較上甚た少きか如し是れ上海其他長江沿岸地方の如きは比較上價格低廉なる江西產あるか爲に十分販路を擴張し難く之に反し南淸及北淸地方は江西產を輸入するには產地より一旦之を上海に出し更に之を各地方に輸送するか故に輸出稅、沿岸貿易

稅、內地通過稅及運賃等非常に多額に上り之を本邦各港より輸入するものに比すれは其價格却て割高となるか爲め我製品の銷路漸次擴張せしに由るなり而して北淸向は佐賀、長崎兩縣の產多く南淸向は尾張、美濃兩國の產最も多しと云ふ左に天津、上海兩地向陶磁器の品種に就き之か用途及嗜好の一班を揭くへし

天津

天津に輸入する陶磁器の分配地は河南省以北、直隷、陝西、甘肅、山西、內外蒙古、滿洲等にして其現在及將來に需用最も多き陶磁器は日常缺くべからざる皿、碗等食器の類にして其種類は一定し難しと雖も北支那人民は衣食住の程度尙ほ低きを以て磁器の如きも可成價廉にして堅牢なるものを好むの傾あり故に販路の最も廣きは北支那にて製造する粗製の磁器なりとす然れども近年北支那貿易の漸く盛なるに隨ひ南省製陶磁器の輸入亦增加するに至れり

今食器類に就き其大小、模樣、色合、價格等を述べんに其製造地より當地へ輸入せらるゝときは皆一卓用として碗、皿の類より盃等に至るまで悉く之を一桶に裝塡し運搬せらるゝものにして其種類十五種、個數百四十八個あり此一桶（上等品十二兩三 並等品八九

兩)を買入るゝときは一卓總て整ふものとす今品名、寸方價格を擧くれは左の如し

三十二年六月天津相場

品名	用途	口徑	一桶中の個數	價格 精品	價格 粗品
大海	雜菜を盛る	九寸	一	約我五十五錢	約我四十錢
二海	同	七寸	四	同四十五錢	同三十五錢
三海	同	六寸	四	同四十錢	同二十五錢
大碗	同	五寸	八	同三十錢	同二十錢
中碗	飯碗	四寸五分	十	同十八錢	同八錢
小碗	汁類 本邦吸物碗の如し	四寸	十六	同八錢	同五錢
氷盤	魚類を置く 夏期氷	九寸	五	同六十錢	同四十五錢
七寸盤	燒魚を盛る	七寸	八	同三十五錢	同二十五錢
五寸盤	同	五寸	十六	同二十五錢	同十五錢
三寸盤	同	三寸	十六	同四錢	同三錢
調托	匙置き用	一寸五分	十六	同二錢	同一錢
魚池	豕の腿及豕の[illegible]を盛る	巾一尺 竪七寸	一	同九十錢	同七十錢
鴨撤	鴨の丸煮を盛る	巾一尺 竪七寸	一	同九十錢	同七十錢
調羹	汁類を盛るに用ふ		十六	同二錢	同一錢

酒　盃　　十六　同二錢　同一錢

模樣色合は重に白地に福壽の二字、蝙蝠、桃、石榴、八仙、五雲、琴棋書畫及蘭、竹、梅、菊の四君子、蓮花等なり五色を以て彩色したるもの多し又此外に純紅、純綠、純藍と稱し他色を混入せずして單に紅、藍、綠のみにて畫けるものあり又晴花と稱し青地に白色の花鳥等を浮出に燒出せしものあれども此等は重に花瓶、痰壺等に多し

茲に當業者の外餘りに氣附かざる事にして最も注意を要すべきは蒙古地方露境附近に於ては陶磁器の模樣に一切鳥獸虫魚等苟も兩眼を有するものを畫けるを嫌忌し之を使用せざるの習慣なるを以て該地方に製出する陶磁器には一切此等の模樣を附せざると是なり因て其理由を考究せんとすれども當業者に於ても滿洲露境附近に於て主として露人に賣込みし故露人の最初嫌忌せし爲め施いて該地方土人に於ても之を嫌忌するに至りしものか其正確の原因は之を知るに由なしと云へり畢竟是等は嗜好の一端にして敢て其模樣に兩眼あるものを畫けばとて使用上毫も差支を生ずる譯にはあらざるも元來蠻風の盛にして徒に迷信强き國柄なるを以て如此事は敢て怪むに足らざるなり尚ほ此他にも同樣の事多々あ

るべきを以て若本邦當業者にして廣く內地に販路を擴張せんと欲せば須く製造者自ら渡來して實地に就き各地の事情を調査するにあらざれば到底其實情を明知すること能はざるべし云々(在天津帝國領事報告)

上海

瀨戶燒、九谷燒、石田燒、粟田燒、淡路燒、伊萬里燒等各西洋人の嗜好に適せるもの多きは勿論支那人向のもの亦少からず殊に粟田燒、淡路燒は外觀美にして代價も亦高からされは望手甚だ多し今少しく類を分ちて短評を試みん

珈琲茶碗　重に西洋人向にして現時に於ては支那人には其販路なし產地は瀨戶を最とし燒方及び着色畫の模樣は高尙なるを宜しとす二人組六人具十二人具の區別あれとも內六人具は最も普通なるが如く直段は六人具にて三四圓(當地賣相場)のもの賣行く宜し

花瓶　支那人の最も好むは外見も手觸りもよき淡路燒にして模樣は餘り派手やかならず古き樣に見ゆる奥床しきものを貴び西洋人は矢張彩色模樣とも華麗なるを喜び九谷燒、伊萬里燒は直段の高きが爲め未た當地市場には賣れ惡く

し故に形、直段ともに中庸にして體裁宜しきものを素朴と華美とを取合せ輸出せんことを努むへし

皿及び蓋物　淡路焼は交趾焼に類似せりとて支那人は大に之を重寳とし本邦にて恰かも梅干又は雲丹を盛るに供するが如く支那料理店或は茶舘等に於て日本の茶菓子と同視すへき西瓜種又は水菓子を盛るに用ふ

食器　支那人向は支那古代模樣を彩色せるものにして日本人の眼より觀れば寧ろ雅致の趣味を缺くものを貴ふの觀あるに似たり而して需用の多きは尾張焼なり

壺　尾張淡路出雲等の産品に係るものにして其大小一ならず小なるものは支那人が食事を取るに際し食卓上に置きて食品又は飲料品を容るゝに供し大なるものは藥舗に飾付けて店頭を賑はし漬物屋の店頭に並へて漬物を蓄ふるに使用す就中淡路焼は手觸りの軟滑なると音響のせざるとにより最も支那人の嗜好に投ずるか如し

植木鉢　其最も多きは瀬戸焼にして直段は餘り高からず焼方は染附に限り需

用は大小共に多からず是れ必しも實用品ならずと雖とも異國の物を好むは人情の然らしむる所餘裕ある者は西洋人支那人の區別なく之を購ふもの甚だ多し其大なるものは口の直徑尺三四寸より小なるものは四五寸に至り重に三つ組とす直段は五六圓より三四十錢の間なり

水注、顏洗、盆、手水鉢　從來其需用者は西洋人に限られたるの感ありたるも近年支那人向に販賣の路開かれたるを見る是れ亦尾張產を最も多しとす

盃　陶磁器は一般其の何品たるを問はず尾張瀨戶產の最も賣行宜きは當地に於て爭ふべからざる事實なりとす是れ全く直段の廉なるか故に上下一般多數人民の需用に應ずることを得べければなり之に反して九谷燒の如きは高尚優美の點に於て他に卓絕するものあるか故に大に官紳富商を樂ましむることを得れとも直段の高きが爲め販路の區域も自ら狹小なるを免れす盃は九谷獨特の妙技を顯せるものゝ一にして其肌理の細かなると彩色の巧妙なるとは大に需用者の愛玩する所となれり其使用の途は日本と同しく飲酒用に供すれとも西洋人は之に鷄卵或は「アイスクリーム」を盛るもの多し(明治三十三年農商務省臨

上海にて清國製の陶磁器を販賣せる商店の大なるもの二十二戸陶器商店の大なるもの三戸あり而して磁器商店の總數は五十餘戸陶器商店十七八戸あり此等の商店にて支那內地にての一ヶ年の賣上け高は磁器商店にて五十萬兩にして歐米人の上海より輸出するもの一ヶ年大約八九萬兩陶器商店にての販賣高は一ヶ年大約七八萬兩なり磁器は殆んど皆江西燒にして陶器は宜興燒を主とすと云ふ今支那陶磁器商店にて販賣せる器物中支那人に需用多き器物及價格を順次に開列すれば左の如し

大　鉢　直徑　五寸乃至七寸許高臺に高低あり　十個六百文許乃至八百文許

小　鉢　直徑　四　寸　許　十個二百七十文許

皿　直徑　四五寸許　十個二百六十文許

蓋茶碗　吾邦の所謂奈良茶碗の少しく反りたるもの支那人の茶を飲むに使用し吾邦の如く水煎茶器等を使用するを稀なり　十個三百八十文より千五十文に至る

飯　碗　蓋なし　十個八百文

皿　直徑　八　寸　十個八百五十文許乃至千九百文許

皿　直徑七寸　十個三百五十文許乃至九百文許

皿　直徑九寸　八寸皿に同し

皿　直徑六寸　七寸皿に同じ

皿　直徑二三寸　十個百十文許乃至五百六十文許

套杯　吾國になき品にて蓋ありて直徑二寸許内部に酒杯を納め且湯を滿たし得る樣構造せるものにて圓筒形のものなり　十個千四百文許乃至二千九百文許

酒杯　十個七十文許乃至五百五十文許

匙　清國にて之れを羹調と稱す　十個七十文許乃至八百文許

高脚皿　直徑二寸　十個四百五十文乃至千六百文

茶瓶　吾國の急須の代用をなすものなり　十個千八百文乃至四千六百文

臺座附茶碗　飲茶用に供す　十個二千六百文許乃至二千八百文許

顏洗　大小あり　一個五百二十文許乃至千四百文許

花瓶　大小種々あるに由り一定の價なし

角形大鉢　直徑六寸乃至八寸　十個二千八百文許乃至三千八百文許

植木鉢　十個八千文許蓋付のものにて一個十二圓乃至十六圓に至るものあり

食　盂　飯を納むるに用ふ吾國になきものなり　十個八千文許亦一個にて千百文位の者あり

痰　壺　十個四千文許乃至七千二百文許或は一個にて千五百文位價するものあり

人物又は動物像　價に高下あり一定せず

阿片又は砂糖壺　直徑　六　寸　十個八千文

茶　壺　十個三千五百文許

便　壺　十個千六百文許乃至三千六百文許

此他種々の器物を販賣せりと雖も其用途少きを以て之れを掲けず而して上記の價格は必しも其範圍外に出てさるものなきに非ず同種の品にても染附品と上書附品とに依りて價格に差あるのみならず品の上下に依り大差あるを以て上記の價格は其一般を示すに過ぎす（明治三十四年農商務省臨時報告）

尙ほ左に神戸稅關囑託清國出張員宮崎駿兒氏の報告を抄錄し以て參考に供す

支那は其地の何處たるを問はず割烹店に至るも茶館に至るも常に滿室に客を迎へ其使用する處の器物は悉く陶器ならざるはなく殊に割烹店の如きに至れば日本とは其趣きを異にし其取り出す處の料理は普通何十品の多きに至るも

之を盛る所の器物は都べて陶器とす茶館の數は街路至る處數軒相接し下等の處は車夫馬丁の會合所にして上等の處は紳士豪家の相談所なり或は茶を喫し菓子を食ひ西瓜の種を味ひ之を盛るの器陶器ならざるなく其他室內には何人の家に至るも陶器の花瓶あり痰吐壺あり實に陶器の使用は此國の人民より多きは他に比類あるなし

日本製陶器を支那に輸入するは將來大に屬望すべき事なり支那人は古來の習慣に依りてか頗る陶器を愛玩する人民にて少しく好事の思想を懷くものは皆南京燒の茶碗とか花瓶とかを座右に陳列して來客に誇るの風あれども今日に至ては其南京燒も誇るに足るべき製作品なく之れが爲めに我九谷燒伊萬里燒等の華美なるものを愛玩賞美するに至れり是れ現時の南京燒に比し技術の精妙なると又其價の比較的に低卑なるに原因するものならん陶器輸出者の內專心此嗜好に投ぜんことを勉め以て之を當地に輸入したらんには他日果して有望の輸出貨物となるや必せり併し今日迄の如く西洋人向き賣れ殘りの陶器を輸入し來る如くにては到底望は屬し難きものとすべし云々

最近五ヶ年間に於ける支那に對する本品の輸出額は左の如し

○輸　出　額

年	金額
明治三十年	一七三,六二一圓
明治三十一年	八三,三四〇
明治三十二年	一二三,六八九
明治三十三年	一〇〇,四九三圓
明治三十四年	一四四,八〇二

(二十五) 玻璃鏡

支那向玻璃鏡には蓋附、手附、花附(鏡面に花卉の彩畫を施したるもの)寫眞入、豆鏡等種々あり何れも需用甚た多く將來有望なる貿易品なりとす

左に本品に關する漢口、沙市、重慶よりの報告を掲け以て清人の嗜好を觀るの一端に資す(農商務省商工局臨時報告に依る)

漢口

諸鏡類中賣行宜きは小形にして一打代價五六十錢より一圓乃至二圓位のものとす是亦其裝飾に意匠を凝すべし西洋品は鏡面彩畫の意匠を新奇にして清人の嗜好に適せしめんことを勉む我國の製品も共に多少の賣行あり

沙市

花附鏡は體裁美麗なれとも高價なる爲め賣行少し蓋附小形(「ガラット」と稱するもの)鏡は美觀なしと雖も蓋の開閉に斬新の趣味あり且價格廉なる爲め花附鏡よりも數倍需用者多し」些々たる事なれとも豆鏡と稱する本邦製懷中用小鏡は田舍向として捌け方宜し此他廣東又は西洋品にして種々の意匠を凝したる小形鏡あり豆鏡に比し高價なりと雖も使用者多し是等は硝子に十分の注意を加へたる爲めか本邦品に比し能く眞影を寫するのゝ如し製作者の注意を要すへき所なり

重慶

緣附は赤色若は金色の木緣を可とす又臺附にして鏡面に花卉の彩畫を施し厚形のものは中流以上に需用多し

本邦にて二三錢の懷中鏡にして裏面に寫眞を貼附しあるもの意外にも好評なりき是婦女子の懷中用に供するものなり望むらくは價を少しく高からしむるも意匠の美ならんことを

最近四年間に於ける本邦より支那への輸出額は左の如し

○輸出額

年	額	年	額
明治三十一年	七三、四九三圓	明治三十三年	六五、六〇六圓
明治三十二年	七四、五五三	明治三十四年	一三一、九六〇

(二十六) 化粧石鹸

本品も亦對淸輸出品中最も有望なる品種の一にして昨明治三十四年中の輸出額は既に十六萬五千百十九圓に達し今後尙ほ益增加の傾あり

支那人は元來其性癖甚た不潔なるに拘らす化粧石鹸の需用比較的多額に上ること一見奇怪なるか如しと雖とも彼等舊來の習慣として顏及手を淸潔にすることを勉め每日湯を以て顏と手とを洗ふことと七八回の多きに及ふを見は本品需用の多きは敢て怪むに足らさるを知るへし故に洗濯石鹸よりも化粧石鹸の輸入常に甚た多く我邦稅關統計に見るも昨年中同國への洗濯石鹸輸出額は僅に四萬九千九百貳十四圓の少額に過きさるなり

支那向化粧石鹸は薄紅色、紅色、赤茶色にして最も强度の香氣を有し且其質堅硬にして容易に湯水に溶解せさるものを尙ひ一箱二箇若は三箇入にして其容器も亦美麗なるを要す西洋製石鹸は此等の點に付大に注意したるを以て賣行宜しきも本邦品は品質劣等にして且過半使用するときは容易に湯水に溶解し去り勘定高き支那人の大に喜はさる所なり故に上海其他長江沿岸一帶の如き比較的生活の度高き地方に於ては外國品の勢力盛にして本邦品の如き粗製品は賣行頗る鈍しと云ふ是を以て目下我邦より輸出するものは北淸向を多しとす今左に神戶稅關囑託淸國出張員の報告を抄錄し以て參考に資す

元來支那には胰子と唱へて一種の石鹸樣のものあり是れは豆粉より製して抹梨花又は蘭花などの香料を加へ鍊藥の如くに鍊り之を陶器製の小器に入れ一個の賣售價格は普通十錢內外にて使用上比較的に不經濟のものなり何んとなれは一器の石鹸之を浴場にて使用するときは二三回にして盡きん然るに西洋製の石鹸は其製造硬く又其香氣も充分にして使用上便利にして德用なるを以て其當地に輸入するもの年を逐ふて多きに至るの傾きあり歐米の商館は皆競

ふて其商標を附し或は家號を附し或は支那人の希望せる目出度き名稱を加へて販賣に從事せり市場の小賣相場は一打一兩五仙内外にして一個の價は十二三錢より二十錢位を普通とす本邦製のものは近來頻りに輸入し來り其評甚だ宜しければ此際飽まで其品質を精選し粗惡の製造に流れざる樣注意せば是又將來は充分有望なる輸入品の一とならん然るに又其製造者が神戸大阪或は横濱等の支那商人に左右せられて安直の競爭を始め粗惡の製造に流るゝに至らば遂に又市場より驅逐せられて其跡を絶つに至らん云々

最近五ヶ年間に於ける支那に對する輸出額は左の如し

○輸出額

年次	數量	價額
明治三十年	一六四、六二八打	四三、四六四圓
明治三十一年	二〇六、八四九	四四、一五七
明治三十二年	三三七、三三八	六一、一八一
明治三十三年	二八一、四一四打	七九、六二六圓
明治三十四年	五一九、八九三	一六五、一一九

（二十七）綿繰器〔軋棉花機器〕

清國舊來の棉繰器は其構造頗る不完全にして一臺一日の繰上高僅に四十斤を超えす然るに本邦製に至りては大形物即ち三尺物は一日三百斤の實棉を繰上くることを得へく其小形物即ち一尺二寸物に在りても尙ほ能く百斤を繰上くることを得へし加之本邦製は其大形物は水力等の應用を要し價格も亦多少高貴なりと雖も小形物は其價格低廉なるのみならす一人の力にて容易に之を運轉するを得頗る輕便なるを以て一たひ之か輸入ありてより皆競ふて之を購求するに至りしなり是本品の同國に對する輸出額年々增進し來り且大小兩種中特に小形物の輸出多き所以なり

本品は重に大阪にて之を製す大小二種あり何れも足踏にて廻轉するの組織なり大形は二臺を一組とし小形は三臺を一組とす而して清國に輸出するは十中八九までは小形物にして大形物は至つて少し仕向地は上海を主とし同港より更に通州其他の棉花產地に轉輸すと云ふ

○輸出額

最近五ヶ年間に於ける本品及其部分品の支那に對する輸出額は左の如し

年	輸出額
明治三十年	一三一、七八一円
明治三十一年	八三、三九四
明治三十二年	三九、五六四
明治三十三年	七五、八九二円
明治三十四年	一七三、三四五

(二十八) 綿「メリヤス」類

綿「メリヤス」類は近年支那人の之を用ゐる者漸次增加し來りたるを以て輸出額著しく增進し來り對淸貿易品中重要なる地位を占むるに至れり

本類中輸出最も多きは肌衣にして足袋、ズボン下之に次き手袋は尙ほ甚た僅少なりと云ふ而して支那人は辮髪を垂るゝ爲め肌衣は前割を喜び頭よりかぶりて着るものは少しく不向なり又胸の兩方に「ポッケット」の附きたるを好むと云ふ

支那に於ける本邦との競爭品は西班牙及伊太利製にして此兩國よりは下等品多く輸入し來る又獨逸よりも之か輸入ありと雖も多く上等品にして本邦品に比す

れは價格も遙に高價なり
近來又「メリヤス」反物の輸出あり是は彼等の隨意に裁縫し得るに依り大に好評ありと云ふ

○綿「メリヤス」肌衣輸出額

最近五ヶ年間に本邦より支那に輸出したる綿「メリヤス」肌衣の數量價額は左の如し

年次	數量	價額	年次	數量	價額
明治三十年	五、五九九打	一〇、一五七圓	明治三十三年	一三、二六打	四〇、五二六圓
明治三十一年	三、七三六	八、九九〇	明治三十四年	三三、九四六	七九、〇三九
明治三十二年	七、四七三	一六、一二三			

第四款　清國輸入本邦貨物分散概況

神戸稅關の調査に依れば清國に輸入する我重要品の分散區域は概ね左の如しと云ふ

綿織糸

仕向先	分散
上海	長江筋沿江一帶及湖南省、貴州省
天津、太沽、塘沽	直隷省、山西省、陝西省、甘肅省、河南省

(備考) 本品は上海向最も多く香港、芝罘、天津、塘沽、牛莊等之に次ぎ其他は極て少しと云ふ

マッチ軸木　**マッチ箱用木片**

上海　(同上)
漢口　(同上)
福州　(同上)

(備考) 本品は右三ヶ所に於けるマッチ製造所にて使用するものに係り上海を最多とし漢口之に次ぎ福州は極て少し

寒天

上海　江蘇、浙江、江西、福建各省
天津　北京附近
芝罘　山東省
牛莊　同附近
香港　廣東省

(備考) 本品は上海向を最多しとし芝罘之に次ぎ牛莊、香港、天津等とすと云ふ

紙卷煙草

牛莊　盛京省
芝罘膠州灣青島　山東省
福州　福建省
旅順口　同附近
香港　廣東省、廣西省、福建省、雲南省

(備考) 本品は概ね清國各省へ分散す而して其最も多きは上海よりする長江筋沿江一帶にして北清地方之に次ぐと云ふ

マッチ

上海　長江筋沿江一帶四川省重慶迄(安全製及硫黃製) 江蘇省、浙江省、江西省(安全製)
廈門　福建省(安全製)
香港　廣東省、廣西省(同)
旅順口　同附近(安全製及黃燐製)
膠州灣青島　同附近(同)
天津、塘沽　北京附近(黃燐製)
芝罘　山東省(同)
牛莊　盛京省(同)

上海　長江筋漢口迄
牛莊　同附近
天津　北京附近
芝罘　山東省
（備考）本品は上海向を最多とし牛莊天津芝罘等とす

麥酒

上海　同附近
旅順口　哈爾賓迄
天津塘沽太沽　北京附近
芝罘　旅順口に轉輸す
牛莊　同附近
（備考）本品は旅順口向を最多とし芝罘之に次ぐ

洋傘

上海　長江筋漢口迄及江蘇、浙江兩省
福州　福建省
天津　北京附近
芝罘　山東省
牛莊　同附近

旅順口　同附近
香港　廣東、廣西兩省
（備考）本品は上海向を最多とし香港、天津、芝罘之に次ぎ他は少し

綿布類　綿メリヤス肌衣　綿ブランケット

上海　長江筋一帶四川省重慶迄
天津　山西省、陝西省
芝罘、牛莊、天津　北清地方一帶及直隷省張家口を經て滿洲地方迄
香港　廣東、廣西兩省
（備考）本品は上海、天津、兩港向を最多とし芝罘、牛莊向は少しといふ

昆布

上海　長江筋漢口四川省重慶迄湖南省安徽省
天津　同附近
芝罘　同附近
牛莊　同附近
香港　廣東、廣西兩省

（備考）本品は上海向を最多とし次は天津、芝罘、牛莊にして香港向は少額なり

浴巾

上海	長江筋一帶四川省重慶迄江蘇省、浙江省、江西省
芝罘	山東省
天津	同附近
牛莊	盛京省
福州	同附近
旅順口	同附近
香港	廣東省

（備考）本品は上海向を最多とし香港、天津、牛莊、芝罘等之に次ぎ福州及旅順口向は少なしと云へり

銅、薄板銅、眞鍮線

上海	長江筋一帶四川省重慶迄
天津、牛莊	北清地方一帶
芝罘	山東省
香港	廣東省、福建省

（備考）本品は天津牛莊向最多とし上海香港之に次ぎ芝罘は少しと云ふ

化粧石鹸

上海	長江筋一帶四川省重慶迄
天津、牛莊	北清地方一帶
芝罘	山東省
香港	廣東省、福建省

（備考）本品は天津、牛莊向を最多とし上海香港之に次ぎ芝罘は少なしと云ふ

擬洋紙

上海	長江筋一帶四川省重慶迄浙江省、湖南省
天津	北京附近
芝罘、牛莊	盛京省
香港	廣東省、廣西省

（備考）本品は上海向を最多とし上海附近に於て需要せらるゝもの大部分を占め天津之に次ぐと云ふ

木材及板

上海	長江筋漢口迄及江蘇省、浙江省

天津　北京附近

（備考）本品は上海向を多しとし天津向は少なしと云ふ

ランプ及同部分品

上海　長江筋漢口迄
天津　直隷省、張家口を經て哈爾賓迄
旅順口　同附近
牛莊　同附近
芝罘　同附近
膠州灣　同附近
香港　廣東省

（備考）本品は上海向を最多とし次は天津、芝罘、旅順口にして其他は少なしと云ふ

鋲釦

上海　長江一帶四川省重慶迄及浙江省
天津　北京附近、山西省、山東省
芝罘　山東省
牛莊　盛京省
膠州灣　同附近
香港　廣東省、廣西省

（備考）本品は上海向を最多とし次は天津、芝罘、香港、膠州灣、牛莊向等とす

玻璃鏡及同製品

上海　長江筋一帶四川省重慶迄
芝罘　山東省
天津　北清地方一帶
旅順口　直隷省張家口を經て哈爾賓迄
香港　廣東省
牛莊　盛京省

（備考）本品は芝罘向を最多とし天津、旅順口之に次ぎ其他は少なしと云ふ

掛時計

上海　長江筋一帶四川省重慶迄
天津　同附近
牛莊　同附近
芝罘　山東省
香港　廣東省

（備考）本品は上海向を最多とし天津、芝罘向之に次き

其他は少なしと云ふ

椎茸

上海　江蘇省、安徽省、浙江省、湖南省、漢口
天津、牛荘　同附近
香港　廣東省、廣西省

（備考）本品は江蘇省の需用を最多とし天津、牛荘、漢口、香港向は少しと云ふ

人參

上海　浙江省、福州（本銘、人參及鬚人參）
香港　廣東省（鬚人參）

（備考）本品は浙江省に於ける需要最も多く福州向は少なしと云ふ

鰕

上海　長江筋漢口迄及福州、江蘇省、江西省、浙江省、及北清地方一帯
香港　廣東省、廣西省

（備考）本品は香港向を最多とし上海向之れに次ぐと云ふ

錫

上海　長江筋漢口迄北清地方一帯浙江省、江西省、江蘇省福州
香港　廣東省

（備考）本品は香港向を最多とし上海之に次ぐ而して北清地方の需要は少なし云ふ

陶磁器

上海　長江筋漢口迄
牛荘　同附近
天津　同附近
芝罘　同附近
膠州灣青島　同附近
香港　廣東省
旅順口　同附近

（備考）本品は牛荘、上海、天津向を最多とし其他は少しと云ふ

分散の概況上記の如し尚上海に輸送せらるゝ我が商品は再び北清に輸送せらる

ゝもの多しとす

第五款　輸出入重要品諸費及包裝一斑

左の諸表は大坂稅關の調査に係り大坂港より淸國諸港への輸出品及淸國諸港よ り大坂港への輸入品に就き其運賃、保險料、手數料並に包裝等に關し記載せるもの なり但運賃は日本郵船株式會社及大坂郵船株式會社の運賃率に依り算出せしも のなりと云ふ

〇一、大坂港對淸國諸港輸出重要品運賃保險料及手數料其他諸費の原價に對す る步合

(甲)　重要輸出品

品名	港別／步合	運賃	保險料	手數料	神阪間艀船賃	其他諸費	合計	備考
麥酒	牛莊	割〇、四七八	割〇、〇三五	割〇、二〇〇	割〇、〇三一	割〇、〇六七	割〇、八一一	容積(大瓶)
同	天津	〇、八六一	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三一	〇、〇九六	一、二二三	四才五分每梱四打入平
同	芝罘	〇、三八三	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇三一	〇、〇六七	〇、七一一	均價格拾圓

品名	港名							備考
同	香港	〇、三八三	〇、〇二六	[illegible]	〇、〇三一	〇、〇六七	〇、七〇七	四十五錢
同	上海	〇、三八三	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇三一	〇、〇六七	〇、七一〇	
清酒	牛莊	一、五一七	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇六九	〇、八五四	容積六才每三斗九升乃至四斗三升平均價格拾四圓五十錢
同	天津	一、八六八	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、一八三	一、一七九	
同	芝罘	〇、五一七	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇五五	〇、八三五	
同	上海	一、五一七	〇、〇二六	[illegible]	〇、〇三三	〇、〇五五	〇、八三一	
同	香港	〇、三六一	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇五五	〇、六七八	
綿メリヤス肌衣	牛莊	一、四六五	〇、〇三五	〇、二〇〇	[illegible]	一、〇四三	〇、七三三	容積二十三才每八十打入平均價格八十八圓(夏物)
同	天津	一、五三三	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一〇	〇、〇三八	〇、八一六	
同	芝罘	〇、三二七	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇二〇	〇、〇二三	一、六〇九	
同	上海	〇、三二七	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇二〇	〇、〇三三	〇、六〇五	
同	香港	一、二二七	〇、〇二九	〇、二〇〇	[illegible]	〇、〇三三	〇、五〇八	
帽子(麥稈製)	牛莊	一、六七一	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇五二	〇、九九一	容積三十才每三十打入平均價格七十三圓
同	天津	〇、八三三	〇、〇三五	〇、二〇〇		〇、〇四五	一、一三五	
同	芝罘	〇、五一四	〇、〇三〇	〇、二〇〇		〇、〇三八	〇、八一五	
同	上海	〇、五一四	〇、〇二六	〇、二〇〇		〇、〇三八	〇、八二一	
同	香港	〇、三六〇	〇、〇二九	〇、二〇〇		〇、〇三八	〇、六六〇	

熟銅	牛莊	〇、〇九五	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇六二	〇、三九八	毎百斤平均價格三十七圓
同	天津	〇、一二五	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇六七	〇、四三三	
同	芝罘	〇、〇八一	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇五一	〇、三六八	
同	上海	〇、〇六八	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇四三	〇、三四三	
同	香港	〇、〇四一	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇四三	〇、三一九	
擬洋紙	牛莊	〇、五一五	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇六〇	〇、八四三	容積十五才三百七十八斤入平均價格三十六圓五十錢
同	天津	〇、八二二	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇六〇	一、一五〇	
同	芝罘	〇、五一五	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇四七	〇、八二五	
同	上海	〇、五一五	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇四七	〇、八二一	
同	香港	〇、三三二	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇三三	〇、〇四七	〇、六四一	
綿織糸	牛莊	〇、一五〇	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇九	〇、〇二三	〇、四一七	容積十四才毎三百斤入平均價格百圓
同	天津	〇、二〇〇	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇九	〇、〇二三	〇、四六七	
同	芝罘	〇、一〇〇	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇〇九	〇、〇一八	〇、三五七	
同	上海	〇、一一〇	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇〇九	〇、〇一八	〇、三六三	
同	香港	〇、一〇〇	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇〇九	〇、〇一八	〇、三五六	
綿ブランケット	牛莊	〇、三六一	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一八	〇、〇四二	〇、六五六	容積二十才毎百枚入平
同	天津	〇、四四四	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一八	〇、〇三六	〇、七三三	

品名	港							備考
同	香港	〇、〇八一	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇〇八	〇、〇二〇	〇、三三八	十五圓
天竺布	牛莊	〇、〇九六	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇一九	〇、三五六	容積八才巾三十インチ二十四碼モノ二十五反入平均價格百〇六圓
同	天津	〇、一一八	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇一九	〇、三七八	
同	芝罘	〇、〇七五	〇、〇三[illegible]	〇、二〇[illegible]	〇、〇〇六	〇、〇一四	〇、三三五	
同	上海	〇、〇七五	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇一四	〇、三二一	
同	香港	〇、〇六六	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇〇六	〇、〇一四	〇、三一五	
浴巾	牛莊	〇、二三一	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇一三	〇、四九一	容積二十二才每百二十打入平均價格百五十五圓
同	天津	〇、二八四	〇、〇三五	〇、二一〇	〇、〇一二	〇、〇一三	〇、五五四	
同	芝罘	〇、一七七	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇一〇	〇、四二九	
同	上海	〇、一七七	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇一〇	〇、四二五	
同	香港	〇、一六三	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇一〇	〇、四一四	
紙卷煙草	牛莊	〇、一二二	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇八	〇、〇六二	〇、四二七	村井製ヒーロー容積四才五每十本入千五百個詰平均價格四十五圓
同	天津	〇、一九六	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇〇八	〇、〇七二	〇、五一一	
同	芝罘	〇、一三三	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇〇八	〇、〇六二	〇、四三三	
同	上海	〇、一二二	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇〇八	〇、〇六二	〇、四一八	
同	香港	〇、〇八七	〇、〇二九	〇、二[illegible]	〇、〇〇八	〇、〇六二	〇、[illegible]三八	
刷子（齒用）	牛莊	〇、一五一	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一〇	〇、〇三九	〇、四三五	容積七才每

同	天津	0,二四一	0,0三五	0,二00	[illegible]	0,一三九	0,五三五	二百打入平均價格五十七圓
同	芝罘	0,一五二	0,0三0	0,二00	0,0一0	0,0三一	0,四三三	
同	上海	0,一五一	0,0二六	0,二00	0,0一0	0,0三一	0,四一八	
同	香港	0,一0五	[illegible]	[illegible]	0,0一0	[illegible]	0,三七五	
掛時計及置時計	牛莊	0,五一八	0,0三五	0,二00	0,0三五	0,一三七	0,九二五	容積七才每半打入平均價格十七圓
同	天津	0,八二四	0,0三五	0,二00	0,0三五	0,一三七	0,一三一	
同	芝罘	0,五一八	0,0三0	0,二00	0,0三五	0,一00	0,八八三	
同	上海	0,五一八	0,0二六	0,二00	0,0三五	0,一00	0,八七九	
同	香港	0,三五九	0,0二九	0,二00	0,0三五	0,一00	0,七三三	
玻璃鏡（懷中用大形）	牛莊	0,四七一	0,0三五	0,二00	0,0三一	0,一一六	0,八四三	容積十三才每五寸モノ三十二打入平均價格三十五圓
同	天津	0,七五四	0,0三五	0,二00	0,0三一	0,0九一	一,一一一	
同	芝罘	0,四七一	0,0三0	0,二00	0,0三一	0,0九一	0,八二三	
同	上海	0,四七一	0,0二六	0,二00	0,0三一	0,0七七	0,八0五	
同	香港	0,三三一	0,0二九	0,二00	0,0三一	0,0七七	0,六六八	
漆器（盆）	牛莊	一,0二四	0,0三五	0,二00	0,0五0	0,一五四	一,四六五	容積十五才每五ツ入子五十組平均價格二十四
同	天津	一,二五0	0,0三五	0,二00	0,0五0	0,一三三	一,六六八	
同	芝罘	一,七九二	0,0三0	0,二00	0,0五0	0,一三三	一,二0五	

同	上海	〇、七九二	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、一二三	一、一八一	圓
同	香港	〇、五五四	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、一一三	〇、九四六	
燐寸（安全）	牛莊	〇、七八九	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇四九	〇、二〇〇	一、二七三	容積十四才每六百打入平均價格十九圓
同	天津	一、一八四	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇四九	〇、一七三	一、六四一	
同	芝罘	〇、五二六	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇四九	〇、一七三	〇、九七八	
同	上海	〇、五二六	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇四九	〇、一五〇	〇、九五一	
同	香港	〇、五二六	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇四九	〇、一七三	〇、九七七	
陶器及磁器（皿モノ）	牛莊	一、二五〇	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、〇三八	一、五七三	容積十才千枚梱平均價格十圓
同	天津	一、〇〇〇	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、〇三三	一、三一八	
同	芝罘	一、二五〇	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、〇三三	一、五六三	
同	上海	一、二五〇	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、〇二八	一、五五四	
同	香港	〇、八八〇	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇五〇	〇、〇三八	一、一九七	
化粧石鹼	牛莊	〇、一八九	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇五八	〇、四九四	容積十才每二百打入平均價格六十六圓
同	天津	[illegible]	〇、〇三五	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇五〇	[illegible]	
同	芝罘	〇、一八九	〇、〇三〇	〇、二〇〇	〇、〇一三	〇、〇五〇	〇、四八一	
同	上海	〇、一三三	〇、〇二六	〇、二〇〇	〇、〇一二	〇、〇四二	〇、四一三	
同	香港	〇、一三三	〇、〇二九	〇、二〇〇	〇、〇一三	〇、〇五八	〇、四三三	

品名	仕向地							備考
洗濯石鹸	牛莊	0、五二〇	0、〇三五	0、二〇〇	0、〇四〇	0、一六〇	0、九五五	容積二才毎五十六磅入平均價格二圓五十錢
同	天津	0、八〇〇	0、〇三五	0、二〇〇	0、〇四〇	0、一三〇	一、一九五	
同	芝罘	0、五二〇	0、〇三〇	0、二〇〇	0、〇四〇	0、一三〇	0、九一〇	
同	上海	0、三六五	0、〇二六	0、二[illegible]	0、〇四〇	0、一三〇	0、七四六	
同	香港	0、二六〇	0、〇二九	0、二〇〇	0、〇四〇	0、一六〇	0、七八九	
洋傘	牛莊	0、一四六	0、〇三五	0、二〇〇	0、〇〇九	0、〇一二	0、四[illegible]二	容積廿八才毎三十打入平均價格二百四十圓
同	天津	0、一三三	0、〇三五	0、二〇〇	0、〇〇九	0、〇一四	0、四九一	
同	芝罘	0、一四六	0、〇三〇	0、二〇〇	0、〇〇九	0、〇一二	0、三九七	
同	上海	0、一四六	0、〇二六	0、二〇〇	0、〇〇九	0、〇一二	0、三九三	
同	香港	0、一〇四	0、〇二九	[illegible]	0、〇〇九	0、〇一二	0、三五四	
手拭地	芝罘	0、〇九二	0、〇三〇	0、二〇〇	0、〇〇七	0、〇一七	0、三四六	容積十二才毎四百二十反入平均價格百六十三圓
同	天津	0、一五三	0、〇三五	0、二〇〇	0、〇〇七	0、〇二〇	0、四一五	
同	上海	0、〇九二	0、〇二六	0、二〇〇	0、〇〇七	0、〇一七	[illegible]、三四二	
同	香港	0、〇六四	0、〇二九	0、二〇〇	0、〇〇七	0、〇一七	0、三一七	
綿線器	上海	0、八三〇	0、〇二六	0、二〇〇	0、[illegible]五九	[illegible]、一五三	一、二六二	容積十才毎一臺平均價格十五圓
同部分品(革棒)	上海	[illegible]、一八四	[illegible]、[illegible]二六	[illegible]、二[illegible]	0、〇一二	0、〇三四	0、四五六	容積十才毎罕本入平均價格六十八圓

品名	港別							備考
鈕釦（銅製）	牛莊	○、○六六	○、○三五	○、二○○	○、○○五	○、○三三	○、三三九	容積一才八分每百グロス入平均價格三十八圓
同	天津	○、一○五	○、○三五	○、二○○	○、○○五	○、○三三	○、三七八	
同	芝罘	○、○六六	○、○三○	○、二○○	○、○○五	○、○三三	○、三三四	
同	上海	○、○六六	○、○二六	○、二○○	○、○○五	○、○二六	○、三二三	
同	香港	○、○四六	○、○二九	○、二○○	○、○○五	○、○二六	○、三○六	

（乙）輸入重要品

品名	港別／歩合	運賃	保險料	手數料	包裝費	神阪間艀船賃	其他諸費	合計	備考
砂糖（赤）	香港	○、四○○	○、○六五	○、一○○	○、○七○	○、○三八	○、一六○	○、八三三	容積三才百斤入平均價格六圓二十五錢
生漆	上海	○、一三○	○、○二六	○、二○○	○、一○八	○、○一一	○、○三七	○、五一三	容積三才平均五十七斤入平均價格二十七圓
作蠶糸	牛莊	○、○六五	○、○三五	○、一五○	○、○三三	○、○○三	○、○一三	○、二八八	容積八才每百斤入平均價格二百十二圓
同	芝罘	○、○六五	○、○三○	○、一五○	○、○三三	○、○○三	○、○一三	○、二八三	
同	上海	○、○六○	○、○二六	○、一五○	○、○三三	○、○○三	○、○一三	○、二七四	
絹紬	牛莊	○、○六五	○、○三五	○、一五○	○、○三○	○、○○三	○、○二三	○、二八四	容積三才每五十疋入平均價格百五十圓
同	芝罘	○、○六五	○、○三○	○、一五○	○、○三○	○、○○三	○、○二三	○、二七九	
同	上海	○、○六○	○、○二六	○、一五○	○、○三三	○、○○三	○、○二三	○、二七○	

品名	單位	總量	純量	包裝の種類	容積	備考
麥酒	一箱		一斗九升二合	木箱繩梱	四才五分	大瓶四合入四打
同	同		一斗九升二合	同	四才八分	小瓶二合入八打
清酒（灘）	一樽	百四十五斤	百十九斤	樽入莚包	六才	三斗九升
同（堺）	同	百六十三斤	百三十斤	同	同	四斗三升
同	一箱		一斗九升二合	木箱	四才六分	大瓶四合入四打
同	同		一斗九升二合		同	小瓶二合入八打
味淋	一樽	百八十一斤	百四十五斤	樽入莚包	六才	四斗四升
燒酎	同	百五十九斤	百二十五斤	同	同	四斗四升
銅釦（二號）	一箱		八千八百匁	木箱	一才八分	百グロス入
同（三號）	同		七千七百匁	同	同	同
同（四號）	同		六千六百匁	同	同	同
同（七號）	同		四千百匁	同	同	同
綿メリヤス肌衣（夏物）	一箱		八十打	同	二十三才	
同（冬物）	同		四十打	同	同	
麥稈帽子	同		三十打	同	三十才	
氈帽子	同		六打	同	十二才	
銅（熟）	一梱	百二斤	百斤	繩梱	二才七分	七枚梱

同（荒）	一梱	百〇五斤	百斤	莚包	二才七分	
擬洋紙（新聞用紙）	同	三百九十三斤	三百五十二斤	板締メ	十五才	十連入
同（印刷用紙）	同	四百十六斤	三百七十八斤	同	同	同
同（包裝用紙）	同	三百七十八斤	三百四十斤	同	十二才	同
同（色用紙）	同	三百四十斤	三百〇二斤	同	同	同
同（壁用紙）	同	百五十斤	百四十四斤	百九十磅	八才	一萬枚入
模造白紙（一名連史紙）	同	百五十一斤	百三十六斤	莚包	八才	百三十刀入（一刀は九十六枚）
ストローボールド紙	同	四百六十九斤	四百三十一斤	板締メ	十五才	十束入
綿織糸	同	百六十斤	百五十斤	莚包	八才	二十玉入
同	同	三百十五斤	三百斤	同	十四才	四十玉入
綿ブランケット	二箱	二百九十斤	二百五十斤	木箱	二十五才	大判もの百枚入
同	一俵	二百五十五斤	二百四十斤	莚包	十八才	同
同	一箱	二百十斤	百八十五斤	木箱	二十二才	合判もの百枚入
同	一俵	百八十五斤	百七十斤	莚包	十六才	同
綿フランネル	一箱	百十三斤	七十六斤	木箱	十六才	三十三インチ、十五碼もの六十反入
同	同	二百五十三斤	二百十五斤	同	二十六才	三十二インチ、三十碼のもの三十反入
綿縮	同	二百六十五斤	二百二十七斤	同	二十二才	十九インチ、十三碼のもの百五十反入
同	同	百八十斤	百五十一斤	同	同	三十二インチ、二十碼もの四十反入

同チヂラ織	同	二百五十斤	二百十二斤	同	二十五才	三十二インチ、三十碼のもの四十反入
白木綿（太地）	一俵	百七十五斤	百六十五斤	莚包	八才	五丈四尺もの六十疋入
同（細地）	同	百六十四斤	百五十四斤	同	同	同
生金巾	一俵	二百二十三斤	二百十二斤	ズック包	七才	三十六インチ、四十碼もの二十反入
天竺布	同	二百六十五斤	二百二十七斤	同	八才	三十インチ、二十四碼もの五十反入
浴巾	一箱	二百斤	百六十三斤	木箱	二十二才	巾三十五インチ、長三十二インチもの百廿打入
同	同	百九十七斤	百五十九斤	同	同	巾二十インチ、長三十七インチもの七十打入
村井（ヒーロー印）紙巻煙草	同	五十七斤	三十四斤	同	四才五分	毎十本入千五百個
村井（忠勇印）紙巻煙草	同	三十九斤	二十三斤	同	十六才	毎五十本入五百個
刷子（歯）	同	二百斤	百八十斤	同	七才	二百打入
同（靴）	同	百八十九斤	百五十九斤	同	十七才	五十打入
掛時計	同		六十二斤半	同	七才	半打入
置時計	同		同	同	同	同
手鏡（一號）	同	三百二十五斤	二百七十二斤	同	十三才	六寸もの三十二打入
同（二號）	同	四百三斤	三百四十斤	同	同	五寸もの三十二打入
同（三號）	同	三百二斤	二百五十二斤	同	十六才	四寸もの八十打入
漆器（椀）	同	百四十七斤	百三十六斤	木箱	十七才	三十組
同（盆）	同	百二十五斤	百十三斤	同	十五才	五ツ入子五十組

寸燐（安全太軸）	一箱	百三十九斤	八十九斤	木箱	十四才	毎小箱八十本入六百打
同（同細軸）	同	百三十五斤	八十五斤	同	同	毎小箱百二十本入六百打
同（黄燐短軸ポス）	同	百八十一斤	百三十一斤	同	同	毎小箱七十五本入千二百打
同（硫黄長軸）	同	百四十五斤	九十五斤	同	同	毎小箱七十本入六百打
同（硫黄短軸）	同	百九十六斤	百四十六斤	同	同	毎小箱九十本入千二百打
陶器	同	二百五十斤	二百二十斤	同	十才	皿物千枚入
化粧石鹸	同	三百二十斤	二百九十斤	同	十才	毎二百打入
洗濯石鹸	同	五十三斤	四十二斤		一才	二十本入
洋傘	同		二十五打		二十三才	上海及漢口向き
同	同		三十打		二十八才	同
同	同		三十五打			同
同	同		三十打			天津牛莊及芝罘向き
同	同		二十五打・三十打・三十五打			同
同	同		三十打			同
手拭地（甲）	一箱	二百六十斤	二百十斤	木箱	十二才	長二丈五尺巾一尺もの四百二十反入
同（同）	同	百三十五斤	百五斤	同	七才	同上三百十反入
同（乙）	同	三百十三斤	二百六十三斤	同	十四才	同上四百廿反入
同（同）	同	百六十二斤	百三十二斤	同	八才	同上二百十反入

品名	單位	總量	純量	包裝種類	才數	備考
同（丙）	同	三百十五斤	三百十五斤	同	十五才	同上四百廿反入
同（同）	同	百八十八斤	百五十八斤	同	八才	同上二百十反入
緋金巾（五ポンド付）	同	二百十九斤	百八十九斤	同	十才	三十インチ二十四碼もの五十反入
同（四ポンド付）		百八十一斤	百五十一斤	同	同	同
同（三ポンド付）		百四十三斤	百十三斤	同	同	同
同（二ポンド半付）		百二十五斤	九十五斤	同	同	同
綿繰器	一箱	二百斤	百七十斤	木箱	十才	
同部分品（皮棒）	同	二百五十斤	二百二十五斤	同	同	四十本入

（乙）輸入重要品

品名	單位	總量	純量	包裝種類	才數	備考
赤砂糖（香港糖）	一俵	百〇四斤	百斤	アンペラ包	三才	十號乃至十四號
漆（大樽）	同	二百二十斤	百八十九斤	同	九才五分	
同（小樽）	同	六十三斤	五十七斤	同	三才	
大豆	一俵	百十六斤	百十一斤	叺	三才三分	五斗入
生牛皮	一梱	二百二十七斤	二百二十二斤	繩梱	二十才	
柞蠶糸（大枠品）	一俵	百〇六斤半	百斤	ヅック包	八才	
同（小枠品）	一箱	百二十一斤	百〇二斤半	箱及ヅック包	八才七分	

絹紬	一俵	六十二斤	五十九斤	ヅック包	三才	十九インチ十九碼もの五十反入 十九インチ二十碼もの四十反入
同（泥）	同	六十三斤	六十斤	同	同	
麻（苧麻）	同		六十五斤		四才	
同（麻皮）	同		二百斤		十三才	
同（大麻）	同		二百五十斤		十六才	
包蓆	同	三百十斤	三百斤	アンペラ包	二十三才	二百枚入
毛皮（狸）	一俵	二百十三斤	二百〇六斤	ヅック包	十八才	五百枚入
同（山羊）	同	二百五十五斤	二百五十斤	同	十五才	二百枚入
同（獺）	一箱	五十斤	三十斤	布包木箱	四才	五十枚
同（同）	同	六十七斤	四十四斤	同	七才	百枚
同（綿羊）	一俵	百二十斤	百十斤	ヅック包	十五才	三十枚
同（同）	同	二百二十斤	二百十二斤	同	二十才	五十枚
紫檀	一本		三百斤		七才	二間もの
麥稈眞田（大編）	一俵	二百六十斤	二百四十斤	アジロ包	四十才	百二十碼もの二百四十束入
同（中編）	同	百七十斤	百五十斤	同	三十二才	同
同（小編）	同	百三十八斤	百十八斤	同	十八才	同
獸毛（馬毛）	同	百〇三斤	九十斤	ズック包	十才	
同（狸毛）	同	百十一斤	百斤	籠ズック包	七才	

同（赤熊毛）	同	七十六斤	六十九斤	ヅック包	七才

備考

一同一物品にして種類多きものは其中に就き最も輸出入多きものを採りて標準とせり

一同一物品にして其價格に大差あるものは其平均價格を以て標準とせり

一運賃率は日本郵船株式會社及大阪商船株式會社現行の運賃率に依り算出せり

一輸出品の包裝費用は總て原價に加算し別に項目を設けす

一輸入品中包裝費なきものは總て原價に包含するものと知るべし

第三節　支那貿易品の商標

凡そ各種商品の商標等に用ゐる文字圖畫は人の忌むへきものを避くるを要することは勿論にして殊に支那人の如き迷信深き人民に對しては之か採擇如何に由りては其商品銷售の上に影響を及ほすこと尠からさるを以て深く之に注意し一見彼等の目を悦はしめ且見て以て吉兆とすへきものを撰ふこと最も肝要なりと

謂ふへし曩に我農商務省に於ては(一)支那貿易品の商標、製造標等に用ゐる文字圖畫は如何なる種類のものを以て最も支那人の好尚に適すとするや且現在本邦及諸外國よりの重要輸入品に附着する商標其他にして支那人の好尚に適し居るものゝ種類如何又各商店の商號に用ゐる文字は如何なるものを撰ふを可とするや(二)商標、製造標等にして支那人の嫌惡すへしと思はるゝ種類のものは如何又本邦及諸外國よりの輸入品にして之か爲め販路を求め得さりしものあらは其例如何に就き清國各地駐在帝國領事に對し之か調査を依賴したるに其芝罘及漢口よりの報告は左の如くなりしと云ふ

一支那人は一般に迷信力に強く文字圖畫、談話等に於ても極めて不吉を忌むの風習あるを以て貿易品の商標等に於ても深く此點に注意し勉めて吉祥の文字圖畫を撰ふを以て最も肝要なりとす今左に其の主要なるものを列記すへし

一商標に用ふへき文字圖畫

福、壽、喜等の類(文字)

神仙、麒麟、鳳凰、金鷄、獅子、龍、虎、鶴、鹿、燕、桂、梅、桃、梨、芍藥、牡丹、杏、李等の類(圖畫)

一商號に用ふへき文字

順、泰、恒、茂、正、祥、公、萬、盛、謙、益、豐、裕、成、泉、寶、通、廣、德、厚、瑞、中、和、文、信、榮、源、增、復、來、永、怡、美、慶、興、聚、昇、大、有、双、鴻、阜、長、來、仁、壽、文、福、發、達、允、吉、昌、天、乾、義、洪等の類

右文字は二字若は三字を連ね下に號、記、堂、棧、店、行、莊、樓、局、舘等の文字を加へて商號となすを常とす例へは恒茂號、謙益豐棧等の如し又上記の文字一字を取り之に記の一字を加へて商號となすことあり例へは信記、昌記等の如し

一現今本邦及諸外國よりの輸入品に附着する商標にして支那人の好尙に適し居るものゝ例を擧くれは大略左の如し

金鷄、藍魚、鹿甲、金鹿、双鹿、藍龍、虎、獅、雀、梅、跑馬、馬、箭、花蝶、伏龍、四鳳、飛燕、八蝶、黃人魚、牡丹花、美人、琴鶴、孔雀、龍鳳圖、月宮圖、三仙樂、金龍、讀書樂、田家樂、仙童執梅、仙女錦花、八仙飮、小金魚、財神叩門、父子登朝、天姬、金鐘、伏元騎馬、鯉魚跳門、小老虎、双鶴桃、老鬼頭、藍犬、熊頭等の類

但し以上の商標中には老鬼頭、藍犬等の如く支那人の好尙に適せさるものなきにあらすと雖も是等は其價格に比し品質割合に優等なるか爲め已に多年間支

那人の需要を充たし深く彼等の信用を博し今日に至りては人皆其品質の佳なるを知りて商標の如何に留意せさるに至りたるか爲めにして此等の物品か當初未た支那人間に好評を博せさりし際に當り格別支那人の好尙に適せさる商標に依りて販路を求めたる其困難や亦尠少ならさりしを知るへきなり

一支那人の嫌惡すへしと思はるゝ文字圖畫は大抵左の如し

龜、鼈、黿、熊、犬、豕、鬼、烏、鴨、鼠、蝦、蟖、蛇、兎、鱷、鵜等の類

（以上明治三十五年六月在芝罘帝國領事報告）

一商標、商號、製造標等に用ゐる文字圖畫に關し最も支那人の好尙に適する種類のものを擧くれは左の如し

（文字）福、壽、貴、慶、吉、利、寶、豐、盛、順、茂、昌、大、宏、隆、和、泰、義、協、合等の類

（圖畫）

◦人物◦　七福神、天人、神佛の類

◦鳥◦　鳳凰、鶴、孔雀、鸚鵡、鵲、鷹等の類

◦獸◦　龍、麒麟、獅子、象、虎、豹、鹿、蝙蝠等の類

蟲○　蝴蝶、蟬、蜻蜓、蜂等の類

花卉○　松、竹、梅、菊、蘭、牡丹、丹桂等

以上の如く總て吉祥と稱せらるゝものを喜ぶの風あり

一同支那人の嫌惡すへしと思はるゝ種類は皆右に反せるものにして第一龜、蛇の如きは勿論其鳥類にしては鵜、鷲、梟、杜鵑、獸類にしては狼、狐、猫、狗、虫類にしては蝎、屋守等の如き凡て彼等の忌むところなり而して外國よりの輸入品にして之か爲め販路を求め得さりし等のとは之無かるへきも多少其嫌忌を招くを免かれさるへし曾て本邦よりの輸入品中に龜の商標有りたるか爲め頗る該品販賣上障礙を來たしたることあり又目下本邦に行はるゝ天狗印紙卷烟草の如きも已に其天狗なるもの一の妖魔にして支那人の眼中に美しく映せさるのみならす其吸口に數個の漢字を印せるか故に支那人か從來敬字の風俗として吸ひ了りても其吸口を亂棄するに忍ひさることあり是等の事例は清國への輸入品商標に對し最も注意すへきものなるへし又支那人は何にても偶數を貴ひ奇數を忌むの習慣あるか故に商標上の圖書も務めて一對なるを好しとし其書する所の

文字も之に應して凡て吉祥の言句を用ゐるを要す
從來外國より支那人向として輸入せらるゝ貨物の商標は上海に於て更に之を支那人の好尙に適すへく充分の研究により改定せらるゝもの多しと云ふ
（以上明治三十五年六月在漢口帝國領事報告）

第三章　關稅及釐金稅

第一節　稅關の沿革及組織

（一）　新關

千八百四十二年南京條約に依り通商口岸始めて各處に開かれ列國相繼きて領事を各港に任置するや外商の手を經る貨物の輸出入稅は領事之を徵收し淸國政府に納るゝことゝなりしか各領事各自國商民に私するの狀あるに由り淸國政府は列國に交涉する所あり千八百五十一年此制を廢止し政府直接に收稅することゝなれり然るに淸國官吏の貪婪にして且無經驗なる弊害爲に百出し內外の通商を阻碍すること尠からす乃ち千八百五十四年再ひ列國と協議し開港場各方面の稅務局(即ち稅務監督官)には歐米人を擧けて之に任することゝなしたり之を外人海關に當るの權輿とす

是に於て英、米、佛三國より各一人の稅務司を選出し各同等の地位と權限とを以て

上海の海關稅務監督局に坐し以て海關の組織改革に從事したり惟當時支那に於ける外國貿易額の大半は英人の占むる所なりしを以て海關事務の大部分は即英商貿易の管理たるか如き觀あり加之英國選出の稅務司トーマス、ウェードは其技倆濟輩に傑出せしを以て信用權力漸く之に集中し彼外人を擧けて總稅務司(稅務監督長官)に任するに及んても同人又其職に就くに至れり是より海關の重權遂に英人に歸しウェードに繼きて總稅務司たりし者はエッチ、エヌ、レー及現任のサー、ロバート、ハートにして皆英人たるのみならす千八百九十七年英國は清國政府と約するに「支那に於ける英國の貿易額他國に超越する間は海關總稅務司の職は英國民をして之れに當らしむることを以てし長へに此重權を掌握するに至れり總稅務司の權限は頗る重且大にして啻に海關收入を掌るのみならす沿海燈臺の事務を管掌し又一分特別の郵便事務をも統轄せり

支那には舊來稅關あり內地貿易に榷稅するの官司とす故に外國貿易の爲に新關を設置するに及ひ之を新海關又は單に新關と稱し以て舊關と區別せり新關の管轄區域は分ちて十八管區とし毎管區中の重なる開港場に稅務司を置く稅務司は

管內各港稅關を監督し每月の成績報告を總稅務司に遞呈す總稅務司は北京に駐在し諸稅務司を監督す今各海關の名稱及管轄區域を擧くれは左の如し

關名	管轄區域
北海關	東京國境より潿州海島に至る
瓊海關（瓊州）	潿州海島より海陵島に至る
粵海關（廣東）	海陵島より大鵬角に至る
潮海關（汕頭）	大鵬角より東澎島に至る
厦門關	東澎島より泉州府泉州江に至る
閩海關（福州）	泉州江より福寧府霞浦縣南鎭澳に至る
甌海關（温州）	南鎭澳より臺州府臨海縣河口に至る
浙海關（寧波）	臨海縣河口より杭州府錢塘江口杭州灣に至る
江南海關（上海）	杭州灣より、沿海は黃河の舊口に至り長江は太倉州鎭洋縣狼山水道に至る
東海關（芝罘）	黃河の舊口より黃河の新口大淸河に至る

津海關（天津）大清河より山海關に至る
牛莊關　山海關より大連灣に至る
鎭江關　狼山水道より江寧府に至る
蕪湖關　江寧府より安慶府に至る
九江關　安慶府より湖北省々界半壁山に至る
江漢關（漢口）半壁山より洞庭湖口岳州府に至る
宜昌關　岳州府より官峽に至る
重慶關　官峽より重慶に至る

千八百九十九年（明治三十二年）七月の調査に依れは以上海關稅務に從事する歐米人及支那人の數左の如し

	稅務	船務	教育	郵便	合計
歐米人	八三七人	九二人	六人	五八人	九九三人
支那人	三、六一七	四五八	一	五三五	四、六一一
總計	四、四五四	五五〇	七	五九三	五、六〇四

尚ほ税務員中高級の地位に在る者を列擧すれば左の如し

總税務司	一人	副總税務司	一人
税務司	四三	副税務司	二〇三
書記長	一	一等幇辨	一五
二等幇辨	三一	三等幇辨	三九
四等幇辨	一〇〇	書記	一二
醫員	三〇	外に支那人	七〇二

以上の中總税務司及副總税務司は共に英國人にして税務司及副税務司の國籍は左の如し

税務司

	英	米	獨	佛	諾	墺	露	白	計
一八九六年 一八九七年	二一人	六人	五人	五人	一人	一人	一人	一人	三八人
一八九八年 一八九九年	二三	七	五	四	一	一	一	一	四三

副税務司

	英	佛	露	獨	伊	米	嗹	白	計
一八九六年 一八九七年	一八人	二人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	二七人

一八九八年｜一八九九年　一四　一　一　一　一　一　一　一　｜　二〇

而して以上四階級に於ける總員六十五人の內英國人は三十九人にして總員の百分の六十に當れり

（二）舊關及釐局

（イ）舊關

舊關は即ち舊來の稅關にして從來單に關と稱せしもの是なり今新關に對して舊關又は舊海關と曰ふ其起源は遠く周代に在り（周制境上每に二關を設く東西南北凡て八關なり諸侯の國は封域の大小に依り其數遞減す而して商人の內より出つる者は司市之に璽節を與へ其貨の多少を書し之を城門に通し城門は之を境關に通す外より來る者は則ち關司其節を按して之を城門に通し城門は之を市廳に通し三處相聯して以て姦商を檢す而て貨物の關を出入する者皆稅を徵す）凡て水陸の衝會舟車の輻輳する所商旅の聚集する所に之を設け以て關津を經過する貨物の通過稅を徵するなり今直省に於ける舊關の所在及其關名を擧くれは左の如し

關名	關名

崇文門　北京
右翼　同
天津關　直隸
龍泉關　同
獨石口　同
古北口　同
桃林口　同
輝發　吉林
白都訥　同
牛莊　奉天
武元城　山西
滸墅關　江蘇
揚州關　同
鳳陽關　安徽

左翼　北京
廻州
山海關　直隸
紫荊關　同
張家口　同
潘家口　同
殺虎口　山西
穆欽　吉林
奉天　奉天
臨清關　山東
江蘇海關　江蘇
淮安關　同
西新關　同
蕪湖關　安徽

九江關	江西	贛關	江西
福建海關	福建	閩安關	福建
浙江海關	浙江	北新關	浙江
武昌廠	湖北	荊關	湖北
辰關	湖南	夔關（一名渝關）	四川
廣東海關	廣東	太平關	廣東
梧廠	廣西	潯廠	廣西
廈門關	福建	胡納胡河	

關は總て中央政府の直轄に屬し直省の關務は或は京官を差して監督せしめ或は督撫を以て總理せしめ或は滿洲將軍を以て織造鹽政と兼理せしめ邊外の關務は理藩院より專任監督を派遣す而して京差は戶部の奏請に由りて之を任し每歲更代せしむ又督撫は所屬道府(道臺)に委し專ら之を司らしむ

以上は則ち所謂戶關にして戶部の管掌に屬するものなり別に工關と稱し工部に隸するものあり是れ專ら竹木に稅するものにして亦商旅輻輳の地に於ては間々

船貨に權稅す其關名及所在は左の如し

關名	所在	關名	所在
潘家口	直隸	桃林口	直隸
古北口	同	武元城	山西
殺虎口	山西	寧古塔	吉林
穆欽	吉林	輝發	同
甎服牐（臨清關兼管）	山東	南新關（北新關兼管）	浙江
龍任關（西新關兼管）	江蘇	宿遷關（淮關兼管）	江蘇
瓜儀由牐（揚關兼管）	同	蕪湖關	安徽
荊關	湖北	辰關	湖南
渝關（夔關兼管）	四川		

工關の稅務は或は戸關に於て之を弁攝し或は工部の疏請に由りて京官を差して監督せしめ或は督撫をして專司せしめ或は滿洲將軍を以て織造と兼管せしむ其制戸部の如くす

（ロ）鑪局

釐局は支那歷代未た曾つて有らす髮賊叛亂の際(千八百五十三年)國帑空乏財用足らさるを以て雷以誠始めて之を揚州に置き往來の商貨に權稅し以て軍餉を佐くと謂ふの意に出てたるなり後曾國藩は之を漢口に胡林翼は之を武昌に置き同しく一種の通過稅を征し以て軍費に充てたり是に於て各省の巡撫亦見て之に倣ひ所在釐局を起し遂に全國に普及するに至れり然るに當時は髮賊平定と共に之を廢撤すへき意なりしと雖とも兵亂の餘財源を求むる急なりし爲め反つて益之を擴張し終に永久の制となれり

釐局は巡撫の管掌に屬し關に對し單に之を局と曰ふ(又卡と稱す)各省に一の釐金總局あり其下に幾多の正局分卡あり巡撫は部下の候補道臺等より選ひて提調(總辦)と爲し省内釐金の徵收を司らしむ提調の下に司事(吏員)若干あり司事は省内各地の釐局及分局に駐在す而して是等の官吏は或は巡船を操り或は砲船を走らし無數の巡丁水手を役して爭ふて苛催抽捐を事とせり而も釐局の設置は元と水陸の要衢たる百貨輻輳の區のみに限られたりしか近時商賈の本路を避け脫稅を謀るの結果山村僻里に至るまで新局の設置を促し加之釐稅の納額も亦内地關稅と同

しく局員の受負に屬するを以て貪婪無飽の徒爭ふて財賄を納れて官を買ひ所在分局を起すに至り益其數を增加せり（江蘇省の如きは釐局十四、分卡百八十七ヶ所あり）

第二節　新關稅

（一）輸出入稅及抵代稅

（イ）輸出入稅

清國の輸入稅は千八百五十八年英清天津條約に於て凡從價五分を標準とし之を課することを約し次て新定稅則を定められたりしか該稅則に依れは無稅品の範圍頗る廣汎にして又有稅品に於ても其後銀貨下落して輸入品は自然其價格を高めし爲め稅率は却て平均四分强に減する割合となれりしか昨三十四年十一月十一日より北清事變平和議定書に基き眞實に五分稅を課すると共に米、雜穀、麥粉、金銀貨及金銀塊を除くの外此廣汎なる無稅品も悉く課稅せらるゝに至れり（但鴉片は從來の通每擔三十兩の輸入稅を課し尙ほ每擔八十兩の釐金稅を徵收す）而して其賦課法は千八百九十七年より九十九年

に至る三ヶ年間の平均價格を標準とし從量稅に換算せらるへきものにして右平均市價表の調製せらるゝに至るまでは假に千八百九十七年上海稅關の調査に成る上海市價表を標準として換算せられたる從量稅を徵收することゝなれり

然るに此上海市價表は今日の實際と甚しき相違あるを以て爲に外國商人の不滿を招き遂に上海稅關に於ては總稅務司の承諾を得明治三十四年十一月二十六日より支那協會(英商の團體)の提出に係る各種綿製品の價格の分類を採用したり右は本邦其他外國商人に於て公平の價格なることを所屬領事を經て認めたるものにして之に屬する重要なる貨物中各種の外國製綿絲は每百斤に付其價格十九兩と定めあり又同年十二月七日稅關と商人との間に於て本邦產石炭は總て每噸四兩六錢と評價し課稅することゝ定められたり

尙ほ右上海市價表に異議あるときは輸入當時の市價に依るべく若其市價決定し難きときは積荷證書(インヴオイス)面記載價格に一割を加算したるものに依り課稅することゝなれり

輸出稅率は總て從來の如く新定稅則の規定に據るものにして即ち左の如し

油蠟礬礦類

貨名	單位	稅
白礬(明礬)	每百斤	四錢五厘
靑礬(綠礬)	同	一錢
八角油	同	五兩
桂皮油	同	九兩
薄荷油	同	三兩五錢
牛油	同	二錢
桕油	同	三錢
油(芝麻油、荳油、棉油、茶油、桐油各等)	同	三錢
蓖麻油	每百斤	二錢
白蠟	同	一兩五錢

香料椒茶類

貨名	單位	稅
茶(明治三十五年七月改定)	每百斤	一兩二錢五分
八角	同	五錢
麝香	每一斤	九錢
八角渣	每百斤	二錢五分
晴辰香(線香類)	同	二錢

藥材類

貨名	單位	稅
三奈	同	三錢
樟腦	同	七錢五分
信石	同	四錢五分
桂皮	同	六錢
桂子	同	八錢
土茯苓	同	一錢三分
澄茄	同	一兩五錢
良薑	同	一錢
石黃	同	三錢五分
大黃	同	一兩貳錢五分
姜黃	同	一錢
高麗、日本參　上等	每一斤	五錢
高麗、日本參　下等	同	三錢六分
鹿茸　嫩	每對	九錢
鹿茸　老	每百斤	一兩三錢五分
牛黃　中國	每斤	三錢六分

品名		單位	稅額
斑貓		每百斤	貳兩
桂枝		同	一錢五分
陳皮		同	三錢
柚皮	上等	同	四錢五分
柚皮	下等	同	一錢五分
關東人參		每値百兩	抽稅五兩
薄荷葉		每百斤	一錢
甘草		同	一錢三分五厘
石羔		同	三分
五棓子		同	五錢
蜂蜜		同	九錢
衣帽靴鞋類			
衣服	布襪同	每百斤	一兩五錢
衣服	綢	同	十兩
靴鞋	皮緞各色	每百雙	三兩
草鞋		同	一錢八分
綢帽		每百箇	九錢
氈帽		同	一兩二錢五分
草帽緶(麥稈眞田)		同	七錢
布疋花幔類			
夏布(麻布)細		每百斤	二兩五錢
夏布(同)粗		同	七錢八分
土布(綿布)各色		同	一兩五錢
舊棉絮即爛布碎(古綿)		同	四分五厘
棉被胎		每百件	二兩七錢五分
棉花		每百斤	三錢五分
雜貨類			
料手鐲即燒料釧		同	五錢
竹器		同	七錢五分
假珊瑚(擬珊瑚)		同	三錢五分
各色爆竹		同	五錢
羽扇		每百柄	七錢五分
料器		每百斤	五錢
各色料珠		同	五錢
雨遮	即紙傘	每百柄	五錢
雲石		每百斤	二錢

品名	單位	稅額
舊紙畫	每百枚	一錢
紙扇	每百張	四分五厘
珍珠 假	每百斤	二兩
古玩（骨董）	每值百兩	抽稅五兩
葵扇 細	每千柄	三錢六厘
駱駝毛	每百斤	一兩
綿羊毛	同	三錢五分
山羊毛	同	一錢八分
氈 碎	同	一錢
紙花（造花）	同	一兩五錢
土煤（石炭）	同	四分
葵扇 粗	每千柄	二錢
顏料膠漆紙劄類		
銅箔	每百斤	一兩五錢
錫箔 薄	同	一兩貳錢五分
紅丹	同	三錢五分
銀硃	同	二錢五分
油漆畫	每件	一錢
鉛粉	每百斤	七錢貳分
黃丹	同	三錢五分
硃砂（硫酸銀）	每百斤	七錢五分
紙 上等書籍同	同	七錢
紙 下等	同	四錢
油紙	同	四錢五分
墨	同	四錢
漆	同	五錢
棕	同	一錢
蔴	同	三錢五分
燈草	同	六錢
綠膠 染用	每斤	八錢
索 廣東	每百斤	一錢五分
索 蘇州	同	五錢
漆絲	同	四錢五分
蠣殼	同	九錢
綠皮	同	一兩八錢
土靛 乾的	同	一兩

坑砂	糞草田料	同	九分
器皿箱盒類			
牛骨角器		每百斤	一兩五錢
磁器	細	同	九錢
磁器	粗	同	四錢五分
紫黃銅器	紅銅錫器	同	一兩一錢五分
木器		同	一兩一錢五分
象牙器		每斤	一錢五分
漆器		每百斤	一兩
雲母殼器		每斤	一錢
藤器	各樣同	每百斤	三錢
檀香器		每斤	一錢
金銀器		同	十兩
玳瑁器		同	二錢
皮箱皮櫃		每百斤	一兩五錢
皮器	荷包等	同	一兩五錢
窰貨	瓦器	同	五分
黃銅器		同	一兩
銅鈕釦		同	三兩
銅絲		同	一兩一錢五分
生銅		同	五錢
舊銅片		同	五錢
竹木藤椰類			
各色竹竿		每千根	五錢
藤肉	即藤片	每百斤	二錢五分
木	椿樑桅柱桁	每根	三分
綢緞絲絨類			
湖絲土絲	各等絲經	每百斤	十兩
野蠶絲		同	二兩五錢
絲帶欄杆	絓帶絲線各色	同	十兩
綢緞絹綉	紗綾羅剪紙[illegible]貨等類	同	十二兩
絲棉雜貨	如絲毛之類	同	五兩五錢
四川黃絲		同	七兩
同功絲		同	五兩
川綢	山東繭綢	同	四兩五錢
緯線		同	十兩

品名	附記	單位	稅
各省絨		每百斤	十兩
絨	廣東土產糸做成	同	四兩三錢
蠶繭		同	三兩
亂絲頭		同	一兩
氈絨毯蓆類			
蓆子各樣		每百枚	二錢
地蓆		每捲	二錢
皮氈		每枚	九分
氈毯		每百枚	三兩五錢
糖果食物類			
蜜餞並各色糖果		每百斤	五錢
白糖		同	二兩
赤糖		同	一錢二分
氷糖		同	二錢二分
醬油		同	四錢
烟糸各樣	如黃烟水烟之類	同	四錢二分
烟葉各樣		同	一錢八分
鼻烟	中國	同	八錢

品名	附記	單位	稅
大頭菜		同	一錢八分
粉絲		同	一錢八分
酒	土酒	同	一錢五分
海菜	海帶同	同	一錢五分
火腿		同	五錢五分
皮蛋		每千箇	三錢五分
欖仁		每百斤	三錢
杏仁		同	四錢五分
香菌	即香信	每百斤	一兩五錢
金針菜		同	二錢七分
木耳		同	六錢
桂圓		同	二錢五分
桂圓肉		同	三錢五分
荔枝		同	二錢
蓮子		同	五兩
芝麻		同	一錢三分五厘
花生		同	一錢
花生餅		同	三錢

瓜子　同　一錢
荳　同　六分
荳餅　同　三分五厘
米麥雜糧　同　一錢
蒜頭　同　三分五厘
栗子　同　一錢
黑棗　同　一錢五分
紅棗　同　九分

免稅貨物
金銀　洋錢　麪　粟　米粉　麪餅　行李

熟肉　熟菜　牛酪　牛奶酥（チーズ）　香水　砂穀米
炭　外國酒　柴木　外國紙　外國筆　外國墨
外國氈　外國鹹　外國衣服　外國蜜餞　外國
金銀首飾　外國攙銀器（メッキモノ）　外國蠟燭　外國煙絲
外國煙草　外國家用雜物　外國船用雜物　外
國鐵刀利器　外國自用藥料　外國玻璃器皿

違禁貨物
火藥　大小彈子　礮　鳥鎗　即洋鎗
小鳥鎗（ピストル）　一切軍器　食鹽

（ロ）抵代稅

抵代稅は清國に於て之れを子口半稅と稱す即ち舊關稅、釐金稅其の他雜徵に代はるの稅なり抑清國に於ける貨物の輸出入は新關、舊關、釐局の三關門を經過せさるへからす而して貨物の是等の關津を經過する毎に煩苛紛繁なる稅釐雜徵を抽課せられ其目的地に到るまてには往々元價の倍額に上るものあり爲に內外貿易の障碍をなすこと尠からす是に於て英國は往年天津條約に於て是等紛繁なる重課

を免れんか爲め總て有税品は輸出入税の一半無税品は從價の二分半に相當する金額を內地貨物は途上經過の釐局に於て外洋貨物は開口場に於て一時に完納するときは他の內地各税局は毫も之に對し課税せさることを約したり而して日清通商條約は一層此關係を明瞭ならしめたるを見る即ち左の如し

日清通商條約第十一條

日本臣民にして輸入物品を清國內地の市場に運搬せんと欲するものは其物品の有税品なるときは輸入税の二分の一、無税品なるときは從價の二分半に當る抵代税を拂ひ以て其物品に對する一切の通過税の免除を受ること其勝手たるへし而して右抵代税を拂ひたるときは該物品に對し一切の內地税を免除する爲め證書を發付すへき者とす但本條は輸入阿片には適用せさるものと知るへし

同　第十二條

清國に在る日本國臣民か清國開港地外の地に於て買入れたる一切の清國生産物及物品にして輸出せられんとするものは前條に記載したる税率に依り輸入税の代りに輸出税を基礎として算出したる抵代税を拂ひたる上其輸出に際し單に輸出税を拂ふ外は清國各地に於て各種の税金、賦課金、手數料、釐金等を免せ

らるへし但右は前記の生產物及物品にして通過税仕拂の日より十二箇月の期限內に現に外國に輸出せられたる場合に限る

日本國臣民か清國の開港地に於て買入たる一切の清國生產物及物品にして海外に輸出を禁せられさる者は輸出の際單に輸出税を納むる外は一切の內地税賦課金、手數料、釐金等を免除せらるへし且日本國臣民か清國各地に於て輸出の爲買入たる一切の物品も亦現行章程に從ひ各開港場に運搬するを得る者とす」

此規定に依り貨物を內地に運入するには先其貨物の名目、數量及該貨物は原と何港にて入口し內地の何地方に運往せんとする等の事項を明記したる報告書を所轄税關に提出し貨物の檢査を受け税金(所謂進口通過税)を完納して該税關より發給する內地税單(三聯單)を受取り之を沿途各關局に呈示し貨物の檢査を受け税單に捺印を請ひ以て前進し指定地に到ることを得遠近を論せず一切の税釐を課することなし又內地より貨物を運出するには先つ貨物買收地第一の關局に至り檢査を受け貨物の數量及該貨物は何口に至り積荷をなす等の事項を明記したる申告書を提出し該關局より發給する證明書を受け之を沿途各關局に呈示し檢査捺印を受け最後の關局に到り税金(所謂出口通過税)を完納し領收證を受け通過するなり

而て更に之を船隻に搭載して輸出する時は再び輸出税を課せらるゝと勿論なり
以上の如く子口半税を納付するときは外國輸入貨物は總て一切の內地税釐を免除すへきものなりと雖も彼等横暴なる各省官吏は毫も此の規定を遵守せす適ゝ外商の內地事情に迂遠なるを奇貨とし自國商人を抑制して依然課税抽捐を行ふのみならず却て條約を曲解し此通過制度設置以來彼落地税(消費地に於て課する一種の釐捐)なるものを濫設し益々誅求を逞うするに至れり而も內地貿易の實權は殆んと支那商人の爲めに掌握せられ上海、天津其他諸港に在留する外商も其實多くは內地諸省の支那商人に對し一種の口錢問屋たるに過きさるを以て一たひ貨物を賣渡したる上は以後支那商人か被るへき迫害に關しては自ら冷淡なるを免れざるに支那商人の無氣力なる此等横暴なる官吏に抵抗して充分に權利を主張すること能はさるか故に彼等は益不正の誅求を斷行し毫も憚る所なきに至る
尤釐金を納付するときは貨物の通過速にして少しも阻滯あることなきも通過制度を利用するときは各税局に於て檢査に托し故意に貨物を抑留せられ爲に時日を遷延し意外の損失を招くことあるのみならす通過證書に由るときは貨物荷造

の變改を禁せられ前述の如く原と積載し來りたる船名を記し其仕向地を示さゝるへからさる等頗る煩雜不利益なる條件多く寧ろ釐金を納付するを便利とする場合多きか爲に今は却て該制度を利用する者少きに至れりと云ふ

（ハ）外國人輸入貨物を內地途中に於て發賣するを得るの件

外國商人より輸入する貨物を內地途中に發賣することを許可するや否は內外通商上に重要の關係を及ほすを以て各開港場に在る內地稅の管理官に諭示し右途中發賣に故障なからしめんことを望む旨光緒二十三年(明治三十年)十一月及十二月獨國公使へイキング氏より兩度の照會ありたるを以て總稅務司に諭示し其意見を徵したる上左の如く決定し更に總稅務司に飭議し並南北洋各大臣及各省將軍、總督、巡撫に通牒して所屬各稅關監督に布達遵行せしめたるに由り帝國公使よりも各港駐在帝國各領事に通知し爾後輸入の貨物にして內地途中に於て發賣するものは此新規則に準し處辨すへき樣帝國商人に傳達ありたき旨明治三十一年二月清國總理衙門より在清帝國公使に照會あり帝國公使は之に對し承諾の旨照復せりと云ふ

今後凡て輸入の貨物にして稅單を所持する者は開港場より內地何地方に轉輸するに拘らす從來の通一切之を免稅し一たひ其指定地に到れは該稅單を返納せしめ若其轉輸の貨物にして途中に於て發賣し全く賣盡したるものは直に附近稅關

に之を返納し若又未た全く賣盡さす其殘貨を以て前進するときは最初の稅關を經由するとき何地方に於て何貨若干を賣却せる旨を報告せしめ該稅關は其旨を稅單內に註記し捺印の上其前進を許可することゝし而して右捺印濟の稅單を再ひ使用して他の貨物を轉輸し同一の稅關を通過することを嚴禁し萬一商人にして右樣の舊稅單を呈示する者あれは該稅單內所載の貨物は悉く之を沒收するものとす

(二)輸出入稅、抵代稅及鴉片釐金の收入額

	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年
輸入稅	七、五七五、二一九兩	七、三二三、六四二兩	八、四三七、四七一兩	七、二四九、四四三兩	八、五五六、七〇〇兩
輸出稅	八、四二七、〇一一	八、四六八、[illegible]	一〇、二三五、九六八	八、六三四、七七四	九、一三三、二七〇
抵代稅進口	五六二、九五四	五九四、七九三	六七[illegible]、[illegible]一七	五三六、七〇四	七一五、五三七
出口	一二七、九一七	一三三、九四五	一三六、八二三	一三八、三五五	二〇一、五九五
鴉片釐金稅	三、九四七、六〇七	三、九八三、一八二	四、七四八、二四三	三、九六一、四二三	三、九七〇、五三一
合計	二〇、六四〇、七〇八	二〇、五〇三、四五四	二四、二五七、五一三	二〇、五一〇、六九九	二三、五六六、六三三

(一一) 沿岸貿易稅及噸稅

（イ）沿岸貿易稅

沿岸貿易稅は輸出稅の附加稅にして西洋形船を以て民船の課稅は總て舊關に屬す）沿岸の一港より他の一港に輸送する貨物に對し課するものなり其稅率は抵代稅と同率にして即ち有稅品は輸出稅の二分の一無稅品は從價二步半とす凡そ支那內地の貨物にして海關を經て沿岸の一港に輸出せらるゝものには外國に輸出せらるゝものと同額の輸出稅を課せられ且其貨物か輸出先に輸入せられたる時輸出稅の半額稅即ち沿岸貿易稅を徵收せらるゝなり從來沿岸貿易稅は輸出港に於て輸出稅と同時に之を徵收せしか千八百九十九年四月一日より改正して輸入地の稅關にて徵收することゝなれり

（ロ）噸稅

噸稅は外國貿易の爲開港に入港する船舶に課するの稅なり而して其稅率は船舶の噸數に由りて異なり即ち百五十噸以上の商船には其入港の時に當り登記噸數一噸每に銀四錢（匁）を課し百五十噸以上の商船には同しく登記噸數一噸每に銀一錢を課す但旅客、手荷物、書束、無稅品運搬の爲め使用する小船及艇隻には之を課せ

す尤其運搬の時に當り稅金を課せらるへき商品を運搬する所の小船及荷舟は總て一噸に付一錢の割を以て四ヶ月毎に一回噸稅を納むることを要す而して一たひ噸稅を納めたる船舶は其港口出發の日より向ふ四ヶ月間は支那の何れの開港或は立寄港に於ても再ひ之を徵せらるゝことなし

現に修繕中の船舶及其積荷に異動なく入港後四十八時間内に出港する船舶は噸稅を納むることを要せず

（ハ）沿岸貿易稅及噸稅の收入額

稅目 ＼ 年次	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年
沿岸貿易稅	一、五三三、〇三六両	一、四九七、〇八二両	一、七六三、七五七両	一、六三八、四二七両	二、一六一、三八〇両
噸稅	五七九、三六〇	六一二、八六一	六四〇、一九一	七二四、八六〇	八〇九、五六一
合計	二、一一二、三九六	二、一〇九、九四三	二、四〇三、九四八	二、三六三、二八七	二、九七〇、九四一

第三節　舊關稅

舊關の稅率は布帛類、飮食品、藥種、家畜等種類に由り各異なり其稅率は（元從價五分

なりしと云ふ)戸部之を定め各關に頒ち各關は之を榜示して人民をして周知せしむるの定めなれとも法紀紊亂し官吏腐敗せる彼國に在りては是れ死文徒法にして當該官吏擅に之を定め以て暴歛誅求を事とせり

其徵收方法たる戸部より每歳豫め其收入金額を定めて各關に命し徵收納付せしむ之を正税定額と曰ふ而も戸部は時に或は財用不足の爲め各關に對し定額以上の納付を命するとあり而して若し實收にして定額に不足するときは監督は自個の財嚢より之を填補せさるへからす是に於てか正税の補足、臨時の增徵に備ふる爲め加倍抽課を見るに至る之を應徵盈餘と曰ふ而して實際の收入にして正税、臨時納税及税關の經費を償ふて餘りあるときは監督官吏の私嚢を肥すの利益あり且彼等か此職を得るには買官費として賄賂として巨額の運動費を要するを常とするを以て自ら暴漁を奬勵するに至る

船税は船舶に對し豫め照を給し出入共に其照を按して課税す今漢口(武昌廠所屬關)に於ける徵收方法を聞くに總て帆檣を起點として左右の幅を度り八吋四分を以て一尺に算し一尺每に二百十文、一丈物なれは二吊一百文と順次推算し上水の

ものは下水の時下水のものは上水の時と分別取立つるを例とすと云ふ
無税品は人民日用所需の擔負奇零の物(即ち行商人の商品)、各省鼓鑄用の銅、鉛、官倉所糴の米穀及び小舟搭載の日用器具、食品等とす

舊關税の總收入は高宗の乾隆十八年(千七百五十三年)には四百三十二萬餘兩なりしか世宗の嘉慶十七年(千八百十二年)には三百九十九萬餘兩に減し穆宗の同治十三年(千八百七十四年)には更に三百七十一萬餘兩に減し現朝光緒十三年(千八百八十七年)には三百八十八萬餘兩となりしか近年は三百二十萬兩内外に減ぜりと云ふ然れとも是れ戸部への收入額にして其實際の徴收額は遙に之に超過するものと知るへし(現時の實收入は四百二十餘萬兩に及ふとの説あり)

第四節　釐金及其他雜徴

釐金税は元と百抽一税にして原價の百分の一を標準として之を課したりしか其後各省に於て随意に其率を高め現今の税率は固より各省相異なるも概ね百分の二乃至三に上り或は百分の五を課する地方あり而して其税率たる各省皆釐金規

則ありて之を一定すと雖も其徵收か官吏の受負に屬するを以て或は貨物の擔斤に依り或は其箇數に依り關吏隨意に之を定め以て苛征誅求を逞うし加之其課稅は一回に止まらす各地の正局分卡を通過する每に幾回となく略ゝ同一の稅額を徵求せらるゝか故に貨物の稍ゝ遠隔の地に到るまては其稅額往々元價に幾倍するに至る

且夫支那內地の稅釐雜徵は其種類過多にして名目の紛繁なる了知に困むものあり人或は支那の內地稅は唯釐金の一種のみと想像する者あるへしと雖も是皮相の見のみ通常釐金の外尙ほ各種の雜派捐費を徵求せらるゝなり今試に浙江省湖州府南潯鎭の生絲に課する各種の稅釐雜徵を擧くれは生絲一包八十斤に對し釐金十六元滬餉（上海に輸送する軍費）四元、塘工（堤防費）二元四角、善後費二元、賑捐（備荒貯蓄）二元、浚湖經費（湖水浚渫費）三角、湖州本鎭善擧（慈善費）一元合計二十七元七角外に該鎭共同慈善に關する捐費數元あり南潯の一鎭に於て既に此の如し尙ほ生絲の上海に到るや江蘇釐捐あり名目の煩雜なる亦南潯に讓らす此他又各府市に落地稅なる者あり入市貨物に賦課す此の如く紛繁なる稅目あり加ふるに收稅有司

の釐稅外に誅求苛索する所あるを以て爲に商務を澁滯せしめ貿易を阻碍する其幾何なるを知るへからす然るに支那商か此煩雜窘窮の間に於て敏捷事を處し綽々餘裕あるものは其重因なくんはあらす即ち會館公所に於て一歲の稅額を請負ふこと是なり(所謂包定釐金)例へは一市の同業會館は每歲同市に輸入し或は同市より輸出する同業者の貨物を概算して同市の釐局と交渉の上一歲の稅額を定めて之を上納するなり故に若し輸入額又は輸出額にして豫算に超過することあれは會館同業者は爲に利益を得豫算以下なれは損失を免れす而も此の如くするときは會館商賈に於ては同一貨物通過の際一々釐局の檢査證明を受け之か爲時日を空費し澁滯紛紜を生する等の事なく隨て假令實際の輸出入額は豫算額以下に在りて釐金を多出することあるも全體の營業上に於ては反て利益ありと云ふへく況んや會館の豫約する額は每に必す實額以下に在りと云ふをや且釐局に於ても會館と訂約せされは商賈等の脫稅を防止するの術なく稅入を減殺するの虞あり會館と訂約して定額の稅金を收入するの利あるに如かす即ち此方法は會館釐局双方の便利たるを以て請負を約する者多く各商賈は意外に納稅を薄少にし且

煩苛なる手數を畧減するを得るなり

然れとも會館公所は其組合員各自の營業に屬する商品の稅額を輕減し組合員以外の商人に對しては偏重の稅額を課し以て貿易上の利益を壟斷するの弊あり故に此等の團體は常に地方官と聯絡し內地通過制度を排斥するの風あり而して此等の團體を通して一般に課稅する貨物は綿糸、綿布及石油等にして殊に南方諸省を甚しとす廣東駐在英國領事フレザー氏は一千八百九十六年の貿易報告中に記して曰く「石油は近年廣東省に於て大に販路を擴張したるに今や課稅組合は一箱に付三十仙(輸入稅と同額)を課することゝなれり聞く所に依れは廣東全省の組合を三個とし每年十八萬弗の受負なる由なれは此定額に充つるには六十萬箱にて足るへきに實際は全省に入る石油每年百萬箱以上ありされは此等の受負組合は凡ての費用を控除するも尙ほ法外の巨利を收得すへし又組合は表面上廣東省三府縣のみに對し收稅し得へき定めなるも地方官と相聯絡せるを以て廣東省城を經過するもの及東江西江を溯るものに對しても自己の管轄區域內にて消費すへきものなりとの口實を以て悉く徵稅し以て其暴力を恣にせり要するに徵稅受

負組合なるものは其半官的勢力と莫大の金力とに由り商業の全權を掌握し輸入物價の高低を左右し以て一方には外國貿易擴張の途を遮斷し一方には內地通過制度の利用を妨害せり」と

今上海港に於ける綿糸綿布類に對する釐金徵收の方法を聞くに綿布に對しては該地の洋貨公所に於て之か受負を爲し先つ上海に於ける一ヶ年の取引高を一萬俵と豫算し稅吏に對して年々七千百五十兩の釐金を納付し組合員に對しては年々の取引額を調査し各一俵に付七匁五分を徵收するなり元來上海居留地內は居留地會議所（工部局）市政を司り支那政府は其管轄內に於て賣買する貨物に對しては支那商人の所有に係るものと雖とも公然之に課稅する權利なきか故に巧みにも斯る商業團體を經由して間接に課稅權を實行しつゝあるなり又貨物を蘇州に送付するに當りては洋貨公所は洋反物に對する沿途一切の課稅を免れんか爲め年々稅局に一萬二千兩を拂ひて之か受負を爲せり而して貨物の蘇州に着するや同地商人は再ひ落地捐を納付せさるへからす其割合は先つ帳簿を檢し綿反物は一俵八分「カムレット」は一俵二匁の定めにして結局上海居留地に於て二兩を値す

る生金巾一反に付一分六釐を拂ひ更に蘇州に到り之に倍する課税を免れさることゝなるなり

又綿糸に對する課税組織は上海綿糸商中公信、源豊、藍豊、錦華、源泰、餘豊、源盛の七家發起となり江蘇省内釐金及落地税の受負をなす爲め昨三十四年認捐公所と稱する一組合を設立せり加入者は在上海綿糸商人にして其數四十餘名あり株式を分ちて二百となし發起人七家にて一半を引受け他の組合員四十餘名にて一半を所有し一株の金額上海銀五十兩總資本一萬兩と定め利益ある時は其所有の株數に應して分配し若不幸にして損失を生し資本額を以て之を償ふこと能はさるときは發起人七家にて之を辨償するの約なり而して其受負期限は光緒二十七年五月一日より二十八年四月末日に終る一ヶ年間にして受負金額は上海銀六萬五百兩之を十二回に分ちて上納すへき定めなり即ち認捐公所は右税金上納の代償として江蘇省到處綿糸に對し左の割合にて釐金及落地税の徴收を爲すことを得るなり

上海城落地税四十玉に付

蘇州常州を除きたる他の江蘇省内釐金四十玉に付

蘇州常州兩府管轄内釐金落地税共四十玉に付

支那綿糸	庫平銀　二　兩 (上海銀　二兩二匁)	庫平銀　一兩三匁 (上海銀　一兩四匁三分)	墨銀　一弗四十仙
外國綿糸	庫平銀　一　兩 (上海銀　一兩一匁)	庫平銀　一　兩 (上海銀　一兩一匁)	墨銀　一弗四十仙

但以上の割合は重複に之を課すること能はす例へは一旦上海城内に持込み落地捐一弗四十仙を拂ひたる支那綿糸を更に蘇州常州に轉送するときは上海銀二兩二匁と墨銀一弗四十仙との差を徴收し得るに止まる又外國綿糸課税の支那綿に比し偏輕なる所以は畢竟外國綿糸は子口半税を拂ひ釐金を免かれ得へき特典を有するを以て故らに割安となし以て公所の收入を増さしめんとするに由るなり(子口半税は一兩一匁七分なるか故に認捐公所に釐金を拂ふを利益とすへし)

前掲税率を從來釐金局及落地捐局にて徴收せしものに比すれは左の如し

		舊課税割合	認捐公所徴收割合	差引差額
常蘇兩府管轄地	支那糸	四十玉に付 上海銀二兩四匁	二兩二匁	二匁
	外國糸	一兩八匁五分	一兩一匁	七匁五分
他の江蘇省内各地	支那糸	一兩七匁五分	一兩四匁三分	三匁二分
	外國糸	一兩二匁	一兩一匁	一匁

上海落地捐	支那糸	一弗七十五仙	一弗四十仙	三十五仙
	外國糸	一弗七十五仙	一弗四十仙	三十五仙

右舊課税は釐金、籌防捐、水卡捐、落地捐等一切の税目を合計したるものなり前表に依れば認捐公所設立の爲めに絹糸商人の利する所少からざるを知るべし而も商人の利する所は尚ほ以上の數字のみに止まらざるべし何となれば支那官吏の暴戾なる動もすれば賄賂の多寡に由り收税の寬嚴を異にし若一朝渠等の激怒に觸るゝことあるときは忽ち違章充公と稱し貨物を沒收するを常とすればなり

杭州に於ても亦同地の洋貨公所に命じ釐金の受負をなさしめつゝあり其割合生金巾、褥布、雲齋布及天竺布は一擔に付五分三釐五毛、晒金巾「イリッシユ」は六分七釐三毛とす綿糸に對する課税は稍々寬にして上海を去る最初の釐局にて一俵(四十玉入)に付四十片九五に相當する課税をなし江蘇釐金取扱官吏より其領收證を交付す而も浙江の官吏は此處置に反對し兩省の境界に在る釐局にては江蘇官吏の交付せる領收證を認めず更に浙江の釐金を完納するにあらざれば其通過を許さ

ずと云ふ尚ほ同省內なる寧波にては一定の居留地なきを以て海關と釐金局とは相近接し關稅を拂ひたるものも必ず釐金の徵收を免れずと云ふ

鎭江より運河を溯ること百三十哩淮安關に至る間には十二ヶ所の釐局あり又鎭江と山東濟寧州間の運河には三十六ヶ所の內地稅關と釐局ありて半稅單に保護せられざる貨物は此等の稅局に於て一々納稅せざるべからず其煩雜想ふべきなり

由來支那に於て釐捐の賦課最も苛酷なるを福建省とし該省唯一の輸出品たる製茶の如きも之が爲め漸次錫蘭茶に壓倒せられ近年大に其輸出額を減するに至れり今試に該省三都に於ける茶の釐金雜徵を擧ぐれば左の如し

茶　百斤

正釐	六錢	耗銀	七分二厘
釐金	七錢	軍餉	二錢二分八厘
起運	一錢三分五厘	正釐加補水	一錢六分
起運加補水	一分三厘五	合計	一兩九錢八厘五

此の如く該地方に於ては種々の名目を付し苛刻の釐金を徵收するを以て茶商は

六十餘斤入の大箱を〣〥箱即ち三十五斤入、四十餘斤入の小箱を〢〥箱即ち二十五斤入と稱し袋茶百斤入を七十斤入と稱し納税し來れり即ち其割合左の如し

毎大斗箱茶	收儎費洋銀	一元
毎〢〥箱茶	同	七角
袋茶毎袋	同	七角
袋片末毎袋	同	七角

以上は則ち江蘇、浙江、福建三省下に於ける釐捐賦課の一例を示せるに過きすと雖も亦以て支那內地に於ける課税抽捐の紛繁苛酷なる一班を推知するに難からさるべし

釐金の徵收額は豫め月徵額若干歲徵額若干と豫定し司事をして其額を承充せしむ既に之を承充すれは税務は一切其管理に歸し復之を牽制することなし然れとも若し其定額にして不足するときは司事は之か補塡の責に任せさるへからす故に此承充の法や官に在りては一定の税金を得るの便利あるも司事は承充の責任を負ふと同時に徵税の全權を得るを以て遂に法外の誅求を逞うし復飽く所を知らさるに至る

○釐金税の收入額

釐金の收入額は海關の關税若は戸部の諸租の如く公の統計なきを以て其詳を知る能はざるも或信すへき調査に依れは大約左の如しと云ふ

省名	金額	省名	金額
江蘇 蘇州、上海	一、九七〇、〇〇〇両	四川	九八九、〇〇〇両
江蘇 江寧	五五〇、〇〇〇	河南	六五、〇〇〇
浙江	一、五〇〇、〇〇〇	陝西甘肅	二四八、〇〇〇
福建	一、三三〇、〇〇〇	山西	六〇、〇〇〇
廣東	一、七五〇、〇〇〇	直隷	六〇、〇〇〇
廣西	五八五、〇〇〇	山東	六五、〇〇〇
安徽	四〇〇、〇〇〇	貴州	一〇〇、〇〇〇
江西	八九〇、〇〇〇	雲南	三〇〇、〇〇〇
湖北	一、六〇〇、〇〇〇	通計	一三、九五二、〇〇〇
湖南	六〇〇、〇〇〇		

以上は各省に收入せられたる釐金の概算に止まり其他無數の釐局員か私する所のものを加算せは其額之に倍するに至るへし

第五節　開港場間運搬中に係る物品の免稅

支那內地に於る稅釐雜徵の煩雜亂暴なる前に叙する所の如し而て日清通商條約に於ては日本商民が淸國に輸入し或は日本國より清國へ輸入したる一切の物貨は其開港場と開港場との間を運搬中は之が所有者と運具船舶との國籍如何に拘らす之に對し一切の稅釐(舊關稅を含む)雜徵を賦課せさることを約せり即左の如し

日淸通商條約第十條

日本國臣民か淸國へ輸入し或は日本國より淸國へ輸入したる一切の物品は現行章程に從ひ開港場と開港場との間を運搬中は其所有者の國籍或は之を運搬する運具船舶の國籍如何に拘らす之に對し全く各種の稅金、賦課金、手數料、釐金等を取立つへからす

然れとも實際に於ては其淸國人の進運する貨物に對しては所在釐金雜派を重課しつゝあるは甚た不都合にして我邦政府は宜しく此次條約改正の談判を機とし之か廢除を嚴談し以て條約の効果を全からしめんことを期すへきなり

第四章　貨物輸出入手續

第一節　本邦稅關の手續

本節叙する所は神戸稅關の取扱手續に係ると雖も思ふに各稅關とも之と大差なかるへきなり

第一欵　輸出及積戻手續

（一）輸出貨物の通關

輸出貨物は內國產と外國產との二種あるは勿論にして取扱手續上尙ほ之を通常貨物、生產原地の證明を要する貨物、下付金ある貨物、修繕の爲め外國へ送致する貨物及び一時輸入積戻貨物等に細別し其通關手續各異なりと雖とも總て稅關に申告し貨物の檢查を經て其免許を得さるへからず

輸出申告は極めて正確ならさるへからず然らさるときは延いて貿易統計の上に正確を缺くのみならず他日該品積戻あるに際し輸出免狀と符合せずして課稅せ

らるゝことあり

輸出貨物に對し生産原地の證明を要する場合は申告書に生産原地證明願書(二通)を添附し差出すへし證明を請求するには手數料を要す

酒類、醬油、製造莨等下付金ある貨物は申告書に物品の製造地を記入し殊に製造莨は製造所をも記入せさるへからす而して下付金を請求せんとする貨物は其申告書に檢査濟證明願書(二通、書式あり)を添附し提出すへきものにして檢査濟證明願書には申告書に記載の通各欄内に記入し提出すへきものなるも檢査成績に依り申告と相違すること往々之あるを以て便宜上數量價格等は記入せずして檢査後記入するを可とす

下付金を請求せんとするときは其請求書に陸揚港に於ける帝國領事若は貿易事務官又は稅關等の陸揚證明書及輸出港に於て受けたる檢査濟證明書を添附し之を監査課審査係に提出すへし下付金の交付は庶務課に於て之を爲す

修繕の爲め外國へ送致する貨物は積戻るへき性質のものなるを以て輸出申告の際豫め其手續を爲し置くへし若其手續をなさずして之か證とすへきものなきと

きは他日輸入の際其課稅を免かるゝことを得さるへし又此貨物の申告手續は其性質形狀等を申告書欄內空所へ可成明細に記入し尙ほ其目的、再入の期間等を附記すへきものとす(期間は遠隔の地と雖とも凡そ一ヶ年を經過するを得ず)

一時輸入貨物を積戾さんとするときは輸出申告書に輸入の際付與せられたる輸入免狀を添附し之を提出して輸出免狀を請求し之に乘監者の裏書を受けて監查課に提出し前に擔保として供託せる金額の返戾を請求すへし但擔保物の返戾手續をなすは其貨物の輸入港稅關に在るを以て若他港より輸出するときは如上の手續を了し輸出港稅關の證明を受け之を輸入港稅關に提出して請求せさるへからす(第三款(一)(四)(五)參照)

(二) 積返及積戾

(イ) 積返

積返は其港に陸揚すへきものにあらさるを誤つて陸揚し之を本船に積返す場合又は甲船の貨物を乙船に船積し之を外國に積戾す場合若は假に陸揚したる貨物を前船又は他船を以て外國に積戾す場合等に生する手續とす

積返には積返願書(正副二通)を提出するものにして積返願書には原船の入港月日を記載するを要す

積返免許を得たるときは更に貨物課に於て船積許可を受くるものとす

(ロ)積戻

積戻とは一旦保稅倉庫に入庫したるものを更に外國へ積戻すことを謂ふものにして前項積返の一部と事實に於て相同しき所あり

積戻をなすには積戻願書を貨物課に提出し監査課に於て積戻免狀を受け之を貨物課に提出し其免狀に入庫番號幷庫名等の記入を受け更に之を貨物所在庫の貨物課派出所へ提出し船積許可を受くるものとす

第二款　貨物の回漕

(一)　內國貨物の回漕

內國貨物を開港間に回漕せんとするときは回漕申告書(此書式は赤く印刷しあり)を提出し回漕免許を受くへきものとす而して此回漕貨物は甲港に於ては內國貨

物なりと雖とも乙港に於ては外國貨物なるを以て、若貨物檢査に際し其内國貨物たることを證明すへき回漕免狀に符合せさるときは通關許可を得る能はさるか故に其貨物の品名數量等は最も正確明細に申告することを要す、

外國船は沿海貿易をなし能はさるを以て條約に定めある開港間の外内國貨物は勿論外國貨物なりも回漕し得さるものとす

(一) 外國貨物の回漕

外國貨物の回漕は輸入手數未濟の貨物を開港間に回漕するものにして其手數は甲船より直ちに乙船へ船積し又は陸揚したる貨物を前船若は他船を以て開港間に回漕する場合に生するものとす故に別項の積返或は內國貨物の回漕と混同せさる樣注意すへし外國貨物の回漕には回漕申告書(此書式は黑く印刷しあり)を提出するものにして回漕申告書には原船(即ち其貨物を積載し來れる船舶)の入港月日を記載することを要す

回漕免狀を得たるときは更に貨物課に於て船積許可を受くるものとす

第三欵　輸入手續

（一）輸入貨物の通關

輸入貨物は通常輸入、一時輸入、內國產貨物の積戾及他港より回漕の貨物等にして其通關手續は各之を異にすと雖とも凡て輸入申告書を提出すへきものとす

通常輸入貨物は通常輸入手續に依り、一時輸入は擔保の提供に依り、內國產貨物の積戾は之を證明すへき輸出免狀に依り、他港より回漕の貨物は其免狀に依り或は通常輸入手續或は陸揚不足貨物の引取手續等に從ひ通關の許可を受くへきものとす左に順次之か取扱手續を說明すへし

通常輸入貨物を引取らんとするときは先つ輸入申告書を監査課に提出し積荷目錄との對照を受くへし而して其申告書の鑑定課に送付せらるゝと同時に符箋に檢査すへき貨物の指定あるを以て其符箋に依り指定貨物を檢査場に運入し檢査課に對し其申告番號の貨物檢査を請求する者とす（符箋は監査課に於て貨物檢査の指定者申告書より分離し之を窓外金網箱の中に入れ置き申告者をして各自取

去るに任せり）

貨物の検査鑑定並擬率等を了り從價稅品にありては鑑定課より從量稅品及無稅品等にありては檢査課より更に其申告書を監査課に回付せらるゝときは監査課は之に據り免狀を作成し置き（無稅品及免稅品は直に之を付與す）其申告書のみを徵收課に送付す申告者は徵收課より發する納稅告知書に金員を添へ金庫出張所に納付し領收證を受取り之を監査課に示して免狀を受くるものとす

斯くて此免狀を貨物課に提出し其貨物に檢印を受け若は其代證を得て之を引取るの順序とす

一時輸入貨物は其申告書に輸入の目的及期間內に輸出すへき品名を記載し置くことを要す尙ほ物品に由りては明細書を徵せらるゝことあり（四）（五）參照）

內國產にして五ヶ年以內に積戾り輸出の時の性質及形狀を變せさる貨物は關稅定率法に依り課稅を免せらるゝを以て之を證明すへき輸出免狀若は之に代はるへき稅關の證明書を附し輸入申告を爲すへし但酒類煙草類は積戾品と雖とも定率法に依り課稅せられ且つ造石稅の交付を受けたるものは之れを還納せさるへ

からす
他港より回漕せる貨物は内國貨物と外國貨物との別なく輸入申告書に其免状を添附し提出するものとす而して外國貨物は他の輸入貨物と同一なるも內國貨物は內國產又は輸入稅納付濟貨物なるを以て當然課稅せらるへきものにあらすと雖とも之を證明すへき回漕免狀なきか又は其免狀に符合せさるものあるときは課稅を免るゝことを得す
修繕の爲めに輸出し期間內に積戻りたる貨物は輸出免狀を附し輸入申告をなすへし

(二) 輸入申告書

輸入申告書には仕入書原本(即ち「オリヂナル、インヴォイス」)明細書並生產原地證明書(以上書類を有するとき)を添附することを要す
仕入書原本の添附なきものは關稅の賦課に對し異議の申立若は訴願を提起することを得す又明細書の添附なきものは其貨物の性質に依り檢査上手數を要し隨て通關手續を阻碍せらるゝことあり又生產原地證明書を添附せさるときは協定

稅率の利益を享くること能はさるものとす

輸入申告書には符箋を添附し申告者の氏名、記號、番號、品名等を記入し置くを肝要とす（庫入願書亦同し）否されは稅關に於て申告書の所在を知る能はすして貨物の檢査手續等をなし得さることあり又輸入申告書には必す積荷證券（ビル、オフ、レーデング）の番號を記入することを要す（積荷證券は特に提出せしめらるゝ場合あり）然らされは目錄照合上其手續を止めらるゝことあり

輸入申告書の欄外若は符箋の見易き所に積載船の入港月日を記入すへし然らされは積荷目錄は入港の都度提出するものなるを以て何れの積荷目錄にあるや不明にして積荷目錄照合上其手續を止めらるゝことあり尙ほ欄外見易き所に生產原地證明書の有無又は前に提出しある旨をも記載し置くへし

輸入申告書は積荷目錄と對照するものなるを以て貨物積載船の入港前又は積荷目錄提出前には之を受理せさるものとす尙ほ輸入申告書を提出したりと雖とも果して之を受理せられたるや否申告者各自に於て十分の注意をなし若し申告書に不備缺點あるとき又は積荷目錄と照合する際相違の廉ある場合には其の符箋

へ受理せさるの要點を記して申告書差出口の側に取除けあるを以て申告者は其要點を處理して更に之を提出することを要す(第四欵參照)

輸入申告書の取消又は其一部を分割するヽ場合は書面を以て請求するを要す但其一部の引取を急く爲止むを得す分割する塲合は時宜に依り口頭申請を許可することあり

輸入申告書を全然取消し若は一部を分割するに至るは主として其貨物の陸揚なきに歸す斯の如き塲合は汽船會社より其證明を受け然る後其取消又は分割を請求するを要す

(二) 派出檢査

重大の貨物にして運搬に困難なるもの又は危險品等にして稅關構内に陸揚し難きものは書面(二通書式あり)を以て船内若は稅關構外に於て派出檢査あらんことを申請すへし

派出檢査の爲め稅關構外に陸揚せんとするときは陸揚の理由、陸揚完了の豫定時日、規定の時限外に陸揚せさること、貨物通知書を陸揚完了後直ちに提出すること、

檢査前に貨物を他に移動せさること及納税後返税を請求せさること等を記入したる願書(四通)を提出し之か許可を受くへし

派出(檢査手數料は關税と共に之を納付すへきものとす(關税納付後なるときは即日又は翌日納付す)

(四) 輸入免許前貨物の引取並一時輸入

貨物の引取

關税法第三十四條に依り擔保を提供して輸入免許前に貨物を引取らんとする時は其理由及關税を納付すへき期間等を明記したる申請書(二通書式あり)を提出するものとす但一時輸入貨物は之か提出を要せす

輸入免許前引取を許可せらるへき貨物は毎に陸揚不足若は損傷あるもの又は止むを得さるもの等にして課税上異議なきものに限るものとす但一時輸入貨物は總て擔保を提供して之を引取ることを得へし

然れとも輸入免許前の引取は直に其申請書を提出し若は擔保を提供して引取り

得へきものに非す普通輸入手續の如く先つ輸入申告書を提出し貨物の檢查鑑定等の手續を了したる後其申請書の受理、關稅擔保の手續に移るを順序とす關稅擔保の手續を了し其受領證を得たるときは之を監查課に提出して輸入免許前引取の免許若は輸入免狀(一時輸入の場合)を受け然る後貨物の通關を貨物課に請求するものとす(〔五〕參照)

(五) 關稅の供託

輸入免許前引取申請書の受理ありたるとき若は一時輸入貨物に對し擔保を提供せんとするときは供託書(二通、用紙美濃)を製し監查課に於て擔任者の檢印を受け擔保金額を金庫に供託するものとす

擔保金額を供託し其受領證を得たるときは之を監查課に提出す

既に關稅を納付したるとき若は一時輸入の貨物を積戻し供託の原因消滅したるときは關稅領收證若は輸出免狀を提出して供託の拂戻を受くへし若又供託の原因消滅證明書を請求するときは證明手數料を納付せさるへからす

(六) 減稅、返稅及追徵

（イ）減稅

減稅を申請せんとするときは貨物の檢査前に於て申請書を監査課に差出すべし貨物檢査の指定は仕入書、明細書等添附ある場合若は貨物の性質に依り全部の檢査を要せすと認むる場合等には其一部に止まるを以て假令他に損傷あるも減稅の申請を爲さゝるときは全部完全のものと認定せらるゝことあり尤檢査貨物にして其成績上不備なりと認めらるゝときは尙ほ他の部分を檢査せらるゝことあり此場合に於て損傷あることを發見したるときは假に口頭申請をなして立會を請求し檢査結了後申請書を提出することを得

輸入免許後に發見せる損傷貨物に對して減稅を爲さゝることは勿論にして假令輸入免許前と雖とも其の申請書を提出せさるときは減稅の手續をなさゝるものとす

（ロ）返稅及追徵

數量價格及稅率等に於て過誤違算等ありたるときは關稅の追徵若は返戾を受くることを得

返税請求書(貨物の性質に依り仕入書並明細書の添附を要す)は過誤遡算等に出てたるときは其の關係の課、貨物の陸揚不足に出てたるときは監査課に提出するものとす而して陸揚不足の場合は汽船會社の陸揚不足證明書をも提出せさるへからす

(七) 陸揚不足貨物の引取

此申請は陸揚貨物の不足に對し返税を請求する手續に代る取扱なりと雖とも凡て陸揚不足の貨物に對し許可あるへきものに非す唯甲船にて輸入すへき貨物の一部を他港に持越し更に乙船又は同船にて到着したる場合にのみ限るものとす但積出地に於て積不足となり他船を以て積來りたる場合は時宜に依り前の発状を以て許可せらるゝことあり

申請者は前の発状を受け之を申請書と共に輸入申告書に添附し申請すへきものにして尚ほ申請書には汽船會社の證明書(來着の貨物は前に輸入せる一部なりとの趣意を記せる)關税領收證、仕入書、明細書等を添附することを要す

第四款　貨物の收容

船積の爲め稅關に送致したる貨物或は發送すへき貨物又は本船より陸揚したる貨物にして七十二時以內に船積或は發送又は入庫(保管倉庫に)若は引取を爲さゝるときは之を收容せらるゝものとす

貨物にして既に收容せられたるときは收容解除申告書を提出し(書式あり)解除の申告をなし且其手數料等を納附せさるへからす

解除申告書は貨物課に提出し貨物課より之を徵收課に送付ありたるときは徵收課は納入告知書を發するを以て其金額を金庫に納付し領收證を得て貨物課に示し而して收容解除の免狀を受くるものとす

貨物の收容に過ふときは船主に在りては爲に屢商機を失することあり其不利益尠からさるへきを以て常に左の諸件に注意し舛謬なきを期せさるへからす

一　積出人の疎漏より貨物の記號番號等を誤り爲めに積荷目錄と實物と相違することあり故に可成貨物を實見して申告すること

一　貨物を實見して相違あるを發見せは目錄訂正を汽船會社へ請求すること

一　積荷目錄に過誤脫漏等の事往々之あり此場合は自然申告書の受理なきを

以て其訂正補足を汽船會社へ請求すること

一　税關の檢査鑑定上事務の進行を阻碍せさる樣申告書記載事項及之か附帶事項は必明確に記入し且添附書類等脱漏なきを期すること

一　檢査鑑定又は分拆等のため若は調査上特に時日を要する場合は時宜に依り收容を猶豫することあり故に如此き場合に於ては船主より其申告書所在の課へ申出て其收容の猶豫を請求すること

第五款　船舶と陸地との交通

税關構外へ本船より直接陸揚し又は税關構外より艀船の儘直接船積せんとするときは願書（輸出は二通、輸入は四通）を提出し其特許を受くることを要す（貨物の性質に依り或は許可せられさることあり）但此特許は危險品又は重大なる貨物等にして税關構内に陸揚すること能はす派出檢査を申請したる場合の外輸出若は輸入免狀を得たる後にあらされは受くることを得す

他所揚（本船より構外へ直接陸揚）願書中には左の條件を附記することを要す

一　陸揚を完了すへき時日

一　規定時限（日沒より日出まて）又は稅關の休日に於て陸揚せさること
一　貨物の陸揚不足に對し返稅を請求せさること
一　貨物通告票（ボートノート）は本船出港後一週間內に必貨物課に提出すること
特許證は陸揚の際陸揚地派出官吏に提供することを要す
願書中に記載せる規定時限外又は稅關の休日に於て陸揚せんとする場合には貨物引取の特許を申請するものとす

第六款　臨時開廳並貨物積卸、送致引取等に關する特許

稅關の執務時間後若は休日に於て手數未濟の貨物を船積又は引取らんとするときは書面（二通、書式あり）を以て臨時開廳特許を申請し特許手數料を納付すへし（貨物積卸又は送致引取等に關する特許亦同し）
日沒より日出迄の間又は稅關の休日に於て船積の爲め稅關に送致し又は發送し若は手數濟の貨物を引取らんとするときは開廳時間中に其目的を記載したる書面（二通）を提出して特許を申請し手數料を納付すへし

税關の執務時間は平日午前十時より午後四時迄にして日出、日沒は豫定の税關時刻に依るものとす

第七欵　手　數　料

手數料は收入印紙を以て納付することを得へし此場合に於ては申請書若は納付書に貼用して之を提出す（收入印紙を以て納付したる場合は領收證なし）現金を以て納付する場合には申請書と共に納付書を提出し監査課に於て取扱者の檢印を得更に之を徵收課に提出し納入告知書を受けて金庫に納付し其領收證を監査課に示して特許若は證明書等を得るものとす

第八欵　保　稅　倉　庫

保稅倉庫は官設私設を問はす輸入手數前入庫せしむるものにして關稅を納付せさるも貨物の檢査鑑定等の手續は保稅倉庫法に依り輸入申告書と同一の手數を要するものとす

庫入願書は一定の記載事項の外尙ほ生產原地證明書の有無、積荷證券番號、積載船入港月日等記載の上貨物課へ提出すへきものにして若其貨物か私設倉庫へ入庫

するものなるときは庫主の連印あることを要す

保税倉庫より出庫し輸入手數をなさんとするときは輸入申告書を貨物課に提出すへし然るときは貨物課に於ては庫入願書に基き一切の手續を了し之を徴收課に送付す是に於て申告者は徴收課より發する納入告知書を受け關稅を納付し貨物を引取るに至るまて總て通常輸入と同一なる手續に依るものなり

官設保税倉庫より出庫し輸入若は積戻をなさんとするときは輸入申告書若は積戻願書を提出すると同時に敷料上納書を提出す而して徴收課より發する納入告知書を受け敷料を納付し其領收證を貨物課に示し引取若は積戻をなすなり

第九款　異議及訴願

關稅の賦課に關する稅關長の處分に對し不服ある者は異議の申立を爲し稅關長の判定を受くることを得

稅關長の判定に對し不服ある者は大藏大臣に訴願することを得へし

第二節　支那稅關の手續

第一款　輸出手續

支那各港に於て貨物を輸出せんとするには先つ其貨物を託すへき汽船會社より積荷目錄用紙を受け之に其貨物の名稱、個數、斤量、價格、記號、番號等を明記し且之に同上の目を記載せる輸出申告書を添へて稅關に差出すへし

然るときは其係に於て之を調査し輸出を許可すへきものは其申告書を收め其係員は順序を經て之を貨物を積載すへき汽船會社碼頭に在る稅關出張所檢查員に送付し其積荷目錄は之に認印して申告者に還付す

是に於て申告者は其積入るへき貨物を碼頭に運搬し前記稅關出張所に至り係員に積荷目錄を示して其貨物の檢查を請求すへし

然るときは係員は輸出申告書と積荷目錄とを照合して貨物の檢查を了り該申告書の上に其課稅に關する意見を記載して直に稅關に送付し其積荷目錄には認印を與へて之を申告者に交付すへし

申告者は再ひ稅關に到り右積荷目錄を前の係員に示し輸出入額を記載したる書面を受取り稅關內に在る會計係に至り之を示して稅金を納付し其領收證を受け三たひ前の係員の許に至り此領收證を示し積荷目錄に納稅濟の記印を受くるも

のとす是に至り稅關の手數全く終了す
而して申告者は右の積荷目錄を携へ其貨物を積載すへき本船に至り其一半(本紙は二枚より成る)を貨物と共に船員に交付し一半を其汽船會社に持參し船荷證書と引換をなす而して此船荷證書は船主より輸入地の荷受主に送り該輸入品受取の際其證に供するものとす

○積戻

凡そ稅關の許可せし積戻の貨物にして積込の上退回する者は二十四時間を超ゆるを得ざるものにして若之を超ゆるときは其受取りし許可證を差出して取消を請ひ其退回する貨物は規則に依り或は陸揭又は倉庫に回藏し或は改めて他船に積戻を爲すも均しく稅關の手續を經さるへからす

第二款　輸入手續

輸入貨物を引取らんとするときは其貨物の有稅品たると無稅品たるとを問はす先つ汽船會社に到り積荷證書に認印を受け之に英清二樣の輸入申告書を添へ稅關檢査課に差出すへし然るときは檢査課に於ては汽船會社より差出したる積荷

目錄に照し相違なしと認むるときは積荷證書に認印して申告者に返付すへきを以て申告者は更に之を鑑定課に持參し貨物の檢査を請求すへし

斯くて檢査結了するときは係員は積荷證書に認印して之を申告者に還付するを以て申告者は其貨物か有税品なるときは直に會計課に至り税金を納付し其受取證に通過税籌(商家に豫て備へあるもの)及船荷證書を添へ再ひ檢査課に差出すへし然るときは該係員は其輸入税領取證を收め船荷證書と通過證とを下付すへし

是に於て囑主は任意貨物を引取ることを得るなり

前記通過證は之を保存し置き後貨物再輸出を要するとき之を提出して再度の徴收を免るゝの證とすへし

第三款　再輸出入手續

(一)　再　輸　出

再輸出例へは支那各開港場を經て來りたる貨物を更に他の汽船に積換へ海外に輸出するの法は先つ其貨物を積來りたる汽船會社に到り船荷證書を示し該會社より通過證(此は會社か其積荷全體の爲に既に手續を了し税關より受取りたるも

の)の交付を受け且其船荷證書に檢印を押捺せしめ該會社の倉庫に到り貨物保管者に檢印を示して其貨物を受取り之を託載すへき汽船會社の碼頭に運搬し該會社より積荷目錄を受取り之に前會社より受取置きたる通過證を添附し再輸出申告書(書式輸出申告書に同し唯前に積來りたる船名を加ふるのみ)と共に之を稅關に提出し其通過證と船荷證書とに認章を受け而る後ち檢査出張所に到り之を示して其貨物の檢査を受け幷に前記書類の認章を取り再ひ稅關前係員の所に到り更に其認章を受け汽船會社に到り積荷目錄を交付し船荷證書を受取ると其他總て輸出の時の如くす

(二) 再輸入

再輸入即ち海外より輸入せし貨物を更に他の支那各互市場に輸入するの法は先つ船荷證書に該貨を積載し來りたる汽船會社の認章を受け之に再輸入を託すへき會社の積荷目錄と再輸入申告書とを添へ稅關に差出すへし其他の手續は總て輸入手續に同し只輸入の時は船荷證書のみを以てするに反し同證と新積荷目錄とを同時に差出し又通過證書船荷證書新積荷目錄を同時に受取るに在り而して

右通過證書積荷目錄を示して再輸碼頭の稅關を通過し又其貨物を再輸の汽船會社に託して後積荷目錄と船荷證書との交換をなす

第四欵　稅關の執務時間

凡そ支那稅關の執務時間は毎日夏季は午前九時より午後四時に至り冬季は同十時より四時に至り共に午餐一時半の休憩あり又日曜日は休業とす故に注意して積終りの時間を誤らさるを要す再輸入の手續に於て殊に然りとす假令一時間遲るゝも遂に船便を誤り商機を失するのみならす更に取消積換の手數甚た煩擾に渉らさるを得す又稅關手續に從事する者は洋服を着するを可とす然らされは支那人と同視せられ瞬時に辨了すへき事も遷延或は三四日の久しきに彌るとあり

第五欵　商品陳列船搭載貨物に對する取扱手續

商品陳列船を艤裝し船內に商業學校卒業生並に商業當務者等を便乘せしめ各種の商品を陳列し上海に至り是より長江沿岸の各開港場を周航し商品の陸揚けを爲さすして到處顧客を船內に引き商品の廣告的販賣(時に成は若干の見本

を携帯して上陸し市内に行商することあるへし)を爲さんとする場合に於ける清國税關の取扱手續に關し本年二月在上海帝國總領事館より左の如き報告あり揚けて以て參考に供す

本件の如き荷造せざる數多の商品に對しては最初上海に到達せし際其陳列品の品目、數量、價格等を記載せし明細書を税關に屆出て其認印を受け置き而後碇泊中商品の賣高を日々出張の税關官吏に示し其賣高に對してのみ納税するを以て便宜の方法なりと思考す斯くするときは該陳列船か他の諸開港地に達したる場合も上海の先例に依りて徴税することゝなり本邦へ歸航の際賣殘品あるも別に戻税請求の手續を爲すの要なし

本件に付ては特に準據すへき章程なく當地税關へ協議の結果を記載せり向後若し本件の實行せらるゝ場合は尚ほ諸般の便宜を與ふることに努むへし

第六款　清國輸入本邦貨物「インヴヲイス」の作成に關する注意

明治三十四年十一月神戸税關囑託清國出張員宮崎駿兒氏より左の如く報告あり揭けて以て當業者の注意を促すと云ふ

清國關稅表中に之なき日本貨物は常に其「インヴヲイス」の不完全より當港(上海)へ着後鑑定吏の鑑定價格か標準となり之に從價稅の五分を課し來りたり然るに昨日當港日本領事代理某と上海稅關局との交渉の結果なりと云ふを聞くに爾來從價稅を課する貨物は其送出地の元價に船賃と保險料とを加へたるものを上海市價の標準と定め之に從價稅五分を課することゝ相成たる趣なり想ふに是迄日本貨物は其「インヴヲイス」の不完全なりしは勿論の事なるも一方より云へは支那關稅署內に日本商人の勢力と信用との欠點か一大原因にて萬事の不便を來たす事なるへし日本商人か支那關稅署に對して不信用とは稅關署にて其輸入貨物の檢査を受くるの際漆器の包中より銅器か飛出したり人參か露出したる等の事間ゝ之ある故なるべく故に日本貨物の中にても三井物產會社其他一二の商店より輸入の分は「インヴヲイス」に依て課稅し英獨等商人と一樣の取扱を受て稅關署を通過すへく爾來日本貨物の從價稅を右の如くに定むるとせは此際「インヴヲイス」の作成上に充分の注意を加へ稅關署に於て完全と認むる如くせされは再ひ又鑑定吏の鑑定價格を標準として從價稅を課せらるゝに至らん

第五章　金融機關

第一節　支那銀行

支那の金融機關は意外に發達し票號銀莊等の大銀行より錢莊、放賬局、金店等の小銀行及質店に至るまで各地到る處之か設立を見さるなく以て金融を圓滑にし商務を助成し毫も阻滯あることなし而も是等營業たる皆一個人若は數人の組合に成り株式組織のものなしと雖とも資本富裕基礎甚た鞏固にして未た曾て破綻を露したることなしと云ふ今之を畧述すれは左の如し

第一款　支那銀行の名稱及種類附當舖及公估局

(一)　票號(或は票莊)

票號の主たる業務は爲替業にして官私の銀を兌滙送し滙料(爲替料)を徵收するに在り故に地方に由り兌滙莊又は滙票莊等の名あり大抵山西商の營業に係り支那全國樞要の都府には山西票號の設けあらさるなく北は蒙古と露領との交界なる

賣買城より南は廣東省城に至り西は伊犁城より東は奉天、吉林に至るまて或は支店を分置し或は他店と聯絡し聲氣相通し敏捷事を處し以て爲替を容易ならしむ其狀徇に意外に出つるものあり唯寧波のみ山西票號なし是該港の資金富裕なると其貿易昔時より發達し外地商賈をして毫も使佑するの餘地なからしめたるに由るならんか)票號は又爲替の外官私金の預入を引受け大商店及確實なる事業家に向つて貸附を爲す而して官金預入は大抵無利息にして假令利息あるも極めて薄利に過きす但其報酬として官金滙費は無料なりとす官金廻送の劇迫なるときは票號は一時銀莊より借款して以て急を濟ふことありと云ふ票號は總て信用貸にして抵當貸附は之を爲さゝるに似たり

元來山西人は其性能く銀行業者に適し一般商人よりも最も老練着實なる銀行業者は山西人に在りとして目せられ非常に信用を博せり蓋彼等か取引を開始するに方りては細大洩さす毎に十分の注意を爲すか故に決して危險の地位に陷ることなく且官金の保管をなすを以て多額の資金を運轉することを得其取引盛大にして最も信用あり隨て其責任亦甚た重く官廳は常に其營業を監視し若し一朝不

幸にして倒産するか如きことあるに於ては其罪遠く三族に及ふと云ふ是其事を執る精細堅固にして毫も失錯を生せさる所以なり

票號の資本は大なるものは五十萬より二三百萬に至り一票號にして支那全國に支店を分設し就中蔚大厚の如き最大なるものに至りては或說に依れは運轉資金七百萬兩を有すと謂へり此他志一當、百川通、協成謙等亦皆巨資を運轉せり

(二) 銀莊(或は銀號)

銀莊も亦爲替及貸附、預金を爲すこと票莊に同し又官金爲替を取扱ひ海關收入金を保管する者あり之を官銀號と曰ふ惟票號は多く山西人の營業に係ると雖とも銀莊は其地方商人若は各地商人の營業に成り(寧波商最も多し)資本も亦票號の如く大ならす然れとも其活動甚た機敏にして銀塊相場の高低、金利の昇降等一に其手中に存し勢力の強大なる山西票號の上に出つるものあり故に各商店皆銀莊と取引せさる者なく以て資本を富裕にし運轉を圓滑ならしむ

銀莊の資本は其最大なるものは三四百萬兩の巨資を擁する者ありと雖とも大抵五六萬より七八十萬の間に在り

（三）　錢莊（或は錢舖）

錢莊の主たる營業は兩替屋にして銀兩、洋銀（弗銀）及銅錢の兩替を爲す處とす然れとも實際に於ては貸出、預入を爲し錢票と稱する銅錢手形を發行し又爲替業をも營むものあり即ち銀莊の小なるものにして小商店に對する銀行なりとす北京の錢莊中には遠く蒙古人に投資し蒙古親王及酋長に向つて貸附を爲す者あり

錢莊の開設は概ね各人の自由に一任せられ地方官に稟告し部帖を領することを要せす

錢莊の資本は大は二三十萬兩に上り小は五六千兩以上二三萬兩とす而して其大なる者に至りては名は錢莊と稱すと雖とも其實は銀莊と大差なく盛に銀塊の賣買を爲し又銀票をも發行する者あり

（四）　銀爐（或は爐房）

銀爐の本業は元寶銀の鑄造にして即ち或は自ら銀塊を購入し元寶銀を鑄造して銀莊に賣出し或は銀莊及各商店の依賴を受け各種の銀兩又は銀塊を改鑄して元寶銀と爲すに在り而して其收利の方法は一定の手數料を徵收するに在れとも多

くは依頼者ある毎に事務の繁閑及銀塊通貨の需用供給を斟酌し收入銀塊に對する代り通貨の金高及受渡期日を協定す之を換言せは通貨を以て銀塊を買入るゝと謂ふに同し而して居恒取引する各商店に對しては帳簿を設けて收支を明にし三期節に於て之を結算す又銀爐は甲乙兩商店の媒介と爲り甲商より乙商に對して仕拂を爲すにも單に爐坊に於ける帳簿上に於て之を決濟す所謂過爐銀の便を達し又銀塊預主より振出手券、小切手を送付するときは之に對して仕拂を爲す等恰も銀莊、錢莊か取引各商に對するものと異なることなく即ち實際に於ては銀行業を營むものと謂ふへし

爐房は北部支那に多く北京、天津、奉天牛莊等の如きは最も商買に對して勢力信用あり南部支那に在りては爐房の數少く且概ね銀莊の兼業に屬し其專業者あるも北部に於けるか如く銀行事務を取扱はす

爐房の數は北京に於ては二十六店に制限せらると雖とも其他は概ね制限なし又之を開設するには地方官の准可を要する所あり或は各人の自由に放任する所あり

（五） 當舖（質屋）

質店は分ちて當、質、典、押の四種とし總稱して亦之を當舖と曰ふ當舖は質商の最大なるものにして資本金三十萬兩乃至百萬兩に上り質舖は稍小にして資本金五萬兩以上二十萬兩典舖は一二萬兩以上五萬兩に至り押舖は千兩以下なるもの多し當、質、典は支那全國を通して之有らさるなしと雖とも押に至りては唯上海租界に在るのみにて支那內地には之を禁せり

當舖は商人の銀號、錢莊等に信用なき者之に就き擔保品を提供して借款するものにして亦金融上の一機關たるを失はす而して四者を通して擔保に取る物は衣服、器具より米穀、糸綿等の商品に及ひ唯土地家屋を取らさるのみ

（十八） 公估局

公估局は銀兩の秤量及品性を批定する所にして通貨の錯雜混亂彼か如く甚しき淸國に在りては亦金融上必要缺くへからさる一機關たり故に便宜玆に附載す

公估局は各地何れも一私人の設立に係り政府は毫も干涉する所なし而して之か設立の際には地方官の允許を要する所あり又要せさる所あり其銀位鑑定の方法

に關しては第六章第三節に於て之を詳說すへし

第一款　支那銀行の組織及營業

（一）組　織

票號及銀號は多くは六名以下の組合に成り錢莊及當舖は個人組織のものを多しとす而して組合組織のものにして生意盛大を致し資本の不足を感するときは契約に依り利率及期間を定めて投資を爲す之を副本又は附本と稱す此他協同契約の條項に至りては各秘密を嚴守し容易に之を知ることを得す而も世人は資本の大小多寡を問ふことなく各資本主の資產と掌櫃即ち支配人の身許とに信用を措くもの多きか如し

各銀行店內の組織は其資本の厚薄業務の繁閑に隨ひ固より多少の差ありと雖とも今一般銀行業者か通常使役する重要なる事務員の名稱及職任を擧くれは左の如し

大掌櫃及掌櫃　（正經理及副經理）

大掌櫃（正經理）は本邦の所謂總支配人にして一切の事を總辨し取引を專斷し店內

使用人を黜陟し一店の責任を負ふものなり而も其職務を行ふに當りては財主は毫も之を制肘せしめざるを常とす掌櫃副經理は副支配人にして支配人を助けて一般事務に從事す大銀行にして取引繁忙なるものに至りては二掌櫃三掌櫃等と稱し數人を使用することあり凡そ店務の總理は資本主自ら其任に當る者なきにあらずと雖とも上海の如きは組合組織のものは勿論個人組織のものと雖とも多くは皆此大掌櫃を使用す是商習慣複雜にして諸般の事情錯綜を極むればなり

跑街

跑街は其名の如く市街各方面を巡回奔走し取引商の信用身許を調査するを本務とし兼て其用向を聞き又市況を視察するものにして各店皆數人を使用せざるなし蓋支那に於ては其取引皆信用を基礎とするも本邦興信所の如きものゝ設置なきを以て此の如き事務員を置く必要あり而して跑街は常に茶館等衆人簇聚する處に游奕して探偵するを多しとすと云ふ

頭櫃　(管銀)

頭櫃は紋銀、弗銀及手形の正否を識別鑑定する者にして店員中の上位を占む蓋通

貨の錯雜彼か如く甚しく且手形の流通盛にして而も其形式の亂雜粗笨なる數年の經驗を積むにあらされは容易に識別し難きものあり是此專務者を要する所以なり

（二）同業組合

支那銀行は各地概ね同業組合（即ち會館又は公所）を設け一二名乃至三四名の董事を選出し（多く組合員中より互選す）以て庶務を處理せしめ毎月一二回或は必要の際組合員臨時集會して諸般の要務を議定し又端午仲秋歳始の三節に會讌して互に歡を通し交を暖む而して組合員間若は組合員と他の商人との間に紛議を生することあるときは多くは董事をして之を裁決せしむ而して董事の裁決には當事者常に能く服從し毫も異議あることなし蓋法律の保護不完全にして政府の手を假るも到底公平なる裁判を得る能はさるを以て寧ろ會館の裁決を以て公平便利なりとすれはなり外國銀行と組合員との間に交渉すへき重要事件に就きても亦總て董事をして之に當らしむるを常とす組合各商は一定の場所（會館公所以外）に集會して手形の交換を爲し利息の標準及銀塊、弗銀、銅錢等の相場を定む此は地方に

依り毎日若は隔日或は月幾回と定むる等一様ならすと雖とも要するに本邦に於ける手形交換所に類似し組合に於て定むる金利の高低等は即ち市中一般の標準と爲り上海の如き其勢力實に驚くへきものあり

組合の制裁は支那人の常として固より明確なる成條なしと雖とも適〻集會して一旦口約したる事は飽まて之を嚴守し違背あることなし即ち會館公所に奉祀せられたる神前に於て誓約したる事項は本邦各組合に於ける定款よりも重く萬一此盟約に背き若は同業者間の體面を汚すか如き者あるときは組合員間は勿論社會一般より之を指彈し復ひ此業務を執ること能はさらしむ之に反し若し組合員中に破綻を呈露し害累を貽す如きことあるときは組合員共同して一方には其負債を辨償して組合の體面を完うし一方には人を其郷里に派出して家屋田產等を押收し以て辨償の資に充つ恰も昨年十月頃北淸事變の影響に由り上海に於ける組合大銀行中信用を失墜し窮境に陷りたるもの五六行に及ひ之か爲め俄然金融界に恐慌を來し本邦商人の手中にも亦是等銀行の手形約五萬兩餘あり何れも皆損失の免るへからさるを覺悟し居たるに組合に於ては萬一之か不渡と爲り手

形の信用失墜するに至らは殆んと手形を以て成れる上海金融市場は全く暗黒と爲り其影響の及ふ所測るへからさるもののあるを思ひ外に對しては同盟救助を發表して手形其他一切の債務を代償し内に在りては勉めて銀行を整理し其中二店を除くの外引續き營業するを得るに至らしめたり是に於てか一時其信用に關し云々せられたる一般銀行手形も舊に依り流通し市場遂に平穩に復せり是もと上海に於ける一例に過きすと雖とも以て全班を推知すへきなり

(二) 貸金

貸金(銀戸と日ふ)に定期、當座の二種あり尙ほ確實なりと認むる商店に對しては一ヶ年の使用資金を概算し通常利率より薄減せる一定の利息を以て貸出を豫約することあり是れ各商賈の最も便利とする所なり定期貸金の期限は上海の如きは四ヶ月を以て最長期となすと雖とも一般に就き之を見れは五、八、十二の三季節を以て限度とし其範圍內に於て期日を協定するものゝ如し尤も前記豫約貸金は多く每年一期決算とし其期日は十二月廿日より廿八日に至る間に於て之を定む而して各銀行の貸金は總て信用貸を以て通例とし銀號及錢莊に於ては往々綿絲、

茶、草、鴉片等の如き貴行早き商品に限り之を擔保として貸出をなすことあり之を押欵と稱し信用なき者に對する特別取扱に屬し一般に喜はさる所にして随て利率も亦比較的高きを常とす

（四）　預　金

預金存銀戸と曰ふ）は定期長盤的と云ふ）當座隨便的又は往來的と云ふ）の二種あること本邦と異なることとなし當座預金に對しては利子を附する地方なきにあらされとも通常之を無利息とし又小切手速票の使用を許すものと否さるものとあり定期預金の期限は一定せす且當座預金と共に其金額に最低限度ありて利息の割合及有無は之を斟酌して協定するものとす而して其最低額以下のものは保護預りとして利子を附せす又定期預金を期限前に引出すときは利子を附せさるを通例とし只特別のものに限り期間內に於ける最低ロ歩每天變更と稱す）を附することあり而して支那銀行には小口、當座、貯蓄、預金等の便法なし

（五）　利　率

常時取引する商店に對しては豫約貸金の外當座、貸越、利率は豫め之を約定せす錢

業公所に於ける同業間融通利率(毎天變更)に據るもの多し即ち其計算法は名稱の如く毎天變更するものとす定期貸金の利率は隨時之を協定するものなりと雖とも右標準利率と大差なく唯新得意若は擔保附のものに對しては年三步内外の差ありと云ふ

預金利率と貸金利率とは其間甚しき差あるを見す是れ一見甚た奇なるか如しと雖とも復原因なくんはあらす即ち銀行の利する所は多く莊票の發行に在るのみならす內地銀行は本邦の銀行に於けるか如く同業者互に競爭して利率を高低し得意を奪ひ預金の多からんことを希望する者なきを以てなり是蓋組合規約の禁する所なるのみならす貨幣制度の一定せさるに由るものにして假令貸借の間利率に於て利益する所あるも銀錢相塲の如何に由りては非常の損失を招くことなきにあらされはなり

(十八) 爲替賣買

支那銀行には荷爲替取組の便法なく總て信用手形賣買とす是運送不確實にして到着日の豫定し難きに由るなり信用手形は之を各碼頭滙款と稱し票號銀號共に

爲替取引先多く就中票號の大なるものに至りては全國樞要の地到る處に支店を分置し或は他店と連絡し以て爲替を容易にすること前に叙する所の如し而して其連絡なき者は皆中繼に由り以て其便を達するなり然れとも其金額の多寡と金融の狀况とに依り或は利便を缺くことあり且爲替には固より一覽拂(現票)と定期拂(期票)との二種あるも遠隔の地に至りては殆んと皆定期拂のみにして其支拂は郵便の普通到着日より二三日乃至五六日後るゝを通例とす是支那郵便の不確實なるより此餘裕を存したるものにして而して手數料は爲替相場の中に包含するの習慣なり

爲替賣買を行ふ者の收益の割合如何は地方に由り又金融の繁緩に隨ひ高低一樣ならさるは勿論なれとも而も芝罘の如き常に通貨の缺乏せる地方に在りては賣爲替の場合に却て貼水と稱して利息を附し其割合上海宛參着千兩に付三兩より十二兩に至ると云ふ是等の地方は之を例外とするも各地通貨の比較に基き一般に之を觀察すれは其高きこと蓋疑なきか如し是票號の爲替を專業とする所以にして支那銀行の營業中最も利益多きものなるへし而して支那銀行は何れも外國

爲替及信用狀發行等の事務は之を取扱はすと云ふ

(七) 莊票發行

莊票は即ち銀行預金手形にして之を銀票(或は銀條)錢票の二種に區別し銀票に又一覽拂と期日拂の二種あり而して地方に由り或は錢票のみを發行する處あり或は兩者共に發行する處あり市塲の大小に由り同しからす莊票は以前に在りては得意先其他の請求に依り若干の手數料を徴し發行せしものなりしか近年に至り上海の如きは貸出又は預金拂渡の際專ら之を以て授受するを例とし世人一般亦其輕便なると確實なるとを信し敢て急速に引換を請求せさるのみならす今や輾轉相流通して恰も紙幣と異ならざるに至れり

各地各莊の發行高は營業上の秘密に屬し且政府の干渉なき爲一切の報告を發表せさるか故に統計の徴すへきなく之を測知するに由なしと雖とも營業の順序及金融市塲一般の習慣に照し之を見れは其流通高時々非常に多額に上ることあるは爭ふへからさる事實なりとす而して其支拂準備金の有無及適否に關しては頗る疑ふへきものあり是實に營業上甚た危險なるのみならす一朝破綻を呈露する

ときは其影響の及ふ所實に尠少にあらさるへし現に天津の如きは一昨年北淸事變の起るや莊票引換の請求甚た多く銀行は終に準備金不足の不始末を暴露し或は主任者の逃走と爲り或は破產の慘境に陷る者あり其狀見るに忍ひさるものありたり其後事變漸く終局を告け人心稍平穩に復せしを以て再ひ店舖を開きし者ありと雖とも其生意舊の如くならさるのみならす公衆は其引換の容易く行はるへからさるを察し日々割引步合を定めて授受するに至り昨年十月頃より其步合漸次昇騰し十二月頃には既に一割以上に及ひ該港の貿易上に著しき影響を與ふるに至れり然れとも是れ非常事變の結果此に至りたるものにして平時に於ては其基礎比較的確實にして金融界に於ける根底頗る固く容易に傾危を見るか如きこと之なしと云ふ

（八）銀錢賣買

銀錢賣買は專ら錢莊の營業とする所なりと雖とも實際に於ては票號銀號何れも之を爲さゝるはなく即ち貨幣不統一の爲め手形の賣買は自然銀錢賣買の結果を來すものにして支那銀行の營業上最も利益とする所なるへし

（九）外國銀行との關係

支那銀行の外國銀行と取引するものは多く銀莊、錢莊にして票號は關係少しとす而して其取引は借入のみにして預入は殆んど之なしと云ふ借入條件は多く信用借にして間〻外國貿易品の賣行早きものに限り擔保に供することあり期限は漢口に於ける露清銀行支店の如きは五ヶ月の長期貸附を取扱ふと雖とも其他の各銀行は勉めて短期の貸附を爲し殊に上海の如きは「ダラー、ローン」と「チョップ、ローン」との二種のみにして期日は二日限とす其借入の時季は（十一）第二表の示す所の如し此他尚ほ支那銀行は外國爲替賣買の爲め往來することありと雖とも是皆得意先の委囑に基くものにして直接取引と認むるを得す

（十）利益決算

支那銀行は毎年歲底に於て帳簿を整理し利益を決算することと一般商賈に於けるか如し而して其利益金とは資本及副本に對する官利即ち契約利子を支拂ひたるものを曰ひ其組織如何に由り必しも毎年之を分配せす其組合組織の大なるものに至りては毎三年一回年初に於て之を分配し其小なるものは毎二年若くは一年

一回之を分配す是何れも契約に由るものにして各地方殆んと同一なり而して其分配方法に至りては種々の例あるへしと雖とも一般の風習に從へは三分の一を支配人以下事務員に賞與し三分の二を出資者の所得とし積立金公債金と稱す)を控除し其殘額を分配するものとす其資本に對する一年の配當割合は營業上の秘密に屬し之を知ることを得すと雖とも年一割の配當を爲すは敢て難きにあらさるへしと云ふ

(十一) 金融の繁緩

上海は清國金融界の中心にして金利の高低、內地爲替相場の昇降等各地概ね標準を此に取らさるなし故に今該地支那銀行の最近三ヶ年間に於ける金利の高低、外國銀行に對する負債額を表示し以て其一班を知るに便す

上海同業組合金利高低表

月次		三十四年 歩 合	三十三年 歩 合	三十二年 歩 合
一月	最高 最低	歩 二五	歩 一 二三	歩 一 七 四ノ一

月					
二月	同		四ノ三	四八ノ六	九八ノ一
	同		四ノ三	一八ノ三	四ノ三
三月	同		四四ノ三	八四ノ三	四
	同		○	二八ノ七	一八ノ三
四月	同		四四ノ三	六八ノ一	三八ノ五
	同		四ノ三	二八ノ一	一四ノ三
五月	同		六八ノ七	一〇八ノ一	五
	同		四ノ三	三八ノ五	二八ノ一
六月	同		四四ノ三	三五	一一
	同		四四ノ三	六三ノ一	二八ノ七
七月	同		四	二一八ノ七	五四ノ三
	同		四ノ三	二八ノ一	一
八月	同		三八ノ五	一一	三八ノ五
	同		二八ノ一	二八ノ一	一四ノ三
九月	同		六三ノ一	五八ノ七	五
	同		二二ノ一	一	一四ノ三
十月	同		六三ノ一	一一	一一
	同		二八ノ七	一	二二ノ一
十一月	同		○	四	一一
	同			一	一八ノ三
十二月	同		○	四	一六八ノ三
	同			四ノ三	五六ノ一

(備考)

一明治三十二年は全國一般商業殷盛を極め本港の貿易額は三億六百七拾萬

兩に上り開港以來の最高額とす而も金利の高低此の如し以て一般を推すに足る

一明治三十三年は前年に引續き好況なりしも六月北清事變起りてより金融阻滯金利の高低亂調を極めたり

一明治三十四年は七月中旬迄北清事變の餘波と長江洪水との爲め商況頗る沈靜八月より稍回復の兆を現し資本の需用漸く起れり

上海外國銀行より借入金高低表

月次		三十四年 金高	三十三年 金高	三十二年 金高
一月	最高	〇兩	一、〇九〇、〇〇〇兩	一、四五〇、〇〇〇兩
	最低		八〇〇、〇〇〇	一〇
二月	同	〇	二、一七〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇
	同		四九〇、〇〇〇	六五、〇〇〇
三月	同	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一九〇、〇〇〇
	同		二、〇〇〇、〇〇〇	三六八、〇〇〇
四月	同	四七〇、〇〇〇	三、四三〇、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇
	同	七〇、〇〇〇	一、六一〇、〇〇〇	二、八七〇、〇〇〇
五月	同	一六〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	六、一三〇、〇〇〇
	同	〇	二、七七〇、〇〇〇	四、〇二〇、〇〇〇

六月	同	五七〇〇〇〇	五、三九五〇〇〇	七、一三〇〇〇〇
	同	二六〇〇〇〇	一、六九〇〇〇〇	四、四二五〇〇〇
七月	同	九九〇〇〇〇	一、〇七〇〇〇〇	四、四二五〇〇〇
	同	二六八〇〇〇	三五〇〇〇〇	二、二〇五〇〇〇
八月	同	四、〇六〇〇〇〇	四四〇〇〇〇	三、六七〇〇〇〇
	同	三、七三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二、七一〇〇〇〇
九月	同	四、六九〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	三、九八〇〇〇〇
	同	三、三七五〇〇〇	〇	三、〇八五〇〇〇
十月	同	四、四四〇〇〇〇	一四五〇〇〇	三、〇六五〇〇〇
	同	三、八四〇〇〇〇	八五〇〇〇	一、九七五〇〇〇
十一月	同	五、四一〇〇〇〇		一、七三五〇〇〇
	同	四、六七五〇〇〇	〇	五五〇〇〇〇
十二月	同	五、〇六五〇〇〇		一、四二〇〇〇〇
	同	四、三四〇〇〇〇	〇	三八〇〇〇〇

第二節　外國銀行

第一款　外國銀行の名稱及組織

支那各港に於ける外國銀行の重なるものは滙豐銀行(香港上海銀行)華俄道勝銀行露清銀行橫濱正金銀行、德華銀行、麥加利銀行(睦昀銀行)佛蘭西銀行、寶興銀行、中國通商銀行等にして概ね皆各港に支店又は代理店(本店は皆外國に在ること勿論なり)

を置き以て其營業に從事せり尤も右の内中國通商銀行は支那官民の協力に成る株式會社なりと雖とも本店を上海英租界に置き其組織全然外國銀行の制に倣ひ且支配人及手代等多くは歐米人を使用するを以て便宜之を外國銀行中に列叙することゝせり今以上各銀行の資本金額及積立金額を擧くれは左の如し

中國通商銀行　資本金五百萬兩内拂込額二百五十萬兩
滙豊銀行　資本金一千萬弗積立金二千二百萬弗
華俄道勝銀行　資本金七百五十萬留即百二十萬磅積立金十萬千磅
横濱正金銀行　資本金二千四百萬圓内拂込額千八百萬圓積立金八百萬圓
德華銀行　資本金五百萬圓
麥加利銀行　資本金八十萬磅積立金百三十二萬五千磅
賓與銀行　資本金二十一萬磅積立金四十二萬五千磅
佛蘭西銀行　不明

右何れも株式組織にして就中華俄道勝、滙豊、横濱正金等は皆各其國政府と特別の關係を有し之か保護を受け居れり

銀行内部の組織は本邦の銀行と大差なしと雖とも只是等銀行は何れも支那人の買辨を使用せり買辨の任務は現金の出納を掌り支那商賈若は銀行手形の良否を判定し又市況を視察し取引先の信用を調査し以て主任者の顧問と爲るに在り故に買辨は皆適當の部下を使用し常に市場の狀況及取引先の動靜を探査せしむ而して支那商賈に對する貸金の許否利子の高低等は一に其意向に出つるもの多きか如し是を以て其の人物手腕の如何は直に營業の盛衰に關係すへきは勿論なりと雖とも而も其弊害も亦甚多く外國人の土地の事情に暗きを奇貨とし奸曲を逞うする者あることは世人の夙に唱ふる所なり(買辨の事は後に之を詳說すへし)

外國銀行間に於ける同業者の連絡は支那銀行者相互間に於けるか如く密接ならさるか如し是其普通事務に關しては各行各其目的利害を異にするか故なるへし然れとも各行の貸出は多く支那銀行に在るを以て其支那銀行に對する關係に就きては常に共同一致の進退をなし各行皆其貸出高を明示し以て金融市場の趨勢を議るに便せり

第二款　外國銀行の營業

外國銀行の營業は各其設立の目的に依り多少の相違あるは言を俟たす即ち露清銀行の如きは通常銀行業の外商品運送業、火災保險業を兼營するのみならす又清國內に於て鑛山開堀、鐵道敷設、電線架設等の特權を獲得し着々之を實行する等名は銀行なりと雖も其實は百般の事業之を經營するを得さるものなく機會乘すへきあらは何時にても之に着手するを得へく是其定款の明示する所なり又香港上海銀行の如きは千八百六十六年香港立法議會の決議に基き香港總督の公布したる法令第五號に依り設立せられたるものにして其目的は即ち香港及其屬地貿易の機關と爲り以て金融の利通を圖るに在り故に其業務は露清銀行の如く複雜ならすと雖とも汽船會社、倉庫、保險會社等に密接の關係を有し其活動の狀見るへきものあり現今支那に於ける各銀行中露清銀行最も便利なりと稱する者ありと雖とも其行動往々輕擧に陷るの嫌なきにあらす寧ろ着實にして信用最も厚き香港上海銀行を以て第一に推さゝるを得す而して之に次くものは睦昞銀行なりとす今左に一般外國銀行營業の狀況を敍述すへし

(一) 貸金

貸金の種類は通常貸金、割引、爲替前貸及當座貸越等あり期限は短期のもの多く其最長期は露淸銀行の如き或は四ヶ月以上に及ふものありと雖とも多くは三ヶ月を以て通例とす貸金は支那銀行に對するもの丶外概ね擔保附とし其擔保品は生糸、繭、綿糸、綿布、大豆、豆糟、製茶等の商品を主なるものとし而して之か保管に就きては專ら債務者の信用と倉荷證書とに重きを措き特に疑あるものに非らさる限りは人を派して調査せしむるか如きことなしと雖とも舊來の習慣上別に紛紜を生したることなしと云ふ隨て定期檢査を行ふか如き煩しき手數を要することと之なきか如し是蓋對人信用發達の結果なりと云ふへし貸附利率は通常千兩に付月六七兩にして稀に十一二兩に上ることあり固より地方に由り多少の差あるは勿論なりと雖とも要するに此範圍に於て昇降するものと見て大差なかるへしと云ふ貸附先は支那銀行を以て主なるものとし外國人、內地商賈之に次く其內地銀行に對する貸附方法は支那銀行の部に於て叙する所の如し

（二）預金及一覽拂預金手形

定期預金、當座預金の外近來小口當座の便法を開始し又貯蓄部を開設せし者あり

香港上海銀行、横濱正金銀行の如き是なり而して定期、當座何れか最も多きかは之に關する取調書なきを以て今之を知ることを得す又其預金の總額に付ては從來世人の最も知らんと欲する所なれとも是各銀行間に於ける一種の秘密に屬し敢て窺知することを得す然れとも內地人は金利の割合善き內地銀行に預入るゝ者多しと言へは限りある外國人を以てしては其額能く巨額に上る能はざるは明にして要するに外國銀行の預金額は世人の想像するか如く巨多なるものにあらさるへしと云ふ

一覽拂預金手形は兩手形、墨銀手形の二種あり當時香港上海銀行、喳吶銀行、露清銀行及中國通商銀行の四行に於て之を發行す而して墨銀手形は便利にして且確實なるものと稱せられ殊に香港上海銀行の如きは大に信用を博し其流通區域漸次擴張すると共に發行額亦隨て多額に上れりと云ふ而して其準備金は僅に發行高の三分の一を置くに過きされは內地銀行に於ける莊票發行と同しく最も利益多き事業なりとす而して其輾轉流通する狀況より見れは恰も紙幣と同一の效用を有するものと謂ふへし聞く所に依れは横濱正金銀行に於ても之を發行することと

に決したりと言へとも未た實行するに至らす

手形の發行高は各銀行とも最も秘密とする所にして容易に之を知ることを得すと雖とも或說に由れは目下上海に於ける流通高は凡左の如くなるへしと云ふ

銀行	種類	流通高
香港上海銀行	兩手形	二十萬兩
	墨銀手形	九十萬弗
喳啲銀行	同	十萬兩
	同	七十萬弗
露清銀行	同	三萬兩
	同	十萬弗
中國通商銀行	同	三萬兩
	同	四十萬弗

（三） 爲替賣買

內地の爲替は其取引區域頗る狹少にして多くは各銀行支店若は代理店の所在地を出てす是蓋內地銀行の營業發達せる結果にして且各地風俗習慣を異にし萬般の關係複雜にして信用の程度容易に測知し難く以て其區域を擴張するに困難なるを以てなり

之に反し外國爲替賣買は各銀行營業中の主要なるものにして殆んと其十分の八九は爲替賣買に在るものと謂ふを得へし而して外國爲替は荷物附多く內地爲替

は荷物僅少し是丙地爲替の大部分は彼山丙票號に由り取扱はるゝものにして而して票號は一種の荷爲替様の便宜法を設くればなり

（四）銀塊賣買

銀塊相場の高低に就きては金貨國商業者就中外國銀行當務者の最も注意すへき事項にして銀塊相場の高低は啻に爲替相場に直接の關係あるのみならず既に内地銀行の部に於て陳へたる如く内外手形の賣買は貨幣不統一の爲め自ら銀塊賣買の結果となるを以て假令金利に於て利益する所あるも銀塊相場の如何に依り非常の損失を招くことあり是を以て或場合には盛に直接賣買を行ふことありと雖とも其危險の程度は更に甚しきものあり最も當業者の手腕を要する所なるへし以上は外國銀行普通の營業にして尚ほ露清銀行の如きは清國に於ける政府公債利子、租税金、貨幣鑄造等國庫に關係ある業務を取扱ふへき希望あり中國通商銀行亦同一の目的を以て設立せられたるものなりと雖とも何れも未た實行を見るに至らす然れとも早晩或は此特權を獲るに至るやも知るへからす

外國銀行の資金運轉力に付ては貸借對照表を得るに由なきのみならす當務者は

何れも秘密を嚴守するを以て其果して幾何の程度に在るや之を測知し難し金融の繁緩は常に上海を以て中心とし該地の趨勢に隨ひ變動すること恰も內地銀行に於けるか如しと雖も外國爲替の如何又本店所在地の金融事情に依り各店多少事情を異にするは勿論なり而して在淸外國銀行は香港上海銀行露淸銀行等の如く對淸貿易上各自國商賈の便益に供する爲め特設せられたるもの多く是故に生糸、茶、棉花、麻、獸皮、羊毛、大豆、豆糟等の輸出季節に際しては或は荷爲替の前貸を爲し或は信用狀に依りて資金の融通を圖り又輸入貨物に對しては倉荷證書若は信用に由り低利の貸附を爲し以て相場下落の際等に於て持久に資し又其輸出入の一方に偏する場合に於ても金融機關としての活動は依然變らざる等洵に羨望に堪へさるものあり是其銀行たる對淸貿易機關として特に設立せられ資金豊富金利低廉にして活動自在なるに由るものにして之を我橫濱正金銀行の現狀に顧みて實に慨歎に堪へす日淸銀行設立問題の起る亦偶然にあらさるなり

第六章　通貨

第一節　概說

支那には元來本位貨幣なるものの存在せす其商業取引に於ては概ね兩を以て價格の標準となし又兩の端數として錢、分、厘等ありと雖とも是れ單に一の空稱に止まり實形を備へたる貨幣あるにあらす總ての取引には一種の銀塊を授受するに過きさるなり彼の銀兩の如き圓銀の如き皆一種の銀塊にして各地方各其品位、形狀及價格を異にし毫も一定せす故に之を授受する際には一々其品質及秤量を估定せさるを得す惟銅錢は支那固有の制貨にして所謂本位貨幣たるか如き觀ありと雖とも是亦品位形狀錯雜紛亂し其種類に由り各價格を異にし加之其相場毎に變動し上海の如きは一日兩度各錢莊相會して墨銀及兩に對して相場を立つと云ふ此の如くは焉そ能く交換の媒介と爲り貨幣の用を爲すことを得んや此他墨西哥より輸入せられたる所謂墨西哥弗なるもの盛に各地に通用せられ之か補助貨として各銀元局に於て鑄造せられたる小銀貨及香港、日本等の小銀貨を使用すと雖

とも此墨銀亦雨に對する相場ありて日々價格に變動あるか故に之を以て一般價格の標準たるものとは見るへからす是亦一の銀塊たるに過きさるなり要するに支那に於ける總ての取引は概ね銀銅地金に對し實物交換を爲すの有樣にして眞正の貨幣なるもの之無しと謂ふへきなり
現時清國通貨の紛亂せる實に斯の如し是內外商旅の甚た不便とする所にして殊に外國人の如きは銀貨の授受に最も困難を感し常に支那人の鑑定者を傭ひ一々之をして其品位及價格を查定せしめさるを得さるの煩あり爲めに通商貿易の發達を阻礙する誠に尠少にあらさるなり

第二節　銅錢

銅錢は支那固有の制貨にして錢法に依れは其品位、形狀、嚴然一定し戶部及直隸、山西、江蘇、江西、福建、浙江、湖北、湖南、陝西、四川、廣東、廣西、雲南、貴州十四省にて每年一定の額を限り鑄造するの定めなれとも今日に於ては殆んと有名無實にして品質、形狀錯雜紛淆し而も近時人民の盜爨をなす者甚た多く到る處銅錢の缺乏に苦み價格昂騰の傾あり隨て私鑄の惡貨大に行はれ甚しきは鉛錢、鐵錢を見るに至り亦砂を

交へて鑄たるものあり又或は古廢錢を使用し或は小錢を私行し形狀數樣價格一ならす凡そ盜燬私鑄は死刑に處せらるへき重罪にして其他剪邊取鎔、古廢錢使用、小錢私行等亦皆嚴刑ありと雖とも何故にや地方官は輕視して之を顧みさるの風あるのみならす甚しきに至りては其私鑄を公許せし地方あり彼國政令の弛廢推して知るへきなり

今杭州地方に於ける銅錢の種類及形狀を聞くに左の如し

制　錢　古來官廳に於て鼓鑄せられたるもの

紅　熟　私鑄にして形小なれとも銅質佳良肉厚し

以上二種は現に通行するものなり

光板子　銅質不良黃色を帶ひ肉稍厚く形小に量輕く文字不明

薄板子　銅質不良肉最も薄く容易に破碎すへし

砂殼兒　銅質粗惡砂を交ふ形小に外見醜劣文字不明

鵝眼兒　銅質粗惡形最小にして孔大に文字不明

鉛　錢　鉛を用ゐ贋造したるもの形大に肉厚し

鐵　錢　所謂鏒錢なり

以上六種は皆私鑄にして昨年陰暦七月一日より該地方に於て通用を禁せられたるものなり

右制錢にも數種あり量目純分各同しからす今清國内各地に流通する制錢量目表を示せは左の如し

錢名	百箇に付
崇禎通寶	不明
康熙通寶	同
乾隆通寶	一三、一九「ウンツヱ」
嘉慶通寶	一〇、七三
道光通寶	一〇、八〇
咸豐通寶	九、〇〇
同治通寶	不明
光緒通寶(古)	九、八〇
同(新)	六、八〇以下

斯の如く漸次其量目を減せしのみならす其錢中に含む所の銅分も亦隨て減少せり而して以上の外尙ほ近時廣東、福建、江蘇等の銀元局にて鑄造せし新銅錢あり該銅貨は五文と十文との二種ありて其形狀恰も我五厘銅貨(孔を穿たす)及一錢銅貨に彷彿たり又我寛永通寶も上海其他の地方に通用せられ其價格殆んと最上位に在りと云ふ

銅錢は日用品の賣買其他普通小口の取引及諸賃金等には必ず之を使用するものにして其一千文は之を一串文又は一吊文(滿洲地方にては多く百文を一吊文と稱す)と稱し銀兩の一兩に相當すへき筈なるを概ね一千二三百文を以て銀兩一兩と交換するか如し然れとも各地相場ありて各一定せす加之百文と稱するも實際は九十六文乃至九十九文を以て百文と算するを常とす又私鑄の小錢は使用を禁せられ居るを以て單獨には通用し難しと雖とも民間には實際制錢中に混用し小兩替店の如きは制錢一串文中十數文乃至二十文を攙入し以て射利を專にせりされは一串文にて使用せは故障なく通用するも一たひ緡を解くに方りては私鑄の小錢は悉く除外せられ之か爲め補足損累を受くる者少からすと云ふ

銅錢の兩及墨銀に對する相場は多く錢業公所(錢莊の組合)に於て之を定む

第三節　墨銀及圓銀

墨銀は墨西哥より輸入せられたる所謂墨西哥弗にして其品位形狀略ゝ我一圓銀貨に同しく支那各地到る處盛に通用せられ就中郵便局及電報局に於ては全國を通し其料金は墨銀を以て納付することゝせり

然るに墨銀は兩に對する相場毎に變動するのみならす各地に之を贋造する者甚た多く且之か補助貨として日本及香港等より輸入する小銀貨年々增加するを以て明治二十四年頃始めて廣東に於て此墨銀の純分及量目に等しき支那銀幣を新鑄し以て市上に散布したり爾後福建、湖北、吉林、直隷、江蘇等各省にも新に銀元局建設せられ續々新造銀貨の發行を見るに至れり所謂圓銀即ち是なり

然れとも此銀元局は中央政府の直接建つる所にあらすして各省總督か北京政府の准可を得て各自建設する所なるを以て其鑄造銀貨たる圓銀は元と庫平（權衡の名後に說明す）の七匁二分を以て標準とするも其形式大小純分各相異なり毫も一定を見す隨て其兩に對する價格も各地方相同しからす且人民の信用墨銀に於けるか如くならさるを以て廣く之か通用を見る能はす或は改鑄せられて銀錠と爲り或は截斷して碎銀と共に通用せらるゝものありと云ふ

墨銀及圓銀は一弗を一元と云ひ元の十分の一を角、角の十分の一を分（仙に相當す）分の十分の一を厘とす而して之か補助貨としては各銀元局に於て鑄造せられたる五角（五十仙）二角（二十仙）一角（十仙）五分（五仙）等の小銀貨及前記日本香港等より輸

入せられたる小銀貨を使用せり

今明治三十四年下半期中上海に於ける墨銀相場の兩極を示せは左の如し

墨銀百弗に付上海兩

月	最高	最低	月	最高	最低
六月	七四、六六二五	七三、九〇	十月	七三、九八七五	七三、六〇
七月	七四、〇六二五	七三、五八七五	十一月	七四、一二五	七三、六一二五
八月	—	—	十二月	七四、二七五	七三、八五
九月	七四、二二五	七三、七〇			

第四節　銀兩

銀兩は元と清國の法貨にあらす然れとも民間に於ては總ての取引に之を使用するのみならす政府に於ても其收入支出に之を使用して毫も怪ます而も之か品位量目に關しては一定の標準なく又其鑄貨の制限、鑄造者の取締に就きても何等規程の設けあらす彼の比較上流通高の僅少なる銅錢の私鑄を嚴禁しなから此銀兩の私鑄を公許せるは寧ろ奇怪の甚たしきものと謂ふへし

支那銀兩は紋銀、票銀、銀錠等の稱あり之を大別して小錁、中錠、元寶の三種となす小

錁は一塊五兩內外其形恰も饅頭の如く中錠は或は饅頭の如く或衡錘の如き形を爲し十兩內外のものとし元寶は俗に所謂馬蹄銀にして其形馬蹄の如く又支那婦人の沓に似たり故に亦沓銀の稱あり五十兩內外のものとす

今上海に於ける馬蹄銀即ち元寶に就き其鑄造より通貨として授受せらるゝに至るまでの手續を敘すれは左の如し

此に一箇の元寶を鑄造して之を通用せんと欲する者は先つ若干の銀塊(或は圓銀又は磨滅したる畢銀、他省に行はるゝ銀錠等を用ゐることあり)を提供して之か鑄造を銀爐に依賴し銀爐に於て之を大凡五十兩內外のものに鑄造し其錠面凹所に自己の店號及鑄造年月等を極印して交付するを待ちて更に之を公估局に持ち行き其量目及銀性の證明を請ふなり然るときは公估局は其量目及銀性を檢定し一種異樣の書體を以て錠面凹所の一方に先つ其元寶の現實の量目を墨記し次に其銀性優良なるときは加色即ち增兩を又其一方に墨記して(銀色劣るときは折色即ち減兩を墨記す)之を交付すへし斯くして後其元寶は始めて通貨と爲り其現實の量目に加色を加へ(折色のときは減し)たる量目を九八にて除したるもの即ち其價

格として一般に通用せらるゝに至るなり例へは眞兩五拾兩八匁七分加色貳兩八匁なりとせは其充實の通用價格は五拾四兩七匁七分と云ふか如き是なり而して此墨記の文字消滅したるときは幾度となく之を書記せしめ一度毎に手數料として銅錢二十文を交付すと云ふ

前記加色、折色(或は申水毛水)は之を附せさる地方あり殊に北方に於て然るを見る又九八にて除することは上海の外其例なきか如し今是等の習慣に關する在上海帝國總領事館の報告を左に抜抄し以て參考に供す

「當國流通の銀錠即ち銀錁なるものは量目を以て銘價を定むと雖とも政府之れか鑄造をなすにあらす民間の銀爐に於て自由に鑄造を許し且つ銀位の制一定せさるか故形質大小等地方に依り異同を免かれす左れは甲地の錁銀を以つて乙地に於ける規秤に據りて其の量目を檢し又或品位を標準として其の優劣を定め若し優等なるときは申水若は加色又は內扣と稱して幾分の量目を加へ劣等なるときは毛水若は折色又は外補と唱へて幾分の量目を減するものとす所謂平兌の法是なり

此鑑定は分拆に代る一種不可思議の慣習法にして之に關し古來種々の傳說ありと雖とも未た明瞭なる確說として認むへきものなく又鑑定者自身に於ても其理由を詳解せさるもの丶如く唯傳來の舊慣を因襲して今日迄推行するに過きす右鑑定者即ち公估局なる者は原來浙江人の發起に係り現今に在りては錢業者間より經驗ある老練の者を撰みて其任に當らしめ特に官命を要するものにあらすと雖とも責任最も重大にして恰も官許公認を經たるものに異ならず若し鑑定上詐僞の所爲ありて發覺するときは制裁の及ふ所獨り鑑定者一身に止らす施いて其家族に累及することと銀爐に對する刑罰と敢て異なることとなしと云ふ

第一　上海通貨の査定法

上海に於ける公估局か各內地の錁銀を上海規銀として流通せしめんとするに當りては其銀質鑑定の結果皆申水をなすのみにして敢て毛水をなすことなし蓋し上海通貨の標準位は內地に比し劣等なるか故なるへし今上海に於ける申水の模樣に付實見する所を揭け而して後其理由として世說の傳ふる所を敍述すへし

申水の方法　此に上海以外の地に流通する一種の銀錠を以て上海通貨たらしめ

んとするか將又新に上海に於て鑄造せし銀錠を流通せしめんとするときは例の如く公估局の鑑定を乞ひ之か中水を要す然るときは鑑定者は先つ一定の銀秤(曹平盤)を執りて嚴に銀錠の量目を訂し若し其銀錠の重量五十兩ありとせは左圖内面に示せる右傍線を書きたる場所へ一種の書風を以て五十兩と記し次に鑑定者自己の腦裡より割出したる中水分量二兩五匁とすれは左傍線を書きたる場所へ二兩五匁と並記し而後鑑定者の打印を以て之を保證し右量目五十兩へ二兩五匁

の中水分量を加へたる五十二兩五匁を九八にて除したる五十三兩五匁七分強なるものは即ち上海規銀として通用の銘價を現はすものとす

上海に於て爲す所の中水分量は約五步(百分の五)前後のものにして五十兩塊一個の中水分量二兩七匁五分は現今上種の銀錠に屬し市上稀に見る所のものなりと云ふ

此申水計算に付或外國人の報告書中左の記載あるを見たり

馬蹄銀(約五十兩塊)六十個の曹平重量…………………………兩 2,992,57

此申水分量一塊に付二兩七匁〇七(即ち五歩四三の割)…………… +162,42

0.98にて除す…………………………………… 3,154,99

上海兩…………………………………………… 3,219,38

此申水の等級は四歩乃至六歩即ち五十兩塊毎に二兩乃至三兩の割合なりとす

此計算は素より一の例解に過きされとも數量の割合は當舘の實驗せし所に相類似し六歩の申水は古來最高の銀質に對する分量なりと云ふ

申水の理由　申は伸に通し水○は銀の色を意味し申水とは即ち銀色を加ふるの意なるへし(毛水の毛は耗に通し銀色を減するの意ならん)然るに申水の分量として加算すへき四乃至六歩の割合は何を標準として算出したるものなるや又九八にて除し二歩の増價をなすは何故なりや是れ最も講究すへき問題にして既に種々の解釋を試みたる者ありと雖とも前に述へたる如く未た確説として充分信するに足るものなし今一二

の世評を擧くれは

曰く申水の分量は其檢定せる銀錠の品質上海普通の規銀に優る所の純分を鑑定者數年の經驗上より判斷したるものなり

次に九八にて除する理由として

或者は曰く古來の習慣に基くものにして其慣習の因りて生したる歷史を按するに今を距ること幾年を經過せるや詳ならずと雖とも上海開港以前の昔同地出入の荷物中最も多額に上り重要取引品たりし北清の大豆、豆糟及豆油等に對する精算支拂は九底と稱し每年陰曆九月末を以て期限とし此期は上海商人死生の別るゝ大節季として目せられたり然るに或年度該季に際し非常なる金融の逼迫を來し精算容易に結了せす北清商人は結氷前のことゝて是非現金を受取り歸鄕せんことを逼りて延期を承諾せす上海錢業者等は種々其間に立ちて斡旋の結果二歩の割引を以て支拂を爲すへきことに決し即ち百兩の代金に對し九十八兩を支拂ひて僅に其局を結ひたり爾來上海の取引には二歩の割引をなすの慣例を生し因襲の久しき今日に至る迄九八の制を用ひ貨物の受渡にま

て九八秤を用ふることあるに至れり上海銅銀を目して九八銀と呼ふは畢竟之か爲なりと云ふ

又或者は曰く九八即二歩の差は加工費（公估局の手數料さ銀爐鑄造費とを意味するものなり）に價するものなり

又或者は曰く昔時一の貪慾なる地方官か自己の財嚢を充實せしめんか爲擅に通貨の純分を減せし財政策の傳播せしものなりと

第二　上海通貨査定の理由

右等舊慣の由來は何れの點にありとするも一言以て之を掩へは巾水は通貨の標準位に優る所の純分を顯はし二歩の増價（銘價の増加）は貨幣の眞價を減縮せしに過きすして其純分程度は鑑定者自得の技術なりと簡短に云ひ去ることを得へしと雖とも果して上海通貨の標準とすへき純分なる者は如何なる程度なるや數字的に之を指摘せさる限りは其鑑定の因りて生する本源を求むること能はす然るに古來幣制の整頓を缺き且分拆の思想に乏しき當國人に向て數字的に之を求むることは到底難事なりと雖とも之を解釋する者に在りては強ち望み得へからさ

るものにあらさるへし如何となれは鑑定の結果と分拆の結果とは事實上既に殆と相符合し又申水の最高位は六歩に止まると云ふ事は或一定の數字に對する意味を誌すへけれはなり

曾て印度造幣局か當國より廻送せられたる上海錋錁に就き一ヶ年の長日月間試驗せし統計に徵するに各塊の純分に於て〇歩一/五内外の差を免れさりしも平均純分は九一六、六六にして即ち千兩の上海通貨は曹平量目九百十六兩六匁六分の純分あることを確かめたり而して此試驗の成蹟は爾來當國に於ける外國銀行支局に是認せらるゝものゝ如し

果して此成蹟にして正鵠を誤らさるものとせは茲に上海通貨の或標準位は或年度以來二三の變遷ありしことを想像せしめ同時に公估局の計算法に付多少了解の端緒を開き得へし

今左に某米國人の所說を參酌闡陳して本問を決するの資に供す

彼曹平量目に對し二歩なる割引制度の發生以前に於ける上海通貨の純分は千分の九三五、三七なりしものなることは殆と疑を容れさる所なり即ち現に上海通貨

の有する純分九一六、六六を九八にて除し銘價に於て二歩方增加せしめさる以前の原數は九三五、三七ならさるへからす

此九三五、三七は或時代に於ける上海通貨の標準位なりと假定し其當時一の銀錠を檢定するに當り其銀錠の純分九九一、四九のものたらしめは六歩の申水其當を得難しと雖とも若し一、〇〇〇位の純銀を取りて之か申水を爲す場合は六歩九一の添加を必要とするは數理上明白なる事實なり然るに上海の舊慣上最高の申水を六歩となすに至りては了解に苦む所なり尤も銀錠は總て九九一、四九を以て最上の限度となし而して通貨の標準位は九三五、三七と定め通貨と銀錠との差を以て申水の分量と爲すものとすれは解釋上別に支障なきか如しと雖とも一朝純銀に對して申水を爲す場合は其分量を六歩九一の割合たらしめさるへからさるに實際の申水は其最高度を六歩に限りたる所以に至りては到底滿足なる解釋を下す能はさるなり

$$\begin{cases} 935.37 \times 6 = 56.1222 \\ 935.37 + 56.1222 = 991.49 \end{cases}$$

$$\begin{cases} 935.37 \times 691 = 64.63 \\ 935.37 + 64.63 = 1.000 \end{cases}$$

抑貨幣の標準位なるものは一の貨幣と純銀との間に於ける銀質の差等を示す者にして或純銀ならさる即ち九九一、四九の銀質を恰も千位のものなるか如くに定め其以上の銀質に對しても尚は六步の申水を以て滿足すへしとは決して想像し得へき限にあらす此に於てか上海通貨の標準位なるものは本來九百四十三位三九六にして九三五、三七にあらざるものゝ如し

$$\begin{cases} 943.396 \times .6 = 56.66037 \\ 943.396 + 56.6037 = 999.99 \end{cases}$$

第三　上海通貨の標準

即ち上海通貨の標準位なるものは當初九四三、三九六の割合なりしもの或事情の下に九三五、三七四に低下したるに拘らす申水の程度は依然舊慣(六步)を墨守し一面には更に現今の如く銘價の二歩を增加し內部の眞價をして漸次減縮せしめ上海規銀千兩は終に曹平秤量九一六、六六の割合にまて墜落せしめたるものならん

乎是れ或は牽强附會の嫌なきにあらされとも現に市場に流通する上海馬蹄銀の外に一種の假想的通貨標準なるものなきに於ては到底彼申水なるもの丶理由を解釋すること難きもの丶如し但他に正當の理由あるか尙ほ後日の講究を要すへし」(以上在上海帝國總領事報告)

前に敍する如く銀兩は多く民間銀爐の鑄造に係り其品位、量目、形狀等に關し確然たる準標なきを以て地方に由り各相異なるは勿論一地方にても亦皆多少の差あり是を以て其通用區域も自ら制限せられ甲地の銀兩は多くは乙地に通用せす(但上海のみは各地各種の紋銀を通用せり)故に此場合に於て再ひ之を通用せしめんとせは更に其地に於て之を改鑄せさるへからす其不便豈亦甚しからすや

銀兩の稱呼は兩、錢、分、厘と云ひ十進法にして十厘を分とし十分を錢(又匁と云ふ按するに同文通考揭用修の說に市井米鹽の帳簿には省訛俗字を用ふ錢を匁に作り云々とありもと同字なるへし)とし十錢を兩とす總て秤量の稱呼に同し即ち秤量一兩の銀塊は之を一兩と稱し一匁の者は之を一匁と呼ふに過きさるのみ然るに支那の衡器は各地到處相異なり其政府の用ゐるものにも庫平あり海關平あり各

相同しからさるのみならす其一地方に於ても亦數種の秤あるを以て假令同一の銀兩と雖とも之を秤量する衡器の異なる毎に其價格も亦隨て相異ならさるを得さるの理なり況んや前述の如く其純分、量目初めより相異なるをや故に商業上一の取引を爲すにも豫め銀種と用秤とを定むるにあらされは同しく一兩と稱すと雖とも幾何の銀兩を得るやを知る能はす復銀兩の中にも其銀性多少の差ある以上は授受の際一々之を檢査せさるを得す是れ外國人に取り一大難事と謂はさるへからす是を以て外國人にして彼地に商業を營む者は已むを得すして彼の所謂買辨なる者を使用するに至る（買辨の事は後に說明すへし）惟馬蹄銀は前述の如く公估局鑑定の墨記あり而して該局の用秤は總て一定せるを以て其品質價格も稍々明白なるに近しと雖とも其公估局の標準位とする所は各地相異なるを以て甲地の元寶百兩は直に乙地に於て同價格に之を通用することを得さるは勿論なりと知るへし今試に上海規銀（上海通用銀兩）と各地銀兩、海關兩及庫平兩との比較を示せは左の如し

上海規銀百兩は

	両銭分厘		両銭分厘
牛莊の	九七、三九六	九江の	九三、五〇〇
天津の	九四、二五四	蕪湖の	九三、五〇八
芝罘の	九五、五一〇	鎮江の	九四、〇六〇
宜昌の	九八、四二九	寧波の	九五、〇〇〇
漢口の	九七、六二〇	温州の	九三、四六〇
福州の	九八、七四二	北海の	九九、二五五
厦門の	九一、三三八	汕頭の	九九、〇七〇

海關兩の百兩は
上海規銀の　一一一、四〇〇

庫平兩の百兩は
上海規銀の　一〇九、六〇〇

曾て大阪造幣局に於て上海及北清地方に行はるゝ各種馬蹄銀を分拆したる結果は左の如しと云ふ

一　上海曹平　五拾兩八匁七分
　　中水　二兩八匁
　　計　五十三兩六匁七分
九八にて除し　五拾四兩七匁七分……………………上海通貨
右試驗の結果

量目　四百九拾兩三分　此「グレイン」二八、七七八、八
品位　千分中　九八五、五

一　芝罘曹平　五拾兩八匁
　昇水　一兩一匁五分
　計　五拾一兩九匁五分……芝罘通貨

右試驗の結果
量目　四百九拾四兩九分　此「グレイン」二八、六三九、九
品位　千分中　九八六、五

一　天津行平　五拾兩八匁五分
　申水毛水なし
　計　五拾兩八匁五分……天津通貨

右試驗の結果
量目　四百八拾八匁　此「グレイン」二八、二四〇、六
品位　千分中　九七八、〇

一　牛莊營口平　五拾三兩六匁三分
　申水毛水なし
　計　五拾三兩六匁三分……營口通貨

右試驗の結果

量目	五百拾四匁四分	此「グレイン」	二九、七六八三
品位		千分中	九六一、五

前掲紋銀の外砕銀と稱するものあり殆んと貨幣たるの形式を備へすと雖とも紋銀の補助貨として盛に各地に通用せらる砕銀は之を分ちて小粒銀と板銀との二種に區別す小粒銀は其名の如く小粒の銀塊にして三四兩より一兩以下に至り其量目一定せす板銀は銀錠、圓銀、墨銀等を砕斷したる銀片にして大片小塊混交し一箇毎に其量目異なるを以て授受の際一々之を秤量せさるを得す故に是等の銀塊は多くは紙に包みて通用するものにして其紙片に公估局の鑑定文あるを常とす

第五節　紙幣

支那に紙幣あるは宋の交子會引の法に始まる其後歴朝皆之を行ひたりと雖とも其能く終を完うし民用を助けたるもの甚た尠し蓋初めは兌換の法に由ると雖とも後一たひ財用窮するに方りては多く不換紙幣を發行したりしか故なり現朝に至り咸豐年間嘗て中央政府に於て鈔票を發行したることありしか宋人交子會引

の法を察せす兌換準備金を置かす只空紙を發して强制價格を附し以て其通用を强行し加之政府支出の欵には多く之を雜用し而して收入の際には之を少くし或は收入の際には全く之を用ゐるを准さす支出に於て鈔票のみを用ゐたることあり是を以て人民毫も之を信用せす視て以て虛器と爲し數年の後には壅塞通せす鈔票百兩銀二兩に値するに至り遂に以て廢滅に歸したり

近時地方に由り往々布政使司其他に於て發行する銅錢紙幣(亦錢票と稱す)ありと雖とも是甚た僅少にして言ふに足らす然れとも支那銀行に於て發行する銀票錢票等の預金手形及外國銀行に於て發行する弗手形兩手形ありて各地盛に流通し其効用恰も紙幣に異ならさることとは前に敍する所なり

第七章　度量衡

第一節　概說

愛親覺羅氏の初めて國を有するや當時度量衡の紛亂甚しく之を改正統一するの必要を悟り順治帝先つ改正の端を發き次て康熙帝に至り古法を考へ以て度を制す而して量と權衡とは之に準す乾隆帝更に東漢及唐の遺法に據り參するに古今尺度を以てし嘉量圜制嘉量方制を定め帝親ら銅を以て圜方二器を製し塗するに金を以てし器の上部は斛、下部は斗、外左耳を升とし右耳を合龠とし其重二鈞(鈞は三十斤)聲は黃鐘の宮に中り斛部の深を今尺七寸二分九厘とし黃鐘の長に合せしめ之を殿廷に陳し以て憲を萬世に垂る

抑支那の度量衡は法を律に受く黃鐘絫黍漢志其說を存する所なり今現朝の度量衡制を按するに

度　は絫黍を以て分寸の率を定む即ち一黍の廣度を一分とし橫絫十黍(十箇の黍を或る平面上並行に橫列せる正射影の長さ)を古尺一寸とし一黍の縱度を一分と

し直案十黍(十箇の黍を或平面上並行に縦列せる正射影)を今尺一寸とし以て今尺と古尺との比率を定め而して今尺八寸一分を古尺十寸、今尺七寸二分九厘を古尺九寸即ち黄鐘の長に相當するものとす而して十寸を尺とし十尺を丈とし十丈を引とし工部之を製造し直省布政使司に頒ち所屬に通頒せしめ以て度に準して營造せしむ

量 は寸法を以て容積の率を定む方積三十一寸六百分面底方四寸深一寸九分七厘五毛を升とし十升を斗とし五斗を斛とし兩斛を石とし升の十分の一を合とし合の半を龠とす斛の制戸部に由りて其式を定む又工部をして鐵斛を鑄造せしめ倉場侍郎漕運總督及直省布政使司に頒ち布政使司は更に其式に據り木斛を造り所屬に通頒して倉糧の出納に使用せしむ

衡 は一寸立方中に有する金屬の重量を以て輕重の率を定む即ち赤金方寸十六兩八錢白金方寸九兩紅銅方寸七兩五錢黃銅方寸六兩八錢黑銅方寸九兩九錢三分倭鉛方寸六兩とす輕重の準既に定まる廼大小の用に隨ひ制して以て權(分銅)と爲す其形は圓其製は黃銅を以てす戸部に由りて其式を定め工部をして之を鑄造せ

しめ直省布政使司に頒ち所屬に通頒せしめ以て邦賦の出納に供せしむ凡て官司所掌官物の營造及糧賦貨賊の出納より下は市廛里巷商民日用の度量衡に至るまて皆之に準據較定して之を使用し制に違ひ私造したるもの或は成憲を增減したるものを使用するを得さるの定めなり然れとも綱紀弛廢し政令洽から さる清國に在りては是れ殆んと空文徒法にして年を逐ふて却て益紛亂の度を高め復收拾すへからさるに至り各地其制を異にするは勿論又之を用ゐる工商の種類に由り各其用器を異にし錯雜混亂不便名狀すへからす其之か爲め貿易の發達を阻礙する尠少ならさることは今更言ふを須たさる所なるへし

第一節　尺　度

現今清國各地に於て行はるゝ尺度は長短參差錯雜紛亂を極め米人ウヰリヤム氏著清國通商案内に記する所に依れは沿岸各地方に用ゐる尺度は總て八十四種に及ひ其長短の不同は六「インチ」以上に及ふと云ふ今若内地各地方に用ゐるものを盡く調査したらんには或は百種を超ゆるやも知るへからす是を以て英清通商章

程前後條約に於ては清國の一尺は英國の十四吋一とし英國の四碼に三吋を缺くものを清國の一丈とする旨を明記し以て後日の紛議を避けたり現時稅關に於て用ゐるものは即ち此標準に據りたるものにして所謂廣東尺と稱するもの是なり今之を我邦の尺度に比較するときは左の如し

里	凡我五町五十一間	寸(十分)	凡我一寸一分七厘
丈(十尺)	凡我一丈一尺七寸	分	凡我一分一厘
尺(十寸)	凡我一尺一寸七分		

然るに我臺灣總督府に於て該府所藏の大清會典に板刻したるものに由り測定したる結果に依れば清國法定尺度と我邦度制との比較は左の如し

古尺(律尺)一尺	我八寸五分五厘
今尺(營造尺)一尺	我一尺五分五厘五毛
一弓(五尺)	我五尺二寸七分八厘

里程

一歩(五尺)	我五尺二寸七分八厘
一里(千八百尺即三百六十歩)	我五町十六間四〇八
一舗(十里)	我一里十六町四十六間四八

地積

一平方尺	我一・二四二九一三六平方尺
一歩(一弓平方)	我二七・八五二八四平方尺(零坪七合五勺三八一三四)
一畝(廣一歩縱二百四十歩)	我六畝五坪七八一五二
一頃(百畝)	我六町一段九畝一坪五二

尚ほ左に二三地方に行はるゝ尺度の種類を掲け以て清國尺度混雜の一班を示すへし

地方	清尺一尺	英尺	日本尺
上海	裁縫尺	自十四吋〇五 至十三吋八五	自一尺一寸七分七六 至一尺一寸六分〇八
	造船尺	十一吋五五	九寸六分八一
	收税用地尺	十三吋一八一	一尺一寸〇四八
	大工尺	十一吋一四	九寸三三七
天津	反物尺	十三吋七	一尺一寸四八二
	大工尺	十二吋三五	一尺〇三分五一
漢口	欄杆尺	十三吋八分	一尺一寸五分五
	綢緞尺	十三吋六四	一尺一寸四分
	度尺(反物店尺)	十四吋	一尺一寸七分
	裁尺(裁縫尺)	十三吋八八	一尺一寸六分
	木尺	十三吋八分	一尺一寸五分五
	竹尺	十三吋	一尺〇八分
	街上小賣尺	十三吋一	一尺〇九分
	廣尺(賣用)	十三吋二半	一尺一寸一分

地方	清尺一尺	英尺	日本尺
杭州	裁尺		一尺一寸六分
	莊尺(呉服屋、織屋用尺)		一尺二寸一分
	魯班尺(大工、左官、石工用尺)		九寸三分
厦門	裁尺	十二吋二四	
	大工尺	十一吋八三三	
	彫刻用尺	十一吋六七四	
	民船に用ゐる海關尺	十一吋八三二	
	金物細工尺	十一吋二四	
漳州	土地測量尺	十四吋〇三五	
	綿布商尺	十二吋二四	
	打石工及泥工尺	十一吋七九三	
	民船製造尺	十一吋三八三	
	天鵞絨製造尺	十三吋七五	
	裁尺	十二吋一〇	
	染房尺	十一吋六一四	

第三節　斗量

臺灣總督府の算定に基き清國量制と我邦量制とを比較すれは左の如し

一勺	我零勺五七三	一斗	我五升七合三勺一
一合	我五勺七三一	一斛(五斗)	我二斗八升六合五勺
一升	我五合七勺三一	一石(二斛)	我五斗七升三合一勺

(又十六斗を庾と云ひ十六斛を秉と云ふ)

然れとも實際用ゐる所は地方に依り各差異あること猶ほ尺度に於けるか如し千八百四十六年歐人某の調査する所に依れは廣東に於て使用する一升桝の官量は其一は英の一「パイント」七二、即ち我五合四勺一五餘を容れ他の一は九一一即ち我二合八勺九三を容れ又上海に於ける一升桝は一は一「パイント」八五即ち我五合八勺二四を容れ一は尙ほ之より多量を容れたりと云ふ目下上海に於て使用する桝は七升、三升、一升、二合五勺の四種にして其容量は七升桝は我三升九合四勺餘、一升桝は五合二勺五、二合五勺桝は一合六勺に當れり今此四者に就き各其一升を推算するときは毎桝相同しからさること左の如し

七升桝の一升は　我五合六勺二八五　――　一升桝の一升は　我五合二勺五
三升桝の一升は　我五合五勺六六六　――　二合五勺桝の一升は　我五合四勺

右は上海に於て試量する所にして其他南北各地に於ける差異は實に驚くべきものあり是を以て商品の取引は多くは皆其重量を以て定むるを常とす

第四節　權衡

清國秤量の稱呼は之を九に分つ即ち左の如し

黍　絫(十黍)　銖(十絫)　兩(二十四銖)　斤(十六兩)
引(二斤)　鈞(三十斤)　擔(百斤)　石(百二十斤)

又銀秤の稱呼には兩、錢、分、厘等を用ゐることは前に述ぶる所の如し
秤量も亦到る處參差不定にして加之營業の異なる每に各其用器を異にし甚しきは一地方にして十數種の多きに及ぶものあり是を以て外國商人は生糸及絹物等の如き貴重品の賣買を爲すには先づ墨銀百弗を取りて之を秤量し以て相互衡器の差を見始めて之か取引を爲すことあり

清國衡器は凡そ之を三種に區別し其皿ありて鈎なきものを平と云ひ皿なくして鈎あるものを秤と云ひ中央に槓杆ありて兩方に皿あるものを天秤と云ふ

清英通商章程善後條約に於ては清國一擔即ち百斤は英國の百三十三封度〇三分の一に當るものとせり現今稅關に用ゐるものは即ち此標準に據りたるものにして之を我邦の衡量に比較すれは左の如し

海關平	一擔(百斤)	凡我十六貫目	同	一兩	凡我十匁
同	一斤(十六兩)	凡我百六十匁			

元來一擔は百斤一石は百二十斤なるへき規定なりと雖とも復地方に由り物品に由り各其斤量を異にするものあり今其一班を示せは左の如し

廈門	一擔	赤砂糖を權るとき	九十四斤	福州	同	米	百八十斤
同	同	氷砂糖	九十五斤	天津	一石	豆	三百六十斤
同	同	藍	百十斤	同	同	小麥	百六十斤
同	同	米	百四十斤	營口	同	米及豆	三百二十斤
上海	同	米	百封度	同	同	油	九十一斤

官平即ち庫平は政府所定の權衡にして租稅、漕米及官業(即ち鹽秤の如き)等には皆

之を用ふ民間に曹平と稱するもの即ち是なり此秤は所謂十足秤にして他の諸秤の標準たるへきものにして其九九平、九八平、九七平、九六平、九五平等と稱するは皆此秤に對して之を謂ふなり例へは九九平の百兩は庫平の九十九兩に當り九八平の百兩は該平の九十八兩に當ると言ふか如き是なり又庫平の一斤即ち十六兩は凡我百五十八匁に相當すと云ふ

又外國商人の用ゐる秤は洋例平或は行平と稱し其百兩は海關平の百〇五兩、曹平の百〇一兩五に相當すと云ふ其他地方に依り種々の名稱區別あり一々枚擧に遑あらす故に之を略す

第八章　運輸交通

第一節　鐵道

第一欵　既成線路及豫定線路

●東清鐵道　（露國經營）　全線開通

本鐵道は全長二千三百二十六露里哈爾賓を中心とし左の三大幹線より成る

一哈爾賓と西伯利亞後貝加爾州とを連接する一線　延長八百七十六露里

二哈爾賓と西伯利亞沿海州とを連接する一線　延長五百四十一露里

三哈爾賓と旅順口とを連接する一線　延長九百〇九露里

此外營口支線、ダリニー支線及烟臺炭坑支線等約五十露里あり此鐵道に由り西伯利亞より滿洲を横斷すれは浦鹽斯德に到るへく縦貫すれは旅順口に達すへし而して露都聖彼得堡よりは僅に二十一日にして旅順口に至るへしと云ふ今其主要驛名を示せは左の如し

一　哈爾賓(即ち松花江驛)――昭頼桃――寛城子――昌圖府――鐵嶺――奉天――

　　　（昭頼桃より分岐）松花江第二停車場

陽臺――遼陽――海城――大石橋――蓋州――瓦房店――岑過難――旅順口

　　　（陽臺より分岐）烟臺炭坑
　　　（大石橋より分岐）營口
　　　（瓦房店より分岐）瓦房店炭坑
　　　（岑過難より分岐）ダリニー

二　哈爾賓(松花江驛)――一面坡――牡丹江――(露領ニコリスク)

三　哈爾賓(松花江驛)――齊々哈爾――興安――海拉爾――滿洲――(露領シビリー)

㊂關外鐵道　(楡營鐵道)　(清國經營)

山海關(臨楡)より寧遠を經て錦州に至り是より分岐して一は營口に至り一は奉天に至る鐵道

山海關、營口間開通　錦州、奉天間新民屯まて開通

㊃關內鐵道　(津楡鐵道)　(清國經營)

天津を起點とし一は塘沽、蘆臺、開平、灤州、撫寧、湯河(是より秦皇島に至る一線)を經て山海關に至り一は北京に至る鐵道　全線開通

●山東鐵道　（獨國經營）

幹線は青島（膠州灣口）を起點とし膠州、濰縣を經て濟南に至り此より分岐して一は德州に至り一は濟寧に達す支線は（一）膠州より諸城縣、莒州を經て沂州に至るもの（二）淄川縣の附近より分岐して博山に至るもの（三）濟南より泰安、新泰蒙陰を經て膠州、沂州線に合するもの（四）濟寧の前方より分岐して嶧縣に至るものゝ數線あり

一青島、濟南間　濰縣まで開通

既成線路驛名左の如し

青島――四方――倉口――趙村――城陽――南泉――藍村――李哥莊――大荒――膠州――大行――芝蘭莊――姚戈莊――高密――蔡家莊――塔兒埠――丈嶺――太保莊――岞山――望箕舖――南流――蝦蟇屯――張路院――二十里舖――濰縣

●京漢鐵道　（白、佛經營）

北京より漢口に至る鐵道　（全長約八百哩）

北は北京正門より保定府を經て正定府まで開通
南は漢口佛國居留地の後邊(漢口ヴ非ール)より河南省信陽州まで開通
本鐵道は元と蘆漢鐵道と稱し北方は蘆溝橋を起點とせしか北清事變の際聯合軍北京に入りたる後其請求に依り更に北京正門まで延長し同時に名稱をも改めたり

●粤漢鐵道　(米國經營)

廣東より漢口に至る鐵道(全長支線を合せて約九百哩)　近々工事着手の筈

●柳太鐵道　(佛國經營)

直隷省正定府(京漢鐵道車站所在地)より起り山西省平定州北屬の炭坑を迺り同省省城太原府に至る鐵道　未着手

●太原西安間鐵道　(英、伊經營)

太原府より陝西省城西安に至る鐵道　未着手

●漢口江甯間鐵道　(英國經營)

漢口より南京に至る鐵道　未着手

● 江寧波間鐵道　（英國經營）

南京より上海、蘇州、杭州を經て寧波に至る鐵道　未着手

● 東京鐵道延長線　（佛國經營）

佛領諒山より廣西省龍州、南寧に至る鐵道　工事中

但河内、諒山間は開通

● 北海南寧間鐵道　（佛國經營）

廣西省南寧府より廣東省北海港に至る鐵道　未着手

● 老開雲南間鐵道　（佛國經營）

佛領河内より老開（國境に近き處）を經て雲南省城に至る鐵道　工事中

● 緬甸鐵道延長線　（英國經營）

緬甸の首府マンダレーより崑崙渡（國境に近き處）を經て雲南省大理府に出て省城雲南府に至る鐵道　工事中但マンダレーより一部開通

● 廣州九龍間鐵道　（英國經營）

廣東より九龍に至る鐵道　未着手

編者か調査せし支那内地鐵路は以上の如しと雖とも實際各國か敷設權の讓與を得たるは之に止まらさるか如し他日若し閑を得は更に精細に調査を遂け再版の際之を補正すへし唯憾む所は各國經營鐵道中一の日本經營と書すへきもの無きこと是なり頃者孫文逸仙氏の支那現勢地圖を見るに日本經營として厦門より延平府に至り是より分岐して一は浙江省杭州に達し一は江西省南昌、九江に達する計畫線路あり是抑何に據りて之を表明したるものなるか編者の迂なる未た曾て我國に此計劃あるを聞かす若幸に之をして事實たらしむるを得は豈唯貿易上の利便のみに止まらんや

第二款　運賃及哩程

●東清鐵道

該鐵道は客年來外國人の乘車を禁し居たりしか露曆本年一月十七日より一般に故障なく乘車を許すことゝなれり今其運搬規程の大要を示せは左の如し

一旅客運賃

通常客車は二、三、四の三等あり今營口、公主嶺及青泥窪(ダルニー)より重なる地點に至る乘

車賃錢を擧ぐれは左の如し

營口より

	二等	三等	四等
旅順口	留哥 六、二〇	留哥 四、一五	留哥 二、七五
青泥窪	五、五五	三、七〇	二、四〇
大連灣	五、〇五	三、四〇	二、二五
蓋州	一、一〇	〇、七五	〇、五〇
海城	一、一五	〇、八〇	〇、五〇
遼陽	二、四五	一、六五	一、一〇
奉天	四、一五	二、八〇	一、八五
鐵嶺	五、六〇	三、七五	二、五〇
開原	六、三〇	四、二〇	二、八〇
昌圖府	七、六五	五、一〇	三、四〇
四平街	八、七五	五、八五	三、九〇
公主嶺	九、九五	六、六二	四、四五

公主嶺より

	二等	三等	四等
長春	一、三五	〇、九〇	〇、六〇

哈爾賓	五、七〇	三、八〇	三、五五
青泥窪より			
旅順口	一、三五	〇、九〇	〇、六〇
大連灣	〇、七五	〇、五〇	〇、三五
蓋州	四、四五	二、九五	二、〇〇
海城	五、七五	三、八五	二、五五
遼陽	七、〇五	四、七〇	三、一五
奉天	八、七五	五、八五	三、九〇
鐵嶺	一〇、二〇	六、八〇	四、五五
開原	一〇、九〇	七、三〇	四、八五

以上通常客車の外別に一等を以て特別客車とす乗車賃金は概して露貨を以て仕拂ふを例とす

一貨物運搬

貨車一輛に搭載すへき貨物の量は七百五十「プード」(一「プード」は約我四貫三百六十八匁)を超過することを得す

貨物の積卸は總て貨主に於て之を處置するものとす而して積込むへき車輛を

指示せられたる後若は貨物の目的地に到着したる後其積卸とも晝間六時間を過くることを得す若之を過くるときは其貨物の多少に拘らす貨車一輛に付露貨五留を徴收す

又貨物指定の地に卸されたる後は四十八時間を限り之を積置くことを得若該時限を經過して尙ほ引取らさるときは每車の貨物に對し第一日は五十哥第二日は一留第三日は一留五十哥を徴收す但該貨物に對しては鐵道會社其責に任せす

貨車一輛每に貨物の看守人として其現に積込みたる貨車に限り二名まて無運賃にて便乘することを許す

一貨物運賃

貨物の運賃は貨車一輛を以て計算し每車の搭載量七百五十「フード」の定量に滿たさるときと雖も亦一車の運賃を徴收す每車一露里の運賃は通常貨物五十哥貴重品六十二哥半にして露貨を以てするの外亦各驛掲示の換算相場に依り墨銀を以て仕拂ふことを得今營口及青泥窪より重なる各驛に至る距離及通常貨

物に對する毎車の運賃を擧ぐれは左の如し

營口より

	距離	運賃		距離	運賃
旅順口	二七五(哩)	一三七、五〇(留哥)	奉天	一八四(哩)	九二、〇〇(留哥)
青泥窪	二四六	一二三、〇〇	鐵嶺	二四九	一二四、五〇
大連灣	二二四	一一二、〇〇	開原	二八〇	一四〇、〇〇
蓋州	四九	二四、五〇	長春	五〇五	二五二、五〇
海城	五一	二五、五〇	哈爾賓	七〇八	三五四、〇〇
遼陽	一〇八	五四、〇〇			

青泥窪より

	距離	運賃		距離	運賃
旅順口	五九	二九、五〇	奉天	三八八	一九四、〇〇
大連灣	三三	一六、〇〇	鐵嶺	四五三	二二六、五〇
蓋州	一九七	九八、五〇	開原	四八四	二四二、〇〇
海城	二五五	一二七、五〇	長春	七〇〇	三五〇、〇〇
遼陽	三一二	一五六、〇〇	哈爾賓	九三〇	四六五、〇〇

尚ほ零碎貨物は多く件數を以て論し一件の重量を約百二十斤(淸量)とす(一件の運賃營口より長春までは二元三十仙)

京漢鐵道

一乘車規則（摘要）

貨物

特別貨物

鴉片、時計並に附屬品、美術製作品、郵便物、其他貴重品は第一貨物運賃の六倍を拂ふへし

第一貨物

亞兒箇爾、帽子、木炭、靴、綿、柔皮、麻、毛皮、油、家具、蓆、籠、石油、烟草、篩、柳の木、酒、其他一般粗大なるもの

第二貨物

旅客手荷物、木製物、介虫、麻地、綿布、繪具、蟹、獸皮、果物、各種穀類、獸毛、ランプ、野菜、藥、魚胡椒、陶器、葉烟草、茶、木綿衣服、古衣服、肉、家禽、

右第一貨物第二貨物は當分の内之を區別せす運賃は同一とす

第三貨物

薪木、材木乾野菜、器械、類、金屬、工具、穀粉、土器、銅錢、

第四貨物

切石、鑛物、鹽、

右第三貨物第四貨物は當分の內之を區別せす運賃は同一とす

銀　塊

銀塊は一千兩並一「キロメートル」每に一仙の特別運賃を拂ふへし但し銀塊たることを告けさる場合には二倍の運賃を拂はしむへし

動物及車

動物及車の運賃は一頭若は一個に付一「キロメートル」は厘を以て單位と定め左の如く拂ふへし

駱駝　單位の二倍
牛　同　一倍半
馬　同　一倍
驢若は犢　同　二分の一

犬　同　二分の一
大豚（三十封度以上）　三分の一
羊若は山羊　單位の四分の一
中豚（十五封度より三十封度まで）　同　五分の一
小豚（十五封度以下）　同　十分の一
二輪車　同　二倍半
轎子　同　四倍
人力車　同　一倍
荷車　同　一倍

分割すへからさる物

分割すへからさるものは前述せる運賃により目方五噸より十噸まて其一倍半十噸より十五噸まて其一倍四分の三、十五噸より二十噸まて其二倍を拂ひ以上は五噸を増す毎に四分の一倍つゝを増すへし

火薬、武器並爆裂物

火薬、武器若は爆裂物を發送せんとするものは豫め技師長に申出つへし若詐つて之を發送したるものあるときは該品は之を沒收し發送者は之を官に引渡すへし

保險

保險を附せさる貨物はたとへ紛失することあるも之に對し責任を負はす保險料は貨物運賃の二割にして發送の時之を拂ふへし

棺

空棺は二等旅客の二人分に相當する運賃を拂ひ死骸納入のものは其四人分に相當する運賃を拂ふへし

一　賃金表

驛名 ＼ 種類	旅 一等 墨銀	旅 一等 銅錢
漢口「ヴヰル」ヨリ劉家廟迄（四キロメートル）	弗 〇、三〇	三、〇〇
同　攝口迄（一七キロメートル）	弗 〇、八〇	八、〇〇
同　祁家灣迄（三七キロメートル）	弗 一、六〇	一六、〇〇
同　三叉埠迄（五六キロメートル）	弗 二、四〇	二四、〇〇
同　孝感迄（六九キロメートル）	弗 二、八〇	二八、〇〇
同　蕭家灣迄（八三キロメートル）	弗 三、四〇	三四、〇〇
同　花園迄（一〇三キロメートル）	弗 四、三〇	四三、〇〇
同　王家店迄（一一九キロメートル）	弗 四、八〇	四八、〇〇
同　廣水迄（一四八キロメートル）	弗 六、〇〇	六〇、〇〇
同　東篁店迄（一六一キロメートル）	弗 六、六〇	六六、〇〇
同　新店迄（一七五キロメートル）	弗 七、〇〇	七〇、〇〇
同　柳林迄（一九一キロメートル）	弗 七、八〇	七八、〇〇
同　信陽州迄（二一三キロメートル）	弗 八、六〇	八六、〇〇

物 十五噸積に付 墨銀	物 十五噸積に付 銅錢	第四貨物 一担に付 墨銀	第四貨物 一担に付 銅錢	第四貨物 一噸に付 墨銀	第四貨物 一噸に付 銅錢	第四貨物 一車に付十五噸積 墨銀	第四貨物 一車に付十五噸積 銅錢	銀塊 千両に付 墨銀	銀塊 千両に付 銅錢	動物 一頭に付 墨銀	動物 一頭に付 銅錢	特別運 牛 一車に付廿七噸積 墨銀	特別運 牛 一車に付廿七噸積 銅錢	特別運 牛 一車に付十五噸積 墨銀	特別運 牛 一車に付十五噸積 銅錢	特別運 豚 一車に付十五噸積 墨銀	特別運 豚 一車に付十五噸積 銅錢
三,〇〇	三〇,〇〇	〇,〇一	一,〇〇	〇,二〇	二,〇〇	三,〇〇	三〇,〇〇	〇,〇四	四,〇〇	〇,〇四	四,〇〇	〇,四〇	四,〇〇	〇,三〇	三,〇〇	,四〇	四,〇〇
七,五〇	七五,〇〇	〇,〇三	,三〇	〇,五〇	五,〇〇	七,五〇	七五,〇〇	〇,一七	一,七〇	〇,一四	一,四〇	一,七〇	一七,〇〇	一,三〇	一三,〇〇	一,七〇	一七,〇〇
一七,二五	一七二,五〇	〇,〇五	,五〇	〇,八〇	八,〇〇	一三,〇〇	一三〇,〇〇	〇,三七	三,七〇	〇,三〇	三,〇〇	三,七〇	三七,〇〇	二,八〇	二八,〇〇	三,六〇	三六,〇〇
二四,七五	二四七,五〇	〇,〇八	,八〇	一,三〇	一三,〇〇	一九,五〇	一九五,〇〇	〇,五六	五,六〇	〇,四五	四,五〇	五,六〇	五六,〇〇	四,二〇	四二,〇〇	五,五〇	五五,〇〇
三〇,〇〇	三〇〇,〇〇	〇,〇九	,九〇	一,五〇	一五,〇〇	二二,五〇	二二五,〇〇	〇,六九	六,九〇	〇,五六	五,六〇	六,九〇	六九,〇〇	五,二〇	五二,〇〇	六,八〇	六八,〇〇
三六,七五	三六七,五〇	〇,一一	一,一〇	一,八〇	一八,〇〇	二七,〇〇	二七〇,〇〇	〇,八三	八,三〇	〇,六七	六,七〇	八,三〇	八三,〇〇	六,三〇	六三,〇〇	八,一〇	八一,〇〇
四五,〇〇	四五〇,〇〇	〇,一四	一,四〇	二,二〇	二二,〇〇	三四,五〇	三四五,〇〇	一,〇三	一〇,三〇	〇,八三	八,三〇	一〇,三〇	一〇三,〇〇	七,八〇	七八,〇〇	一〇,一〇	一〇一,〇〇
五一,七五	五一七,五〇	〇,一六	一,六〇	二,六五	二六,五〇	三九,七五	三九七,五〇	一,一九	一一,九〇	〇,九六	九,六〇	一一,九〇	一一九,〇〇	九,〇〇	九〇,〇〇	一一,七〇	一一七,〇〇
六四,五〇	六四五,〇〇	〇,二〇	二,〇〇	三,三〇	三三,〇〇	四九,五〇	四九五,〇〇	一,四八	一四,八〇	一,一九	一一,九〇	一四,八〇	一四八,〇〇	一一,一〇	一一一,〇〇	一四,五〇	一四五,〇〇
六九,〇〇	六九〇,〇〇	〇,二一	二,一〇	三,四五	三四,五〇	五一,七五	五一七,五〇	一,六一	一六,一〇	一,二九	一二,九〇	一六,一〇	一六一,〇〇	一二,一〇	一二一,〇〇	一五,七〇	一五七,〇〇
七四,二五	七四二,五〇	〇,二三	二,三〇	三,八〇	三八,〇〇	五七,〇〇	五七〇,〇〇	一,七五	一七,五〇	一,四〇	一四,〇〇	一七,五〇	一七五,〇〇	一三,三〇	一三三,〇〇	一七,一〇	一七一,〇〇
八一,七五	八一七,五〇	〇,二五	二,五〇	四,一〇	四一,〇〇	六一,五〇	六一五,〇〇	一,九一	一九,一〇	一,五三	一五,三〇	一九,一〇	一九一,〇〇	一四,四〇	一四四,〇〇	一八,七〇	一八七,〇〇
九一,五〇	九一五,〇〇	〇,二八	二,八〇	四,六〇	四六,〇〇	六九,〇〇	六九〇,〇〇	二,一三	二一,三〇	一,七一	一七,一〇	二一,三〇	二一三,〇〇	一六,〇〇	一六〇,〇〇	二〇,八〇	二〇八,〇〇

賃　穀類及織類一車　一車に付廿七噸積　墨銀	一車に付廿七噸積　銅錢	一車に付十五噸積　墨銀	一車に付十五噸積　銅錢
二,四〇	二四,〇〇	一,八〇	一八,〇〇
一〇,二〇	一〇二,〇〇	七,七〇	七七,〇〇
二三,二〇	二三二,〇〇	一六,七〇	一六七,〇〇
三三,六〇	三三六,〇〇	二五,二〇	二五二,〇〇
四一,四〇	四一四,〇〇	三一,一〇	三一一,〇〇
四九,八〇	四九八,〇〇	三七,四〇	三七四,〇〇
六一,八〇	六一八,〇〇	四六,四〇	四六四,〇〇
七一,四〇	七一四,〇〇	五三,六〇	五三六,〇〇
八八,八〇	八八八,〇〇	六六,六〇	六六六,〇〇
九六,六〇	九六六,〇〇	七二,五〇	七二五,〇〇
一〇五,〇〇	一,〇五〇,〇〇	七八,八〇	七八八,〇〇
一一四,六〇	一,一四六,〇〇	八六,〇〇	八六〇,〇〇
一二七,八〇	一,二七八,〇〇	九五,九〇	九五九,〇〇

●山東鐵道

驛名	乘客運賃　二等	三等	四等
青島			
四方	弗仙 三〇	弗仙 二〇	文 六〇
倉口	六〇	二〇	一四〇
趙村	九〇	五〇	一九〇
城陽	一,〇〇	六〇	二二〇
南泉	一,五〇	八〇	三三〇
藍村	一,八〇	九〇	三八〇
李哥莊	一,九〇	一,〇〇	四四〇
大荒	二,二〇	一,一〇	四九〇
膠州	二,五〇	一,二〇	五四〇
大行	二,七〇	一,三〇	五九〇

芝蘭荘	二,八〇〇	一,四〇〇	六二〇
姚戈荘	三,〇〇〇	一,五〇〇	六六〇
高密	三,三〇〇	一,六〇〇	七二〇
蔡家荘	三,七〇〇	一,九〇〇	八一〇
塔兒埠	三,九〇〇	二,〇〇〇	八六〇
丈嶺	四,一〇〇	二,一〇〇	九〇〇
太保荘	四,三〇〇	二,二〇〇	九五〇
岞山	四,五〇〇	二,三〇〇	九九〇
望寶舗	四,七〇〇	二,四〇〇	一〇三〇
南流	四,八〇〇	二,四〇〇	一〇五〇
蝦蟆屯	五,二〇〇	二,六〇〇	一二六〇
張路院	五,六〇〇	二,八〇〇	一三四〇
二十里舗	五,八〇〇	二,九〇〇	一三九〇
濰縣	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一四三〇

第二節　汽　船

第一款　外洋及沿岸航路

上海と南北清各港間並牛荘と廣東間又は漢口と宜昌間等を往返する汽船は頻繁

織るか如く加之本邦及歐米各國の汽船亦定期寄港するあり然も其隻數時々増減あり其航路往々變更あり一定し難しと雖も今最近の調査に基き各汽船會社の航路を示せは左の如し

●日本郵船株式會社　航路

線名	回數	航路
横濱上海線	（毎週一回）	横濱、神戸、門司、長崎、上海
神戸韓國北清線	（二週一回）	神戸、門司、長崎、釜山、仁川、芝罘、天津（又は太沽）牛莊（冬期は芝罘迄）
神戸（神戸天津線	（二週一回）	神戸、門司、芝罘、天津（又は太沽）｝各線とも毎月一回つゝ往復長崎に寄港す、冬期は航海を停止す
北清（神戸牛莊線	（二週一回）	神戸、門司、芝罘、牛莊
歐洲線	（二週一回）	往航　横濱、神戸、門司、上海、香港、新嘉坡、彼南古倫母「ポートセット」馬耳塞、倫敦、安土府
米國線	（二週一回）	香港、上海（往航）門司、神戸、横濱「ヴイクトリア」「シアトル」

●大坂商船株式會社

線名	回數	航路
淡水香港線	（毎日曜日兩地出帆）	淡水、厦門、汕頭、香港
安平香港線	（二週一回水曜日兩地出帆）	安平、厦門、汕頭、香港
香港福州線	（二週一回水曜日兩地出帆）	香港、汕頭、厦門、福州

福州三都澳線（毎月六回兩地出帆）福州、三都澳

上海漢口線（毎週二回兩地出帆）上海、鎭江、蕪湖、九江、漢口

漢口宜昌線（毎月六回兩地出帆）漢口、沙市、宜昌

神戸牛莊線
（三週一回）神戸、門司、芝罘、牛莊
（三週一回）神戸、門司、天津、牛莊

以上記載寄港地の外上海漢口線は通州、張黃港、江陰、泰興、儀徵、南京、大通、安慶、武穴黃石港及黃州に停船し漢口宜昌線は新堤、岳州に停船す同一航路に屬する以下諸會社汽船亦同し

●東清鐵道會社（露國）

航路	回數	寄港地	毎航往返日數
第一航路	（毎月三回）	旅順、長崎、浦潮	十四日乃至十六日
第二航路	（同一回）	上海、旅順、仁川、長崎、浦潮	同 廿八日乃至三十日
第三航路	（同二回）	上海、長崎、浦潮	同 十二日乃至十四日
第四航路	（同一回）	上海、旅順、長崎、釜山、元山、浦潮	同 廿八日乃至卅四日
第五航路		「ダリニー」旅順、芝罘	

●義勇艦隊汽船（露國）

往航（毎歲二十三回）「オデッサ」、新嘉坡、旅順、長崎、浦潮

復航　浦潮、長崎、旅順、上海、新嘉坡、「オデッサ」

（旅順には來路寄航するときは歸途概ね寄航せず來路寄港せざるときは歸路に寄港す）

●招商局（清國）

上海漢口線（毎週二回）上海、鎮江、蕪湖、九江、漢口

漢口宜昌線（毎月七回）漢口、沙市、宜昌

上海天津線（毎週二回）上海、芝罘（又は牛莊）天津

牛莊廣東線　牛莊、汕頭、厦門、香港、廣東、（芝罘に寄港することあり）

上海牛莊線（毎月四回）上海、牛莊

上海福州線（毎週一回）上海、福州

上海寧波線（隔日一回）上海、寧波

上海廣東線（毎月五回）上海、香港、廣東

上海汕頭線（毎週一回或二回）上海、厦門、汕頭（又は香港）

上海溫州線（不定）上海、溫州

●怡和洋行（英國）

上海漢口線（每週二回）前掲招商局汽船と同一なり故に之を省く以下倣之

漢口宜昌線（每月四回）同

上海天津線（每週二回）同

牛莊廣東線　同

上海牛莊線（每週一回）同

上海廣東線（每月五回）上海、汕頭、香港、廣東

上海汕頭線（每週一回）上海、厦門、汕頭

上海福州線（臨時）上海、福州

●太古洋行

上海漢口線（每週二回）

漢口宜昌線（每月四回）

上海天津線（每週二回）

上海牛莊線（每週一回）

上海廣東線　（每週二回）　上海、汕頭、香港、廣東

上海汕頭線　（每週二回）　上海、厦門、汕頭

上海旅順線　（臨時）　上海、芝罘、旅順

上海寧波線　（隔日一回）　上海、寧波

●美最時洋行　（北獨逸ロイド汽船會社）

上海漢口線　（每月九回）

漢口宜昌線　（每月三回）

上海天津線　（每週一回或二回）（二週一回）　（上海、膠州、芝罘、天津、）（上海、芝罘、天津、）

●麥邊洋行　英國

上海漢口線　（每月六回）

●鴻安公司　（英國）

上海漢口線　（每週二回）

●漢堡亞米利加汽船會社

香海浦潮線　（每月一回）　香港、長崎、浦潮、長崎、香港

上海漢口線
上海天津線　上海、膠州、芝罘、天津
●ダグラス汽船會社
淡水香港線（凡一週乃至九日三回）淡水、安平、厦門、福州、香港、汕頭
●鴻記洋行
香港新嘉坡線（凡每月一回）香港、厦門、新嘉坡
●振昌（清國）
香港新嘉坡線（凡每月一回）香港、厦門、新嘉坡
●禪臣洋行
上海廣東線（每週一回）上海、香港、廣東
●開平礦務局（英國）
天津上海線（每週二回）天津（又は秦皇島）上海
●瑞記洋行（獨國）
上海漢口線（凡每月六回）

第二款　內河航路（小汽船）

清國は到處水利に富み域內大河多く亦運河あり主要なる市邑は此便に依り交通することを得只此の最便なる交通路は近時大に壅塞し白河と楊子江とを接續せしむる大運河の如きは全く舟を行り難き處ありと云ふ而も水路保存費は年々巨額を備ふと雖も實際之を使用するは甚た稀にして堤防は破壞し河底には滓沙沈澱して貿易上の不便を與ふること尠からす但白河及黃浦江は北清事變平和議定書に於て之か改修を約したりと雖も尙ほ進んで大運河其他必要なる河川の浚渫を約せさるを憾みとするのみ

抑清國政府か始めて內地水路の開放を實行したるは明治三十一年六月にして是主として英國公使マクドナルド氏の要求に基くものなり而も當時制定せられたる規則中には中外「小汽船」云々とあり且其通航區域も「開港場ある省內」の水路とのみ限られたりしか同年七月に至り更に同公使の請求を容れ之を改めて單に「汽船」とし且「開港場ある省內」の數字を削り廣く「水路」と規定し內地到處の水路は自由に航行し得へきことゝなれり即ち現行の內河航行規定是なり今內地河湖の航行を

營める清國汽船會社並右内河航行規定に依り航業を開始せる外國汽船會社の重なるものに就き其航路を擧くれは左の如し

航路　　隻數

● 大坂商船株式會社（日本）

福州興化線（毎月四回兩地出帆）福州、興化

廈門石碼線（毎月二回兩地出帆）廈門、石碼

● 大東汽船合資會社（日本）

上海杭州線

上海蘇州線

杭州蘇州線（毎日一回）拱震橋、菱湖、湖州、南潯、震澤、平望、吳江、蘇州　曳船三 客船四

蘇州鎭江線（隔日一回）蘇州、無錫、常州、丹陽、鎭江

● 戴生昌公司（清國）

上海杭州線

上海蘇州線

杭州蘇州線（隔日又は毎日） 杭州、嘉興、蘇州

蘇州鎮江線

湖州上海線（隔日一回） 湖州、南潯、震澤、平望、上海

●泰昌公司（清國）

湖州上海線（隔日一回） 湖州、南潯、震澤、平望、上海

●江西官輪船總局（清國）

九江南昌線 九江、呉城、南昌

●兩湖輪船公司（清國）

漢口湘潭線（凡六日一回） 漢口、京口、寶塔州、新堤、岳州、蘆林潭、湘陰、靖港、長沙、湘潭

減水季に際するときは漢口岳州間岳州以上は民船を以て接續す

●長清輪船公司（清國）

漢口湘潭線（凡八日一回） 同上

減水季は漢口岳州間岳州以上は民船を以て接續す

●怡和洋行（英國）

漢口長沙線　漢口、岳州、長沙

本航路は我湖南汽船會社の發起せられたるを開き俄に開始せられたるものゝ由にて汽船は從來漢口宜昌間の航路に使用せし吕和號を以て之に充て本年六月一日より航行を實行せり吕和號は吃水六呎四吋總噸數千六十五噸登簿噸數六百九十六噸八十馬力なり怡和洋行は長江航路に於て最も勢力ある者なれは我湖南汽船會社に取りては有力なる競爭者たるへし尙ほ同洋行にては目下上海に於て該航路に使用する爲め吃水最淺の汽船製造中なりと云ふ

●西江輪船公司

香港梧州線　香港、江門、甘竹、三水、肇慶、德慶、梧州

●太古洋行

厦門石碼線（每日一回）厦門、石碼

厦門同安線（每日一回）厦門、同安

●臺灣記　英國

廈門石碼線（每日一回）廈門、石碼
廈門同安線（毎日一回）廈門、同安
廈門安海線（二日一回）廈門、安海
●芳記、和順共同（英國）
廈門石碼線（毎日一回）廈門、石碼
廈門同安線（毎日一回）廈門、同安
●捷記（清國）
廈門、石碼線（毎日一回）廈門、石碼
●萬發（西班牙）
廈門安海線（二日一回）廈門、安海

●湖南汽船株式會社（日本）
該會社は本年二月中我邦有力なる實業家諸氏の發起に係り六月中既に株式募集を了れり其開業期は明年十月頃の豫定にして先つ總噸數七百噸吃水四呎速力十浬の汽船三隻を新造し漢口を起點として長沙、湘潭に至る一線を開

き一月十回の往復をなさしめ營業其緒に就くに及んて更に常德線を開き且漸次漢江航路をも開始するに至るへしと云ふ

抑洞庭湖及湘江、資江の航路たる長江支流中最も有望なる航路として英獨兩國の夙に着目する所なりしか果せるかな前記の如く忽然怡和洋行の爲に先鞭を着せらるゝに至れり又聞く所に依れは獨逸美最時洋行も同しく該航路開始の計畫中なりと云へは湖南汽船會社當事者たるもの亦枕を高ふすへきにあらす

第三款　運賃及運程

(一)　運賃

◎日本郵船株式會社汽船乘客運賃表

	自横濱		至神戸	
	一等	二等	一等	二等
神戸	一三、〇〇円	七、五〇円	—円	—円
下關	二四、〇〇	一四、〇〇	一二、〇〇	七、〇〇
長崎	三〇、〇〇	一九、〇〇	二〇、〇〇	一三、〇〇

牛荘	七七、〇〇	五二、五〇	六五、〇〇	四五、〇〇
天津	七七、〇〇	五二、五〇	六五、〇〇	四五、〇〇
上海	五四、〇〇	三二、〇〇	四二、〇〇	二六、〇〇

〇大坂商船株式會社汽船乘客運賃表

●淡水香港線及安平香港線

淡水安平			
一五、〇〇 八、〇〇 四、〇〇	廈門		
三〇、〇〇 一五、〇〇 八、〇〇	一五、〇〇 八、〇〇 四、〇〇	汕頭	
四五、〇〇 二五、〇〇 一一、〇〇	三〇、〇〇 一五、〇〇 八、〇〇	一五、〇〇 八、〇〇 四、〇〇	香港

別室三等運賃は普通三等運賃の五割増とす

●福州香港線

福州			
二五、〇〇 一六、〇〇 八、〇〇	廈門		
三五、〇〇 二〇、〇〇 一〇、〇〇	一五、〇〇 八、〇〇 四、〇〇	汕頭	
四五、〇〇 二八、〇〇 一四、〇〇	三〇、〇〇 一五、〇〇 八、〇〇	一五、〇〇 八、〇〇 四、〇〇	香港

● 福州興化線

福州	
七、〇〇 二、〇〇 一、二〇	興化

● 漢口宜昌線（上航）

漢口			
兩 一三、〇〇 九一	岳州		
兩 二四、〇〇 二、九四	一四、〇〇 一、六七	沙市	
兩 三〇、〇〇 三、六四	二〇、〇〇 二、三八	七、五〇 九一	宜昌

● 福州三都澳線

福州	
六、〇〇 二、〇〇 一、〇〇	三都澳

● 漢口宜昌線（下航）

宜昌			
兩 七、五〇 七〇	沙市		
兩 二〇、〇〇 一、六八	一四、〇〇 一、六〇	岳州	
兩 三〇、〇〇 二、八〇	二四、〇〇 二、一〇	一三、〇〇 一、〇五	漢口

●上海漢口線

	上海	鎮江	南京	蕪湖	安慶	九江
上海						
鎮江	九、〇〇 一、二〇					
南京	一三、〇〇 一、五五	四、〇〇 五五				
蕪湖	一六、〇〇 二、四五	七、〇〇 一、三五	四、〇〇 一、〇〇			
安慶	二〇、〇〇 三、四〇	一一、〇〇 二、三五	九、〇〇 二、〇五	七、〇〇 一、一〇		
九江	二三、〇〇 四、一五	一八、〇〇 三、〇五	一四、〇〇 二、七〇	一一、〇〇 一、七〇	五、〇〇 八〇	
漢口	二七、〇〇 五、四〇	二三、〇〇 四、三〇	二一、〇〇 四、〇五	一八、〇〇 三、〇五	一一、〇〇 二、〇五	七、〇〇 一、三五

備考

一本表運賃は錢を以て單位とし右は一等中は二等左は三等とす

一船客三歲未滿(臺灣航路は四歲未滿)は一人に限り無賃とし一人以上は一人每に本表運賃の四分の一を申受け十二歲未滿は總て半額とす

一船中直取運賃は總て本表運賃の一割增とす

一揚子江航路に於ては右は三等(統艙)にして弗を以て單位とし左は外國人一等(大餐間)にして兩を以て單位とす

一清國人一等(官艙)は三等運賃の二倍とす

上海漢口間二等(房艙)は三等運賃の五割増とす

(二) 航路浬程表

自横濱到廣東　單位は浬なり以下之に同し

	横濱	神戸	下ノ關	長崎	上海	福州	厦門	汕頭	香港
神戸	三五〇								
下ノ關	五九〇	二四〇							
長崎	七三八	三八八	一四八						
上海	一、二〇七	八五七	六一七	四六九					
福州	一、六二七	一、二七七	一、〇三七	八八九	四二〇				
厦門	一、八二七	一、四七七	一、二三七	一、〇八九	六二〇	二〇〇			
汕頭	一、九六二	一、六一二	一、三七二	一、二二四	七五五	三三五	一三五		
香港	二、一三七	一、七八七	一、五四七	一、三九六	九三〇	五一〇	三一〇	一七五	
廣東	二、二三〇	一、八七〇	一、六三〇	一、四八二	一、〇一三	五九三	三九三	二五八	八三

自長崎(天津經過)到上海

	長崎	仁川	芝罘	營口	天津	芝罘
仁川	四四六					
芝罘	七一六	二七〇				
營口	九三〇	四八四	二一四			
天津	一、二〇〇	七五四	四八四	二七〇		
芝罘	一、四四五	九九九	七二九	五一五	二四五	
上海	一、九五五	一、五〇九	一、二三九	一、〇二五	七五五	五一〇

自上海到香港

上海				
四二〇	福州			
六二〇	二〇〇	厦門		
七五五	三三五	一三五	汕頭	
九三〇	五一〇	三一〇	一七五	香港

自上海到香港（直航）

上海	
八二三	香港

自上海到寧波

上海	
一三四	寧波

自芝罘到大連灣

芝罘		
七四	旅順口	
一〇八	三四	大連灣

自上海到天津

上海			
五一〇	芝罘		
七〇三	一九三	大沽	
七四五	二四四	五一	天津

自上海到重慶

	上海	呉淞	通州	江陰	鎮江	南京	蕪湖	安慶	九江	黄州	漢口	岳州	沙市	宜昌
上海														
呉淞	一四													
通州	六八	五四												
江陰	九六	八二	二八											
鎮江	一五六	一四二	八八	六〇										
南京	二〇一	一八七	一三三	一〇五	四五									
蕪湖	二五〇	二三六	一八二	一五四	九四	四九								
安慶	三五〇	三三六	二八二	二五四	一九四	一四九	一〇〇							
九江	四三七	四二三	三六九	三四一	二八五	二三六	一八七	八七						
黄州	五二八	五一四	四六〇	四三二	三七三	三二七	二七八	一七八	九一					
漢口	四七七	四六三	四〇九	三八一	三二一	二七六	三二七	二二七	一四〇	四九				
岳州	七〇四	六九〇	六三六	六〇八	五四八	五〇三	四五四	三五四	二六七	一七六	一二三			
沙市	八六四	八五〇	七九六	七六八	七〇八	六六三	六一四	五一四	四二七	三三六	二六七	一六五		
宜昌	九四一	九二七	八七三	八四五	七八五	七四〇	六九一	五九一	五一〇	四一九	三七〇	二四八	八三	
重慶	一四〇〇	一三八六	一三八六	一三三二	一三〇四	一二四四	一一九九	一〇五〇	九六三	八七二	八二三	七〇一	五三六	四五九

第三節　郵便及電信

（一）郵便

從來清國の郵政は兵部之を總管し要衝の地を擇ひて局を置き之を驛站と稱し地方長官をして之を監督せしめ局内には常に馬匹を備へ専ら官府信書の遞送を爲す又民間に於ては信局と稱する私立の郵便局所謂飛脚屋あり一省乃至十省を聯絡して其業を營み來りしか其方法頗る不完全なるを以て清國政府は總税務司ロバートハートの建議に基き光緒十六年(明治廿三年)始めて各税關内に郵政局を設置し公私信書の遞送を爲せり此郵便局は文明國の制度に擬したるものなるを以て遞送迅速にして且安全なれども單に各開港間に止まり内地に發送するには依然官信は之を驛站に私信は之を信局に託せさるを得さりしか光緒廿三年(明治三十年)中清國政府は歳入補足の爲總税務司に命し税關の郵便事務を擴張し内地各處にも亦郵政局を開設せしむるに至れり然るに一時信局間には種々の妖言を流布し其事業を妨碍せんと試みし者少からさりしかロバートハート氏は各地税關

を督勵して鋭意其擴張を圖りたる爲め現今に於ては既に本局三十六ヶ所分局六十九ヶ所の多きに及ひ且本局所在地には更に市內便宜の地に於て郵便物收集及切手發賣をなす爲め支局一二ヶ所乃至五六ヶ所を設置せし處少からす人民大に其便に頼れり今其本分局の所在地を擧くれは左の如し

本局所在地	分局所在地	分局
北京（直隷） 天津	通州、保定、河間、獻縣、豐臺、長辛店、正定、滄州、山海關、北戴河、唐山、塘沽、太沽、靜海	一四
營口（滿洲）	牛莊城、海城、遼陽、盛京、双城堡、哈爾賓、呼蘭、阿什河、北圍林子、齊々哈爾、錦州、新民屯、旅順、大連灣	一四
芝罘（山東） 膠州	東光、德州、齊河、登州、黃縣、萊州、沙河、寧海州、威海衛、文登縣、石島、萊陽、即墨、平度州、濰縣、青州、鄒平、濟南、泰安、蒙陰、沂州、袞州、濟寧州、滕縣	二四
宜昌、沙市（湖北） 漢口	荊州、漢陽、武昌、武穴	四

岳州（湖南）城陵、長沙、常德、湘潭　四

九江（江西）姑嶺　一

蕪湖（安徽）大通、安慶　二

南京（江蘇）

鎮江　揚州、清江浦、宿遷、臺兒莊

上海　高郵、淮安、呉淞　七

蘇州

寧波（浙江）

杭州

温州

福州（福建）羅星塔、三都澳　二

厦門

汕頭（廣東）

廣州　黄浦、甘竹、九龍、龍山　四

三水
瓊州
北海
梧州（廣西）
蒙自（雲南）
思茅
重慶（四川）萬縣、瀘州、叙州、嘉定、成都、順慶、保寧　七
合計　二九　八三

清國郵政局に於ては本年四月より大に郵税を低減し葉書一錢書狀十五「グラム」（四匁）まで市內は五厘市外は一錢と爲したり（其他の改正税率は煩はしければ略す）

●日本及諸外國郵便局

以上支那郵便局の外尙ほ北京及重なる開港場には本邦及英、露、佛、獨、米等諸國に於て設置せる郵便局あり各清國諸港間及自國並外國に對する郵便事務を取扱ひ居

れり今茲に本邦郵便局の所在地を擧くれは左の如し

北京　天津　芝罘　牛莊　上海　蘇州　杭州

南京　漢口　沙市　福州　廈門

（二）電信

電信は支那全國到る處其便あらさるなく各地の都邑を連結し延て諸外國に通せり即ち南は廣東より東京に通する海底線及雲南、東京に通する陸上線あり西は北京より天山南路のカシユガールに通し東は海底線に由りて本邦臺灣及長崎に通し北は韓國義州は勿論、韓露兩國との境界に接する琿春及西伯利亞南部の恰克圖に通する線あり然れとも清國の電線を架設したる目的は主として政治上及軍事上に在るを以て今尚ほ政府の使用を主とし私信は地方に由り又は時間を限り之を許すを例とすと云ふ

上海より清國各港及諸外國に至る電信料

上海より（一語に付）

鎮江	一一仙	寧波	一一仙	日本	八五仙

蕪湖	一二
九江	一三
漢口	一四
宜昌	一六
重慶	一八
芝罘	一四
天津	一五
牛莊	一六
福州	一五
汕頭	一七
廣州	一九
香港	一九
龍州	二三
瓊州	二五
蒙自	二三
新嘉坡	一二四
柴棍	一一四
錫蘭	一九五
歐洲諸國	二〇〇
南米	三七〇
北米	二三〇

第九章　支那商賈

支那商賈に對する觀察は故領事陳政氏の報告最も周到を盡せるに庶幾し依て其一部を抄錄し以て參考に供す以下第一節乃至第五節は即ち是なり

第一節　總說

支那貿易を談するもの支那商賈の敏捷、活潑、勤勉、堅忍なる列國商賈と對峙して愧つる所なきを稱せさるものなし然れとも支那商賈か如此習尙性慣を致せし原因を溯考せしものなきは頗る遺憾なりとす窃に小官の視察する所に據れは支那商賈か勤儉の美性を養成せしは支那に平等民制の久しく行はるゝと個人制の成立とに原因せしものとす試に之を詳言せん支那國體より考察せは上下尊卑懸絕して人民間に夥多の階級種族あるか如しと雖も其實全國を擧て帝室人民あるのみにして特異の權力を專有する民族あることなし人民は各自其力に食み富を致し業を殖するを以て唯一の目途となし所謂士農工商の名ありと雖も是れ其の名のみにして其實民間に尊卑の區別を存するにあらす所謂士とは農工商の子弟にし

て學術に勤勉し或は其の他の方法に依り仕途に入るものを指稱するに止まり決して特殊の民族の存在するにあらさるなり故に支那國民は事實上農工商の三種族あるのみ業を興し富を殖するものは鄕黨の推服敬重する所となり之に反して貧窶窮賤に陷れは名閥貴冑も人之を顧念するものなし是豈平等民制にあらすや又支那は家族制の形骸を備ふと雖も其實家長家族を專管せす父子兄弟各自產を治め殖財を圖り一家內と雖とも各自財產を區劃して明晰ならしむ是豈に個人制にあらすや平等民制及個人制は自然人をして利に赴き殖財是圖りて他を顧慮するに暇あらさらしむ況や普通敎育の缺如せる人民は德性を涵養するの何たるを知らす利巧是務むるは已むを得さるの勢なり然れとも農を務めんとすれは地畝限あり有限の地畝は皆所有者あり以て增殖の人口を待つに足らす工は歷世萎靡して振はす徒に舊規に遵由し且大抵手藝細技にして宏圖をなす能はす唯商は區域遼濶にして支那境內の物產は南北其宜を異にし氣候は寒溫の差あり人民は嗜尙を殊別にす故に貨物の周流は洵に缺くへからさる所にして苟も此際に處して刻苦勵精せは富を致し產を興すは農工に比して洵に容易なりとす是を以て支那

人民の智能徹達なるものは皆商途に集りて貿易を經營し而て其勤勉耐勞なるは殆んと稟賦に出て加之團結聯絡に厚く契約然諾を重んするの美俗不知不識の間に發達したれは支那商業か農工業に比して駸々躋進し他國と駢立して退讓する所なき地域に進するに至りしものは必然の數と謂はさるへからす之に由りて是を觀れは平等則個人制の發達は實に支那商業躋進の淵源たるや爭ふへからさるなり今支那商賈か業務を經營するや各商に於て殊別なきにあらすと雖も一般通行の組織及商賈の地方的習慣を概述せんに分て下述諸項とす

第一節　商賈種類

清國商賈の種類を概說すれは下の如し

(1) 行棧　(2) 字號商　(3) 零賣商

(1) 行棧は生產者及仕入商間或は賣方、買方兩商間に介立して双方を聯絡し貨物を賣買せしめ手數料を取るを業とするものとす（本邦の所謂仲買商）之を換言せは賣買者間を聯絡するを專務とするものにして供給者に對しては貨物を滙聚し之を

適當の鎖路に販售し買方に對しては需用貨物を供給して乏絶することなからしむるなり故に行棧は双方の信用を得るにあらされは其業務を擴張する能はさるを以て深切に周旋し賣買を成立せしむ賣方は販賣貨物を行棧に運致し貨物若し即時に販賣せられさるときは行棧に賣售を依託して前金を借ることあり又常に人を派して行棧内に宿泊し賣口並に相場を視察せしむるものあり又買入商も特に買入のため常に人を派して行棧内に宿泊せしむるものあり或は時期を定めて人を派し行棧に至り買入をなさしめ或は行棧に託して買入をなすものあり故に行棧中には賣方買方双方多人宿泊して一大旅舘たるの觀をなすものあり而して賣買双方とも賣買に於ては對手の誰たるを問はす行棧を信して取引をなす故を以て貨物引渡後代價は三四週間後交附の約ある場合に於て買方は旣に起程歸鄉して其地にあらさることあるも賣方は毫も疑念を懷かす期日に至れは行棧より代價を受領す又行棧は貨物を預ること多きを以て倉庫を有するもの多きのみならす貨物交付の時は借庫を周旋す又荷造及貨物の運搬を周旋し貨物の荷造を要するか或は荷造の更改を要するものは之を周旋し運搬に至りては行棧自備の貨

車を以てするか或は定約貨車ありて運搬に便にす又行棧は各地の商況を視察し取引商間の需用供給に應せんかため常に人を各地に派して取引商間を巡訪し缺乏貨物を問明して注文を受けしむるを例とす之を要するに行棧商は「コムミスション」商にして賣買双方を連絡し貨物の需用供給の度相場の高低を籌るに敏速なるものとす其業務の首要なるものを擧くれば下の如し

一　賣買双方を媒介すること　一　賣方貨物の委託販賣を爲すこと

一　賣方の貨物に對して前貸を爲すこと　一　買方の注文に由り買入を爲すこと　一　買方に代り期日に至りて價金を支拂ふこと　一　貨物の庫入運搬等を周旋すること

行棧は一人の資力にて開設するもの少く多くは大抵三四人乃至四五人合資して開設し財主の内商務に熟練老達なるものを擧けて行東とし店務を處理せしむるか或は商務に練達せるものを聘して大掌櫃とし一切を委任す財主の一人或は大掌櫃に商務を委託するときは他の財主は皆鄉里に居り毫も商務に干渉せす受託者をして充分商務を料理し商方を展布せしめ結算期に至り成蹟を精察し受託者

をして其任を繼續せしむるや否を處決す行東(即ち行の主人)或は大掌櫃(支配人)は尤商機に敏達し積年經驗に富むものにあらされは其任に勝ふる能はす行棧の資本は大なるものは拾萬以上三四十萬兩に至るものあるも小なるものは數千兩に止るものあり是行棧の業務たる行東或は大掌櫃の世故に老練に交際に暢達し商機に敏捷にして賣買双方を誘掖するの技能を以て尤必要とし資本に至ては第二の要素たれはなり

(2)字號商

字號商は大抵二三名乃至五六名の合資になるものを多しとす字號商は家號を以て信用を博するものにして遠近の取引者は字號に信用を措くを以て其店を組織する株主の變動の如きは商務上に甚しき影響を及さゝるものゝ如し資本は大抵饒富にして大なるものは數拾萬以上より數百萬に上るものあり小なるものも一二萬兩の間にありとす

(3)店舖店の大なるものを莊と曰ふ叉坊と稱するものあり多く製造を兼ぬる者を謂ふか如し

店舖は零賣小商なり該商等も二三名乃至四五名合資營業するものを多しとす

〇商店内組織

商店の組織を槪述せは下の如し

▲財東

財東とは資本主にして合資なれは數名以上に及ふ

▲大掌櫃（或曰大經理）一人

大掌櫃とは總支配人にして財主の委託を受け店務一切を總轄し商業取引を專斷し店内使用人を黜陟進退し其店を視る宛然自己商店たるか如く財主等をして毫も干預せしめさるを常例とし一店の責任を負ふものとす

▲二掌櫃（或曰經理）

▲三掌櫃

二等三等掌櫃は大掌櫃の副なり

▲大屋掌櫃

此掌櫃は商務取引を專務とするものなり

▲內櫃
會計主任のものとす
▲夥計
是は掌櫃の命令に聽從して奔走するものにして手代に同し
▲學徒（又學生）
是は年季小僧なり
每店の組織は上述する如し字號行棧に於ては一店二十五名以上五六十、百名に至るものあり
掌櫃夥計の給料
掌櫃は店主に傭使せられて給料を得るものあり或は自己の資本若干を出して店主の原資に加入し「パアートナ」の姿をなすものなり
夥計は二種あり一を身股夥計と稱し入店の際身元保證金を納れ身元保證人を立て請入契約文を出す又銀本夥計と稱して單に身元保證金若干を出すものあり是は店より定額給料の外保證金に對し相當利息を拂ふものとす現今は銀本夥計は

寥々寡少にして大抵皆身股夥計とす
給料は掌櫃は一年百圓乃至千圓に及ふ夥計は二十五圓乃至百圓とす
食料は店主の支給に屬し衣服は自辨とす賞與金は毎三年大淸賬(總決算)の時に於て純益金を配當す其配當法は各地方及各店に於て異動あるも例之は財主の資本を分て十株とせは財主は七株に對する利益即ち純益の七割大掌櫃は二株に對する利益即ち純益の二割他の掌櫃は一株に對する利益即ち一割を受るものとす夥計は精勤三年後は純益の幾分を賞與せらる

學徒

學徒は十二三年以上十七八年以下にして商業を見習ふものとす大抵店主或は掌櫃同鄕農民或は親友等の子弟にして懇意上引受け商務を見習はしむるもの多く年期を限り證文を立るもの少し
給料は雇入の最初半年間は無給とす半年後店務に熟せは毎月五十錢位の割にて年六圓を給し夥計となるに及んて二十五圓以上を給するものとす學徒期内は店主より飯食の外剃髮料及一ヶ月一二回浴錢を給せらる又學徒は先に入店するも

のを師兄と稱し後參者は年長と雖も次席とす

先生

店內に先生と稱し專ら書札の往復を司るものあり是は大掌櫃以下商業專務者は商機に敏捷練熟するも大抵無學にして目に一丁字なきもの多きか故に各店稍々讀書の力ありて書札に慣熟するもの一人を聘して專ら往復書函を司らしむ給料は一年百圓以上二百圓位なり

先生及學徒は總決算の時純益配分に與る能はさるも店主大掌櫃及他掌櫃等より好意を以て多少を贈與すと云ふ

結算期

各店の通常結算期は每年歲末或は歲始とす此時に於て店員の黜陟進退を行ふ每三年に總結算をなし此時に於て店務の損益を精算し純益の割賦をなし損失多くして繼續し難きときは閉店を行ふ又大掌櫃は店主の信用如何に因り其任を繼續するや否も此時に決するものとす

第三節　團結並聯絡

支那商賈の協同團結に厚く多衆聯絡して規律を固守し信義を履踏して以て商務を保護し內外國商に對して愧怡する所なきは世間一般に認識する所なり蓋し支那商賈の團結を致せる原因を溯考せは法律の保護不完全にして官吏有司の下民に臨むや威壓虐使を擅行し正理を枉屈し民利を掠奪すること少からす且各地方人民は同國人と雖も異鄉者を視るに宛も異族に對するか如き感を抱き抵排擯斥を事とし時に暴力を挾持して刧制することとなしとせす同鄉里間に於ても豪族右門は威勢を恃み微弱を抑壓して自利を圖るの事例往々乏しからす如此社會に處して防衛の道を講せは同鄉者或は同業者團結協同して緩急相賴るを除きて良法あるなし多數團結せは勢力强大となり衆心一致せは籌策宜に適し權利の存する所は充分之を伸張して屈する所なく利益のある所は毅然固持して抗爭すへし之を孤立寃を含み緘默して爲すなきに比すれは利害の相距る豈霄壤なるのみならんや是清民か團結協同を重んする所以にして積世相仍り習慣性をなし殆ん

と不拔の俗をなせしものなり殊に同國の商賈は苟も商利のある所は遠方に跋涉し苦を嘗め難に當るを辭せす或は懸隔遼遠の地に僑居して十數星霜を閱し故里に歸回せさるものある罕なりとせす其冒險敢爲の氣象に富むは實に各國に誇稱するに足るものあり例之は山西の商賈は全國各地に營業し北は蒙古滿洲の各都府より南は福建、廣東に及ひ腹地重要全市皆山西の商賈を見さるはなく營業地に於て數世紀を閱するもの少しとせす廣東商寗波商等皆同一轍なりとす是支那商賈の利に趨くの敢勇なる農戶の穩和安恬を樂み終生鄉里に蟄居するものゝ比にあらす遠く故里を離れ萬里利を趁ひ懸隔の地區に僑居し法律の不完全なると有司及人民の侵害嫉視を抵拒して自衛の方を講し團結協和を圖るは洵に已むを得さるものにして外部の刺衝に遭ひ團結の基礎益鞏固を加へ發達完全に赴くは自然の理なりとす清商團結の種類を擧くれは下の如し

○會館或は公所

會館は數種あり官吏等の組織に係るもの商賈の組織に係るもの是なり官吏の組織に係るものは一省或は一府或は一縣出身官吏の組合にして各要地に會館家屋

を備へ館員間交互保護通交するを主とする社交倶樂部たり商賈の組織に係るものに二種あり同鄕商賈全體を聯絡して組織するもの及同業者間を聯絡して組織するもの是なり同鄕全體を聯絡して組織するものは冠するに地名を以てし廣東會館、兩廣會館、又は閩會館と稱するか如し該會館は業種を問はす同鄕商賈を連絡するを主とす同業者會館は多く冠するに業名を以てす即ち糖業等の如し又冠するに地名を以てするものあるも館員は悉く同業者たるものとす淸商は各地に於て同業者相聯絡して組合をなし幇と號す(茶幇紙幇の如し)每幇會館或は公所を設置するを常とす會館或は公所は重要の市場、商業の要區に設置し其地駐在商賈は悉く館員となり館員の內より老練にして重望あるものを推選し或は輪番を以て一二名乃至二三名會館幹事の任に當り館務を處理し每月一二回或は重要時期に館員を聚合して商務上の協議をなし及會館、館員に關係する事件に付き會商し又三節(端午仲秋歲始)に會議して歡を通し交を厚うする所とす會館の會商する要端は館員一般の商業を保護增進すること館員を督勵して館規に遵由し商務を擴張し自己一人の利を營謀して館員全般の利益を妨害せしめさること館員全體或は

一二人間に商務上の紛紜を釀起するか或は他より侵害碍損を蒙るの憂慮あるか或は既に之を蒙ふる時豫衛抵拒の方法を計畫すること及館員に不正失信の行あり或は業務上倒産の不幸あるに際し之を處置すること等を以て主とするものゝ如し又會館は常に官吏候補者或は學位を有する相當名望ある人士を傭聘して館の顧問となし老師と稱呼するを恒とす是は商務に付き諮詢する所あるにあらすして地方官に交渉し或は他の會館或は地方紳士に交渉するに際し商賈は位地卑賤にして對等し難きより往々寃枉に陷ることなしとせされは此際老師をして交渉の務に當らしむ老師は學位名望あれは位置卑下ならす屈從する所なく充分に理非を辨明して妨害を排斥するを得るの便あれはなり會館の經費は館員をして之を分擔せしむるもの或は隨意義捐に由るもの或は會館に於て館員各自の商賣額を檢査し額に應して平均に分擔せしむるもの或は館員の商貨に付若干を賦課して館費に充つるものあり館規に於て規定せし所は館員皆遵行して違背するものなし會館は上述の如き商業會議所の體をなすものゝ外に同業團結會社の姿をなすものあり會館に幹事あり館員を代表して商務を董理し會館の名義を以て商

賣をなせはなり又會館の勢力宏强なるものに至ては市政を掌握するものあり何となれは同業の商賈聚居する市に於ては市内の經費は皆同業商の負擔に歸し會館に於て入市税、船舶税、貨物税を課して市の政を施すものあれはなり又會館の勢力大なるものに至ては往々地方官に抵抗して時に自ら商賣を停止し或は取引を斷絶する等種々の手段に訴へて素意を達せされは已まさるものあり

巨商豪賈等は上述の如く會館公所を組織すと雖も小商賈は宏壯なる組織をなす能はす然れとも是等は各地同商皆組合を設け毎歳二三次即ち端午仲秋或は歳始に於て場所を定めて集會し同業間の規約を定立して之を遵行す時に違反者あれは同業者に於て或は罰款に處し或は除名し或は時に殘忍なる刑掠を加ふることあり工業者間に於ても組合あり多くは其業創始者の祭日を擇んて同業集會し規約を商定す

上述の會館及同業組合の外に商賈の團結として見るへきものは支那商が大小を論せす同業者相聚會する茶館是れなり即ち支那各市場には數多の茶館あり茶館とは終日衆人群聚煮茶晤談する所とす此多數茶館の中に於て某商業者は某街の

葉茶店と定め毎日或は隔日一定の時刻に集合し此時を以て相場を上下し取引を執行するのみならず同業者交互會談し同業者間の事情を暢通し一商賈の組合各商に反して私利を營まんとするか如き擧動あるときは直に同業全般に傳播して隱蔽する能はざらしむるに至るを例とす又支那商に特種優長の點は各地に於ける商賈間の交通周密にして聯絡の完全なるにありとす故に苟も甲地に於て營業し稍名聲ある商賈は乙地以下の各要地に朋友知己或は同業者の知友を有せざるはなし是一は支那人の習慣として同郷者は交通聯絡するを常とするを以て同郷者にして各地に散在するものは隨時交通して情誼を通するに因ると一は各地に會館の設立ありて甲地の會館員は乙地の會館員と交通するの便を有し且會館員たるものは彼此確實なるを信して取引を開始するを得ると雙方の會館董事も雙方館員の聯絡を幇助し以て交通廣きに渉るの致す所なり故に支那商賈か各地に聯絡して商況を探査し敏活の運動をなすは實に意外に出るものあるなり

又支那商賈は各地の商況を探査するに最も注意を加へ毫も懈怠するものなく小資本の商賈と雖も三四店乃至七八店連合して人を各要市場に派置し相場を探査

報道し且購入賣出をなさしむ例へは四川の如き上海を距る遼遠懸隔なるに拘はらす四川の商賈は常に人を上海に分派して市況を體察せしむ此視察者は異種各業數店の依囑を兼ぬると雖も常に上海に於ける四川商賈の取引を專業とする行棧に宿泊し常に上海商賈の事情及內幕を詳悉するを以て探問員を得て報道機を失せさるか如し

上述の如き各地聯絡の周密なる商況報査の遍及せるは商務發達上の重因たるを失はざるなり

第四節　資本

支那商の資本に至ては各自秘密を主とするを以て容易に探知する能はず通常探問する所に據れは大抵幾十萬兩以下にして非常なる巨大の資本を以て營商するものなしとするか如きも事實は大に然らさるへし何となれは支那商の通常資本と稱するものは運用資本を指すものにして固定資本は巨額に上るものありと雖も之を言明せざれはなり而して支那商賈の資本の富裕なる原由を述ふれは下述

諸項に外ならず

(1)全國の重要官吏は商估の資本主たること

(2)全國の富族豪門は商估の財主たること

(3)蓄財者は有力の商賈に其財を委託するもの多きこと

(4)金融機關發達して資本の便を助くるもの多きこと

上述は事實上明白なるものにして毫も挾疑する所なし蓋し支那人民は殖利に熱心なると政府の保護完全ならず隨て自家蓄財の危險なるを以て確實の商估に投資せさるものなし即ち官吏は法律上自ら營商することを禁遏せらると雖も商店に投資し確實なる商賈をして運用せしむるは法律に違背する所なきを以て皆之をなさゞるはなし政府すら尚且各省布政使其他の有司をして官金を確實なる銀莊、錢莊、當舖に委託して流通せしめ利息增殖を計畫すること比々其例を見る所なれは況んや官吏が私財を投資するに於て何そ禁制を加ふる所あらんや是に由て支那商は自己の資本外に資本を集むること甚た容易なりとす

又支那商賈間には信用取引廣く行はれ信用厚けれは營業旺盛に至り信用薄弱な

れは資本巨額と雖も營業する能はさるに至る信用の厚薄は重に商店財主の資產饒裕なるや否と商店大掌櫃の材幹技能如何に係り財主の資產確實にして大掌櫃材幹あるに於ては各商店は取引を開始し蓄財者は預金をなし隨て營業自ら旺盛を致す是れ自然の理にして疑を容れさるなり故に創業資本の多寡は甚た重を措かさるものゝ如し

又支那資本家は決して一業或は一店に投資せずして數種の業類或は數店に分投するものゝ如し是萬一の危險を豫防するに出てたるものならん故に某店某業は某氏資本主たりと稱するに拘はらす其資本を問へは却て意外に寡少なるものあり左れは支那商店の資本を詢明するに當りては其店務の浩繁旺盛なるに拘はらす資本の寡單なる頗る疑惑を滋すに足るものあり然れとも是創業の際財主か支出せし資本に止まり財主は商店に關し無限責任を有するを以て世人は財主支出資本の多寡に關せす重を財主の資產に措く之れ決して怪むに足らざるなり

第五節　支那商賈の勢力及習尙

支那商賈の勤勉にして懈怠せす儉嗇にして蓄財を事とし契約を重んし信用に厚き世既に定論あり贅辨を須ゐす然れとも視察實況を此に述ふるも多少稗益する所なしとせさるへし

支那商賈を概評せは支那國民中無敎育者の團結なりと謂はさるへからす彼等は巨萬の資財を運轉し内外の貨物を出入し一顰一笑能く市況を動撼する豪賈たるか或は一方に雄峙して外商と頡頏し又は各港に連聯して數十の支店を頤使する富商たるか或は數十萬若は數萬の資本を有し商務を經營する商賈たるとを論せす大抵皆無敎育にして曾て文學筆札に通するものなく甚しきに至ては目に一丁字を識らさるものなしとせす深遠なる理性道德說の如きは曾て之を耳にせす又之を精研するを欲せさるの徒多しとす而して彼等は契約に商議に繁密を避け務めて簡素を守り樸實を主とするも一諾は容易に變更せす一話は永遠遵守して渝らす信義の堅固なる盤石に比すへきあり資財の授受數十萬兩に上るも立談の間之を了し片墨斷簡以て證となすに過きす豪膽壯懷人を驚愕せしむるに足るものあり之を支那士子の終生學門に從事し理性を縷拆する秋毫も誤らす道德を稱道

なる身命の如くするものにして其實行を視れは德義地に墮ちて禽獸も伍するを愧ち又仁義を高談し利益を鄙棄すと稱して裏面は財貨是嗜み錙銖を爭奪して已まさるものに比すれは無教育なる商賈は信義堅固にして教育の十分なる士子は却て德性耗消し彼此の對照上意外の結果あるを歎異せさるを得す而して余は支那商賈は支那國民中の無教育者にして却て支那國民中の信義最も堅固なるものなりと斷言するを憚からさるなり

上述は支那商賈に就き概論する所なり然れとも支那各地の商賈は地方に隨ひ性質倘習自然異同あるを免かれす商界に於ける勢力亦自から輕重なきにあらさるなり

支那商界に於ける二大勢力は山西廣東兩地方の商賈となさゝるを得す山西、廣東兩地の商賈は性質習倘に於て全然反對に出つるも勤勉の性質、貲力の富裕並に商機に敏捷なるの點に於ては支那全國の商賈能く其右に出つるものあらさるなり而して性行、貲力、熟練に於ては殆んと廣東、山西の商賈と駢馳鼎峙するを得へきも商界の區域狹隘なるを以て勢力に遜讓する所あるものを寧波商賈とす山西商は

全國に蔓延すと雖とも最も北方の商界に雄視し廣東商は重に南方及長江一帶の商界に蟠居す寧波商に至りては寧波上海に根據して長江一帶に散布せり又山東省の商賈は北部支那に於て嶄然一頭角を出し山西商に比すれは資力に於て及はさる所ありと雖も其勤勉耐勞なるは洵に輕視すへからさるものあり故に之を約言すれは北部支那の市場は山西、山東の商賈多く勢力を占め南部支那は廣東の商賈市場に跳梁し長江一帶は各地の商賈駢峙競爭し寧波商は其の傑出したるものなり

●山西商賈

山西の商賈は支那各地に蟠居し票莊事業に於ては全國の要市に於て重權を掌握せり加之北部の要市に於ては票莊の外各重要商業に從事して市場に雄視するものあり即ち天津に於ける山西商の舉動は天津の輸入貿易を左右するの重因たるものゝ如し張家口に於ては蒙古輸送の茶業は全然其掌握の內に在りキヤクタ運輸の茶業も露商を除きては支那商中唯山西茶商あるのみ該商は習尚勤勉毫も懈怠せす其特色は艱を忍ひ難に耐へ撓ます屈せす儉嗇を主とし奢侈を惡むは仇讎

の如く資財を視るは身命より重く力行倦ます孳々として是勤め百年一日の如く寸を得は尺に進み決して退避せさるにあり而して天津港、北京都城及直隷省各府、張家口、滿洲、奉天府、牛莊港及湖北漢口等には山西商多しとする所なり其他の諸港市場に於て山西商に接するもの豫め注意せさるへからす

山西商の資本の富裕なるは全國に冠たる所にして最大のものに至りては千萬兩に及ふものあるが如し

●天津商賈

天津港の商賈は天津本地商賈少からす彼等氣風一般に質朴醇厚にして華靡を崇尙せす約諾を重んし輕浮の習なきか如し

●牛莊商賈

該港は北部支那に屬するも商賈の重なるものは大抵廣東人及山東人とす然れとも廣東人の勢力は山東人の上に出つ故に商賈の習俗は廣東風多く活潑豪膽にして微細に汲々せす小利に齷齪せす敏速機警なる耳目を聳動するものあり資本は意外に富裕なりとす

●盛京商賈

盛京市場は山西、山東商賈の專有壟斷する所たれは兩地商賈の氣風を悟知せは大體を推知するに足る唯山西、山東の商賈等滿洲に在る既に久しけれは自然其俗に感染する所あるを免れす茲に僑居する山西、山東商は倶に直隸地方に於ける山西山東商賈に比すれは意氣頗る寛廠にして小利を競爭せす溫醇朴茂の風あり

●芝罘商賈

該港には廣東、福建商雜居すと雖も山東商多きを占め最も市上に勢力あり該商等は習俗質朴にして簡素を守り巨資を運轉するものと雖も綿衣を着して意に介せす信義を重んし約束を固守すること山西商に讓らす資本は山西商の如く富裕ならさるも百萬以上の資本を運轉するもの亦少しとせす

●上海商賈

該港は商賈に至りては概述し難きものあり何となれは該港は各地商賈の輻輳する所にして各地の商賈或は山西或は廣東或は四川或は寧波の如き雜化混同して一大市場を爲し所謂上海商賈風をなせはなり之を要するに各會館公所に隸屬し

同幇に名を知らるゝものは大抵確實にして倚信すへきものとす其會館公所に隷屬せす泛々孤立して同幇衆商に擯斥せらるゝものは大抵權謀譎詐至らさるなく所謂人を陷阱に陷れて其利を食むを主とするもの多しとす

● 寧波商賈

該港は支那舊古外國貿易港の一にして人民の通商に暢達する殆んと廣東と伯仲の間に在り商賈の習俗は儉嗇樸茂なるも山西の如く甚しからす氣宇頗る快豁豪膽敢爲なるも廣東の如く果斷なる能はす勤勉耐忍は山西より劣り廣東より勝るか如し惟團結聯合に強固なると資本の富裕にして竭きさるとは山西廣東と抗衡するに足る故に該港の貿易は該港の商賈之を專握し他省の商賈をして毫も侵佔せしめさるのみならす上海市場に於ては該商賈は殆んど上海商賈の少半數を占め市場に雄飛するの觀あり長江一帶諸港に於て該商賈の團結は他省の商賈を排斥すれは商界に於ける勢力決して侮るへからさるなり

● 福州厦門商賈

福州厦門地方の商賈は支那商賈中に於て劣等なりと謂はさるへからす該地方の

商賈は狡譎多詐にして信義を重んせす輕佻躁動して約束を履行せす目前を彌縫するを務め錙銖の小利に齷齪して豪膽敢爲なる能はす各自疑惧猜忌團結聯合心に乏しく資本寡薄にして巨額の取引をなす能はす是福建地方昔時より海外に渡航するもの多數なるに拘らす支那沿海の商權を掌握する能はすして空しく廣東人の背後に瞠若たる所以なるか

●汕頭廣州商賈

該兩港の商賈は倶に廣東商賈として名を著すものにして性質活潑剛毅なる支那人民間に罕見する所なり華靡を嗜倘し衣服器物を精美にし交際に奔走し宴游豪侈を競ひ勤儉耐勞に於ては山西商賈に遜る所多しと雖も豪膽にして難を避けす事を處する敏速にして人意の表に出て巨資を運轉して機會を失はす且支那人民間に於て比較上海外事情に通暢するを以て外國貿易上に勢力を得殆んと其利を壟斷するの狀あり資本に至りても山西商と伯仲の間に在りて數百萬の資財を運轉するもの少しとせす

第六節　買辦

凡そ外國諸商人か支那に向つて其製產品を輸入販賣せんとする場合には自己直接に其事を經紀することを爲さすして才智あり信用ありて而も商業に練熟する支那商人を使用して自己の代辨者と爲し以て之に任するを常とす而して此代辨者は其雇主たる外國商人に代りて商業上諸問題を討議し且最好市場を探出して以て主人の爲に最も有利なるへき取引を爲すの權限を有するものにして世に所謂「コンプラドル」即ち買辦なる者是なり

上海在留白耳義領事は曾て是に關し其報告書中に記して曰く「支那商人と歐洲商人との間に立ちて不可缺的媒介たる者を稱して「コンプラドル」と曰ふ是西班牙語の「販賣人（コンプラドル）」より起れる一種の名義なり」云々と

今其來由を尋ぬるに往昔歐洲商人（西班牙人葡萄牙人等）か始めて支那に來航し通商を爲すに當りてや其取引たる多くは物品交換にして而も當時支那內地は嚴重なる鎖國主義を把り歐洲商人は一切入ることを許さす故に歐洲商人は支那內地

に於ける利益的取引を經營せんか爲め支那商人の機敏にして才幹ある者を傭使するの必要に迫られ遂に此種の支那人を使用するに至れるなりと云ふ

當時支那人は歐洲人か支那の言語、風俗、舊慣其他一切の便宜に通せさるを奇貨とし中に居て利を取り其益する所多大なるか爲め洋商の使用人たるを甘んし而も亦洋商は毫も將來永遠の利害より打算することを思はすして唯目前の便利をのみ圖りたる爲め彼我双方の事情恰も相投合し以て此買辨の成立を容易にし且其關係を强固ならしめ永く其勢力を振はしむるに至り之と同時に亦各洋商取引利益の大部分は之か爲めに佔奪せられつヽあるも毫も之を革むそことも能はさるに至れり

而して洋商か此買辨を使用する必要の理由として擧くる所は主として左の三點に在るか如し

一　支那語を學ふに困難なること

二　支那の取引は概ね其內地銀行の手形拂にして其仕拂期限か長期なること

三　支那に於ける取引は彼國の風俗習慣に熟達したる商人を必要とすること

蓋支那開港の當初に於ては歐洲商人は實に前揭の理由に依り已むへからさる必要に迫られ之を置くことゝなりたるものにして因襲の久しき遂に以て今日に至れるものなり而も此買辦か自ら利することの大なるは其一朝雇主と分離することあるときは每に巨額なる資本を以て獨立して商店を開始する者多く今日に於ても尙ほ且嚴然富資を擁し以て商業に從事する者尠からず

抑買辦なる者は開港當初に於ては彼か如く其必要を見たるなるへしと雖も今日に於ては寧ろ無用の長物にして宜しく之を廢止すへきものなるに似たり然れとも是皮相の見のみ外國商人は今日と雖とも尙且此買辦を使用するにあらされは決して十分なる活動を爲し以て有利なる取引を經營することを得さるなり且外國人に取り最も困難を感するは彼邦に於ける複雜なる貨幣及手形の取扱にして一々其品質形狀を異にする貨幣の眞僞を鑑査して其出納を掌り日々頻繁に流通する各種殊樣の手形の良否を判定して之を授受するは實に一種特別の技能に屬するものにして此の如き技能を有する使用人は一般外國人殊に銀行業者の如きは最も其必要を感するものにして在淸各外國銀行皆之を置かさるものなく我橫

濱正金銀行支店の如き亦之を使用せり彼三井物產會社か近時之を廢して商品取引上の或る弊害は之を除去することを得たるも貨幣の出納手形の鑑定に至りては依然之に經驗ある支那人を使用するを見は蓋し思ひ半に過くるものあらん

買辦は互に相團結して組合を組織し以て共同盡力緩急相濟の法を講す而して此團體は支那に於て最も富み且最も商業上緊要なるものとして商人に勢力あり故に苟も在支那外國商館と取引せんとする者は先つ買辦に向つて商議するを常とし若し此慣行に反し此買辦を排除し自己直接に外國商館と取引を開始する者あるときは忽ち買辦組合の嫌惡する所と爲り百方妨害を受け爲めに意外の損失を招くことあり故に歐米諸國人にして支那に於て商業を營むもの皆此買辦を使用せさるものなく以て其銷路を廣汎にし以て其生意を盛大ならしむ時に偶ゝ買辦の手數料を愛み自己直接に貨物の銷售を圖る者ありと雖とも毫も生意の盛大を來す能はさるは勿論反て益失敗を招くこと尠からす是買辦の弊害多く且其利益の大部分は之か爲めに私せらるもの多きに拘らす忍ひて以て之を使用する所以なり

買辨の任期身元保證金等は相互の契約に任せ一定せす然れとも各外國銀行に於て使用する買辨の任期は大抵無期限にして而も雇主は何時にても之を解雇するを得るの定めなり給料は營業の繁閑に依り高低あるは勿論なりと雖とも在上海各外國銀行の一ヶ月支給額は凡そ左の如しと云ふ

銀行	別	給料	備考
中國通商銀行	正買辨	百兩	
	副買辨	五十兩	
香港上海銀行支店		百元	
露清銀行支店	正	二百兩	
	副	百兩	
横濱正金銀行支店		五十兩	下働の給料を含ます
德華銀行支店		百五十兩	下働の給料を含む
睦呧銀行支店		百元	下働の給料を含ます
佛蘭西銀行支店		百兩	下働長五十兩
寶興銀行支店		百兩	内半額を下働に與ふるの約

果して上記の如しとせは其技能と責任とに比較し給料の甚た低廉なるを見るへし然れとも彼等か其私曲を行ふに依りて獲る所は之に幾十倍するや亦知るへからす

第十章　雜纂

第一節　日清通商條約

○日清通商航海條約

明治二十九年七月二十一日北京に於て調印同年九月二十九日批准同年十月二十八日公布

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下は明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關に於て調印せられたる條約第六條の規定に依り通商航海條約を締結することに決せり因て大日本國皇帝陛下は北京駐劄特命全權公使正四位勳一等男爵林董を大清國皇帝陛下は欽差全權大臣總理各國事務大臣尙書銜戶部左侍郎張蔭桓を各其の全權大臣に任命したるを以て兩國の全權大臣は互に其委任狀を示し其の良好妥當なるを認め左の諸條を協議決定せり

第一條

大日本國皇帝陛下と大清國皇帝陛下との間並に兩國臣民の間に永遠無窮の平和及親睦あるへし而して兩國臣民は各々兩締盟國の一方に於て其身體及財產に對し等しく完全なる保護を享有すへし

第二條

大日本國皇帝陛下は便宜に從ひ其外交官を支那北京に駐劄せしむることを得大清國皇帝陛下も亦便宜に從ひ其の外交官を日本國東京に駐劄せしむることを得右駐劄外交官は各々國際公法に因り之に附與する一切の權利特權及免除を享有し且總て最惠國の同樣の外交官に附與する所の待遇を受くることを得其の身體、家族、隨員、衙署、居館及往復書信は犯すへからさるものとす

右外交官は毫も障碍せらるゝことなく其の役員、使丁、通譯人、僕婢及從者を隨意に選用すへし

第三條

大日本國皇帝陛下は外國通商の爲めに現に開かれ若は將來開かるへき清國の港市の內日本帝國の利害に必要なりと認むる場所に總領事、領事、副領事及代辨領事を駐在せしむることを得

右領事官は清國官吏より相當の禮遇を受け且最惠國の領事官に現に附與し若は將來附與すへき總ての資格、職權、裁判管轄權、特權及免除を享有すへきものとす

大清國皇帝陛下も亦同しく日本國内に於て他國の領事官か現に駐在し若は將來駐在すへき場所に總領事、領事、副領事及代辨領事を駐在せしむるとを得而して右領事官は日本國に在る淸國臣民及財產に對する日本帝國裁判所の裁判管轄權に屬する事項を除くの外通常領事官に附與する權利及特典を享有すへし

第四條

日本國臣民は其の家族、雇員及僕婢と共に現に外國人の住居貿易の爲め開き又は將來開くへき所の淸國諸港諸市に往來し住居し商工業、製造業を營み又は其の他一切合法の職業に從事し且其商品及携帶品を搭載し前記諸開港地の間を隨意に往來すへく又其の地に於て外國人の使用及占有の爲め旣に選定し若は將來選定せらるへき地區内に於て家屋を貸借賣買し地所を貸借し寺院、墓所病院を建設することを得但此等一切の事項に付最惠國の臣民或は人民に現に附與し將來附與すへきものと同一の特權及免除を享有すへきものとす

第五條

日本國船舶は現に立寄港なる安慶、大通、湖口、武穴、陸溪口及呉淞並に將來立寄港と

せらるべき總ての場所に於て外國貿易に關する現行章程に從ひ旅客商品を積卸せしむる爲め之に寄港することを得

清國の諸開港及諸立寄港外の港に不法に進入し若は沿海及河筋に於て密商に從事する船舶は其の積荷と共に清國政府に於て之を沒すへきものとす

第六條

日本國臣民は自國領事より下附し地方官の副署したる旅券を携帶するときは游歷又は商用の爲め支那內地の各部に旅行することを得而して該旅券は旅行地方に於て檢査を求められたるときは之を示すへきものとす該旅券に不正の點なきに於ては携帶者は進行を許可せられ且其の旅行用の爲め又は携帶品、商品、運搬の爲め人夫、畜類、車輛、船隻を雇入るゝに故障あるへからす若旅行者にして旅券を携帶せす又は法律を犯すときは之を處分する爲め最寄の領事官に引渡すへし但其の際唯必要の拘束を加ふるのみにして決して之を虐待すへからす旅券は之を發したる日より清曆十三箇月間効力を有すへし日本國臣民旅券を携帶せすして內地に旅行したるときは三百兩を超過せさる罰金に處すへし尤日本國臣民は各開

港地より一百淸里以內には五日間を限とし旅劵を携帶せすして游歷することを得但本條の規定は之を船舶乘組の水夫に適用することを得す

第七條

淸國の開港地に住居する日本國臣民は淸國臣民を雇入れ總て正當の業務に之を使用することを得

但淸國政府又は官吏に於て之を制限し或は妨碍することを得す

第八條

日本國臣民は荷物又は旅客運搬の爲め一切の艇隻を賃借することを得而して之か爲め拂ふへき金額は貸借人相互の間に於て之を定め支那政府又は官吏之に干涉することを得す艇數に對し制限を置くへからす又は右艇隻に關し若は貨物運搬に從事する人夫に關し何人にも專業免許を附與することを得す而して右艇隻を以て密商に從事するものは法に照し之を處刑すへし

第九條

淸國と泰西諸國との間に實施する稅目及稅則は日本國臣民か淸國へ輸入し若は

日本國より清國へ輸入し又は日本國臣民か清國より輸出し若は清國より日本國へ輸出する際一切の物品に適用すへし清國と泰西諸國との間に存在する稅目及稅則に於て特に輸入若は輸出を制限し若は禁止せさる物品は規定の輸入稅若は輸出稅を拂ふのみにて自由に清國へ輸入し若は清國より輸出することを得へし但日本國臣民は何等の場合に於ても最惠國臣民若は人民か清國に於て現に納め若は將來納むへき輸出入稅に異なるか或は之より多額の納稅を要せらるゝことなかるへし又日本國より清國へ輸入し或は清國より日本國へ輸出する一切の物品は其輸出入に際し最惠國より輸入し或は之へ輸出する同樣の物品に對し淸國に於て現に課せられ若は將來課せらるへきものと異なるか或は之より多額の稅を課せらるゝことなかるへし

第十條

日本國臣民か清國へ輸入し或は日本國より清國へ輸入したる一切の物品は現行章程に從ひ開港場と開港場の間を運搬中其所有者の國籍或は之を運搬する運具船舶の國籍如何に拘はらす之に對し全く各種の稅金、賦課金、手數料、釐金等を取立

つへからす

第十一條

日本國臣民にして輸入物品を清國內地の市場に運搬せむと欲するものは其の物品の有税品なるときは輸入税の二分の一無税品なるときは從價の二分半に當る抵代税を拂ひ以て其の物品に對する一切の通過税の免除を受ること其の勝手たるへし而して右抵代税を拂ひたるときは該物品に對し一切の內地税を免除する爲め證書を發附すへきものとす

但本條は輸入阿片には適用せさることゝ知るへし

第十二條

清國に在る日本國臣民か清國開港外の地に於て買入れたる一切の清國生産物及物品にして輸出せられむとするものは前條に記載したる税率に依り輸入税の代りに輸出税を基礎として算出したる抵代税を拂ひたる上其輸出に際し單に輸出税を拂ふ外は清國各地に於て各種の税金、賦課金、手數料、釐金等を免せらるへし但右は前記の生産物及物品にして通過税仕拂の日より十二箇月の期限內に現に外

國に輸出せられたる場合に限る

日本國臣民か清國の開港地に於て買入れたる一切の清國生產物及物品にして海外輸出を禁せられさるものは輸出の際單に輸出稅を納むる外は一切の內地稅、賦課金、手數料、釐金等を免除せらるへし且日本國臣民か清國各地に於て輸出の爲め買入れたる一切の物品も亦現行章程に從ひ各開港間に運搬するを得るものとす

第十三條

商品にして其出所外國に屬すること僞なく且之に對し已に輸入稅を完納したるときは其の輸入の日より三箇年內何時も日本國臣民に於て何等の輸出稅を納むることなくして之を清國より何れの外國へも輸出するを得又該再輸出者は已に右商品に對して納められたる輸入稅額に向て清國稅關より稅金拂戾證書を受くへし但該商品は原荷作の儘完全に保存せられ異動なきを要す右拂戾證書は其の所有者の望に因り清國稅關官吏に於て現金を以て之を償辨するを得へきものとす

第十四條

清國政府は其の諸開港地に於て官設倉庫を設くることに同意す本件に關する規則は追て之を設くへし

第十五條

日本國の商船にして噸數百五十噸以上のものは清國の開港に入航するに當り其の登記噸數壹噸に付清銀四錢の割を以て噸稅を課せらるへし噸數百五十噸及其の以下のものは登記噸數壹噸に付壹錢の割とす然れとも右船舶にして其積荷に異動なく入港後四十八時間以內に出港するものは噸稅を免除せらるへし

日本國の船舶前記の噸稅を納めたる上は該稅を納めたる港口出發の日より向ふ四箇月間は淸國の何れの開港或は立寄港に於ても噸稅を免除せらるへし但日本國の船舶は淸國に於て現に修繕を加へ居る間は噸稅を納むるを要せす

清國の何れの開港間に於て旅客、手荷物、書束、無稅品運搬の爲め日本國臣民の使用する小船及艇隻は噸稅を納むることなかるへし尤其の運搬の時に當り稅金を課せらるへき商品を運搬する所の小船及荷舟は總て壹噸に付壹錢の割を以て四箇月每に一回噸稅を納むへし

日本國の船舶及艇隻に對しては噸稅の外別に手數料或は賦金を課することなかるへし但日本國の船舶及艇隻は最惠國の船舶及艇隻の噸稅に異なるか又は之より多額の噸稅を納むることなしと知るへし

第十六條

淸國の開港に來航する日本國の商船は其の入港の際隨意に水先案內者を雇入るゝことを得該商船總て正當の諸稅皆納の上出發せむとする時は出港の際にも亦水先案內者を使用することを得

第十七條

日本國の商船破損又は其の他の理由を以て避難所を要するの止むを得さるに至りたるときは最寄の何れの淸國港口にも入港することを得尤其の船舶の修繕を遂る爲め陸揚したる物品に對しては諸稅若は噸稅を拂ふことなかるへし但該物品は稅關吏の監督に屬するものとす右等の船舶淸國沿岸に於て淺瀨に乘揚け又は難破したるときは淸國官吏は直ちに其の乘客及乘組員を救助し該船舶並に其の積荷を安全ならしむるの措置を施すへし而して救助したる人々には懇

篤の待遇を與へ必要の場合には最寄の領事館まて送届くへし
清國の商船破損又は其の他の理由を以つて最寄の日本港口に避難所を要するの止むを得さるに至りたるときは該船舶は日本國官吏より同一の待遇を享有すへし

第十八條

諸開港地に於ける清國官吏は詐僞又は密商の爲め收入に減少を來たさゝる樣其の必要なりと認むる措置を施すへし

第十九條

日本國の船舶清國の强盜又は海賊の掠奪に遇ふときは該强盜海賊を逮捕處罰し其の贓品を取戻し之を其の持主に還付することを務むるは支那官吏の職務たるへし

第二十條

清國に在る日本國臣民の身體財産に關する裁判管轄權は當該日本國官吏に專屬す日本國臣民或は一切の他國臣民又は人民より日本國臣民並に其の財産に係る

訴訟は總て清國官吏の干涉を受くることなく右官吏に於て審理判決すへし

第二十一條

清國官吏又は臣民か清國に在る日本國臣民に對し又は其の財產に關し民事訴訟を起すときは日本國官吏に於て之を審理判決すへし

清國臣民に對し又は其の財產に關し清國に在る日本國官吏或は臣民より起す所の民事訴訟は總て清國官吏に於て之を審理判決すへし

第二十二條

清國に於て犯罪の被告となりたる日本國臣民は日本國の法律に依り日本國官吏之を審理し其の有罪と認めたるときは之を處罰すへし

清國に在る日本國臣民に對し犯罪の被告となりたる清國臣民は清國の法律に依り清國官吏之を審理し其の有罪と認めたるときは之を處罰すへし

第二十三條

清國臣民か日本國臣民に對して負債を償辨せす又は詐僞逃亡するときは清國官吏之を逮捕し其の負債を償還せしむることを務むへし日本國官吏に於ても日本國

臣民か清國臣民に對して詐僞逃亡し又は其の負債を償辨せさるものは處分することを務むへし

第二十四條

清國に在る日本人にして罪を犯し又は負債を償辨せすして詐僞逃亡したる者清國の內地に遁れ清國臣民の住居若は清國船舶中に潜伏するときは清國官吏は日本國領事より請求次第日本國官吏に之を引渡すへし

又清國に在る清國人にして罪を犯し又は負債を償辨せすして詐僞逃亡したる者清國に在る日本國臣民の住居若は清國領海に於ける日本國船舶中に潜伏するときは清國官吏より日本國官吏へ請求次第之を引渡すへし

第二十五條

日本國の政府及臣民は其の現在効力を有する日清間條約諸條款に據り得たる一切の特權、免除及利益を享有することを更に茲に確定す

且日本國の政府及臣民は大清國皇帝陛下より他國の政府又は臣民に現に附與し又は將來附與すへき一切の特權免除及利益を享有すへきことを特に茲に規定す

第二十六條

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十箇年の終に於て稅目及本條約の通商に關する條款の改正を要求することを得然れとも若最初十箇年の終より起算し六箇月以內に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さす改正を行はさるときは本條約並に稅目は前十箇年の終より起算し更に十箇年間其の儘效力を有すへし而して其の後各十箇年の終に於けるも亦同樣たるへし

第二十七條

締盟國は本條約の効力を完全ならしむるに必要なる章程を協議決定すへし尤右章程の實施せらるゝに至る迄は現に淸國と泰西諸國との間に存する取極及章程にして其の本條約の現定に矛盾せすして適用せられ得る限は締盟國に於て之を遵守すへきものとす

第二十八條

本條約は日本文、漢文及英文に調印すへし然れとも將來議論を防く爲め締盟國の全權大臣は日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にしたるときは其の異なる

點は英文本文に依て之を決裁すへきことを協議決定せり

第二十九條

本條約は大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下に於て之を批准せらるへく而して其の批准書は本條約調印の日より三箇月以內に可成速に北京に於て之を交換すへし

右證據として兩國の全權大臣本條約に記名調印するものなり

明治二十九年七月二十一日即光緒二十二年六月十一日北京に於て作る

大日本帝國北京駐剳特命全權公使正四位勳一等男爵　林　董（記名）印

大清帝國欽差全權大臣總理各國事務大臣尚書銜戶部左侍郎　張　蔭　桓（記名）印

○日清議定書

明治二十九年十月十九日北京に於て調印
同年十一月十日公布

大日本國特命全權公使正四位勳一等男爵林董は大清國欽命總理各國事務王大臣と左の四箇條を議定す

第一條

新開通商市港適に日本專有の居留地を置くことを妥定し道路管轄及地方警察の權は日本領事に專屬するものとす

第二條

光緒二十二年八月初三日上海税關より發布せし洋商蘇杭滬三處通商試辦章程內其の汽船及傭入又は所有の船隻に關する事は日本國と妥商して定むべし之を商定する迄は適用し得べき限りは長江章程を施行するものとす

第三條

日本國政府は清國政府か清國に於て日本國臣民の製造せる物品に對し便宜酌量して課税をなすことを允すべし但其の税は清國臣民か納むべき税に異なるか或は之れより多額なることを得ず

清國政府は日本政府より請求の上は早速上海、天津、厦門、漢口等の處に日本專有の居留地を設くることを允すべし

第四條

條約に依り凡て日本國軍隊占領地の經界線を距ること日本國里數五里此の清

國里數大約四十里の地内には清國軍隊の之に近つき若は之を占領するを許すへからざることを山東巡撫に電達すへし

右日本文及漢文各二通を作り對照して記名調印し雙方其の各一通を執て證據とす

明治二十九年十月十九日　　林　董

光緒二十二年九月十三日　　敬信
　　　　　　　　　　　　　榮祿
　　　　　　　　　　　　　張蔭桓

第二節　内河航行規定

内地水路外國汽船通航規則　一千八百九十九年七月制定

第一條　支那内地に通航せんとする汽船は自今其目的を以て特に條約港に於て

登記を受けたるものに對し許可するものとす是等の船舶は本規則に準據して自由に各地へ往復することを得但其航行區域は單に內地水路に限り決して支那領土の外に進航するを得ず

本規則に謂ふ所の內地水路(インランド、ウオーター)とは芝罘條約に內、地と稱するものと同意義を有するものとす

第二條　其の所屬の內外人たるを問はず外海航船にあらざる汽船にして開港地間を往復するもの及開港地より內地へ通航するものは必らず稅關の登記を經船主の名義、住所及汽船の名稱、符字、水夫の員數等其他法律上其國籍證書に記載の必要なる事項を詳記したる免狀を受く可し此免狀は稅關にて年々之を改め船主の變更したる場合或は航海を停止せし場合は之を返却せしむ其免狀に對する最初の手數料は拾兩とし其後書換をなす者は其都度貳兩を徵收す

第三條　已に登記を經たる汽船は稅關に屆出をなさずして自由に各港間を往復することを得但內地へ航行せんとする時は豫め其發著を稅關に屆出づ可し登記を經ざる汽船は內地へ通航することを得ず

第四條　登記を經たる是等汽船の點燈、衝突豫防法、水夫の雇入及汽鑵汽機の檢査其他の事項に關しては其所屬港に於ける規則を遵守す可し是等の規則は稅關に於て之を公示し且つ交付したる免狀中に登載す可し

第五條　登記を經たる汽船本規定に基き開港地より內地へ有稅品を輸送せんとする塲合には豫め稅關に屆出で既定の稅金を仕拂ふ可し又內地より開港地へ輸送する有稅品も亦同樣の手續を履む可し外國船に對する定稅は關稅法に依り徵收すべし

第六條　內地へ向け荷物を積出し若くは陸揚をなす塲合は其荷揚及積込を行ふ塲所に於て既定の稅金若は其負擔す可き費用を仕拂ふ可し而して外國船にて運送する荷物に對する手續は關稅法により取扱ふものとす

第七條　登記を經たる汽船曳船をなす塲合は何れの釐金關にも投錨し其曳船の檢査を受く可し其雨船に對する定稅は其地方に於ける既定の規則に準じて徵收するものとす外國船に對して執行すべき規則は一々條約に準據し且つ稅關に於て豫め之を公示するものとす登記を經ざる汽船は揚子江に於て曳船をな

すことを得ず

第八條　内地に於て納税法に背き或は生命及財産に對し罪を犯したる者ある時は地方廳は其管内に於ける人民の犯罪と同樣の處分を爲す可し但外國人所有の船舶なるか或は犯罪せる淸國人外國船に使用せられたる者なる場合は地方官は之を最近の税關長に通知し税關長は之を領事に通知し領事は事件に對する處分豫審の爲め代理官を派遣す可し若し犯罪者外國人なる場合には條約の規定により之を處分し旅行劵を有せざる外國人は之を押留し最近港に於ける税關長の手を經て所屬國領事に引渡す可し

第九條　汽船若し其停船を要する釐金關其他に停船を爲さずして通過し或は旅客水夫等内地に於て椿事を惹起せし場合は其汽船は地方の法律によりて罰金若くは刑罰に處し税關は其免狀を取上げ再び内地に於て營業することを禁止すへし若し外國人所有の汽船之に關係せるものなる時は當業者は聯合裁判廳に事實を提供し千八百六十八年布告の罰金及沒收に關する法律により處分を受くることを得

以上規則は汽船業取締の爲に規定したるものにして當分施行するものとす他日變更の必要を生じたる場合は時に之を改正す可し

第三節　長江通商規則

長江通商規則（一千八百九十八年改正九十九年三月公布）

第一款　總　則

第一條　千八百六十二年改正の長江通商規則は修正の上本規則に編入したるを以て其附屬法たる開港規則及稅關規則と共に之を廢止す

第二條　各締盟國の商船は長江に出入し左の諸開港に於て通商に從事することを得

鎭江　南京　蕪湖　九江　漢口
沙市　宜昌　重慶

以上の商船は又特定規則に從ひ左の不開港地に出入寄泊し貨物の積卸を爲すことを得

安徽省　大通　安慶
江西省　湖口
湖北省　陸溪口　武穴
以上諸港の外々國商船は都て長江の諸港に入ることを禁す犯す者は沿海に於ける外國密貿易犯罪事件に適用す可き條約規定に依り之を處分すへし但左の停船場に於ては船客及其携帶手荷物の積卸を爲すことを得
通州　泰興　江陰　儀徵　黃石港
黃州　荊河口　新堤
旅客手荷物中には有稅品を隱藏することを得す若之を所持するときは其荷物の全部を沒收すへし

第三條　長江通航の商船は分ちて左の三種と爲す
一　鎭江以上に溯航する海洋汽船及帆船
二　長江の河港若は上海と他の河港との間を往復する定期河船
三　小形河船（划艇「ロルチア」形釣船「パピコ」形及支那形船（ジャンク）等）

以上三種の諸商船は條約及其通商を營む港の規則に從ふへし

第二款　海洋汽船及帆船

第四條　此種の大船にして鎭江以上に溯航せさるものなる場合には普通海岸開港場に入る商船と同樣に之を取扱ふ可し

之に反し同船にして鎭江より上流の諸港に溯航する場合には前條第一等に屬する航江汽船若は航江帆船として之を取扱ふ可きものとす

此種商船鎭江より上流の諸港に溯航せんとする時は先づ其船籍登錄狀を自國領事若は領事無き時は在上海吳淞或は鎭江稅關に預入れ之と引換に領事若は該稅關の證明書を受領す可し此證明書を通稱して「特別通江證」と謂ふ此證明書には該商船の名稱、國籍、登簿噸數、一般積荷及武器の數並種類を明記す可く而る後ち此船は始めて江上に向て溯航するを得へきものとす

但江上各條約港に入る每に該船は其港の稅關に對して積荷の種類及數量並卸荷の種類及數量等を明らかに報告し且條約港成規に從ひ諸稅を納めざる可からず該船江上より還りて下流に至る時は當初其證明を受けたる港、鎭江若は吳

淞若は上海)に入りて同稅關に對し「通江特別證書」を送付し溯航中各港に於ける諸稅並諸料金拂濟の證を示したる上該船をして重ねて海に向て出港するを得べからしむべき免許を受くるものとす

第三款　江上汽船

第五條　長江上諸港間の定期往復航業に從事する汽船は「通江免許證書」を受く可し證書の有効期限は一箇年間とす爾後繼續して此業に從事するものは改めて之を受く可し

該船の「通江免許證書」は上海の稅關より受領す可し之を受くるに先づ該船「登錄證」を上海領事、若し領事あらざる場合には稅關に預入れ之と同時に「通江免許證書」を受取ること第四條の手續きに同じ

該船各港に出入する毎に其港の稅關に對して積荷卸荷其他定規の報告を呈出し及稅金等を納む可きことも亦第四條の例に同し各船にして港則に違反したる場合には他の條約港に於けると均しく之を處罰す可し

凡そ「通江免許證書」を所持せざる汽船にして鎭江港より以上に溯航するものは

本則第四條に於ける外海船舶に關し規定せる條件に照して之を處分す可し

第四款　通航汽船の積荷

第六條　前規則に於ける通江船納税の煩冗なる手續きを廢止し今後輸出入積荷に係る關税は總べて海岸條約港の例に由り之を納付せしむるものとす

通江諸船より江上諸港に陸揚げする所の茶葉荷物に限り該荷物斤量に對する同港倉庫預り手形を以て税關に預くる時は其輸入税金を拂はざることを得べし此倉庫に入れたる茶荷にして一箇年以内に同港より再輸出せられたることの證明ある時は前の倉預り手形は税關に於て之を抹消すべし

第五款　小形江河用船

（划艇「ロルチア」釣船「パピコ」「ジャンク」等を包含す）

第七條　外國人所有「ロルチア」船にして國旗を翻へし登錄證を有し鎭江より以上に溯航するものは鎭江税關に於て其「通江免許證書」を受領せざる可からず之に關する手續並其出入各港に於ける義務は總て第四條及第五條の例に同し

外國人所有「パピコ」船にして別に其國の登錄證を有せず且つ國旗をも翻へさゝるものは該船所屬の港に於て其税關の登記を受けしめ其出入各港に於て税關

に對する義務は「ロルチア」の例と同し

支那人所有の「ジャンク」船は其外國人に雇借せられて外國人の荷物を積み條約港(甲)より(乙)に通航する場合に限り本規則に從ふ可し

此「ジャンク」船通江免許證」を受けんとする時は該外國人の所有貨物同港倉預り證書を税關に供託す可し

出入各港税關に對する義務は「ロルチア」及「パピコ」の例と同し

第六款　積荷證書

第八條　通江商船は江上汽船「ロルチア」船「パピコ」船「ジャンク」船等總て出發港に於て其税關より積荷證書を受領す可し此證書は仕向先き港に於て該荷物陸揚以前に必ず先づ之を其税關に呈示す可し

又同船は其積荷證書面に記載したる荷物に對し定規の如く同仕向先税關に納税す可し

第七款　雜　則

第九條　何種の商船に拘はらず長江上に於ける税關巡察船若は税關小艇に遭遇

し「通江證書」の檢閱を要求せらるゝ時は直ちに之れに從ひて證書を示す可し若し適法の證書を所持せざるものは沿海密貿易處罰の定規に照らして之れを處分す

江上各港税關官吏は長江々上通商船舶の艙口に封印することを得又必要と認むる場合に於ては税關官吏は該商船に乘組み航行することを得

第一種通江商船は其寄港通商せざる港に於ては免許證書を示す爲に投錨することを要せず

第十條　今般新定の長江商船規則發布施行せらるゝに就き從來の税關規則及港則は總て効力を失ふものとす從て關係諸港（上海、鎭江、南京、九江、漢口、沙市、宜昌及重慶）は各此新規則に基つき附屬税關規則及諸港則等を新定し之を公告す可し

以上の規定は必要に應し改正することとあるへし

第四節　長江税關規則

港灣關税に關する規則は總て廢止に歸したるを以て別に規則を新定するの必要

を認め千八百九十八年の長江通商規則實施の爲め玆に左の稅關規則を制定し千八百九十九年(明治三十二年)四月一日より之を施行す

長江稅關規則

第一款　總　則

第一條　船舶は其貨物積卸の爲め港長の指定したる港内の停船所に碇泊す可し(港の經界は下の如し各港に於て之を定む)

荷船、艀船等は入港の船舶未だ位置を定めざるに先ち之に近くことを得ず

第二條　荷船は稅關に於て登錄を爲し其番號は英淸兩文を以て「ペンキ」にて大書す可し

第三條　貨物及壓艙石の積卸は日出より日沒までの間に於て之を執行し特別の許可を受くるに非ざれば日曜日又は祭日に於て之を爲すことを得す

免許證を受けずして陸揚若は船積したる貨物は總て沒收せらる可し

第四條　船積免許を得たる貨物にして船積す可からざるものは其旨を届出たる上再び之を陸揚するに先ち稅關の檢查を受く可し

第五條　通江證書所持汽船を除くの外總て商船は輸出品を積込むに先ち悉く其輸入品を搬出す可し

外國阿片は稅關阿片倉庫へ陸揚す可し

兵器彈藥は稅關より特別兵器彈藥免狀を受けたる後に非ざれば之を陸揚することを得ず

外國より輸入する外國品にして江港に於て關稅を納むる時は其輸入者は眞正の積荷目錄を差出すことを得若し積荷目錄中に運賃及保險料を記入せざる時は從價稅を賦課す可き物品に對しては積荷目錄記入の價格に一割を附加す可し但し稅關は積荷目錄を申告書と認めざることある可し

宜昌及上海間を往復する貨物は漢口に於て其全部轉載の許可を受くることを得」納稅證明書に依る免除の請求書等は貨物受託者の搬出免狀請求書と同時に之を稅關に差出す可し

第六條　輸出す可き貨物は總て稅關の埠頭若は特別の許可ある時に限り稅關の認可したる倉庫又は臺舩へ積置き船積免狀書を差出したる上稅關の檢査を受く可し該請求書には貨物の仕向港名稱、箱又は包の數量、記號、番號、價格等は細目を記入し英漢兩文を以て之を調製す可し

檢査を經たる輸出品積入の倉庫は稅關之を封鎖し荷船に積込みたる時は其艙口を封鎖す其貨物は關稅を納付し許可狀を受けたる後に非ざれば搬出するを得ず檢査を經て關稅通告書を受け稅關に對する銀行領收書を差出し船積免狀を受く可し(即ち船積指圖書へ調印す)

第七條　江港に出入する貨物は自今沿海諸港に於けると同一の手續きを以て關稅の納付(輸出稅は船積以前に輸入稅若くは沿岸貿易稅は到著港に於て搬出認可以前に)を要するに因り必要上上海に於ける手續を左の通り改正す

(甲)　河港よりの輸入品　總ての場合に於て搬出認可を受けんか爲め輸入請求書を差出し貨物の檢査を受く可し支那產の貨物にして納稅證明書を有するものは沿岸貿易稅を納め證明書を有せざるものは輸出稅全額を豫納す可し又外

國品にして免税證明書を有せざるものは輸入税を納付す可し
到著の後再び船積す可き輸入品にして其原出港へ歸向するものに對しては別に再輸出證明書を要せざるに付き之を交付せざる可し
(乙) 江港への輸出品　支那貨物は船積に先ち輸出税を納め到着港に於て沿岸貿易税を納むるものとし納税證明書を得て運搬す可し
(丙) 江港への再輸出　手續は沿海諸港への再輸出と同樣たる可し即ち支那貨物に對しては沿海貿易税拂戻を許可す可し同貨物は關税證明を得て運搬し再入港に於て沿海貿易税を納む可し尤も外國貨物は請求者の便宜に依り免税證明書を以て運搬するも又は税金拂戻を請求し到著地に於て輸入税を納むるも隨意たる可し
再輸出請求書は普通再輸出書式に依り調製し之に免税證明書、税金拂戻證書の中其の要する所の證書を明記す可し
(丁) 轉載　上海に於て轉載せんとする貨物にして江港より來るものは其船積港に於て輸出請求書に其旨を記載す可し之を記載せざる時は上海に於て檢査

の上關稅を徵收せらる可し外國よりの輸入貨物にして江港へ向け轉載するものは積換請求書式に由り申請す可し又上海に仕向たる貨物にして上海へ到着の前後に於て其仕向先を變更せんとする時は轉載請求書式に由り申請す可し否らざれば檢査の上關稅を徵收せらる可し

轉載は一切の場合に於て輸入船舶の到着後五日以內に之を爲すを要す否らざれば該貨物は輸入品として取扱はる可し總て轉載貨物は其轉載中稅關の要求ある時は檢査を受く可し

第八條　通江券所持船舶より製茶を陸揚せんとする時は其受託者は沿岸貿易稅を納付せずして其稅額に對する保證狀を提供するを得若し一年以內に再輸出の證明ある時は該證書を取消し若し同期限內に再輸出せざる時は該證書記入の沿岸貿易稅額を徵收すべきものとす轉載に係る製茶を他港に於て再び陸揚する時（漢口に於て轉載し上海に於て陸揚するが如き）は沿岸貿易稅に代へ更に保證狀を提供し其後之を再輸出する時に於て取消す可し以下之に倣ふ保證狀の取消は船積後一週間以內に之を申請す可きものとす

第二款　海洋航行船舶

附記　鎭江に到る航海船舶にして之より以上に進航するものは沿岸港則に據り之より以上に進航せさるものは長江規則に據る

第九條　寗波艇及划艇之に類する小船並に通江免許證書を所持せざる汽船は鎭江到著の節領事を經て屆出を爲す可し若し該地に領事館なき時は其の書類を稅關へ差出す可し又其積荷申告書(若し噸稅及積荷證明書を有する時は之を添ふべし)を稅關へ差出したる上開艙の許可を受く可し

鎭江以上に進航せざる海洋商船は一切の關係に於て他の沿岸諸港に於て通商に從事する船舶と同樣の取扱を受く可し即ち稅關規則に從ひ貨物の陸揚及船積を完了し一切の賦課金及關稅を納付し輸出貨物申告書を稅關へ差出したる上稅關より出港免狀を受け書類を取戾し領事館に於て出港手續を爲す可し

海上より鎭江へ到著する船舶にして同地に於て貨物を積卸したる後ち上流の一港へ進航せんとするものは貨物の陸揚及船積を完了し一切の賦課金及關稅を納付し鎭江に於て積込たる貨物の申告書を稅關へ差出たる上稅關より出港

免狀及積荷證明書を受く可し而して其船舶の書類を領事へ預けたる時は其領事の請求に依り又は該書類を稅關へ預けたる時は其船長の請求に依り該船舶の艙口を封鎖し特別通江免許證を交付す可し然る上は該船舶は上流に進航するを得べし若し船舶より領事又は稅關へ差出したる書類にして單に上海若は吳淞に於て交付せられたる特別通江免許證書に過ぎざる時は其船舶の出發前に稅關の查證を受くるを要す鎭江稅關より交付したる特別通江免許證書を所持する船舶にして上流より歸港する時は上流の稅關より交付したる出港免狀及積荷明細書を鎭江稅關へ差出す可きものとす而して其特別通江免許證書を返納したる上最終の稅關出港免狀を受け其預入れたる書類を返納し隨意に海上に進航す可し上海若は吳淞より來る特別通江免許證書所持船舶は同樣の手續を以て右等の書類を右各地に於て返納す可し

第十條　特別通江免許證書を所持する船舶にして鎭江以上の諸港へ到著したる時は領事館ある地に於ては其領事へ領事館なき地に於ては稅關へ該通江免許證書を預入るべし

領事の通告に接するか若は特別通江免許證書並に輸入積荷申告書(之に噸稅及積荷證明書を添付す可きものとす)を受取たる時は稅關より開艙許可證を交付す可し而して該貨物の受託者より貨物の性質箱若は包の個數、記號、番號、重量、價格等を明記し淸英兩文を以て調製したる請求書を差出したる時は左の事項に從ひ右委託貨物の搬出を許可す可し

(甲) 登錄荷船に轉載するを得該荷船は稅關埠頭へ來り檢査を受けたる上關稅通告書を受く可し關稅を納付したる時は該貨物陸揚の爲め搬出の許可を與ふ可し(卽ち送り狀に調印す)

(乙) 認可を經たる擔保を以て荷船、倉庫、若は臺船へ轉載したる上稅關の檢査を受け其交付したる關稅通告書に依り關稅を納付し搬出の許可を受く可し

第十一條　貨物の陸揚及船積を完了し一切の賦課金及關稅を納付したる時は午後三時までに輸出貨物の申告書を稅關へ差出す可し稅關は之に對し出港免狀を交付す可し船舶は特別通江免許證書の返却を請求したる上進航するを得稅關は其艙口を封鎖し上流に向ふと下流に向ふとを問はず稅關官吏をして之に

乘込ましむることを得

附記　税關出港免狀は賦課金及關税の受領書に過ぎず之を掲示するときは條約上領事館へ預入れたる書類の返却を受くるを得べし船舶の向ふべき港名を指示し且其出港證書たるべきものは税關出港免狀にあらずして領事出港免狀なりとす

第三款　通江免許證書所持船舶

第十二條　通江免許證書を以て航行する汽船は長江の上流に向ふと下流に向ふとを問はず其一港へ到著したる時は該證書を稅關へ提出す可し

第十三條　通江免許證書所持汽船にして其船荷を搬出せんとする時は當該港へ向けたる積荷に對し船積港に於て交付したる積荷證明書並船長の記名調印したる內地行申告書及噸稅證明書を稅關へ差出すべし輸入貨物受託者は必要なる細目を記入したる請求書を差出し稅關より該貨物の檢查を受け關稅を納付したる上搬出許可證を受く可し航河汽船より其申告書記入の船荷全部を登錄荷船、臺船及倉庫へ移轉せんとする時は右に關する特別規則を履行したる上轉

載免狀を受く可きものとす尤も許可を受けたる後に非ざれば貨物を荷船、臺船、基船若は倉庫より搬出するを得ず積荷證明書若は申告書に記載したる數量を超えたる貨物は之れを沒收す可きものとす輸入船は積荷證明書に記入したる一切の貨物に對し其の陸揚せざるものあるに拘らず總て納税の義務あるものとす

第十四條　通江免許證書所持汽船を以て貨物を運搬せんとするときは其檢査を受けんが爲め屆出を爲し關税を納め船積許可證を受く可し其手續は他の船舶に積込む時も同樣たる可し

第十五條　船荷を陸揚若くは船積せざる通江免許證書所持汽船は税關より其通江免許證書の檢査を受けたる後ち進航することを得貨物の陸揚若は船積を完了したる時は其輸出申告書を税關へ差出す可し然る時は積荷證書を交付し通江免許證書及噸税證明書を其船長へ返却し該汽船の進航を許す可し

第四款　小形船舶(划艇、釣船及傭入華式船等)

第十六條　外國人の所有若は傭入に係る小形船舶划艇、釣船、華式船等は千八百九

十八年制定長江通商規則に準據す可きものとす右等の船舶は指定の碇泊所に停船し特別通江免許證書所持海洋航行船舶と同しく入港屆を爲し貨物を積卸し關税を納付す可し備入華式船は諸開港間に於て外國人所有貨物の運搬にのみ使用す可きものとす該船は適當に調製したる保證狀を差入たる上税關より特別の書類を受く可し

第十七條　總ての小汽艇は税關に於て登錄す可し始めて税關の證書を受くるものは手數料として海關銀十兩を納め毎年書換毎に同二兩を納む可し

附　則

第十八條　税關は日曜日及祭日を除くの外毎日午前十時より午後四時まで事務を取扱ふ可し當日出港す可き汽船へ積込まんとする貨物に對する輸出申告書及請求書は其日の午後三時までに差出す可し税關事務に關する一切の通信は税關長へ宛差出す可し

以上の規則は必要に應じ更に改正せらるゝことあるへし

第五節　本邦領事の徵收手數料

領事の徵收する手數料及出張費用に關する規程（明治三十三年八月外務省令第三號）

第一條　領事官の徵收する手數料及出張費用は法令に特別の明文ある場合の外本令の定むる所に依る

第二條　領事官は左記の手數料を徵收す

一　領事官職務規則第六條に依る財産又は遺産の保護管理……五拾錢
　財産價格百分の一とし最多額を五拾圓とす但し錢に滿たさる端數の金額は之を徵收せす

二　領事官職務規則第七條に依る名簿又は其の他の文書の閲覽……五拾錢

三　名簿又は其の他の文書の認證したる謄本又は抄本の交付……（五十錢乃至五圓）

四　民法及戶籍法の規定に依る身分に關する屆書證書又は航海日誌謄本受理の證明書の交付……五拾錢

五　遺言の取扱……貳圓

六　在留證明……壹圓

七　船舶積量の測度又は改測の取扱……參圓

八　假船舶國籍證書の交付……參圓

九　船舶進水の證明……參圓

十　船舶の入港及出港の取扱

　二十噸又は二百石以上の船舶に付……五拾錢

　百噸又は千石以上の船舶に付……壹圓

　二百噸以上の船舶に付……壹圓五十錢

　五百噸以上の船舶に付……貳圓五十錢

　千噸以上の船舶に付……四圓

十一　船舶發着の證明

　千噸未滿の船舶に付……壹圓五拾錢

　千噸以上の船舶に付……參圓

十二　船舶健全證書の交付……參圓

十三　航海奬勵法施行細則第四十二條に依る公認……參圓

十四　航海奬勵法施行細則第二十九條に依る船舶職員補缺の公認……………………………………壹圓五拾錢
十五　旅券の交付……………………………………貳　圓
十六　旅券の查證……………………………………壹　圓
十七　日本品の外國輸入證明の取扱…………………壹　圓
十八　人民の申請に因る諸種の證明、公認、認證又は登錄……………（五拾錢乃至六圓）
十九　仲裁又は和解の取扱……………………………（貳圓乃至參拾圓）

第三條　特に費用を要する事項に關しては申請者をして手數料の外其の實費を負擔せしむ
第四條　第二條第一號に定めたる手數料は財產價格貳百圓に滿たさるときは之を免除す
第五條　第二條第四號及第六號に定めたる手數料は申請者無資力なるときは之を免除することを得
第六條　領事官の取扱ふ事項にして第二條に揭げざるものに關しては領事官は

其の地の慣例を參酌し外務大臣の認可を經て貳拾圓以内の手數料を徴收することを得

第七條　人民の申請に因り領事館所在地外に出張して事務の取扱を爲すことを要するときは出張費用を徴收す

出張費用は最初一時間貳圓とし一時間を加ふる每に壹圓を加ふ又每一日八圓とす但し一時間未滿は一時間として計算し六時間以上二十四時間以下は一日として計算す

第八條　領事官の徴收する手數料及出張費用は外國の貨幣を以て納めしむることを得其の換算相塲は大藏大臣の定むる所に依る

第九條　領事官の徴收する手數料及出張費用は外務大臣の特に指定する地に於ては收入印紙を以て納付せしむることを得

第十條　本令は貿易事務官の徴收する手數料及出張費用に之を準用す

附　則

第十一條　本令は領事官職務規則施行の日より施行す

第六節　在清本邦領事館所在及管轄區域

帝國領事館所在	管轄省廳	管轄州府
香港領事館	香港政廳管轄地	
	澳門政廳管轄地	
	廣西省	
	廣東省	廣州府 雷州府 南雄州 廉州府 韶州府 海南府 連州 肇慶府 羅定州
廈門領事館	廣東省 中	潮州府 嘉應州 惠州府
	福建省 中	興化府 泉州府 永春州 汀州府 漳州府 龍巖州
	江西省 中	吉安府 南安府 贛州府 寧都州
福州領事館	福建省 中	福州府 延平府 建寧府 邵武府 福寧府
杭州領事館	浙江省 中	杭州府 嘉興府 湖州府 金華府 衢州府 嚴州府

領事館	省	府州
蘇州領事館	江蘇省中	蘇州府 常州府
上海總領事館	浙江省中	寧波府 臺州府 紹興府 温州府 處州府
	江蘇省中	松江府 海州 太倉州 揚州府 通州 江寧府 鎮江府 淮安府 徐州府
	安徽省	
漢口領事館	江西省中	九江府 撫州府 南昌府 臨江府 饒州府 瑞州府 廣信府 袁州府 南康府 建昌府
	河南省中	彰德府 南陽府 衛輝府 汝寧府 開封府 光州 陳州府 許州 歸德府
	湖北省中	漢陽府 武昌府 德安府 黄州府
	湖南省中	岳州府 永州府 長沙府 寶慶府 衡州府 桂陽州 郴州
沙市領事館	河南省中	懷慶府 河南府 陝州 汝州
	湖北省中	荊州府 鄖陽府 荊門州 襄陽府 安陸府 施南府 宜昌府

領事館	省	管轄
	湖南省	澧州　常德府　永順府　辰州府　永綏廳　乾州廳　鳳凰廳　沅州府　晃州廳　靖州
重慶領事館	雲南省	
	貴州省	
	四川省	
	甘肅省	
	陝西省	
天津領事館	山西省	
	直隷省	
芝罘領事館	山東省	
牛莊領事館	盛京省	
	吉林省	
	黑龍江省	

支那貿易事情

大尾

附録

改定清國輸入稅率

明治三十四年九月七日北京に於て調印せられたる最終議定書第六條を以て清國に輸入の貨物に對する現行稅率を現實五分に引上け尚ほ從來從價にて徵收し來れる一切の輸入稅は爲し得る限り且成るへく從量稅に改定すへきものとし此改定は一千八百九十七年、一千八百九十八年、一千八百九十九年の三ヶ年間に於ける各商品陸揚當時の平均價格換言すれは輸入稅及雜費を控除したる市價を以て評價の基礎とすへしと規定せられたり仍て帝國及他の關係各國（露國は加らす）と清國との間に右輸入稅率改定の件に關し商議中なりしか本年八月二十九日帝國及英、獨、和、白、西、墺洪六ヶ國委員と清國委員との間に左記の如く協定せられ本年十月三十一日（清曆十月一日）より實施せらるゝことゝなれり乃ち附錄として玆に揭記す

輸入稅目

品名	課稅單位	海關稅
		海關兩
琥珀	一斤	〇、三三五
茴香 一等品（價格每百斤十五兩以上ノモノ）	百斤	一、〇〇〇
石花菜	每百斤	〇、三〇〇

品目	單位	稅率
二等品（價格每百斤十五兩以下ノモノ）	百斤	〇、四四〇
杏仁	同	〇、九〇〇
阿魏	同	一、〇〇〇
石絨製瓶罐用塗料	同	〇、二〇〇
石絨纖維	同	五、〇〇〇
同　板	同	〇、五〇〇
石絨製「パツキング」（薄板及「ブロツク」ヲ含ム）	同	三、五〇〇
石絨製「メタリツク、パツキング」	同	五、〇〇〇
石絨絲	同	二、二五〇
鮑（グラスハク）	同	一、五〇〇
草囊	千箇	一、二五〇
「ゴンニー」囊	同	四、二五
故「ゴンニー」囊	従價	五　分
大麻製囊	千箇	四、二五〇
故大麻製囊	従價	五　分
藁囊	千箇	一、二五〇

品目	單位	稅率
「ベーキングパウダー」		
四「オンス」入　壜又罐入ノモノ	一打	〇、〇八三
六「オンス」入　同	同	〇、一一〇
八「オンス」入　同	同	〇、一四五
十二「オンス」入　同	同	〇、二二六
一封度入　同	同	〇、三〇三
三封度入　同	同	〇、八一〇
五封度入　同	同	一、三五〇
栲皮	百斤	〇、〇七三
李梅樹皮	同	〇、一二〇
黃皮（染料）	従價	五　分
同（藥用）	百斤	〇、八〇〇
錫盂　普通ノモノ	一「グロス」	〇、二五〇
鐵盂　泑藥ヲ施シタルモノ		
直徑九吋マテノモノ　畫著ヲ施シ又ハ施ササル者	一打	〇、〇五〇
直徑九吋以上ノモノ及瑪瑙彩色、藍及白彩色ノモノ、灰色及斑紋アルモノ　但シ畫著ヲ施ササルモノ	同	〇、〇九〇
直徑九吋以上ノモノ　金色ヲ以テ畫著ヲ爲シタル		

品目	單位	税率
ノモ	同	〇、一七五
直徑九吋以上ノモノ（金色ヲ用ヒスシテ畫著ヲ爲シタルモノ）	同	〇、一二五
玻璃珠（各種ノ）	從價	五分
蜜蠟（黃色ノ）	百斤	一、六〇〇
檳榔殼（乾燥セルモノ）	同	〇、〇七七
同（新鮮ナルモノ）	同	〇、〇一八
檳榔葉（乾燥セルモノ）	同	〇、〇四五
檳榔子（乾燥セルモノ）	同	〇、二三五
同（新鮮ナルモノ）	同	〇、〇一八
牛黃（印度產）	從價	五分
海參（黑色）	百斤	一、六〇〇
同（白色）	同	〇、七〇〇
自轉車材料	從價	五分
自轉車	一個	三、[illegible]
燕窩（一等品）	一斤	一、四〇〇
同（二等品）	同	〇、四五〇
同（三等品）	同	〇、一五〇

品目	單位	税率
虎骨	同	二、五〇〇
支那書籍		無税
書籍（印刷シタルモノ）海圖、地圖、新聞紙、定期刊行物		無税
硼砂（粗製）	百斤	〇、六一〇
同（精製）	同	一、四六〇
耐火煉瓦	從價	五分
青銅粉	百斤	二、二〇〇
乳油（罐、壺及其ノ他ノ器物ニ詰メタル）	同	二、〇〇〇
鈕釦（瑪瑙擬製及磁製）	十二「グロス」	〇、〇一〇
同（黃銅製及其ノ他ノ種類但シ貴重細貨に屬セサルモノ）	一「グロス」	〇、〇三〇
樟腦	百斤	一、六五〇
精製龍腦	一斤	二、四五〇
粗製龍腦	從價	五分
蠟燭 九「オンス」物	六個入二十五包入ノ一箱	〇、〇七五
同 十二「オンス」物	同	〇、一〇〇

品目	單位	税額
蠟燭　十六「オンス」物	六個入廿五包入ノ一箱	〇、一三七
爾他重量ノモノハ此ノ比例ニ準シテ課税ス		
各種ノ蠟燭（前項ノ包装ニ異ナル）	百斤	〇、七五〇
竹竿	千個	〇、四〇〇
機關帯　長一呎ノモノ	百斤	三、三〇〇
同　五呎ノモノ	千個	〇、三〇〇
罐詰果實野菜等（但シ重量容積等ハ概算ヲ以テス）		
林檎子、杏子、葡萄　食膳用果實	二封度半入ノ罐一打	〇、〇六五
桃子、梨子、李子　菓子製用果實	同	〇、〇五七
貯藏果實　玻璃壜、壺、板紙又ハ木箱ニ塡裝シタルモノ但シ容器ノ重量ヲ算入ス	百斤	〇、六五〇
「アスパラガス」	二封度半入ノ罐一打	〇、一二八
玉蜀黍	二封度入ノ罐一打	〇、〇五四
蠶豆	同	〇、〇六〇
「ストリング、ビーンス」	同	〇、〇五四
「トマトー」	二封度半入ノ罐一打	〇、〇五四
其ノ他罐、壜、壺ニ貯藏シタル各種ノ野菜類（但シ容器ノ重量ヲ算入ス）	百斤	一、五二五
「トマトー、ソッウス」及「ケッチオップ」		
半「パイント」入壜	一打	〇、〇五四
一「パイント」入壜	同	〇、〇八七
「ジャム」及「ジェリー」		
一封度入罐、壜又ハ壺	同	〇、〇六〇
二封度入同	同	〇、一二八
乳汁（乳膏ヲ含ム）		
「エヴアポレーテッド、クリーム」	一封度入罐四打入一箱	〇、三五〇
「パイント」入四打（「ファミリー」形）		
「クオルト」入二打（「ホテル」）	一打	〇、三三〇

品目	單位	税率
形）	同	〇、二六〇
罐詰肉類		
「ハム」及「ベーコン」（截片）		
半封度入罐	一打	〇、〇七七
一封度入罐	同	〇、一四四
「ドライド、ビーフ」（截片）	二封度入壺 二打	〇、一四四
「ミンスミート」		
一封度半入桶	一打	〇、一〇[illegible]
三封度入桶	同	〇、一八一
小桶（キッツ）（半「バーレル」及「バーレル」入）	百斤	〇、七二九
豚肉及豌豆（單純ナルモノ若ハ「トマトー、ソース」ヲ加味シタルモノ）		
一封度入罐	一打	〇、〇四[illegible]
二封度入罐	同	〇、〇七五
三封度入罐	同	〇、〇八五
「ポッテッド」及「デヴルド、ミート」		
四分ノ一封度入罐	同	〇、〇二三
二分ノ一封度入罐	同	〇、〇四二
「ポッテッド」及「デヴルド」鳥肉及鳥肉獸肉混交物		
四分ノ一封度入罐	同	〇、〇四二
二分ノ一封度入罐	同	〇、〇七二
「スープ」及「ブーイ」		
二封度入罐	同	〇、一〇二
六封度入罐	同	〇、二四四
「タメールス、チクケン」		
二分ノ一封度入罐	同	〇、〇五一
一封度入罐	同	〇、一八〇
各種ノ舌		
二分ノ一封度入罐	同	〇、〇九八
一封度入罐	同	〇、一〇四
一封度半入罐	同	〇、二八七
二封度入罐	同	〇、三三三
二封度半入罐	同	〇、四四五

品目	単位	税率
三封度入罐	一打	〇、五一五
三封度四分ノ一入罐	同	〇、五四五
其ノ他各種ノ罐詰肉類(獸肉類ヲ含ム且野菜ヲ混和スルト否トヲ問ハス)		
二分ノ一封度入罐	同	一、〇五三
一封度入罐	同	〇、〇六六
二封度入罐	同	〇、一二〇
四封度入罐	同	一、二一〇
六封度入罐	同	〇、三七〇
十四封度入罐	同	〇、八一〇
麻帆布及綿帆布 (幅三十六吋ヲ超エサル)	一碼	〇、〇一〇
「カプール、カッチエリー」(三柰)	從價	五分
上等白荳蔲及「アモマムス」	百斤	一〇、〇〇〇
下等白荳蔲即チ「グレイン、オヴ、パラダイス」(砂仁)	同	一、〇〇〇
白荳蔲殼	同	〇、二五〇

品目	単位	税率
骨牌	從價	五分
桂子	百斤	〇、七五〇
桂皮	同	〇、九二〇
桂枝	同	〇、一七〇
「セメント」	三百斤入樽	〇、一五〇
穀類及穀粉類 大麥、玉蜀黍、粟稷、燕麥、糲米、米、小麥及是等ニテ製シタル穀粉並蕎麥及蕎麥粉、玉蜀黍粉、黄色玉蜀黍粉、「ライ」麥粉及「ホヴヲス」粉ヲ包含ス 但シ慈姑及慈姑粉、潰碎小麥、「ゼルミア」、「ホミニー」、眞珠大麥、馬鈴薯粉、「クエーカー、オーツ」、「ロールド、オーツ」、「セーゴ」及「セーゴ」粉、「シュレデット、ホウヰト」、「タピオカ」及「タピオカ」粉及薯粉ハ包		無税

含セス

品目	單位	税額
維也納製曲木椅子	一打	〇、八〇〇
木炭	百斤	〇、〇三〇
乾酪	從價	五分
栗子	百斤	〇、一八〇
土茯苓（歪形、截片又ハ立方形ノ）	同	〇、六五〇
陶磁器（粗器及細磁器）	從價	五分
晒白粉	百斤	[illegible]
チヨコレート（甘味ヲ附ケタル）	一封度	〇、〇一三
紙捲煙草		
一等品（價格毎千箇四兩五匁ヲ超エタルモノ）	千箇	〇、五〇〇
二等品（價格毎千箇四兩五匁ヲ超エサルモノ）	同	〇、〇九〇
葉巻煙草	同	〇、五〇〇
辰砂	百斤	三、七五

品目	單位	税額
肉桂	百斤	四、〇〇〇
揚捲貝（乾シタル）	同	〇、五五〇
掛時計及置時計（各種ノ）	從價	五分
丁香	百斤	〇、六三〇
丁子	同	〇、三六〇
石炭（亞細亞產）	一噸	〇、二五〇
同（他種ノ）	同	〇、六〇〇
亞細亞產煉炭	同	〇、五〇〇
呀囒蟲	從價	五分
蛸（乾シタル）	百斤	〇、五〇〇
同（新鮮ナル）	同	〇、〇五〇
椰子	同	三、六〇〇
珈琲	同	一、〇〇〇
焦炭（亞細亞產）	一噸	[illegible]
同（他種ノ）	同	[illegible]
貝柱	百斤	二、〇〇〇
瑪瑙	一斤	一、一一〇
珊瑚珠	同	〇、七五〇

品目	単位	税率
珊瑚（破壊セルモノ及屑）	一斤	〇、五五〇
縄索類（各種ノ）	従價	五分
「コルネリアン」珠	百斤	七、〇〇〇
「コルネリアン」石（人工ヲ施サヽル）	百斤	〇、三〇〇
「コランダム」砂	百斤	〇、一九五
綿布類		
生金巾又ハ「シーチング」幅四十吋及長四十碼ヲ超エサルモノ		
(イ)重量七封度以下ノ	一斤	〇、〇五〇
(ロ)重量七封度ヲ超エ九封度ヲ超エサル	同	〇、〇八〇
(ハ)重量九封度ヲ超エ十一封度ヲ超エサル	同	〇、一一〇
(ニ)重量十一封度ヲ超エタル	同	〇、一二〇
擬土布（手織機製）生地若ハ晒白ノ		
(イ)幅二十吋長二十碼ヲ超エサルモノニシテ一段ノ重量三封度以下ノモノ	一段	〇、〇二七
(ロ)幅二十吋ヲ超エタルモノ	従價	五分
晒白金巾、晒白「アイリシ」、晒白「シーチング」、晒白「ブロクード」、晒白縞織又ハ斑紋金巾幅三十七吋長四十二碼ヲ超エサルモノ	一段	〇、一三五
寒齋布（生地又ハ晒白）但シ幅三十一吋長四十碼ヲ超エサル		
(イ)重量十二封度四分ノ三以下ノモノ	同	〇、一〇〇
(ロ)重量十二封度四分ノ三		

品目	單位	稅率
以上ノモノ	一段	〇、一三五
「ジーンス」（生地又ハ晒白）		
(イ)幅三十一吋長三十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇九〇
(ロ)幅三十一吋長四十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、一二〇
天竺布（生地又ハ晒白）		
(イ)幅三十四吋長二十四碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇七〇
(ロ)幅三十四吋ヲ超エス長二十四碼ヲ超ユルト雖モ四十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、一三五
(ハ)幅三十四吋ヲ超ユルト雖モ三十七吋ヲ超エス且長二十四碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇八〇
絨織（ナマラ）及綿縮（無地）		

品目	單位	稅率
(イ)幅三十吋長六碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇二七
(ロ)幅三十吋ヲ超エス長六碼ヲ超ユルト雖モ十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇三五
(ハ)幅三十吋ヲ超エスト雖モ長十碼ヲ超エタルモノ	一碼	〇、〇〇三1/2
晒白「モスリン」、晒白寒冷紗、晒白「カムブリク」、幅四十六吋ヲ超エス長十二碼ヲ超エサルモノ	一段	〇、〇三二
蚊帳地（白又ハ染メタル）但シ幅九十吋ヲ超エサルモノ	一碼	〇、〇一〇
綿絽及綿呉呂（白、染色又ハ捺染シタル）但シ幅三十一吋長三十碼ヲ超エサルモノ	一段	〇、〇九〇
紋絽及絽織絽呉呂（染メタル）	従價	五分

更紗類

(イ)捺染「カムブリク」、寒冷紗、「モスリン」、幅四十六碼長十二碼ヲ超エサルモノ　一段　〇、〇三七

(ロ)捺染「チンツ」、捺染綿縮、捺染雲齋布、捺染「フアーニチユアース」、捺染金巾、捺染天竺布（白及藍色捺染天竺布ト稱スルモノヲモ包含ス）捺染綾綿布但シ(ホ)及(チ)ニ掲ゲタル布類ナ含包セス

(一)幅二十吋ヲ超エサルモノ　從價　五分

(二)幅二十吋ヲ超ユルト雖モ三十一吋ヲ超エス且長三十碼ヲ超エサルモノ　一段　〇、〇八〇

(ハ)捺染綿絨

(一)幅三十吋長六碼ヲ超エサルモノ　同　〇、〇二七

(二)幅三十吋ヲ超エス長六碼ヲ超ユルト雖モ十碼ヲ超エサルモノ　同　〇、〇三五

(三)幅三十吋ヲ超エス長十碼ヲ超エタルモノ　一碼　〇、〇〇三1/2

(ニ)捺染綿絽及絽呉呂幅三十一吋長三十碼ヲ超エサルモノ　一段　〇、〇九〇

(ホ)捺染「シーチング」幅三十六吋及長四十三碼ヲ超エサルモノ　同　〇、一八五

(ヘ)各種ノ捺染緋金巾幅三十一吋長二十五碼ヲ超エサルモノ　同　〇、一〇〇

(ト)捺染綿繻子、捺染畝織、捺染綿「ラスチング」其ノ他(ヘ)及(チ)ニ掲ケサル各種ノ色染又ハ捺染綿布及「マーセライズド、フヒイニシ」、「シユライナー、フヒイニシ」、「ガスド、フヒイニシ」、「シルク、フヒイニシ」又ハ「エレクトリック、フヒイニシ」ノ如キ特種ノ整理法ヲ施シタルモノ幅三十二吋長三十二碼ヲ超エサルモノ　同　〇、二五〇

(チ)両面更紗又ハ両面「クレトンヌ」(但シ藍色及白色捺染天竺布ト稱スル綿布ヲ包含セス)　従價　五分

色染綿布類

(イ)無地染綿布類即チ織紋壓搾紋ナキモノ(但シ無地「イタリアンス」、「ラスチングス」、畝織、畦織及別項ニ掲ケサル色無地染綿布又ハ「マーセライズド、フヒイニシ」、「シユライナー、フヒイニシ」、「ガスド、フヒイニシ」、「シルク、フヒイニシ」又ハ「エレクトリック、フヒイニシ」ノ如キ特種ノ整理法ヲ施シタル綿布ヲ包含ス)幅三十六吋長三十三碼ヲ超エサルモノ　一段　〇、二四〇

(ロ)色染紋織綿布即チ織紋壓搾紋アルモノ(紋「イタリアンス」、紋「ラスチング

品目	単位	税率
ス」、紋畝織、紋畦織、其他別項ニ掲ゲサル各種ノ色染有紋綿布及「マーセライズド、フヒイニシ」、「シユライナー、フヒイニシ」、「ガスド、フヒイニシ」、「シルク、フヒイニシ」又ハ「エレクトリック、フヒイニシ」ノ如キ特種ノ整理法ヲ施シタル綿布ヲ包含ス）幅三十六吋長三十三碼ヲ超エサルモノ	同	〇、一五〇
(ハ)色染絨織		
(一)幅三十吋長六碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇二七
(二)幅三十吋長六碼ヲ超ユルト雖モ十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇三五
(三)幅三十吋ヲ超エスト雖モ長十碼ヲ超エタルモノ	一碼	〇、〇〇三1/2
(ニ)色染天竺布幅三十一吋長四十三碼ヲ超エサルモノ	一段	〇、一七〇
(ホ)色染綿紬及綿呉呂幅三十一吋長三十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、〇九〇
(ヘ)色染紋絽	従価	五分
(ト)色染「モスリン」、寒冷紗及「カムブリク」幅四十五吋長十二碼ヲ超エサルモノ	一段	〇、〇三七
(チ)色染金巾及「シーチング」幅三十六吋長四十三碼ヲ超エサルモノ	同	〇、一五〇
(リ)香港染金巾幅三十六吋長二十碼ヲ超エサルモノ	同	〇、一〇〇

(ヌ)色染綿截片幅三十六吋長五碼四分ノ一ヲ超エサルモノ　同　〇、〇三二1/2

備考　比例的課税額算出法ハ本項ニ適用セス

(ル)色染天竺布（色染「アルパシアノ」ヲ包含ス）各種ノ木染、擬染緋金巾幅三十二吋長二十五碼ヲ超エサルモノ

(一)重量三封度四分ノ一以下ノモノ　同　〇、〇六〇

(二)重量三封度四分ノ一以上ノモノ　同　〇、一〇〇

綿「フランテル」及綿「スパニシ、ストライプス」

(イ)綿「フランテル」、廣東「フランテル」、叢毛綿布、小幅綿「フランテル」及各種ノ起毛綿布（白地生地、色染及捺染シタルモノ）

(一)幅三十六吋長十五碼ヲ超エサルモノ　同　〇、〇六五

(二)幅三十六吋ヲ超エ長十五碼ヲ超ユルト雖モ三十碼ヲ超エサルモノ　同　〇、一三〇

(ロ)色染綿「スパニシ、ストライプス」

(一)幅三十二吋長二十碼ヲ超エサルモノ　同　〇、〇八五

(二)幅三十二吋ヲ超ユルト雖モ六十四吋ヲ超エス長二十碼ヲ超エサルモノ　同　〇、一七〇

染織綿布即チ染絲ニテ織リタルモノ　但シ絨織綿布ヲ除ク		
絨織綿布	從價	五分
(イ)幅三十吋長六碼ヲ超エサルモノ	一段	0,0二七
(ロ)幅三十吋ヲ超エ又長六碼ヲ超ユルト雖モ十碼ヲ超エサルモノ	同	0,0三五
(ハ)幅三十碼ヲ超ユルト雖モ長十碼ヲ超エタルモノ	一碼	0,00三1/2
綿天鵞絨、綿畝天鵞絨及「ファスチアン」		
(イ)無地綿天鵞絨		
(一)幅十八吋ヲ超エサルモノ	同	0,00六
(二)幅十八吋ヲ超ユルト雖モ二十二吋ヲ超エサルモノ	同	0,00七
(三)幅二十二吋ヲ超ユルト雖モ二十六吋ヲ超エサルモノ	同	0,00八
(ロ)捺染及壓搾紋ヲ付シタル綿天鵞絨幅三十吋ヲ超エサルモノ	同	0,0一五
(ハ)各種ノ色染畝綿天鵞絨、色染「コルヂュロイ」色染「ファスチアン」幅三十吋ヲ超エサルモノ	同	0,0一五
綿「ブランケット」(無地、捺染若ハ紋織ノモノ)	一枚	0,0三0
綿手巾		
(イ)染色セサル、染色セル若ハ捺染セルモノ　但シ縫箔シ、縁縫シ若ハ「イニシアル」ヲ縫箔セサルモノ		

品目	單位	税率
ニテ一平方碼ヲ超エサルモノ	一打	0,〇二〇
(ロ)其ノ他各種ノ綿手巾	從價	五分
綿莫大小肌衣及下股引	一打	0,一二五
綿靴足袋(「リール、スレット」製ノモノヲ含ム)		
一等品(十二足ノ價格一兩以上ノモノ)	同	0,〇七五
二等品(十二足ノ價格一兩以下ノモノ)	同	0,〇三三
綿浴巾		
(イ)蜂窩狀若ハ「ハツカバツク」狀無地又ハ捺染シタルモノ(但シ流蘇ハ寸法ニ算入セス)		
(一)幅十八吋長四十吋ヲ超エサルモノ	同	0,〇二[illegible]
(二)幅十八吋長五十吋ヲ超エサルモノ	同	0,〇三〇
(ロ)其ノ他各種ノ浴巾	從價	五分
別項ニ掲ケサル綿布類	同	五分
棉花	百斤	0,六〇〇
綿縫絲		
球形ニ作リタルモノ(色染シ若ハ然ラサルモノ)	同	三,〇〇〇
色捲作五十碼	一「グロス」	0,〇四〇
同　百碼	同	0,〇八〇
同　二百碼	同	0,一六〇
綿織絲(生若ハ晒白セル)	百斤	0,九五〇
同(色染セル)	從價	五分
同(瓦斯燒セル)	同	五分
同(「マーセライズド」)	同	五分
同「ウーロア」又ハ「ベルリヂツト」		
蟹肉	百斤	三,五〇〇
鰐鱗(「アルマヂロ」鱗ヲモ	同	0,六〇〇

品目	単位	税率
包含ス)	同	二、七二五
阿仙薬	同	〇、三〇〇
染料顔料及塗料		
「アニリン」染料	従価	五分
「パリス、ブルウ」	百斤	一、五〇〇
「ブルシアン、ブルウ」(洋靛)	同	一、五〇〇
青銅粉	同	二、二〇〇
「カルタミン」	従価	五分
「クローム、エルロウ」	同	五分
雌黄	百斤	二、七〇〇
「エメラルド、グリーン」	同	一、〇〇〇
「シユワインフアート、グリーン」及其ノ摸擬品	同	一、〇〇〇
藍靛(天然又ハ人造ノ)	従価	五分
水状青藍(人造ノ)	百斤	二、〇二五
同 (天然ノ)	同	〇、二一五
泥状青藍(人造ノ)	同	二、〇二五
鉛丹(油ト混和セルモノトモ)	同	〇、四五〇
白色鉛粉(油ト混和セルモノトモ)	同	〇、四五〇
黄丹(油ト混合セルモノトモ)	同	〇、四五〇
「ロクウード」越幾斯	同	〇、六〇〇
代赭石	同	〇、六〇〇
花紺青	同	一、六〇〇
郡青	同	〇、五〇〇
朱	同	四、〇〇〇
同(擬製)	従価	五分
亜鉛華	同	五分
別項ニ掲ケサル塗料	同	五分
象歯(象牙ニアラサルモノ)及腮骨ノ全部又ハ一部	百斤	三、〇〇〇
象牙全部又ハ一部	一斤	〇、一七〇
金剛砂布及砂紙(各葉百四十四平方吋ヲ超エサル)	一「リーム」	〇、二五〇
金剛砂	従価	五分
鐵器(泑薬ヲ施シタルモノ)		

品目	單位	税率
碗、鍾、盂、鉢直徑九吋以下ニシテ畫著ヲ施シ又ハ施サヽルモノ	一打	〇、〇五〇
盂及鉢　瑪瑙色、藍色及白色、灰色、斑紋アルモノ　但シ畫著ヲ施サヽルモノ	同	〇、〇九〇
盂及鉢直徑九吋以上ノモノ金ニテ畫著ヲ施シタルモノ	同	〇、一七五
盂及鉢直徑九吋以上ノモノ金ヲ用非スシテ畫著ヲ施シタルモノ	同	〇、一二五
泑藥ヲ施シタル器物（別項ニ掲ケサルモノ）	従價	五分
椰子葉製扇　粗製	千箇	〇、二八〇
同　中品（「フアイン」）	同	〇、四五〇
同　上品（「フアンシー」）	同	一、〇〇〇
扇（紙張及綿布張各種）	同	一、四〇〇
同（絹張）	従價	五分

品目	單位	税率
翡翠羽毛　軀ノ一部（翠又ハ背）	百箇	〇、二五〇
同　軀ノ全部	同	〇、六〇〇
孔雀羽毛	従價	五分
耐火粘土	百斤	〇、〇五〇
薪	同	〇、〇一〇
鰑	同	〇、六六七
乾魚燻魚「ストツク、フヒツシ」ニテ包含シ鰑ヲ除ク	同	〇、三一五
鮮魚	同	〇、一三七
魚肚	同	四、二五〇
鹹魚	同	〇、一六〇
魚皮	同	〇、六〇〇
「ストツク、フヒツシ」	同	〇、三一五
燧石	同	〇、〇四〇
木茸又ハ「アガリツク」	同	一、七一五
白茸	一斤	〇、二五〇
良薑	百斤	〇、一七〇

品目	単位	税額
檳榔膏	同	〇、三〇
擬檳榔膏即チ「キユナオ」ニ(「ヤム」根染料)	同	〇、一五〇
「ガソリーン」又ハ「ストーヴ、ナフサ」	十瓦罐	〇、一九
人参 泥参一等品(價格毎斤二兩ヲ超過セルモノ)	一斤	〇、三三〇
同 泥参二等品(價格毎斤二兩ヲ超過セサルモノ)	同	〇、〇七二
同 淨参一等品(價格毎斤十一兩ヲ超過シタルモノ)	同	一、一〇〇
同 淨参二等品(價格毎斤六兩ヲ超過シタリト雖モ十一兩ヲ超過セサルモノ)	同	〇、三七五
同 淨参三等品(價格毎斤二兩ヲ超過シタリト雖モ六兩ヲ超過セサルモノ)	同	〇、二三〇
同 淨参四等品(價格毎斤二		

品目	単位	税額
兩ヲ超過セサルモノ)	同	〇、〇八〇
玻璃板(鍍銀セル)	一平方呎	〇、〇二五
同(鍍銀セサル)	従價	五分
蔥玻璃片(著色シ研磨シ若ハ寘晴ニ爲シタル)	一百平方呎入箱	〇、三五〇
同(著色シ若ハ寘晴ニ爲サヽル普通ノ)	一百平方呎入箱	〇、一七〇
阿膠	百斤	〇、八三〇
落花生豆	同	〇、一五〇
亞剌比亞護謨	同	一、〇〇〇
安息香	同	〇、六〇〇
安息香油	従價	五分
麒麟血	百斤	四、〇〇〇
沒藥	同	〇、四六五
乳香	同	〇、四五〇
樹脂	同	〇、一八七
馬毛	同	一、四〇〇
馬尾毛	同	二、五〇〇

品目	單位	税率
石黄	同	〇、四五〇
大麻	從價	五分
「ヘスシアン」又ハ「バーラップ」(黄麻布)重量ノ輕重ニ拘ラス	一千碼	二、八五〇
牛皮消毒劑即チ「スペシフヒック」	從價	五分
水牛皮及牛皮	百斤	〇、八〇〇
鍍タル陶器　金屬ヲ鍍シ又ハ鍍錫セル	同	〇、五〇〇
獸蹄	同	〇、一二五
苦草	從價	五分
水牛角及牛角	百斤	〇、三五〇
鹿角	從價	五分
犀角	一斤	二、四[illegible]
護謨及「ガタ、ペルチヤ」製品(長靴短靴ヲ除ク)	從價	五分
護謨及「ガタ、ペルチヤ」(粗製)	百斤	三、一四〇
護謨長靴	一對	〇、〇八〇
同短靴	同	[illegible]
故護謨(再製用ニノミ供スヘキ)	百斤	〇、三五〇
印刷用墨汁	從價	五分
魚膠	百斤	四、〇〇〇
寒天	同	一、七五〇
線香	同	〇、六四〇
綿「レース」但シ「オープン、ウオルク」又ハ「インサーション、ウオルク」(機械製)		
(イ)最高幅一吋ヲ超エサルモノ	十二打碼	〇、〇五〇
(ロ)最高幅一吋ヲ超ユルト雖モ二吋ヲ超エサルモノ	同	〇、一〇〇
(ハ)最高幅二吋ヲ超ユルト雖モ三吋ヲ超エサルモノ	同	〇、一六六
(ニ)最高幅三吋ヲ超エタルモノ	同	〇、三二六

「レース」但シ「オープン、ウオルク」又ハ「インサーション、ウ

品名	單位	税率
オルク」ー絹、綿、擬金絲、擬銀絲ノ外各種ノ纖維ヲ以テ製シタルモノ)		
(一)機械製ノモノ	一斤	〇、五〇〇
(二)手工ノモノ(綿製ノモノヲ含ム)	同	二、四〇〇
漆器	從價	五分
「ランプ」及其ノ附屬品	同	五分
「ランプ」心	百斤	二、[illegible]
豚脂(純精又ハ複合ノ)	同	〇、六〇
革帶	從價	五分
犢牛革	百斤	七、〇〇〇
色革	同	七、〇〇〇
牛革	同	二、五〇〇
馬具用革(拗藥ヲ施シタルモノ及豚革ヲ除ク)	同	三、〇〇〇
山羊革	同	七、〇〇〇
靴底革	同	二、五〇〇
「パテント」革	同	七、〇〇〇
其ノ他各種ノ革類	從價	五分
茘枝(乾シタル)	百斤	〇、四五〇
金針菜	同	〇、三三五
亞麻布	從價	五分
甘草	百斤	〇、五〇〇
肉龍眼	同	〇、五五〇
乾龍眼	同	〇、四五〇
温飩、素麪及類似ノ穀粉製品	同	〇、三三五
萱蓋花	從價	五分
裁縫機(手動又ハ足動ノ)	同	五分
「モールト」	百斤	〇、三七〇
化學肥料	從價	五分
「マルガリン」(鑵、壺又ハ樽入ノ)	百斤	一、四〇〇
燐寸「レインボウ」又ハ「ブリアント」	五十「グロス」入箱	一、五〇〇
同　蠟製一箱百本ヲ超エサルモ		

ノ

品目	單位	税率
同　木軸安全製及其ノ他ノ種類（大形即チ箱ノ寸法長二呎半幅一吋半厚四分ノ三吋ヲ超エサルモノ）	十「グロス」入箱	一、六〇〇
同　木軸安全製及其ノ他ノ種類（小形即チ箱ノ寸法長二吋幅一吋八分ノ三厚八分ノ三吋ヲ超エサルモノ）	五十「グロス」入箱	〇、六三〇
同　木軸安全製及其ノ他ノ種類但シ箱ノ寸法前二項ニ超過スルモノ	百「グロス」入箱	〇、九三〇
燐寸製造原料類	従價	五分
玻璃末	百斤	〇、二一〇
膠	同	四、一二五
楊木	同	〇、〇八八
「パラフヒン」蠟	同	〇、五〇〇
箱用木片	同	[illegible]、一一三

品目	單位	税率
椶櫚製靴拭蓆	一打	一、〇〇〇
臺灣莚（臥床用）	一枚	〇、〇五〇
蘆蓆	百枚	〇、五〇〇
藁蓆	同	〇、二二五
疊	一箇	〇、〇四五
椶櫚地蓆（幅三十六吋ヲ超エサル）	百碼卷	二、七五〇
藁地蓆（幅三十六吋ヲ超エサル）	同	一、二五〇
獸肉類		
牛肉「コーンド」、「ピツクルド」（樽入）	百斤	〇、三七五
乾鹹肉（箱又ハ樽入）	同	〇、四七四
腸詰肉	同	〇、八〇八
「ハム」及「ブレツキフアスト、ベーコン」（箱又ハ樽入）	従價	五分
金屬類		
「アンチ、フリクシヨン」	同	五分

品目	單位	稅率
安質母尼	百斤	〇、七〇〇
眞鍮及黃銅		
條及竿	同	一、一五〇
牝牡螺旋釘及同附屬品	同	一、一五〇
箔	同	一、六七五
釘	同	一、一五〇
螺旋釘	從價	五分
薄板、板及塊	百斤	一、一五〇
管	同	一、一五〇
線	同	一、一五〇
銅		
條及竿	同	一、三〇〇
牝牡螺旋釘、鋑釘及座金	從價	五分
塊	百斤	一、一七五
釘	同	一、三〇〇
薄板及板	同	一、三〇〇
錠	同	一、一七五
鋲	從價	五分
管	同	五分
線	百斤	一、三五〇
鑛滓	同	〇、一六〇
鑛及錫滓	同	〇、三〇〇
錫滓	同	〇、五〇〇
日耳曼銀薄板	同	二、三〇〇
日耳曼銀線	同	一、五〇〇
鐵及軟鋼（新シキモノ）		
鐵鑄及同部分品「ミル、アイオン」、「ミル」用及船用「クランク」、汽船、汽罐、鐵道機關用ノ鑄成品（毎個二十五封度以上ノモノ）	同	〇、二六五
角鐵	同	〇、一四〇
鐵硝及同部分品	同	〇、四〇〇
條	同	〇、一四〇
牝牡螺旋釘	從價	五分
粗製鑄成品	百斤	〇、一四〇

品目	單位	税額
鐵鏈及同部分品	同	〇、二六五
「コップルス」及短截線	同	〇、一三〇
箍	同	〇、一四〇
船鐵	同	〇、〇七五
釘鐵	同	〇、一四〇
釘（線ニテ作リタル）	同	〇、二〇〇
其ノ他各種ノ釘	從價	五分
塊	百斤	〇、〇七五
筒及管	從價	五分
板鐵截片	百斤	〇、二一〇
條及薄板	同	〇、一四〇
軌條	同	〇、一二五
鋏釘	同	〇、二五〇
螺旋釘	從價	五分
大小各種ノ鋲	百斤	〇、四〇〇
線	同	〇、二五〇
電鍍鐵		
牝牡螺旋釘	從價	五分

品目	單位	税額
「コップルス」及短截線	百斤	〇、一三〇
波形薄板	同	〇、二七五
平形薄板	同	〇、二七五
管	從價	五分
線	百斤	〇、二五〇
短截線	同	〇、一三〇
各種ノ故鐵及鐵片（再製ニノミ適用スヘキモノ）	同	〇、〇九〇
鉛		
塊	同	〇、二八五
薄板	同	〇、三三〇
管	同	〇、三七五
「ニッケル」（未製）	同	二、六〇〇
水銀	同	四、二八〇
亞鉛	同	〇、三七五
鋼（竹狀）	同	〇、二五〇
同 條	同	〇、二五〇
同 板及薄板	同	〇、二五〇

品目	單位	税額
同　工匠具用(ツール)及鑄成(カスト)	同	〇、七五〇
同　線及線索	同	一、七九
錫　(「コムパウンド」)	從價	五分
同箔	同	五分
同薄板及管	百斤	一、七二五
同錠	同	一、五〇〇
大小各種ノ錫鋲	同	〇、四〇〇
葉鐵(彩畫ヲ施シタル)	同	〇、三五
同(無地)	同	〇、二九〇
白鑞(ホワイトメタル)(薄板)	同	二、二〇〇
同　(線)	同	一、五〇〇
亞鉛鑵板	同	〇、六〇〇
亞鉛粉	同	〇、四〇〇
同　薄板(穿孔板ヲモ包含ス)	同	〇、五二〇
鑛水	大瓶十二箇 小瓶二十四箇	〇、〇八〇
鏡	從價	五分
莫兒比涅　(各種ノ)	一「オンス」	三、〇〇〇
額緣及天井緣	一千呎	一、〇五〇

品目	單位	税額
椎茸	百斤	一、八〇〇
「ミユージカル、ボクス」	從價	五分
麝香	一斤	九、〇〇〇
淡菜	百斤	〇、四〇〇
縫針　(第七號)	十萬本	一、八〇〇
同　(第三號)	同	一、五〇〇
同　(大小混交、但シ第七號ヲ除ク)	同	〇、九八五
五倍子	百斤	〇、八七〇
肉荳蔻	同	一、五〇〇
松茹	同	〇、五〇〇
蓖麻子油　(機械用)	同	〇、五一〇
同　(藥用)	同	一、〇〇〇
丁子油	一斤	〇、一五〇
椰子油	百斤	〇、四八〇
茶子油	米一瓩	〇、〇五〇
機關用油		
(イ)全部又ハ幾分鑛物質ノ	米一瓩	〇、〇一五

品目	單位	税率
（ロ）其ノ他各種ノ（但シ萆麻子油ヲ除ク）	同	〇、〇二五
薑油	百斤	六、七五〇
石油	米十五瓦入箱	〇、〇七〇
同（槽入）	米十瓦	〇、〇五〇
石油空鑵及空箱	二鑵入箱	〇、〇〇五
橄欖油	英一瓦	〇、〇六三
白檀油	一斤	〇、二四〇
桐油	百斤	〇、五〇〇
橄欖子（新鮮ナル酢漬ノ又ハ鹽漬ノ）	同	〇、一八〇
鴉片	同	關税三〇、〇〇〇 特許金八〇、〇〇〇
鴉片殼	一斤	〇、〇六二
橙皮	百斤	〇、八〇〇
乾牡蠣	從價	五分
機關及汽鑵用「パッキング」（其ノ他各種ノ）	同	五分
紙捲煙草用紙（幅二吋長四吋ヲ超エサル）	十萬枚	〇、一二五

品目	單位	税率
印刷用紙（光澤ヲ附シ及又ハ糊料ヲ用ヒタル）	百斤	〇、七〇〇
同（光澤ヲ附セサル又ハ糊料ヲ用ヒサル）	同	〇、三〇〇
筆記用紙即チ「フールスカップ」	同	一、二〇〇
其ノ他各種ノ紙	從價	五分
黒胡椒	百斤	〇、七六〇
白胡椒	同	一、三三〇
薫香類	從價	五分
瀝青	百斤	〇、一二五
長毛天鵞絨及天鵞絨類		
（イ）純絹製長毛天鵞絨及天鵞絨	同	〇、六五〇
（ロ）絹製獵虎織（布ノ裏面木綿製ノ）	同	〇、二〇〇
（ハ）絹及他ノ纖維ト交織セル長毛天鵞絨及天鵞絨（布ノ裏面木綿製ノ）	同	〇、一五〇
（ニ）長毛天鵞絨純綿製（「マーセライズド」整理法ヲ		

品目	單位	税額
施シタル）	同	〇、一一〇
豚皮	同	〇、五〇〇
乾蝦（大形及小形）	同	一、〇〇〇
革製金囊（金銀金具ヲ用ヒタルモノヲ除ク）	一「グロス」	〇、五〇〇
木香	百斤	〇、七一五
干葡萄及「カーランツ」	同	〇、五〇〇
籐椅子	從價	五分
肉籐	百斤	〇、二二五
皮籐	同	〇、七五〇
割籐	同	〇、三二五
籐（全形ノモノ）	同	〇、二二五
「リボン」（絹製、絹綿製又ハ絹ト他ノ繊維ト交織セルモノ但シ擬金絲或ハ擬銀絲ヲ使用スルト否トヲ問ハス）	一斤	〇、五五〇
蘇合油（ローズマロー）	百斤	一、〇〇〇
紅花	同	〇、五三五

品目	單位	税額
硝石及硝酸曹達	同	〇、三二五
赤砂	同	〇、〇四五
海馬牙	從價	五分
昆布（刻）	百斤	〇、一五〇
同（長）	同	〇、一〇〇
海苔（精製）	同	一、〇〇〇
蓮子（殼ヲ除キタルモノ）	同	一、〇〇〇
同（殼ヲ除カサルモノ）	同	〇、四〇〇
大楓子	同	〇、三五〇
瓜子	同	〇、二五〇
松子	同	〇、二〇〇
胡麻子	同	〇、二〇〇
鱶鰭（黑）	同	一、六〇八
同（淨清セルモノ）	同	六、〇〇〇
同（白色ノ）	同	四、六〇〇
沙刺克	同	二、五〇〇
眞珠母	同	〇、七〇〇
他ノ貝殼類	從價	五分

品目	單位	稅率
純絹織物（縮緬ヲ包含ス）		
(イ)無地ノ	一斤	〇、三三五
(ロ)紋織若ハ他ノ方法ニ由リテ顯紋セル	同	〇、七〇〇
絹交織物即チ絹綿若ハ絹ト他ノ材料トヲ交織シタルモノ（但シ縮緬ヲ包含ス然レトモ眞正金銀絲若ハ擬金銀絲ヲ交織シタルモノ除ク）		
(イ)無地ノ	同	〇、二五〇
(ロ)紋織若ハ他ノ方法ニ由テ顯紋セルモノ	同	〇、五〇〇
水牛及牛筋	百斤	〇、五五〇
鹿筋	同	一、〇五〇
莫大小肌衣及下股引（交織ノ）	從價	五分
鱶皮	同	五分
嗅煙草	同	五分
石鹼　家事用及洗濯用（藍色斑紋石鹼ヲ包含ス）塊狀、桿狀及連製但シ各箇ノ重量半封度ヨリ少ナカラサルモノ	百斤	〇、二四〇
同　化粧用	從價	五分
曹達灰	百斤	〇、一五〇
重炭酸曹達	同	〇、一五〇
苛性曹達	同	〇、三三五
結晶炭酸曹達	同	〇、一三〇
同（濃厚）	同	〇、一四〇
醬油	同	〇、二五〇
紫梗	同	〇、七〇〇
赤砂糖　和蘭色相標本第十號ニ至ル	同	〇、一九〇
氷砂糖	同	〇、三〇〇
白砂糖　和蘭色相標本第十一號以上角砂糖及精製糖ヲ包含ス	同	〇、二四〇
硫黃　粗製	同	〇、一五〇
同　精製	同	〇、二五〇

品目	単位	税額
沸騰水	大瓶十二箇又ハ小瓶二十四箇	〇、一五〇
日本蠟	百斤	〇、六五〇
封蠟	従価	五分
白蠟	同	五分
酒類		
「シャンパン」及他ノ泡沸葡萄酒 壜詰	大瓶十二箇小瓶廿四箇入箱	一、六五
泡沸セサル赤色白色葡萄酒（葡萄ノ天然醱酵ニ由リテ生産スルモノニ限ル）		
（イ）十四度以下ノ酒精ヲ含ムモノ		
一、壜詰	大壜十二箇又ハ小壜二十四箇入箱	〇、三〇〇
二、樽入	英一瓦	〇、〇三五
（ロ）十四度若ハ十四度以上ノ酒精ヲ含ムモノ並「ウアンド、リキユール」但シ「ポルト」ヲ除ク		
一、壜詰	大壜十二箇小壜二十四箇入箱	〇、五〇〇
二、樽入	英一瓦	〇、一五〇
「ポルト、ソイン」壜詰	大壜十二箇小壜二十四箇入箱	一、七〇〇
同 樽入	英一瓦	〇、一七五
「ウェルモット」及「バー」	十二「リートル」入箱	〇、二五〇
清酒 樽入	百斤	〇、四〇〇
同 壜詰	大壜十二箇小壜二十四箇入箱	〇、一一〇
「ブランデー」及「ウヰスキー」樽入	英一瓦	〇、一二五
「ブランデー」及「コニヤク」壜入	大壜十二箇及小壜二十四箇入箱	〇、五〇〇
「ウヰスキー」壜入	同	〇、三五〇
其ノ他ノ火酒（「ジン」、「ラム」等）壜入	同	〇、二〇〇
同 樽入	英一瓦	〇、〇九〇

品名	單位	税率
「スピリット、オヴ、ワイン」各種包裝ノ	同	〇,〇二八
「エール」、麥酒、林檎酒及梨子酒 壜入	大壜十二箇及小壜二十四箇入箱	〇,〇八五
同 樽入	英一瓩	〇,〇三〇
「ポルター」及「スタウト」壜入	大壜十二個及小壜二十四個入箱	〇,一〇〇
同 樽入	英一瓩	〇,〇二五
「リキユール」	從價	五分
黒柿木	百斤	〇,〇九〇
黒檀木	同	〇,三〇〇
香木	從價	五分
沈香木	一斤	〇,一〇〇
「クランジー」木	從價	五分
「ラカ」木	百斤	〇,一三五
「リグナム、ヴァイテ非ー」	從價	五分
「プルー」木	百斤	〇,〇七五
赤木(レッドウード)	同	〇,三〇〇
紅木(ローズウード)	同	〇,三〇〇
白檀木	同	〇,四〇〇
蘇木	同	〇,一三
薫香木	從價	五分
檜ノ鉋屑	百斤	一,〇〇〇
毛綿交織布		
「フランネル」(毛綿製)幅三十三吋ヲ超エサルモノ	一碼	〇,〇一五
無地及顯紋「イタリアン、クロース」(經絲ノ全部綿絲ニテ一色ナルモノ若ハ緯絲ノ全部綿絲ニテ一色ナルモノ)幅三十二吋長三十二碼ヲ超エサルモノ	一段	〇,三七二
「ポンチヨー、クロース」幅七十六吋ヲ超エサルモノ	一碼	〇,〇三〇
「スパニシ、ストライプス」(毛綿交織幅六十四吋ヲ超エサル		

品目	単位	税率
モノ）	同	[illegible]
毛綿交織布幅七十六吋ヲ超エサルモノ	同	[illegible]
別項ニ掲ケサル毛綿交織布（「アルパカ」、「ラストルス」、「オルレアンス」、「シシリアンス」等ヲ含ム）	從價	五分
毛製品		
「ブランケット」及「ラグ」	一封度	[illegible]
大幅羅紗幅七十六吋ヲ超エサル	一碼	0、0四七1/2
旗布幅二十四吋長四十碼ヲ超エサルモノ	一段	[illegible]
和蘭呉呂幅三十三吋長六十一碼ヲ超エサルモノ	同	一、000
英吉利呉呂幅三十一吋長六十一碼ヲ超エサルモノ	同	0、五00
「フランネル」幅三十三吋ヲ超エサルモノ	一碼	[illegible]、0一五
「ハビット、クロース」幅七十六吋ヲ超エサルモノ	同	0、0四七1/2
「ラスチング」（無地、顯紋若ハ縮緞ノ）幅三十一吋長三十二碼ヲ超エサルモノ	一段	[illegible]
「ラマ」小絨	百斤	五、000
羅世伊多幅三十一吋長二十五碼ヲ超エサルモノ	一段	0、一五0
中幅羅紗幅七十六吋ニ超エサルモノ	一碼	0、0四七1/2
露西亜羅紗幅七十六吋ヲ超エサルモノ	同	0、0四七1/2
「スパニシ、ストライプス」幅六十四吋ヲ超エサルモノ	同	0、0二一
別項ニ掲ケサル毛織布	從價	五分
紡毛絲、梳毛絲及線（「ベルリン、ウール」ヲ除ク）	百斤	五、三00

「ベルリン、ウール」	同	四,000	
レタル		一打	0,0三五
除蟲劑（壜入）六十箇以下ヲ入			
椶櫚線		従價	五分

（備考）税目に名稱を掲けたる物品を輸入するとき規定の度量に超えたるものに對しては税目に掲けたる度量の比例に應して課税す

規程

第一條

本税目に掲けさる輸入品は従價五分の割合を以て納税すへきものとす而して税金算出の基つくへき價格は地方通貨を以て表はしたる該品の市價とす但し此の市價は之を海關兩に換算するときは税金算出の基つくへき金額より一割二分超過するものと看做すへし

税關へ納税を申立つるに先ち貨物販賣せられたる場合に於ては其の善意契約の總金額を以て市價を表證するものと看做すへし

貨物原價運送費及保險料極め即ち其の價格中に關税其他の諸掛を加算せすして販賣せられたる場合に於ては右原價運送費及保險料極め價額を以て納税價格とし前項に掲けたる低減を爲さゝるものとす

税關へ納税を申出つるに先ち貨物販賣せられさる場合に於て貨物の價格又は類別に就き税關と輸入者

の間に爭議を生したるときは之を左の如く構成したる仲裁委員會に附すへきものとす

稅關官吏　一名

輸入者所屬國領事の選定したる商業者　一名

輸入者と國籍を異にする商業者にして首席領事の選定したる者　一名

右委員會會議中手續等に關して生する問題は多數を以て決定すへし委員會多數の終結裁定は事件附託の日より十五日(休日を除く)以內に宣告すへきものにして雙方の當事者を拘束するものとす

委員たる二名の商業者は各十海關兩の手數料を受くへきものにして委員會に於て稅關の評價を維持したる場合又は右評價を維持せさるも輸入者の價格低算七分五厘を降らさる程度にありと裁決せる場合に於ては輸入者右手數料を仕拂ひ然らさる場合に於ては稅關之を支出すへきものとす又委員會に於て關係貨物の正當價格は輸入者か初め納稅の基として申告したる價格より二割(又は其の以上)超過するものなりと裁決したる場合に於ては稅關官吏は稅金完納に至るまて右貨物の占有を保續し且匿脫を謀りたる稅金の四倍に均しき附加稅を課することを得

送狀は稅關の請求あるときは成るへくは總ての場合に於て之を提出すへきものとす

第二條

左記の貨物は輸入税を賦課せらるゝことなし

外國産米、穀物及穀粉。金銀地金及貨幣。印刷書籍、海圖、地圖、定時刊行物及新聞紙。

船舶の積荷全部又は一部無税品（金銀地金及外國貨幣を除く）にして其の他の貨物を登載せさるも右船舶は噸税を賦課せらるへし

船舶需要品及船舶收容石炭に對しては之を船內に積込みたるときは戾税證書を發給すへし

第三條

兵器彈藥及各種軍需品の輸入業は清國政府の徵求に依る場合又は其の購買に對する適法免許を得たる清國人に賣渡す目的に出てたる場合を除くの外之を禁止とし稅關は輸入者か必要なる許可を得たるの證據を有するまては右物品の陸揚許可證を發給せさるものとす本條の違犯は關係貨物全部の沒收を以て之を罰す食鹽の輸入は全く之を禁止す

明治三十五年十一月廿六日印刷
明治三十五年十一月廿九日發行

支那貿易事情與附
定價金壹圓

著者　東京市芝區愛宕町二丁目十四番地　吉田虎雄
發行者　東京市京橋區日吉町四番地　渡邊爲藏
印刷者　東京市京橋區日吉町四番地　齋藤剛
印刷所　東京市京橋區日吉町四番地　民友社
發行所　東京市京橋區日吉町四番地　民友社

◎民友社出版書籍目錄（明治三十五年十月改）

注意

（一）民友社書籍は全國各賣捌所に每發兌期日を誤らず發送す
（二）若し賣捌所に於て天災地變なくして賣捌かざる時は本社發送を怠るに非らずして其賣捌店に何等かの事故ありて發送を受け能はざるものと知らるべし
（三）斯る塲合には本社へ前金を以て注文せらるれば必ず迅速に發送すべし
（四）注文は書名を明瞭に記送さるべし上、中、下又は第一第二等ある書籍は落ちなく之を記別せらるべし
（五）爲替振込み宛所は東京芝口郵便支局

目錄に部類を別つに就き一書にして數部に涉るものあり是等は其内の一の類に收めたり例せば『帝國主義と敎育』が政治にも敎育にもすべての經世的方面に涉ると雖ども之を敎育の部類に入れしが如き是れなり

（明治二十年二月創立）

東京市京橋區
日吉町四番地
民友社
電話新橋二八五〇番

◎第九卷 婦人處世論 （屬稿中）

◎第十卷 瀨戸内海 （右同）

◎第十一卷 趣味の教育 （右同）

◎第十二卷 富人論 （右同）

教育書類

塚越芳太郎著 ◎成功論 定價三十錢 郵稅六錢

浮田和民著 ◎帝國主義と教育 定價十五錢 郵稅二錢

山路愛山著 ◎青年立身錄 定價二十錢 郵稅四錢

蘇國大學教授ジョン、ブラツキー著 慶應義塾 田中一貞譯 ◎修養論 定價二十錢 郵稅四錢

式典書類

土方伯 田中子 題辭 平田久纂 ◎内外交際新禮式 定價三十五錢 郵稅四錢

十二文豪

塚越芳太郎著 ◎外號 柿本人麿及其時代 定價三十錢 郵稅四錢

濱田佳澄著 ◎號外 シエレー 定價二十五錢 郵稅四錢

米田實著 ◎號外 バイロン 定價二十五錢 郵稅四錢

緒方維嶽著 ◎號外 シルレル 定價十八錢 郵稅四錢

内田貢著 ◎號外 ジョンソン 定價二十錢 郵稅四錢

平田久著 ◎第一卷 カーライル 定價十八錢 郵稅四錢

竹越與三郎著 ◎第二卷 マコウレー 定價十八錢 郵稅四錢

山路彌吉著 ◎第三卷 荻生徂徠 定價十八錢 郵稅四錢

宮崎八百吉著 ◎第四卷 ヲルヅヲルス 定價十八錢 郵稅四錢

高木伊作著 ◎第五卷 ゲーテ 定價十八錢 郵稅四錢

傳記類

- ◎第六卷 エマルソン　北村門太郎著　定價十八錢　郵税四錢
- ◎第七卷 近松門左衛門　塚越芳太郎著　定價十八錢　郵税四錢
- ◎第八卷 新井白石　山路彌吉著　定價十八錢　郵税四錢
- ◎第九卷 ユーゴー　人見一太郎著　定價三十錢　郵税六錢
- ◎第十卷 トルストイ　德富健次郎著　定價二十五錢　郵税六錢
- ◎第十一卷 頼山陽及其時代　森田思軒遺著　德富蘇峯・山路愛山校定　定價一圓　郵税八錢
- ◎第十二卷 瀧澤馬琴　塚越芳太郎著　定價　郵税
- ◎ゴルキー　伊藤銀月・千葉紫草合著　定價二十五錢　郵税四錢
- ◎李鴻章　吉田勿來著　定價十五錢　郵税二錢
- ◎濟民記　伯爵 副島種臣・德富蘇峯序　吉田宇之助著　定價二十八錢　郵税四錢

- ◎野中兼山　塚越停春樓主人著　定價二十錢　郵税四錢
- ◎西太后　中久喜信周著　定價十二錢　郵税二錢
- ◎勝海舟　民友社編纂　定價五十錢　郵税六錢
- ◎熊澤蕃山　塚越芳太郎著　定價八十錢　郵税八錢
- ◎將軍の半面（モルトケ將軍の文章及議論）　定價二十五錢　郵税四錢
- ◎森有禮　定價十二錢　郵税二錢
- ◎井原西鶴　幸田露伴序　角田浩作著　定價二十錢　郵税四錢
- ◎雲井龍雄　定價十二錢　郵税二錢
- ◎詩人西行（口繪）　定價十三錢　郵税二錢
- ◎阪本龍馬（題字肖像手蹟入）　弘松宣枝著　定價十五錢　郵税四錢
- ◎征清壯烈談　民友社編纂　第一十三錢　第二十錢　郵税各二錢
- ◎鐵道王グルド　定價二十錢　郵税四錢
- ◎山縣有朋　附 國武 渡邊岡本柳之助　定價十五錢　郵税四錢
- ◎雨ケトー　定價十二錢　郵税二錢

◎リンコルン　定価十二銭　郵税二銭
◎子ルソン（下巻）　定価八銭　郵税二銭
◎ウエリントン　定価十銭　郵税二銭
◎吉田松陰文　定価十五銭　郵税二銭

家庭叢書

◎第一巻　家庭の和樂　定価十銭　郵税二銭
◎第二巻　夏の家庭　定価十銭　郵税二銭
◎第三巻　玩具と遊戲　定価十銭　郵税二銭
◎第四巻　家庭教育　定価十銭　郵税二銭
◎第五巻　小兒養育　定価十銭　郵税二銭
◎第六巻　家庭衛生　定価十銭　郵税二銭
◎第七巻　家政整理　定価十銭　郵税二銭
◎第八巻　簡易料理　定価十銭　郵税二銭
◎第九巻　社交一斑　定価十銭　郵税二銭
◎第十巻　婦人と職業　定価十銭　郵税二銭

娯樂書類

◎號外　家庭理財　定価十銭　郵税二銭
◎叢書外　名士と家庭　定価十銭　郵税二銭
◎叢書外　紫式部　定価十五銭　郵税二銭
◎叢書外　清少納言　定価十三銭　郵税二銭
◎將棋秘訣　名人小野五平編纂　定価三十銭　郵税四銭

小說類

◎雪崩と百合　富永蕃江生稿　エリオット著『ロモラ』の梗概　定価二十銭　郵税四銭
◎不知火　温亭主人作　定価二十銭　郵税四銭
◎第五　國民小說　定価二十銭　郵税四銭
◎第六　國民小說　定価十五銭　郵税四銭

世界 國勢書類
兒玉臺灣總督序、後藤民政長官序、福島陸軍少將書簡
德富蘇峰序、家永豐吉著
◎西亞細亞旅行記（地圖及挿畫數種） 定價三十錢 郵税四錢
露國政府編纂 日本民友社譯述
◎露國事情 定價二圓 郵税十六錢
平田久著
◎露西亞帝國 定價三十五錢 郵税六錢
民友社編
◎支那及列國 定價二十錢 郵税四錢
國民新聞社編纂
◎支那便覧 定價十二錢 郵税二錢
柴四朗君、德富蘇峰君序、菊池謙讓著
◎朝鮮王國 定價五十錢 郵税八錢
民友社編纂
◎比律賓群島 定價十八錢 郵税四錢
◎十成西比利亞鐵道 定價十二錢 郵税二錢
政法書類
◎選擧必携 定價二十錢 郵税四錢
ウエストレーキ氏著 深井英五補譯
◎國際法要論 定價一圓五十錢 郵税十二錢
米陸ローウエル氏原著 民友社譯述
◎政府と政黨 定價二圓五十錢 郵税十八錢
深井英五譯
◎英米比較憲法論 定價二十錢 郵税四錢
◎支那論 定價十錢 郵税二錢
◎責任内閣 定價十錢 郵税二錢
遺稿類
故横井平四郎著 男横井時雄編
◎小楠遺稿 上製金一圓五十錢 並製金一圓二十錢 郵税金十六錢
社會及經濟書
小西孝太郎著
◎勤儉儲蓄のしをり 定價 郵税
吉田虎雄著
◎支那貿易事情（印刷中）

民友社書籍賣捌所

注意（一）此に列擧する賣捌店は本社直接に取引する店又は特別に記入申込ありし分に限る

（二）故に全國に於て間接に賣捌かるゝ店は此他に多數ありと知るべし

（三）間接賣捌所にて店名廣告申込みあれば追々掲出すべし

（四）賣捌所にして取引中事故あり停止又は拒絕したる店名は玆に其事故を掲載することあるべし

東京市神田區裏神保町　上田屋
同　表神保町　東京堂
同　京橋區銀座四ノ六　東海堂
同　京橋區鎗屋町　北隆館合資會社
同　京橋區采女町　警醒社書店
同　日本橋區本石町　鶴屋喜右衛門
同　赤坂區青山南町　山陽堂
同　京橋區弓町　松邑孫吉
同　芝區三田四國町　小松原書店
同　赤坂一木町　山口書店
同　麹町區飯田町　神戶書店
同　麻布六本木町　北原書店
同　本郷春木町　小杉商店
同　本郷四丁目　文明堂
同　京橋區鎗屋町　良明堂
同　本郷一丁目　國光書房
同牛込區原町二丁目七十一　關屋盈科堂
大阪市備後町　吉岡書店
同　同　岡島新聞館

同心齋橋筋淡路町北へ入　中村正兵衛
同西區常安橋南詰西へ入　文德堂
京都市佛光寺通り　東枝律書房
同　三條通富小路角　便利堂
同　寺町通り　飯田信文堂
同　河原町　大黑屋
同二條通り河原町東へ入　寶文館
同　丸太町寺町西　前川書店
橫濱市吉田町一丁目　第一有隣堂
同　伊勢佐木町　勉強堂書店
同　野毛町　第二有隣堂
同　市吉田町一丁目　金海堂
神戶市元町五丁目　吉岡支店
同　市元町五丁目三十四　石丸日東館
同　市元町一丁目　川瀨日進堂
名古屋市本町　川瀨代助
同　玉屋町　靜觀堂
廣島市塩屋町　積善館支店
同　東橫町　弘文館

東京府下八王子町　熊澤兼太郎
山城國向日町　須田正進堂
丹波國福知山柳町　足立攻城館
同　越山文進堂
大阪府豊能郡池田新町　鹽川豊翠館
丹波國柏原町　中井正吉
但馬豊岡町　由利安助
淡路國洲本町　成錦堂
越後水原町　西村六平
同　長岡裏四の町　目黑十郎
同　高田町　高橋書店
同　新發田町　萬松堂支店
同　亀田町　潤身堂
同　尼瀨　佐藤清三郎
新潟市古町通　北光社
長崎市酒屋町　安中半三郎
同　市　集榮堂
武州川越町　集成閣
武州兒玉町　中村文會堂

茨木縣水海道町　新々堂
上野富岡　木田商店
同　桐生町　大出三泉堂
上州原町　山口商店
宇都宮市大工町　内山商店
野州足利町　三泉堂
伊賀國上野農人町　安屋勝次郎
伊勢國松坂　清玉堂
三州豐橋　富田安一
遠州掛川町　叢文堂株式會社
静岡市呉服町　内田書店
同　同　太陽堂
甲府市柳町　眞誠堂
大津市　文泉堂
近江長濱町　同支店
美濃大垣本町　渡邊商會
飛彈高山町　平田鈴吉
信州長野市　齋藤祥三郎
同　市　西澤喜太郎
同　市　信濃毎日新聞社
同市新田町　荻原朝陽館
信州上田町　西澤支店
同　野澤町　岩下新聞舗
同　岩村田町　文盛堂
同　松本町　鶴林堂
同　町本町二丁目　慶林堂高美書店
同　洗馬　都筑文明堂
仙臺市國分町　佐勘書店

同　大町　木文書店
同　新傳馬町　田木芳次郎
福島縣福島町　漸進堂
同　同　鈴木萬助
同　白河町　奥村書店
同　白河町　石井書店
盛岡市　鶴鳴閣
陸中一の關大町　文港堂書店
森縣青森市　鎌田書店
同　青港堂
同　弘前市　桂華堂
青森縣八の戸　伊吉商店
山形市　八文字書店
同市十日町四百二十六　荒井明治閣
羽後國秋田市茶町　成見清兵衛
同　市縣廳脇通　大島開成堂
同　増田町　東海林書店
同　大舘町　越後屋虎五郎
羽後酒田上中町　中村書店
若州小濱　吉岡昌太郎
福井市佐佳枝町　日新堂
同　品川書店
石川縣小松　宇都宮書店
同　金澤市　同支店
同　同市　佐久間書店
能登飯田町　河内勇作
富山市東四十物町　中田書店
同　市　小林清重堂

高岡市寺山町　學海堂
越中川邊　弘文堂書店
鳥取市上魚町　山本吉太郎
同市智頭　藤谷旭日堂
同市東町八十八番地　久松堂書店
伯耆倉吉　鳥飼榮藏
出雲國松江市　川岡清助
同　市天神町　大蘆一年舍
岡山市弓之町百三番地邸　周榮堂
同　市西大寺町　奥田金正堂
同　市丸龜町　吉原弘文堂
同　市上元町　本郷養文堂
作州津山元魚町　横山萬竹堂
備中井原町　荻田書店
山口縣山口中市町　超世館
山口縣馬關　山名書店
周防國岩國　白銀口新堂
和歌山市中橋地詰　宮井宗兵衛支店
愛媛松山市　向井藏次郎
同　宇和島町　日進堂書店
同　宇和島廣路通郡役所前　杉山靜清堂
高知市　開成舍
福岡市博多　積善館支店
同　眞海書店
同　森岡書店
筑前若松町　石松國吉
筑後久留米市　菊竹金文堂

同　四池郡大牟田橋口町　上野書店
豐前中津町　野依暦三
豐前行橋町　高橋種成
大分縣大分町　甲斐治平
同　菁莪堂
同　縣竹田町　高野菊三郎
佐賀市　大坪書店
熊本市新町　長崎次郎
同　南新坪井町　好文堂
同　上通五丁目　中山知新堂
同　通町　石原書店
肥後八代町　時昌堂
宮崎上野町　修進堂書店
鹿兒島縣鹿兒島市　吉田幸兵衛
同　同　金光堂
同　同　谷村書店
北海道札幌南一條西三丁目　進振堂
同　南一條西三丁目　新聞賣捌名合會社
同　富貴堂
同　道小樽港　川南重祐
同　石狩國上川郡旭川一條通七丁目　旭書院
同　道十勝國帶廣大通七の十　久富書店
臺灣基隆草花街十一番戶　小西日進堂
同　臺南草花街　龍泉堂
韓國仁川港　山岡書店